

博士論文

中華人民共和国建国を起点とした  
小学校における写字書法教育史の研究

草津祐介



## 目 次

はじめに	4
第1章 中華人民共和国建国期の写字教育	9
第2章 1950年代半ば～60年代の写字教育	25
第3章 文化大革命～1980年代の写字教育	41
第4章 『中小学書法教育指導綱要』の研究	59
第5章 『中小学書法教育指導綱要』通知以降の写字書法教育	89
第6章 小学校の検定済教科書『書法練習指導』	105
第7章 小学校の検定済教科書『書法練習指導』（北京師範大学出版社版）	119
第8章 写字書法教育を担当する教員の養成	139
第9章 日本および中華人民共和国の小学校における書教育の目標の変遷と キー・コンピテンシー	151
おわりに	164
附録	169
中華人民共和国写字書法教育年表（1949～2007） — 『中国書壇紀事』をもとに—	
関于加強中、小学学生写字教学的通知	
中小学書法教育指導綱要	

# はじめに

現在の日本の教育課程における書写書道教育と中華人民共和国の教育課程における写字書法教育は、図 0-1 のように位置づけられる。これらの教育課程について、日本は『学習指導要領』によって教育内容を示し、中華人民共和国は「教学大綱」や「課程標準」等により教育内容を示す。中華人民共和国において、図 0-1 のような教育課程における写字書法教育が形づくられたのは、2013 年に『中小学書法教育指導綱要』が制訂<sup>1</sup>され、小学校、中学校において、順次「書法練習指導」の授業が開講されるようになってからである。

本研究では中華人民共和国で実施されている写字書法教育がどのような性質のものであるかを明らかにするべく、現代に至る中華人民共和国の写字書法教育を建国期、1950年代半ば～60年代、文化大革命～1980年代、1990年代～現代に分け分析し、教育法規を中心とした目標の分析によりそれぞれの時期が目指した写字書法教育の性質を明らかにし、その背景を考察した。その上で現代の中華人民共和国で実施されている写字書法教育について、目標の分析や他の法規との比較等により、何を教えるための写字書法教育として位置づけられているかを明らかにした。そして、検定済教科書の分析を通しその方法論を明らかにした。その上で、写字書法教育を担う教員の養成をどのようにするのか考察した。最後に日中の書教育の目標の変遷の比較を通し、日本と中華人民共和国の小学校で実施されている書教育の性質を明らかにしたうえで、日本の書教育のあり方について展望した。

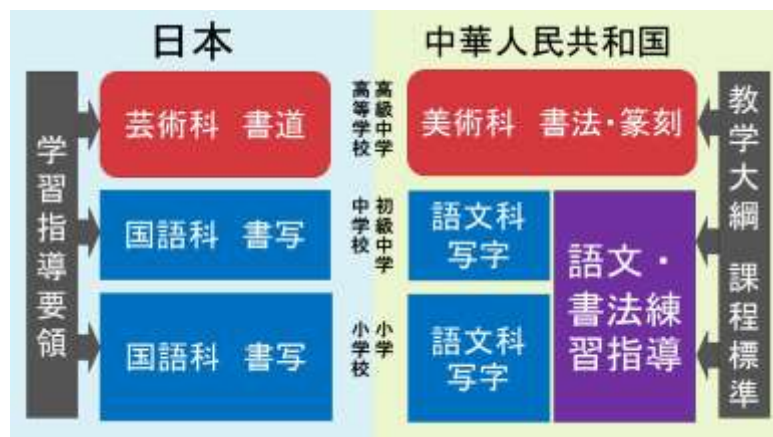


図 0-1 現代の日本と中華人民共和国の書教育の構造比較

## 本論文に関わる先行研究と課題

これまで、中華人民共和国の写字書法教育史については、向彬『中国古代書法教育研究』<sup>2</sup>、楊加深『北宋書法教育研究』<sup>3</sup>の専著のほか、丁成東「漢末魏晉南北朝時代の書法教育」<sup>4</sup>や江蘇教育出版社から発行されている『中国書法史』等にも収録されている。しかし、そういった書道史研究の範疇でおこなわれた古代中国の書法教育史についての研究は散見されるものの、近現代の写字書法教育史に関する専門的な研究は非常に少ない。

近現代の中華人民共和国の写字書法教育については、染谷由香里「中華人民共和国における写字教育の動向」<sup>5</sup>で、1990年代の写字教育について教育法規をもとに整理し、

浙江省余杭市臨平鎮第一小学校における書法教育の取り組みを紹介している。また王力軍は「建国後中国写字与書法教育的現状与拓展」<sup>6</sup>において、中華人民共和国の写字書法教育制度の現状を俯瞰し、写字書法教育を展望している。その他、中華人民共和国における書教育の実践に関する研究は散見されるが、教育法規を体系的に整理、分析している研究はみられず、本研究によって中華人民共和国写字書法教育史を構築したいと考えている。

## 本研究の構成とアプローチ

では、本研究で考察した内容およびどのように論証したか、具体的に説明したい。

第1章では、中華人民共和国建国期に制訂された小学校の写字教育に関わる教育法規である『小学語文課程暫行標準（草案）』（1950年8月制訂）とその後制訂された『小学語文教学大綱（草案）』（1956年10月制訂）の比較分析を通し、中華人民共和国建国期の小学校における写字教育の特徴を考察した。加えて、中華民国期の1932年11月に制訂された『小学国語課程標準』と『小学語文課程暫行標準（草案）』の比較により、中華民国から中華人民共和国建国への法規における変化についても考察した。さらに、1956年秋に一部地域において公布された『小学語文教学大綱草案（初稿）』を取り上げ、『小学語文教学大綱（草案）』との比較考察をおこなうことにより、『小学語文教学大綱（草案）』の特徴を明確にした。そして、分析した変化の要因に、文字改革運動が影響していることを論じた。

第2章では、1950年代半ばから1960年代の小学校における写字教育について、第1章でも取り上げた『小学語文教学大綱（草案）』と『全日制小学語文教学大綱（草案）』（1963年5月制訂）の比較分析を通し考察した。その変化の要因に、文字改革運動による識字教育の強化、『关于加強中小学学生写字教学的通知』（1963年1月制訂）の発布が深く関連していることを論証した。

第3章では、1966年から1976年まで中華人民共和国で起こった政治闘争である「プロレタリア階級文化大革命（無産階級文化大革命）」期の教育について、『農村中、小学教育大綱（草稿、供討論）』を主な材料として分析した。さらに「プロレタリア階級文化大革命」前後の写字教育の変化について、第2章で取り上げた『全日制小学語文教学大綱（草案）』（1963年5月制訂）と『全日制十年制学校 小学語文教学大綱（試行草案）』（1978年2月第1版制訂、1980年修正版制訂）を比較分析し、文革期前後における変化について考察した。

第4章では、『中小学書法教育指導綱要』制訂後の中華人民共和国の教育課程における写字書法教育がどのような性質のものか、『義務教育語文課程標準（2011年版）』および『中小学書法教育指導綱要』をもとに整理した。加えて、日本の『学習指導要領』の内容と比較分析した。さらに、『中小学書法教育指導綱要』以前に中国において発行された写字書法教育に関する法規である『九年義務教育全日制小学写字教学指導綱要（試用）』『教育部关于在中小学加強写字教学的若干意見』『教育部关于中小学開展書法教育的意見』の写字教育あるいは書法教育の目標の変遷を考察し、さらに『中小学書法教育指導綱要』がどのような経緯で発行されたものなのかをまとめた。加えて、『中華人民共和国憲法』『中華人民共和国教育法』『国家中長期教育改革和發展規劃綱要（2010—2020）』といった上位法規からの『中小学書法教育指導綱要』への影響を分析し、中華人民共和国において2013年に『中小学書法教育指導綱要』が制訂された意味について考察した。

第5章では、『中小学書法教育指導綱要』制訂、通知後の写字書法教育の動向として、通知後の各省における受容とその広がり、河南省を例として取り上げ考察するとともに、入学試験への写字書法教育の影響を考察した。さらに『中小学書法教育指導綱要』制訂後に制訂された関連する諸法規を論証の材料として取りあげ、それら関連法規の分析を通して、現在の中華人民共和国の写字書法教育がどのような性質のものになっているのか、社会がどのように写字書法教育を受容してきているかを考察した。

第6章では、中華人民共和国で2015年に発行され、現在小学校で使用されている書法教育の検定済教科書『書法練習指導』について、全11社の検定済教科書間での比較分析をおこない、11種類の現行版検定済教科書である『書法練習指導』の特徴を明らかにした。

第7章では、その11種類のなかでも、国家教材委員会によって「全国優秀教材一等賞」に選ばれた北京師範大学出版社発行の検定済教科書『書法練習指導』を考察対象として取り上げ、その特徴を明らかにした。

第8章では、2013年に『中小学書法教育指導綱要』が制訂された後の中華人民共和国の小学校、中学校、高等学校における写字書法教育を担う教師をどのように確保しているのか、養成していくのかを、教師になる資格証明書である「教師資格証」について関連法規に基づき整理し、教員養成の現状を考察するとともに、その後、小学校、中学校、高等学校での写字書法教育を担う人材をどのように養成していくのかまとめた。さらに、インタビューを通してどのように写字書法教育の教員を確保していくのか、考察した。そして、これらの考察を通し、今後の中華人民共和国における写字書法教育を担う教員養成を展望した。

第9章では、これまでの研究をふまえ、昭和22年度版の『小学校学習指導要領』から平成29年度版の『小学校学習指導要領』までの冒頭に示された目標、各学年の硬筆、毛筆の目標にみられる用語の変遷を分析し、『課程標準』、『課程暫行標準』から『指導綱要』までをとり上げ、冒頭に示された目標、各学年で示された硬筆、毛筆の目標にみられる用語の変遷を分析した。そして、日中の書教育の変遷を比較分析した。

なお、本研究において使用する呼称について、日本の「書写」および「書道」に相当する用語として、中華人民共和国の場合はそれぞれ「写字」および「書法」の呼称を用いた。また、日本の書写書道教育、中華人民共和国の写字書法教育を包括した意味で「書教育」の語を用いた。

また、各章冒頭でも都度掲載するが、以降、次のように呼称を省略して使用する。『小学国語課程標準』は『課程標準』、『小学語文課程暫行標準（草案）』は『課程暫行標準』、『小学語文教学大綱（草案）』は『教学大綱』、『小学語文教学大綱草案（初稿）』は『教学大綱（初稿）』、『全日制小学語文教学大綱（草案）』は『全日制教学大綱』、『關於加強中小學生写字教学的通知』は『写字教学的通知』、『全日制十年制学校 小学語文教学大綱（試行草案）』は『十年制教学大綱』、『九年義務教育全日制小学写字教学指導綱要（試用）』は『写字教学指導綱要』、『教育部關於在中小学加強写字教学的若干意見』は『写字教学的若干意見』、『教育部關於中小学開展書法教育的意見』は『書法教育的意見』、『義務教育語文課程標準（2011年版）』は『義務教育課程標準』、『中小学書法教育指導綱要』は『指導綱要』。その他の略称については各章で記載した通りである。

さらに、本研究において、通史的な意味で使用する場合、引用文の場合、固有名詞の一部として使用する場合は「中国」と表記したが、それ以外については「中華人民共和

国」と表記している。また、簡体字は日本で通用の漢字に改めて表記した。

---

<sup>1</sup> 中国においては、「制定」は以降基本的に変化がないとされる法規に対して用い、「制訂」は変化する法規等について用いられる。本研究においてはこの観点から、「制定」と「制訂」を区別し使用する。

<sup>2</sup> 中国社会科学出版社、2009年

<sup>3</sup> 中華書局、2017年

<sup>4</sup> 『書道学論集』9、大東文化大学大学院文学研究科書道学専攻院生会、2012年

<sup>5</sup> 『書写書道教育研究』第15号、全国大学書写書道教育学会、2001年3月

<sup>6</sup> 『文以載道 中日書法文化論壇文集』2015年8月、山西大学美術学院、29～36頁。



## 第1章 中華人民共和国建国期の写字教育



- 第一 目標
- 第二 作業類別
  - (一) 説話 (附注)
  - (二) 読書
  - (三) 作文
  - (四) 写字
- 第三 各学年作業要項
  - 説話
  - 読書
  - 作文
  - 写字
  - 附注
- 第四 教学要点
  - (一) 説話
  - (二) 読書
  - (三) 作文
  - (四) 写字

『課程暫行標準』の構成は次の通りである。

- 第一 目標
- 第二 教材大綱
  - 一 閲読方面
  - 二 写話方面
  - 三 写字方面
- 第三 教学要点
  - 一 教材編選要点
  - 二 教学方法要点

『教学大綱』の構成は次の通りである。

- 説明
  - 準備課
  - 識字教学
  - 閲読教学
  - 漢語教学
  - 作文教学
  - 写字教学
- 教学大綱
  - 第一学年
    - 準備課、閲読、漢語、作文、写字
  - 第二学年
    - 閲読、漢語、作文、写字
  - 第三学年

閲読、漢語、作文、写字  
第四学年  
閲読、漢語、作文、写字  
第五、六学年  
閲読、漢語、作文

では、『課程標準』から『課程暫行標準』への構成の大きな変化をまとめたい。『課程標準』の「読書」が『課程暫行標準』では「閲読」となり、『課程標準』の「説話」と「作文」が組み合わさり『課程暫行標準』では「写話」となっている。また、『課程標準』の「作業類別」と「各学年作業要項」が合わさり、『課程暫行標準』では「教材大綱」として掲載されている。

次に、『課程暫行標準』から『教学大綱』への構成の変化をまとめたい。『課程暫行標準』から『教学大綱』へは、まず、呼称が「課程標準」から「教学大綱」へと変化している。<sup>2</sup>『課程暫行標準』と『教学大綱』を比べると、『課程暫行標準』では、「閲読」「写話」「写字」の3つの内容に分け記述していたのが、『教学大綱』では、「閲読」「漢語」「作文」「写字」の四つの内容に分かれる。『課程標準』で「説話」と「作文」に分かれていたものが合わさり「写話」となり、それが、『教学大綱』ではさらに「漢語」と「作文」に分かれたということになる。『課程暫行標準』の「写話」の内容は、「説話練習」「写作練習」に大別され、それが『教学大綱』で「漢語」「作文」というかたちで構成を分けたと考えられる。「写字」については一貫して「写字」という呼称を用いている。

さらに、『教学大綱』での特筆すべき変化は、「準備課」「識字課」が増えることである。このことは、『教学大綱』と同年1956年1月に、国务院より『漢字簡化方案』が制訂され、簡体字の教育という職務が語文の授業で課せられることになったことと大いに関係があるだろうと思われる。学年別の変化として、第1学年では「準備課」が加わり、第5、6学年では「写字」がなくなる。

また、記述に関して、『課程暫行標準』よりも『教学大綱』の方がより具体的に指導内容が記載されている。これは呼称が「課程標準」から「教学大綱」へと変わっていることから類推されうる。写字については『課程暫行標準』『教学大綱』共通して指導内容が詳しく掲載されている。

## 二 『課程標準』から『教学大綱』への目標の変化

次に、『課程標準』『課程暫行標準』『教学大綱』の冒頭に記載されている全体の目標に見える写字についての記述を比較考察し、中華民国から中華人民共和国建国期への写字教育の目標の変化について考察していきたい。

写字の目標について、『課程標準』では、「第一 目標」で「(四) 児童に写字練習を指導し、正確で素早い写字能力を育成する。」とし、『課程暫行標準』では、「第一 目標」で「三 児童に写字の研究、練習を通じて、正確に素早い楷書と一般的に用いる行書の写字ができるようにすること。」とする。『課程暫行標準』では、具体的な書体について記されている。『教学大綱』では、「説明」で「小学校語文科の目的は児童の語言能力を高めることにあり、児童が正確に聞き、話し、読み、上手に書くように育成しなければならない。これらの学科を学んだ後、児童はようやく知識を容易に吸収し、文化を受容し、児童の個性がようやく容易に全面的な発展ができる。」とあり、『課程

『課程標準』で具体的に記載されていたものが、『教学大綱』での写字の目標は非常に抽象的に「上手にかけられるように育成しなければならない」となっている。さらに、『教学大綱』「説明」中には、小学校語文科の基本的な任務は「児童の語言の發展であり、児童の語言を理解する能力と語言を運用する能力を高めることである」と記され、「(一) 児童の聞く能力を高めること」「(二) 児童の話す能力を高めること」「(三) 児童の読む能力を育成すること」「(四) 児童の書く能力を育成すること」の基本的任務4点を挙げている。その「(四) 児童の書く能力を育成すること」の項目には続いて、「十分に短編の文章を書くことができ、十分に仕事と生活に必要な書類を書くことができ、すべてに内容が優れていて、筋道が通っていること」とあり、写字についてのはっきりとした目標は記載されていない。さらに、「小学校語文科はさらに児童の語言の發展という仕事のなかで以下の任務を完成させることが重要である」と、以下の5点を挙げる。

1. 社会主義への自信を樹立する。
2. 弁証唯物主義世界観の基礎を樹立する。
3. 共産主義的徳を育成する。
4. 美を愛する感情と審美の能力を育成する。
5. 本族語言への熱愛を育成する。

これらの記述を見る限り、『課程標準』『課程暫行標準』と冒頭に記載された目標において、「写字」に関しての目標が明記されていたものが、『教学大綱』の冒頭では、明確な「写字」の目標に関する記述が見られなくなっている。このことは『教学大綱』において、相対的に写字が重視されなくなってきたことを示す一つの証左になるだろう。

### 三 『課程標準』から『教学大綱』への指導内容の変化

#### ① 指導内容の変化

では『課程標準』の「第二 作業類別」「第四 教学要点」中の写字に関する記述をもとに『課程標準』における写字の学習内容をまとめたい。  
『課程標準』「第二 作業類別」「(四) 写字」には次のようにある。

- (1) 練習 規定時間で楷書、行書を練習し、時に手紙や掲示物等の写字練習を応用としておこなう。
- (2) 覚える 通用の行書、草書および俗字を覚える。

『課程標準』の目標にはなかった楷書および行書の学習についての記述があり、『課程標準』は『課程暫行標準』とともに楷書、行書を学習するということになる。また、『課程標準』では行書のみならず、草書や俗字を覚えることになっている。

『課程標準』「第四 教学要点」の写字に関する項目には次のようにある。

- (24) 写字の材料は、初めて学ぶときは使用する文字を選んで学習し、書き間違いやすい文字、意味のある言葉を組み合わせたものを学び、機械的な作業を減らす。
- (25) 写字姿勢、道具の使用、文字の筆順、結構、位置等、開始時は注意して指導しなければならない。

- (26) 初めて写字を学ぶには鉛筆を使用し、使えるようにする。2年から鉛筆によって練習するほか、毛筆での練習を注意しながらはじめる。第5学年、6学年では、万年筆の練習の授業を担当しなければならない。
- (27) 摹写（あるいは印写）、臨写（手本や字帖を用いた）、自由に書く（見本を使わない）は交互におこなう。
- (28) 定期的にコンクールの練習をする必要がある。

筆記用具としては、1年生から鉛筆を用い、毛筆は2年生から使用しはじめ、5年、6年生から万年筆を使用して練習を始めることになる。さらに摹写（印写）、臨写、創作といった活動を写字の時間におこなうとしている。

次に、『課程暫行標準』の「第三 教学要点」「二 教学方法要点」の「(七) 写字教学の注意点」には次のようにある。<sup>3</sup>少し長いがすべて引用したい。

1. 第1、第2学年の筆順教学は、「空書」<sup>4</sup>と「卓書」<sup>5</sup>のほか、チョークを用いて黒板上で練習できる。
2. 毛筆を用いた中字の写字は、臨写を主とし、自由な写字を補助的におこない、描紅法<sup>6</sup>を用いてはならない。映摹法<sup>7</sup>も一度程度に止め、常におこなってはならない。
3. 姿勢の指導は、いつも注意する必要がある。頭、眼、肩、背等すべての身体が正確であるよう気をつける必要がある。
4. 写字道具の管理、運用と収蔵は、児童の先に方法を理解させ、その後彼らが厳密に実行するように監督し、良好な習慣を養成する。道具と紙の使用について、きれいに整えて置くことに注意するのみならず、大切に節約して使うように注意しなければならない。
5. 写字教学は、実用をもって原則とし、正確に（正確）、はっきりと（清楚）、きれいに（干淨）、速く（迅速）を目標とし、美しさ（美化）をあまりに重視すべきではない。
6. 毛筆を学ぶには、児童に多くの名人の碑法帖を鑑賞させ、あるいは教師や同級生が写字する際の姿勢や運筆などの方法や動作を観察し、模倣することにより自分の欠点を改められるようにする必要がある。
7. 教育不足による破体や別字<sup>8</sup>、怪異な略字<sup>9</sup>はできれば児童に学習させないことである。
8. 写字教学の時間は、平均して習うように分布するように注意する必要がある。毎日授業時間の一部分から時間を使っても、あるいは特別に若干の時間を手配してもよい。第三学年以降は、課外で練習する方法を用いてもよく、写作や壁新聞を投稿させたり読書ノートや各種文化娯楽等の実用中に練習をさせたりしてもよい。
9. 定期あるいは不定期に写字コンクールあるいは写字作品展示をおこなってもよい。

『課程暫行標準』では、『課程標準』に比べ記述が増え、内容も具体的になる。学習する文字の大きさについて、中字という記述が増えるほか、臨写を主要な手段とする点は『課程標準』と変わりはない。しかし、描紅法、映摹法といった伝統的な書法の学習方法を否定し、破体、別字、略字を学習させないほうが良いとする点は『課程標準』からの大きな変化である。さらに、「写字教学は、実用をもって原則とし、正確に、はっきりと、きれいに、速くを目標とし、美しさをあまりに重視すべきではない。」と、

文字の美しさではなく、言語としての正確性、運用上の利便性の教育を重視すると、写字を言語教育の要素を強くして位置づけていく流れが明確になっていく。また、碑法帖の学習上の位置づけが鑑賞対象として明確に位置づけられる点も写字教育における大きな一つの分岐点として考えられる。

写字教育が言語教育として、「正確に、はっきりと、きれいに、速く」文字を書く教育をおこなうという流れがさらに言語教育として明確に位置づけられるのが、次に制訂された『教学大綱』である。『教学大綱』の「説明」中の「写字」についての目標を確認したい。

小学語文科の写字教学の任務は児童の写字の技術を養成することである。写字技巧は以下の三方面を包括する。

- (一) 正しく書く。覚えた文字はすべて書くことができ、正確に間違えた文字を書かないことを求める。
- (二) 上手に書く。はっきりと書くこと求め、ぞんざいに書くことがなく、文字がお互いに混ざることがないように、整齐を求め、文字自体と文字の列が傾かないようにし、字と字の大きさの差が大きくならないようにし、文字の高低が不ぞろいにならず、人が一目で見てわかるように書けること。
- (三) 速く書く。学年が上がるに従い、だんだんと速く書けるようになること。

このように「美しい」文字を書くのではなく、「正しく、上手に、速く」文字を書く教育をおこなうという位置づけが『教学大綱』において明確になされることになる。

また、『教学大綱』から「準備課」が増え、識字教育も独立した教育項目としておこなわれることになる。写字教育については、この「準備課」、識字教育中においてもおこなわれることになる。では、『教学大綱』「説明」中にある「準備課」「識字教学」での写字教育と関係した記述を取り上げていきたい。

『教学大綱』「説明」中の「準備課」の冒頭には、「教学大綱中規定され、小学校語文科の教学開始時期に、一定の時間において準備課の教学を進める必要があり、児童に学校生活を見て覚えさせはじめ、かつ識字・写字をおこないしっかり準備をおこなう」とあり、準備課で識字・写字の教育をおこなうことになっている。そして、「準備課において、児童に写字の正確な姿勢を教え、児童に正確な鉛筆の執筆法、正確な鉛筆での書き方を教える必要があり、さらに、児童に点、横線、縦線、斜線等の練習を教え、腕と指の使い方を学び、眼を使い位置を測定し、書き始めの位置を把握させる」と、準備課に写字教育と関連した目的が示される。

さらに、『教学大綱』「説明」中にある「識字教学」の冒頭には、「識字は閲読の基礎である。目下漢字はまだピンイン文字にはなっておらず、識字教学は短時間で完成できるものではなく、ゆえに教学大綱中小学校第1・2学年の閲読教学は識字に重点を置く。この第1・2学年中比較的集中して児童に見て覚える必要のある数の（1500文字を超えないこと）常用漢字を教える」と、1500文字を超えない範囲で常用漢字を教える」と具体的な数字が示されている。また、「識字教学」中には次のようにある。

漢字の字形を適切に書く指示というの、識字教学では必要である。初めは新しく漢字を習う際にだんだんと児童に漢字の各種筆画の形について見て覚えさせるように教え、漢字の各種筆画の名称を知り、かつ写字の筆順を児童に教える。だんだんと多くの文字を覚えた後は、字の結構（偏や旁とその他の結構単位）は適切に書くよう指

示し、児童の字形を記憶する助けとし、かつ識字の心理過程を簡単にする。なぜならば、児童が漢字の結構の比較的大きな単位を見て覚えることが次第に増えていくからであり、以後識字は結構からの比較的大きな単位から見極めることができ、個々の文字すべての一画一画を子細に分析する必要はなく、このことは学習の困難さを減少させ、学習の効率をあげる。しかし、この方法の運用には必ず選択があり、順序があり、必ず十分に慎重にしなければならず、本当に識字に役に立つことに限り、「拆字」（文字での運勢判断）などの方法を乱用せず、字源に遡ってはならず、字形に基づき字音を教え、字義を説くべきである。

この記述によると、識字では字形の指導、つまり写字の指導をおこなうとする。そして、字源に遡らず、字形に基づき字音を教え、字義を説明することが、識字教育にとって重要であると示される。さらに重要なのは、同「識字教学」中において、『教学大綱』「説明」中の「写字教学」には、「写字教学の任務は、専門に設けた「写字課」が担うべきであるが、その他識字教学、閲読教学、漢語教学から語文課の各文書作業すべてにおいて担うものである。語文科に限らず、各教科の教師が皆児童の文書作業が上述の要求に到達するように注意する責任があり、さらに指導し正すこと」と、『教学大綱』において、文字を「正しく、上手に、速く」書く写字教育を写字の授業、語文の授業以外でも、各教員が担うべきであると明確に位置づけられるのが『教学大綱』の大きな特徴である。

## ②学年別指導内容の変化

『課程標準』『課程暫行標準』『教学大綱』記載の学年別の指導内容について表 1-1 にまとめた。表 1-1 をもとに学年別指導内容の変化を比較考察していきたい。ただし、『課程標準』については、2 学年ごと記載されており、本章でも 2 学年ごとまとめて記載した。では以下、学年別の指導内容をまとめていきたい。

### 第 1 学年・第 2 学年

『課程標準』では、熟語の写字練習、掲示や標識の写字練習という指導内容の例示がされているのみである。

『課程暫行標準』は、第 1 学年では楷書という書体を練習すること、鉛筆によって学習すること、筆順を教えることが記載される。第 2 学年では、中字、小字という指導する際の文字の大きさも指定され<sup>10</sup>、推奨される筆記具が万年筆となり、字体結構の識別を学ぶと記載する。

『教学大綱』は大きく異なる。第 1 学年では、姿勢、筆記具の持ち方、筆記具や教科書等の保管方法、マス目の熟知、点画の練習、体の使い方、視線の育成といった点を挙げる。なによりも識字教育との連携、閲読、漢語、作文と写字の関連した指導について記載される。第 2 学年では、速度について記載されるほか、引き続き閲読、漢語、作文と写字との連携が記される。以降第 4 学年まで写字と閲読、漢語、作文との連携が記載されている。

### 第 3 学年・第 4 学年

前述の通り、『課程標準』では第 2 学年から毛筆の使用が始まる。『課程暫行標準』は第 3 学年より毛筆を使用することになる。『課程暫行標準』は毛筆の学習について、



「二 教学方法要点」「(七) 写字教学の注意点」で「6. 毛筆を学ぶには、児童に多くの名人の碑法帖を鑑賞させ、あるいは教師や同級生が写字する際の姿勢や運筆などの方法や動作を観察し、模倣することにより自分の欠点を改められるようにする必要がある。」とっており、碑法帖の鑑賞等を教育方法として挙げている。

それらに対し、『教学大綱』は「説明」中の「写字教学」において、「写字の道具について第1、2学年は鉛筆を用い、第3学年から万年筆を兼用する。(条件が整わない地域は毛筆を兼用してもよい) 教師は児童の正確な使用と正確な道具の管理の習慣を養成するように注意する必要がある。(もし毛筆を兼用とするならば、用具は比較的多くなり、準備作業も比較的繁雑となり、これは特に注意が必要である)」と記載しており、万年筆が好ましく、毛筆は条件が整わない場合には使用してもよいと、毛筆の使用を前提としていない点は『教学大綱』での大きな変化である。

『課程標準』では、楷書の小字の写字練習をおこなうとともに、行書、俗字等を覚えることになっている。

『小学語文課程暫行標準』は第3学年で楷書の中字、小字で学び、第4学年で大字も加わる。また俗字を退け、第3学年で簡体字と楷書の比較識別をおこない、第4学年で簡体字と行書、楷書の比較識別をおこなうとし、漢字の簡化教育につながる動きがみられる。

『教学大綱』では第3学年から速く写字するという記述が見られ、第4学年では、第3学年より早く写字できるようとなる。また、万年筆、インク、吸い取り紙の使い方(筆、紙、硯の使い方)を指導することになっている。さらに、『教学大綱』では、第2学年以降、「系統的写字教材に基づく」ことが謳われている。

### 第5学年・第6学年

『課程標準』では、第5学年より楷書の中字の写字練習も増え、行書の写字練習もおこなわれ、行書、草書、俗字、帖体字も覚えることになるとともに、実用文書の写字練習がはじまる。『課程標準』では、楷書の小字を中心に学習し、第5学年より、楷書の中字、行書の中字の学習が始まる。かつ、草書や俗字等も学習することが特徴である。

『課程暫行標準』では、第4学年と大きな違いは見られず、第4学年の内容をさらに深めることになっている。『教学大綱』では写字の内容は見られない。

### 学制と写字の授業時間の変化

『課程標準』では6年制で記され、写字は第1学年から第6学年までおこなわれるが、『課程暫行標準』の際、1951年10月、政務院が『關於改革学制的決定』を發布し、労働者層が初等教育を受けられない状況の打開のため、1952年秋の1年生から小学校を5年制としようとし、そのなかで写字は第五学年までおこなわれるように位置づけられた。その後、1953年11月26日、『關於整頓和改进小学教育的指示』で、五年一貫制の徹底が難しく、小学校初級4年、高級2年とする6年制となった。したがって、『教学大綱』は6年制での記載となる。写字は小学校初級のみでおこなわれ、小学校高級では写字はおこなわれない。

次に、『課程標準』『課程暫行標準』『教学大綱』での写字の1週間あたりの配当時間を表にして比較してみた。(表1-2)すべてに共通して学年があがるに伴い写字の配当時間は減少しており、低学年において重点的におこなわれる教育内容として位置づけられていたことが読み取れる。

第六学年	第五学年	第四学年	第三学年	第二学年	第一学年	小学国語課程標準
<p>五 俗字、帖体字等を覚える。</p> <p>四 通用の行書、草書を覚える。</p> <p>三 簡単な行書の写字練習をおこなう。</p> <p>二 実用文書（手紙の書式を重視する）の写字練習。</p> <p>一 楷書の小字、中字の写字練習。</p>	<p>三 楷書の大字、中字、小字による練習。</p> <p>二 楷書の簡便な文字の構研究。</p> <p>一 楷書の大字、中字、小字の練習、各種の応用的書式の練習。</p>	<p>三 楷書の大字、中字、小字による練習。</p> <p>二 楷書の簡便な文字の構研究。</p> <p>一 楷書の大字、中字、小字の練習、各種の応用的書式の練習。</p>	<p>一 楷書の中字、小字による練習。</p> <p>二 毛筆の執筆法と書き方。</p> <p>三 既習文字の簡体字と楷書との比較識別。</p>	<p>一 楷書の中字、小字による練習。</p> <p>二 万年筆の執筆法と書き方。</p> <p>三 字体結構の識別。</p>	<p>一 簡易的な熟語の写字練習をおこなう。</p> <p>二 掲示や標識の写字練習をおこなう。</p> <p>三 そのほかの写字を案出し練習する。</p>	小学国語課程標準
	<p>三 楷書の大字、中字、小字の練習、各種の応用的書式の練習。</p> <p>二 簡単な文字の構研究。</p> <p>一 これまでの学年の内容を継続して学習し、さらに深める。</p>	<p>三 楷書の大字、中字、小字による練習。</p> <p>二 楷書の簡便な文字の構研究。</p> <p>一 楷書の大字、中字、小字の練習、各種の応用的書式の練習。</p>	<p>一 楷書の中字、小字による練習。</p> <p>二 毛筆の執筆法と書き方。</p> <p>三 既習文字の簡体字と楷書との比較識別。</p>	<p>一 楷書の中字、小字による練習。</p> <p>二 万年筆の執筆法と書き方。</p> <p>三 字体結構の識別。</p>	<p>一 楷書の練習。</p> <p>二 鉛筆による執筆法と書き方（写法）。</p> <p>三 筆順の基本的規範（例えば、上から下に、左から右に、外から内にあるいは内から外になど数種類ある）</p>	小学語文課程暫行標準（草案）
		<p>一 第一学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>二 第二学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>三 第三学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>四 第四学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>五 第五学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>六 第六学年の漢字の習得を継続する。</p>	<p>一 第一学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>二 第二学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>三 第三学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>四 第四学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>五 第五学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>六 第六学年の漢字の習得を継続する。</p>	<p>一 第一学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>二 第二学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>三 第三学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>四 第四学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>五 第五学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>六 第六学年の漢字の習得を継続する。</p>	<p>一 第一学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>二 第二学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>三 第三学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>四 第四学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>五 第五学年の漢字の習得を継続する。</p> <p>六 第六学年の漢字の習得を継続する。</p>	小学語文教学大綱（草案）

表 1-1 『小学国語課程標準』『小学語文課程暫行標準（草案）』『小学語文教学大綱（草案）』の学年別指導内容

	課程標準	課程暫行標準※2	教学大綱
第1学年	330分※1	13時間	3時間
第2学年	330分※1	14時間	3時間
第3学年	60分	14時間	2時間
第4学年	60分	10時間	2時間
第5学年	60分	10時間	写字の時間は毎週の時間の総数を指す。写字の授業を分割しておこなってもいい。
第6学年	60分		

表 1-2 『課程標準』『課程暫行標準』『教学大綱』における写字の授業時間数の変化

※1 読書、作文、写字で330分相当  
 ※2 語文の毎週の授業時数を指す。

#### 四 『教学大綱（初稿）』と『教学大綱』

『教学大綱』が1955年に中国教育部より制訂される直前の1955年秋、一部の省の一部の小学校にて実験的に実施された『教学大綱（初稿）』がある。『教学大綱（初稿）』は『教学大綱』の初稿、つまり、正式に制訂される前のものであるという位置づけができる。本章では、『教学大綱（初稿）』と『教学大綱』を比較し、変化を見ていきたい。『教学大綱（初稿）』と『教学大綱』では、表現に多少の異動はあるものの、基本的に内容に大きな変化はない。しかし、内容について重要な変化が見られる。

まず、『教学大綱（初稿）』の構成を引用し、前出の『教学大綱』と比較したい。

##### 説明

準備課  
 識字課  
 閲読課  
 漢語課  
 作文課  
 写字課

##### 教学大綱

###### 第一学年

準備課、閲読、漢語、作文、写字

###### 第二学年

閲読、漢語、作文、写字

###### 第三学年

閲読、漢語、作文、写字

###### 第四学年

閲読、漢語、作文、写字

###### 第五、六学年

閲読、漢語、作文

『教学大綱（初稿）』と『教学大綱』の間で、「写字課」と示されているのが「写字教学」に変わったほか、構成の上での大きな違いは見られない。

目標について、『教学大綱（初稿）』から『教学大綱』へと加わっている部分がある。『教学大綱』「説明」の「小学語文科の基本的な任務は児童の言語の発展であり、——児童の語言理解の能力と語言運用の能力を高めることである。」から続く「分けて説明

する」から始まる部分である。以下、引用し確認したい。

- (一) 児童の聞く能力を高めること。十分に普通語を聞いて理解できること。人の話を聞き、人の講演や報告を聞き、すべて十分に相手の意思を理解でき、要点を十分にしっかりとつかむことができ、十分に要点を押さえ伝達することができること。
- (二) 児童の話す能力を高めること。十分に普通語を話せること。十分に一人あるいは公衆に自分の意見を話すことができ、発音がはっきりとし、意味が明確で、筋道が通り、言葉がくどくなく、人に一度で分かるように話せること。
- (三) 児童の読む能力を育成すること。十分にレベルが適切な書籍、新聞や書類を閲読でき、読み物の内容を理解でき、読み物の基本的思想を理解でき、かつ十分に普通語を用いて朗読ができ、十分な要約ができること。
- (四) 児童の書く能力を育成すること。十分に短編の文章を書くことができ、十分に仕事と生活に必要な書類を書くことができ、すべてに内容が優れていて、筋道が通っていること。

以上が『教学大綱』で加わった内容である。言語理解の能力と言語運用の能力について、4つの具体的能力が加えられたことになる。さらに、言語学習の教材を5つの任務を完成させるという点から選ぶ必要性が述べられている部分が『教学大綱（初稿）』「説明」の後半部に元々あったが、『教学大綱』では、先の4つの具体的能力に続けて記載されることになった。以下、訳して引用したい。

言語は思考と分けることができない。児童の言語の発展もまた児童の思考の発展でもある。言語学習の教材として用いるのはすべて教学の目的に基づき選び、児童の言語学習と同時に、文学作品からうける人徳の陶冶を受け、科学知識の文章から科学の初歩的知識を得、しかも学んだことの実践中での運用は、実践指導の力となる。このことから、小学校語文科はさらに児童の言語の発展という仕事のなかで以下の任務を完成させることが重要である。

1. 社会主義への自信を樹立する。
2. 弁証唯物主義世界観の基礎を樹立する。
3. 共産主義的道徳を育成する。
4. 美を愛する感情と審美の能力を育成する。
5. 本族言語への熱愛を育成する。

さらに、「説明」中、語文科の教育内容について述べられている部分も変化する。『教学大綱（初稿）』では、次のように説明されている。

- (一) 閲読課。文学作品を選び読み、とりわけ児童文学の作品を選び読み、小学校段階では、自然や地理や歴史に関係のある化学知識の文章を選び読む必要がある。
- (二) 漢語課。児童に初歩的な漢民族言語の語音、文字、語彙、文法の基本的法則を教える。
- (三) 作文課。児童に口頭言語と書面言語を運用し、自身の思想を表現することを教える。  
児童に言語の書面形式——文字を把握するように教えることは語文教学の前提

であり、このことから語文科の内容はさらに以下がある。

- (四) 識字課。
- (五) 写字課。

この「(四) 識字課」「(五) 写字課」の部分について、『教学大綱』では次のように説明が加わる。

- (四) 識字教学。児童に必要な数の漢字を認識するように教える。
- (五) 写字教学。児童の写字の技術を育成する。

さらに『教学大綱』から加わる準備課について、『教学大綱（初稿）』の冒頭では、「教学大綱中で規定し、小学校語文科の教学開始時準備課の授業をおこなう。」と簡単に記されているが、『教学大綱』では、「教学大綱中で規定し、小学校語文科の教学開始時一定の時間において準備課の教学を進める必要があり、児童に学校生活を覚えさせはじめ、かつ識字写字の準備をおこなう。」と説明が詳しくなり、準備課において識字写字がおこなわれることが明記されている。つまり、『教学大綱』では、写字教育が識字教育と一体化しておこなわれることがより明確にわかりやすく編集されたことになる。『教学大綱（初稿）』「写字課」で記載された写字の目標は次の通りである。

- (一) 覚える文字を書けるようにする。指標は正確に、間違えた文字と別字を書かないこと。
- (二) 上手に書く。指標ははっきりと、丁寧に、文字がお互いに混ざらず、整えて、文字自体と行が傾かず、文字と文字の大きさの差が大きくならないようにし、文字の高低が不ぞろいにならず、人が一目で見てわかるように書けること。  
「識字教学中において、中国文字改革の精神を貫徹する必要がある。まず、簡体字を採用しなければならない。新しく教える文字は、簡体字を教え、繁体字を教えるはいけない。すでに教えた繁体字は簡体字と比較し、簡体字を繁体字から代えて覚え、すでに廃止した異体字は、再び児童に教えるはならない。教師が書く文字、児童が書く文字、すべて一律に簡体字を用いる。」と、学校教育において、繁体字を廃止し、簡体字を教え、異体字を教えないとしたことである。

この(一)(二)になかった速度に関する記述が『教学大綱』では次のように(三)として独立して記述されることになる。

- (一) 正しく書く。覚えた文字はすべて書くことができ、正確に間違えた文字を書かないことを求める。
- (二) 上手に書く。きれいに書くこと求め、ぞんざいに書くことがなく、文字がお互いに混ざることがないように、整齐を求め、文字自体と文字の列が傾かないようにし、字と字の大きさの差が大きくならないようにし、文字の高低が不ぞろいにならず、人が一目で見てわかるように書けること。
- (三) 速く書く。学年が上がるに従い、だんだんと速く書けるようになること。

つまり、「正しく、上手に、速く」書くことを写字教育では教えるのだというのが、

『教学大綱（初稿）』から『教学大綱』へと、より明確にわかりやすく強調されて位置づけられるようになったという点も指摘できる。

## 五 文字改革運動と『教学大綱』

これまで考察してきたように、とりわけ『教学大綱』において、写字教育の大きな変化が認められる。その変化の一因となっていたのが、文字改革運動であろう。1956年国務院が『漢字簡化方案』を制訂した後、1964年3月7日、中国文字改革委員会、中華人民共和国文化部、中華人民共和国教育部が合同で『關於簡化字的連合通知』を発行している。これは、教育部が文字改革をおこなううえで重要な役割を果たしていたことをも意味する。さらに、『簡化字総表』では、「1955年文化部と中国文字改革委員会が制訂した『第一批異体字整理表』中、淘汰された異体字は選ばれた正体字の繁簡とは同じではなく、一般人はこれら筆画が少ない正体字を簡化字として見る傾向がある。」<sup>11</sup>とし、39文字の簡化された正体字として見られやすい異体字の例を挙げ注意を喚起している。これは『課程暫行標準』での俗字学習が退けられた動きや『教材大綱』での異体字学習の排斥と共通した動きである。

さらに、『教学大綱』「識字教学」中においては、「識字教学中において、中国文字改革の精神を貫徹する必要がある。まず、簡体字を採用しなければならない。新しく教える文字は、簡体字を教え、繁体字を教えるはいけない。すでに教えた繁体字は簡体字と比較し、簡体字を繁体字から代えて覚え、すでに廃止した異体字は、再び児童に教えるてはならない。教師が書く文字、児童が書く文字、すべて一律に簡体字を用いる。」と学校教育において、繁体字を廃止し、簡体字を教え、異体字を教えないとし、文字改革を踏まえた教育、漢字の簡化教育をおこなうという重要な役割が識字教学にあるとする。

また、周恩来は、1958年1月10日の政協全国委員会での報告で次のように述べている。<sup>12</sup>

この他に、さらに一つ問題があり、それは漢字の簡化は我が国の書法と流伝と愛好を妨げないだろうかという問題である。私は妨げないと考える。書法は一種の芸術であり、当然漢字の簡化の規制を受けないといえる。簡体字はもともと主に印刷上で用いるものであり、我々は皆が必ず『漢字簡化方案』に基づき写字することを強制することはできない。このことから漢字の簡化は我が国の書法芸術に対して何も不利な影響はない。同時に我々はまた書法家が簡化された文字で書くことを歓迎すべきであり、簡体字の芸術レベルを高めることになるだろう。

写字教育が漢字の簡化教育を担う一方、書法は写字とは異なり、必ずしも簡体字を用いる必要がないとし、書法は実用ではなく芸術であると位置づけ、繁体字の使用が容認されるに至っている点は非常に興味深い。

『教学大綱』における写字教育の変化には、文字改革運動の影響を受け識字教育との結びつきが強かったことが一因であるといえるだろう。

## 本章のまとめ

では、中華人民共和国建国期の小学校における写字教育についてまとめたい。中華民国最後の『課程標準』から中華人民共和国建国期の『課程暫行標準』および『教学大綱』

にかけて、一貫して国語・語文科に写字という教育内容は含まれていたが、その位置づけには変化が見られた。

中華民国の『課程標準』では楷書、行書の写字を学び、行書、草書、俗字を覚えることになっていた。学習方法も摹写、臨写、自由写字といったものが学習内容に挙げられていた。使用する筆記用具も鉛筆から始まり、第2学年からは毛筆、第5学年からは万年筆を使用することになっていた。

中華人民共和国となり『課程暫行標準』が制訂されると、俗字等の学習は退けられ、簡体字を覚えることとされ、伝統的な学習方法である紅描法や映摹法が否定され、毛筆は臨写による学習が推奨されるようになった。さらに写字は実用の文字を学ぶものであり、正確に、はっきりと、きれいに、速くを目標にすべきで、美しさを重視してはいけなと明確に位置づけられ、言語としての正確性、言語運用上の利便的な教育が写字に求められるようになった。しかし、なお第3学年から写字の授業において毛筆が使用され、碑法帖の鑑賞も学習方法として推奨されていた。

『教学大綱』では、小学校第1学年に「準備課」が新設され、識字教育も独立した教育内容として加わるなかで、写字も言語教育として識字教育と強く結びついていくことになる。中華人民共和国建国期の小学校における写字教育は、文字改革運動と連動し、識字教育と強く結びつき変化していった点が大きな特徴であるといえる。そのなかで「準備課」において、識字教学、写字教学がおこなわれるようになる。写字の学習にあたっては、田字格というマス目を使い、筆記用具については、最初は鉛筆を使い、次に万年筆を用いるようになる。毛筆は推奨されず、万年筆の準備ができない場合は毛筆を使用していいという位置づけになる。また、『教学大綱』中の説明で書体名は使用されず、伝統的な書法教育から離れ、字源に遡らず、字形に基づいてて字音を教え、字義を説明するという識字教育と強く結びついた「正しく、上手に、速く」という目標の写字教育が作り上げられていくことになり、閲読、漢語、作文の授業のなかで写字の指導もおこなうとされるようになった。

- 
- <sup>1</sup> 本研究で研究対象とする「建国期」について、『中国教育年鑑』（『中国教育年鑑』編集部、中国大百科全書出版社、1984年9月）「教育事業、経費、労働経費の計画管理」の項で分類されている1950年から1952年の「国民経済回復時期」と1953年から1957年の「第一回五か年計画時期」の1950年から1957年までとして設定し、考察対象とする。
  - <sup>2</sup> 1912年、南京臨時政府教育部が『普通教学臨時課程標準』を制訂して以来使用していたのが「課程標準」である。「教育課程」の「標準」を示したものである。後に、旧ソ連の影響によって「教学大綱」が用いられ始めた。「教学」の「大綱（大要）」を示したものである。
  - <sup>3</sup> 日本語訳に当たり、より正確に原文のニュアンスを示すため、一部形容詞の原文中の単語を括弧で示した。
  - <sup>4</sup> 『小学語文課程暫行標準（草案）』の注に「手指を用いて空中で仿写することを指す。」とある。
  - <sup>5</sup> 『小学語文課程暫行標準（草案）』の注に「手指を用いて机の上で仿写することを指す。——水を用いず、墨も用いない。」とある。
  - <sup>6</sup> 赤く印刷された文字を模写する中国伝統の学習法の一つ。
  - <sup>7</sup> 『小学語文課程暫行標準（草案）』の注に「薄紙を用いて字帖を覆い、筆画を見ながら写字することを指す。」とある。
  - <sup>8</sup> 『小学語文課程暫行標準（草案）』の注に基づくと、「帖体、奇体や奇怪な広告文字等」を指す。
  - <sup>9</sup> 『小学語文課程暫行標準（草案）』の注に基づくと、「『問題』を『問』と書いたり、『干部』を『刊』と書いたりする」例が挙げられる。
  - <sup>10</sup> 『小学語文課程暫行標準（草案）』に記載のある、中字、小字のサイズについては、『小学語文課程暫行標準（草案）』の本文中で規定されており、中字は2センチメートルから4センチメートル程度を標準とし、学年が上がれば、マス目はさらに大きくできるとしている。小字は1センチメートルから2センチメートルを標準とすると記載されている。
  - <sup>11</sup> 『簡化字総表』（第二版）中国文字改革委員会編、文字改革出版社、1977年12月。
  - <sup>12</sup> 『当面文字改革的任務』（周恩来著、人民出版社、1958年）



## 第2章 1950年代半ば～60年代の 写字教育

本章では、社会主義国家建設期に当たる1950年代半ばから1960年代<sup>1</sup>の小学校における写字教育について、『小学語文教学大綱（草案）』<sup>2</sup>（1956年10月制訂、以降『教学大綱』と表記）と『全日制小学語文教学大綱（草案）』<sup>3</sup>（1963年5月制訂、以降『全日制教学大綱』と表記）を取り上げ、当時の中国の写字教育について教育法規の比較分析を通し考察していく。そして、当時の社会背景として、識字教育、文字改革運動を取り上げ、さらに『关于加強中小學學生写字教學的通知』<sup>4</sup>（1963年1月制訂、以降『写字教學的通知』と表記）を取り上げる。これらによって、『教学大綱』から『全日制教学大綱』への写字教育の位置づけの変化、この時期の写字教育に識字教育、文字改革運動および『写字教學的通知』の制訂が深く関連していることを論証していきたい。

## 一、『全日制教学大綱』への変化

### ①建国から『教学大綱』までの変化

『教学大綱』以前の中華人民共和国建国後に発行された小学校の語文<sup>5</sup>に関する法規には、建国後約1年で制訂された『小学語文課程暫行標準（草案）』（1950年8月制訂、以降『課程暫行標準』と表記）がある。まず、本章においては、中華民国最後に制訂された『小学国語課程標準』（1932年11月制訂、以降『課程標準』と表記）から、『課程暫行標準』、『教学大綱』への変化について簡単にまとめておきたい。この変化は、本稿で扱う『教学大綱』から『全日制教学大綱』への変化の前史ともいえるべきものであり、本稿での考察と密接に関連するためである。

『課程標準』から『課程暫行標準』、『教学大綱』へと、写字は国語<sup>6</sup>または語文の一領域として一貫して存在しており、ともに写字についての記述は、他の領域の後、最後に掲載されている。しかし、その記述される写字の性質には様々な変化がみられる。そのなかでも特筆すべき変化について、本稿では2点指摘しておきたい。写字教育の位置づけの変化と性質の変化である。

#### 冒頭に記述される写字の目標の変化

まず、各々の冒頭に示される写字教学の目標についてみていきたい。『課程標準』「第一目標」には「（4）児童に写字練習を指導し、正確で素早い写字能力を育成する」と記述され、『課程暫行標準』「第一目標」には、「三 児童に写字の研究、練習を通じて、正確に素早い楷書と一般的に用いる行書の写字ができるようにすること」とある。『教学大綱』「説明」には、「小学校語文科の目標は児童の語言能力を高めることにあり、児童が正確に聞き、話し、読み、上手に書くように育成しなければならない」とだけ記述される。

『課程標準』から『課程暫行標準』へと、写字についての目標は冒頭に明確に記述されてきた。それが、『教学大綱』冒頭部では、写字に関して非常に抽象的な表現にとどまっていることを指摘しておきたい。

#### 「美しく」書く写字教育から「正しく」「上手に」「速く」書く写字教育へ

『課程標準』においては、楷書、行書のみならず、草書や帖体字等も学習することになっていたが、『課程暫行標準』においては、「第三 教学要点」「二 教学方法要点」の「（7）写字教学の注意点」に、「5. 写字教学は実用をもって原則とし、正確に、はっきりと、きれいに、速くを目標とし、美しさをあまりに重視するべきではない」と

記述され、言語としての正確性、運用上の利便な教育を重視するように写字教育が明確に位置づけられていく。『教学大綱』においては、同「説明」中に、「小学語文科の写字教学の任務は児童の写字の技術を養成することである。写字技巧は以下の3方面に包括する」とし、「(1) 正しく書く」「(2) 上手に書く」「(3) 速く書く」の3方面を挙げている。また、新設の準備課において、写字教学を識字教学とともに実施することが示される。そして、文字を「正しく、上手に、速く」書く教育を語文以外の授業でも教員が実施していくように明記される。

また、『課程標準』では毛筆を第2学年から使用し、『課程暫行標準』では毛筆を第3学年から使用していた。しかし、『教学大綱』では基本的に毛筆は用いず、万年筆を使う条件が整わない場合は毛筆を用いてもいいとされるようになった。さらに、『教学大綱』では字源に遡らず、字形に基づいて字音を教え、字義を説明するという識字教育と関連した写字教育が位置づけられる。

『教学大綱』へと、明確に言語教育としての写字教育が位置づけられていくなかで、『教学大綱』では毛筆は基本的に用いず、字音、字義に基づいた硬筆による写字の指導がおこなわれるよう位置づけられるようになったといえる。

## ②『教学大綱』から『全日制教学大綱』へ

### 学制と写字の配当時間の変遷

中華人民共和国建国直後、小学校は6年制だったが、『課程暫行標準』の折、政務院<sup>7</sup>が『關於改革学制的決定』(1951年10月)を制訂し、労働者層が初等教育を受けられない状況を打開するために、1952年秋の1年生から小学校が5年制にされ、『課程暫行標準』は5年制で表記された。そのなかで写字は第5学年まで実施されるように位置づけられた。その後、『關於整頓和改进小学教育的指示』(1953年11月26日)で、5年一貫制の徹底が難しいため、小学校を初級4年、高級2年とする6年制となった。したがって、『教学大綱』は6年制での記載となり、写字は初級小学校のみで実施され、高級小学校では写字は実施されない。また、1953年からは小学校が秋季始業となった。

この後、文化大革命まで一貫して小学校を5年制にするか6年制にするかの議論がみられる<sup>8</sup>。1958年からは大規模な5年制小学校の実施実験がおこなわれ、語文の多方面や算術に6年制小学校よりも効果が認められるという報告もあったようである。実際に『学制改革初步方案(征求意见稿)』が学制問題研究グループによって起草されようとするも、正式に制訂はされずに終わっている。そういった状況下、教育部は『全日制十二中小学新教学計画(草案)』(1963年7月)を制訂し、小学校は6年制でおこなうことが改めて確認され、5年制小学校は実験的にのみ存続することになった。したがって、『全日制教学大綱』は6年制で記載される。

次に、写字の配当時間の変遷について確認したい。『課程暫行標準』から『教学大綱』『全日制教学大綱』への配当時間の変遷については、「表 2-1 写字の配当時間の変化」にまとめた通りである<sup>9</sup>。『教学大綱』では、第3学年、第4学年は2時限配当されるが、第5学年、第6学年では配当時間がなくなった<sup>10</sup>。それが、『全日制教学大綱』では、第1学年、第2学年の配当時間は変わらないものの、第3学年、第4学年では1時限増え3時限配当となり、第5学年、第6学年では2時限増え2時限配当となった。

『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと語文科の配当時間そのものが増えてはいるものの、写字の授業時間も増加していることをここで指摘しておきたい。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
『課程暫行標準』 (1950年)※1	平均的に分布すること。毎日授業の一部を使っておこなう。第3学年以降は、課外での練習方法をとってもいい。					
	13時限	14時限	14時限	10時限	10時限	
『教学大綱』 (1956年)※2	3時限	3時限	2時限	2時限	0時限※2	0時限※3
	12時限	12時限	12時限	12時限	9時限	9時限
『全日制教学大綱』(1963年)※4	3時限	3時限	3時限	3時限	2時限	2時限
	15時限	15時限	16時限	16時限	12時限	12時限

表2-1 写字の配当時間の変化 (上段 写字の配当時間/下段 語文の配当時間)

※1 語文の毎週の授業時数を指す。

※2 『教学大綱』においては、写字の時間は毎週の写字に関する時間の総数を指す。

※3 『小学(四二制)教学計画(草案)』では、1時間配当とされるも『教学大綱』巻末に収録される「每周教学時数分配表」では時間が配当されていない。本研究では『教学大綱』中「教学大綱」の第5・6学年にも写字についての記載がないため、『教学大綱』の記述に従い0時限とした。

※4 『全日制教学大綱』には配当時間の記載がないため、『全日制小学教学計画(草案)』(1963年)に基づき記載した。

### 構成の変化

次に、『教学大綱』から『全日制教学大綱』への構成の変化をまとめておきたい。両教学大綱の構成をまとめると表2-2の通りである。

『教学大綱』において、語文科は準備課、閲読、漢語、作文、写字によって構成されており、写字の記述は最後であった。それが『全日制教学大綱』においては、「三 教学内容」で識字とともに写字が最初に記載される。掲載の順番のみにより、写字がより重視されるようになったと断定はできず、単に学習順による掲載の順番であるとも考えられるが、先の写字の配当時間の増加とともに、写字の位置づけの変化の指標として指摘しておきたい。

### 位置づけの変化

次に『教学大綱』から『全日制教学大綱』への語文の目標の変化を確認したい。

『教学大綱』の「説明」冒頭は、「小学校教育の目的は社会主義思想をもって児童を教育し、児童たちを個性の全面的に発達した社会主義社会のメンバーとなるべく育成することである」から始まる。そして、「小学語文科は社会主義思想によって児童を教育する強力な道具である」と続く。『教学大綱』において、語文は社会主義思想を児童に教育する道具であると位置づけられていたことになる。それが『全日制教学大綱』ではどうなるのか。『全日制教学大綱』「一 語文の重要性和語文教学の目的」の冒頭には、「(一) 語文は様々な知識をよく学び各種作業に従事する基本的な道具である」とある。つまり、『全日制教学大綱』では、

『教学大綱』	『全日制教学大綱』
説明	
準備課	一 語文の重要性和語文教学の目的
識字教学	二 教学要求
閲読教学	三 教学内容
漢語教学	(四) 識字、 <u>写字</u> 。
作文教学	(五) 課文。
<u>写字教学</u>	(六) 練習。
教学大綱	(七) 作文。
第1学年	四 基準(標準)の選択
準備課、閲読、漢語、作文、 <u>写字</u>	五 教学内容の配置
第2学年	六 教学中注意すべきいくつかの点
閲読、漢語、作文、 <u>写字</u>	七 各学年の教学要求と教学内容
第3学年	小学1年生、小学2年生、小学3年生、小学4年生、小学5年生、小学6年生
閲読、漢語、作文、 <u>写字</u>	
第4学年	
閲読、漢語、作文、 <u>写字</u>	
第5、6学年	
閲読、漢語、作文	(太字、傍線は筆者による)

表2-2 『教学大綱』から『全日制教学大綱』への構成の変化

語文は様々な知識を学び作業をするための道具であると目標が変化したということである。

次に、語文全体の目標が変化するなか、写字に関わる記述がどう変化したのか考察していきたい。まず、『教学大綱』および『全日制教学大綱』冒頭部分の目標に関する記述中から探してみたい。『教学大綱』「説明」では、「小学校語文科の目的は児童の語言能力を高めることにあり、児童が正確に聞き、話し、読み、上手に書くように育成しなければならない。これらの学科を学んだ後、児童はようやく知識を容易に吸収し、文化を受容し、児童の個性がようやく容易に全面的な発展ができる」とあり、続けて文字を「上手に書くように育成しなければならない」という抽象的な記述がみられる。

それに対し、『全日制教学大綱』冒頭では、「(二) 小学校における語文教学の目標は、学生に祖国の言語文字の正確な理解と運用を教え、学生たちに初歩的な閲読能力と作文能力を身につけさせることにある」とあり、「この目的を達成するために、識字、写字と作文の訓練に重点を置く必要がある」と続く。『全日制教学大綱』では、閲読（読む）能力と作文（書く）能力を養うために、識字、写字、作文を重視する三つの柱としている。

『教学大綱』では、社会主義思想を教育する語文科という位置づけがなされていたが、『全日制教学大綱』では学びや学習活動へと繋げる基礎教科として語文科が位置づけられた。そこで閲読、作文の力を身につけさせるため、識字、作文とともに写字が重視されるようになったといえよう。

### 写字の学習目標の変化

#### a 『教学大綱』中の記述

次に、写字の目標の変化をみていきたい。

『教学大綱』中、写字については、次の通り記述される。以下、和訳し、引用したい。小学語文科の写字教学の任務は児童<sup>11</sup>の写字の技術を養成することである。写字技巧は以下の三方面を包括する。

- (一) 正しく書く。覚えた文字はすべて書くことができ、正確に、間違えた文字を書かないことを求める。
- (二) 上手に書く。はっきりと書くこと求め、雑に書くことがなく、文字がお互いに混ざることがないようにし、整齊を求め、文字自体と文字の行列が傾かないようにし、字と字の大きさの差が大きくなるようにし、文字の高低が不ぞろいにならず、人が一目で見てわかるように書くこと。
- (三) 速く書く。学年が上がるに従い、だんだんと速く書けるようになること。

「美しく」文字を書く写字教育が「正しく、上手に、速く」文字を書く写字教育に明確に変化し、位置づけられたのは『教学大綱』からである。また、『教学大綱』からは「準備課」が増え、識字教育も明確に位置づけられた教育内容として実施される。写字教育は、この「準備課」、識字教育中においても実施されることになる<sup>12</sup>。

#### b 『全日制教学大綱』中の記述

では、『全日制教学大綱』では、写字の学習目標、内容について、どのように記述されているのだろうか。「二 教学要求」には、小学校の語文は「学生に 3500 の常用漢字を認識させること」を求め、「文字は整えて書けること」を求めるとあり、「三 教学

内容」には「(四) 識字、写字」と、最初に識字と写字が記される。以下、該当部分を和訳し、引用したい。

写字教学はしっかりと実施されなければならない。学生<sup>13)</sup>に正確な写字姿勢と正確な執筆方法を教えなければならない。学生に点画の名称、筆順のルールとよく見られる偏や旁といった部首を教えなければならない。学生の写字を正確に、整えて、熟練して、配置配列を整えて書くことを求め、ならびに文房具を大切に、清潔に保つ習慣を養成しなければならない。

さらに、「三 教学内容」「(六) 練習」には、冒頭に「語文教学は大量の練習作業をおこなうことで、学生の閲読能力と作文能力をだんだんと高めることができる。練習には識字、写字、ピンイン、語彙を含む」と、写字等の練習によって閲読能力と作文能力の向上へと繋げることが位置づけられる。そして、教育内容の配置について、以下の記述がみられる。「五 教学内容の配置」の該当部分を抄訳し、引用したい。

(九) 教学内容の配置は、学生の閲読能力と作文能力の順で養うことを主要な糸口とし、やさしいものから難しいものへと、順を追ってだんだんと進行していくシステムを構成すること。順序の主要なものを示すと以下のいくつかの方面になる。

1. 識字。(略)
2. 写字。1、2年では何という文字かを認識することを学び何という文字を書くかを学び、写字中に漢字の点画、筆順と結構を学ぶ。3年からは適した字帖を選び学生に臨写を教え、写字する技能を高める。1、2年の写字は鉛筆(或いは石筆を兼用する)を用い、3年からは万年筆を用い或いは毛筆を兼用する。
3. 課文(略)
4. 練習。1、2年は識字と写字の練習を重点的におこない、(以下略)
5. 作文。(略)

これらの記述によると、閲読能力と作文能力を向上させるために、識字とともに写字が必要であり、そして、小学校の初期段階において写字教育で反復して練習していくという方向性が明確に示され、そのことが『全日制教学大綱』における写字教育の強化へと繋がっているといえる。

また、「六 教学中注意すべきいくつかの点」において、以下の通り、はっきりと写字と識字は連携しておこなわれるべきもので、「正確に」「整えて」「紙面をきれいに」「配置配列を整えて」文字を書けるように写字教学をおこなっていくと示されている。抄訳し引用したい。

(十) 基本的な訓練を強化し、学生に対し厳しく要求し、刻苦勉励する習慣を樹立すること。

識字は小学校段階の語文教学の主要な任務であり、とりわけ1、2年では、識字教学は語文教学の重点であり、必ず十分な認識をし、真剣に貫徹しなければならない。(中略) 学生に対してははっきりと字形を認識し、基準的な文字の発音を読み、字義を理解することを厳格に要求しなければいけない。学生が文字を読み間違え、文字を書き間違え別の文字を書くのを防止しなければならない。間違えを発見したならばすぐに正さなければならない。

写字教学と識字教学は直接連携するものである。一文字を教えるごとに、毎回学生にできるだけ何度も書かせ目で見るだけでなく、さらに手で書けなければならない。授業内で書くときも、授業外で書くときも、何度も書くことによって熟練するようにする。写字は厳しい訓練によっておこなわれる必要があり、学生に一点一画みな正確に書け、整って書けることを求め、紙面がきれいであり、配置配列が整っていることを求める。筆跡がていねいではない。責任逃れをする態度を敷衍すること、これらはかならず正さなければならない。

### 学年別指導内容の変化

『教学大綱』『全日制教学大綱』記載の学年別の指導内容について、詳しくは、「表2-3『教学大綱』および『全日制教学大綱』の学年別の目標と内容」にまとめた。

『教学大綱』の学年別の目標と内容については、「教学大綱」部分に学年ごと、準備課(第1学年のみ)、閲読、漢語、作文、写字(第1学年～第4学年)に分けて記載される。表には準備課の関連する部分と写字の部分のみ訳出し、表に掲載した。

『全日制教学大綱』の学年別の目標と内容については、「七 各学年の教学要求と教学内容」に記載されるが、学習領域ごと分けて記載されていない。本稿では、写字に関連する部分のみを記載し、その他の部分については省略した。また、『全日制教学大綱』では教科書の構成、掲載する教材についても「目録」中に記載されているが、本稿では記載を省略した。では、学年別の写字の目標と内容の違いについて、比較考察していきたい。

#### a 第1学年・第2学年

『教学大綱』は、第1学年では、姿勢、筆記具の持ち方、筆記具や教科書等の保管方法、マス目の熟知、点画の練習、体の使い方、視線の育成といった点を挙げる。なによりも識字教育との連携、閲読、漢語、作文と写字の関連した指導について記載される。第2学年では、速度について記載され、引き続き閲読、漢語、作文と写字との連携が記される。以降、第4学年まで写字と閲読、漢語、作文との連携が記載されている。さらに、『教学大綱』では、第2学年以降「系統的写字教材に基づく」ことが謳われている。

『全日制教学大綱』は、第1学年では、識字を重点としつつも、写字について、点画の名称と書き方、点画規則を学び、鉛筆または石筆を用いて写字し、正確に書けること、姿勢が正しいこと、執筆方法が正確であることを目標とする。また、教科書の文字は楷書体によって組版・印刷するように指定される。楷書体による組版・印刷の指定は、第3学年初小第5冊まで続く。さらに、第2学年まで鉛筆(または石筆)による学習が記載される。第2学年では「正確に書けること」のほか、「整えて、きちんと書けること」も目標に加わる。

#### b 第3学年・第4学年

『教学大綱』は「説明」中の「写字教学」において、「写字の道具について第1、2学年は鉛筆を用い、第3学年から万年筆を兼用する。(条件が整わない地域は毛筆を兼用してもよい)教師は児童の正確な使用と正確な道具の管理の習慣を養成するように注意する必要がある。(もし毛筆を兼用とするならば、用具は比較的多くなり、準備作業も比較的繁雑となり、これは特に注意が必要である)」と記載しており、毛筆の使用を前提としない点は『教学大綱』での大きな変化である。さらに、『教学大綱』では第3学年から速く写字するという記述がみられ、第4学年では、第3学年より速く写字できるように、とされる。また、万年筆、インク、吸い取り紙の使い方(毛筆の場合は筆、紙、硯の使い方)を指導することにもなっている。

『全日制教学大綱』では、第3学年より万年筆が筆記用具として指定され、毛筆の使用も始まる。万年筆による学習は第6学年まで続くことになる。『教学大綱』では否定的であった毛筆の使用について、『全日制教学大綱』では再び肯定的に取り上げられる。第4学年ではこれまでの記述に加え、「行間を整えて、書式が正確であること」が加わり、さらに毛筆で「正確に、きちんと書けること」という記述も加わる。また、教科書のフォントについて、第3学年の初小第6冊は活字体についての記述がなくなり、第4学年の初小第7冊以降、宋朝体が指定される。

### c 第5学年・第6学年

『教学大綱』では写字の内容はみられない。それに対して、『全日制教学大綱』の第5学年では、万年筆によって「熟練して書けること」が記述に加わり、毛筆によって大字を書くこと、整えて書くことが加わる。第6学年では、毛筆によって大字のほか小字も「熟練して書け、行間・書式が要求にかなっていること」との記述が加わる。毛筆で書く際の文字の大きさを指定する記述は、『課程暫行標準』にもみられていた。

『教学大綱』においては、全学年を通し、道具の準備・管理、書く姿勢、速度等についての記述はみられるが、どのような字形で書くように指導するかという点について、学年別の目標と内容には多く記述されない。また、毛筆は否定的に位置づけられる。それに対して、『全日制教学大綱』においては、毛筆使用が第3学年から位置づけられるとともに、学習段階に応じた字形学習についての目標が明記されるようになる。前述の配当時間の増加、構成における掲載順、冒頭における目標の記載も踏まえると、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと写字がより重視されるようになってきていると断定できるのではないだろうか。

## 二、識字教育、簡化字<sup>14</sup>教育と『写字教学的通知』

『教学大綱』と『全日制教学大綱』の比較・分析により、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと写字教育が強化されていることが明らかにできた。また、そこには識字教育と写字教育の結びつきが強まったことが理由として挙げられるだろうということにも言及した。では、その背景にあったのは何なのだろうか。その社会的背景が国家による識字教育政策であり、簡化字、普通話、ピンインの普及を中心とした文字改革運動であると考える。そして、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと、写字教育の強化を補強する契機となったものが『写字教学的通知』であった。順に論証していきたい。

### ①識字教育と簡化文字教育

建国以来、近代国家を目指す中国政府は全国的な識字率の低さに悩まされることになる。1949年以前の農村部の非識字率は80%で、都市部でさえ60%も非識字率があったとされる<sup>15</sup>。それが、1987年には農村部の非識字率が60%、都市部が5%と、農村部の非識字率の高さに課題は残るものの、都市部を中心に大幅な改善が見られる。<sup>16</sup>結果論ではあるが、この間の中国政府が識字教育政策に力を入れ、その効果が一定程度あったことが想定できる。また1954年から1965年の新識字者が9,5713,000人に及ぶこともこの点を傍証するだろう。<sup>17</sup>

### 識字教育政策

では、『中国教育年鑑（1947～1981）』<sup>18</sup>「教育事業、経費、労働給与の計画管理」



「教育事業計画管理制度の建設と発展」および大原信一『中国の識字運動』<sup>19</sup>中の記述を参考にし、識字教育および簡化字教育に対する建国から1960年代までの中国政府の政策をまとめていきたい。

1947年12月におこなわれた第一次全国教育工作会議において「1951年から、全国規模の識字運動を開始するよう努力する」ことが決められた。

1957年10月、中国共産党中央委員会は『1956～1967年全国農業発展綱要修正草案』を交付し、そのなかで「1956年から、各地の状況に基づきそれぞれ12年以内に、基本的に青年と壮年の非識字者<sup>20</sup>をなくす」と記されている。

さらに、1956年9月、中国共産党第8回全国代表大会において『關於發展国民經濟的第二個五年計画』（以降、『二五計画』と表記）が通過したが、劉少奇は『政治報告』中において、「我が国の文化革命を実現するために、必ず限りない努力によってだんだんと非識字者をなくしていかなければならず、ならびに財政的能力が許す範囲内において、だんだんと小学校教育を拡大し、12年以内に地域や時期を分けて小学校義務教育を普及するように求めていく」と述べ、同じく『二五計画』『建議報告』中で、周恩来は「継続して非識字者をなくすように努力する必要がある、小学校教育を發展させ、労働者、農民、大衆の業余教育<sup>21</sup>を実行してしていく必要がある」と述べている。

中国共産党第8回全国代表大会および『二五計画』の『建議報告』に基づき、教育部は『第二個五年教育發展計画』および『1958年教育事業計画』を制訂する。そこで、小学校教育の普及、非識字者の掃討、計画的な段階を踏んだ文字改革の推進が盛り込まれるに至った。さらに、1958年3月、教育部は第4次全国教育行政會議を招集し、その會議において、次の五大任務が決定される。

- ①全力で識字運動を実施し、青壮年の非識字者をなくし、積極的に工農業余小中学校を發展させる。
- ②全力で小学校教育を普及させる。
- ③全力で農業中学、工業中学と手工業中学を起こす。
- ④各師範学校の積極的な發展と改善をおこなう。
- ⑤教育制度、教学内容と教育方法の改革をする。

さらに、同年、中国共産党中央委員会と国務院は、『關於教育工作的指示』において、全国で3～5年以内に非識字者をなくし、小学校を普及する任務を基本的に完成させるように求めている。

このように、『教学大綱』『全日制教学大綱』が制訂された1950年半ばから1960年代は、中国が国をあげて非識字者を減らす政策が実施された時期であり、その政策は小学校教育の普及とともに重視された。そのようななか小学校教育は識字運動の重要な役目を担っており、小学校はそれ以上非識字者を増やさない、いわゆる防波堤としての重要な役割が課せられていたということにもなる。その一翼を写字教育が担う役割が課せられたからこそ『教学大綱』『全日制教学大綱』へと写字の性質、位置づけが変化したといえるのではないか。

### 簡化字教育（文字改革運動）

1958年に中国の識字運動は轉換期を迎える。『漢語拼音方案』が制訂され、識字教育に導入されることになったからである。

周恩来が1958年1月10日の政協全国委員会でおこなった同名の講演をまとめた『当

然文字改革的任務』<sup>22</sup>によると、「我々は漢字の点画を簡易化するとともに、もう一方ではそれにピンインを加えようとしている。漢字の読み書き上の困難を減らし、広大な大衆が使いやすいようにするのが目的である」と、文字の簡化（文字改革）の目的は識字にあるとし、「拼音方案が全国人民代表大会で批准されたならば、小学語文の教科書と北方語地区の掃盲教科書は漢字の注音にそれが使えるようになってほしい。小学校教育と非識字者掃盲工作が極めて大きな便宜を受けることは断言できる」と小学校の識字教育への肯定的な影響を論じている。さらに、周恩来は、同講演で文字改革には3つの任務があると言う。簡化字の作成と推進、普通語の推進、漢語ピンイン計画の作成と推進である。そのなかで、とりわけ写字教育が深く関わるのは簡化字の推進である。その簡化字の推進について、『教学大綱』「識字教学」中に「識字教学中において、中国文字改革の精神を貫徹する必要がある。まず、簡体字を採用しなければならない。新しく教える文字は、簡体字を教え、繁体字を教えるはいけない。すでに教えた繁体字は簡体字と比較し、繁体字から簡体字にかえて覚え、すでに廃止した異体字は、再び児童に教えるはならない。教師が書く文字、児童が書く文字、すべて一律に簡体字を用いる」と、学校教育の語文では簡体字を教え、文字改革を踏まえた教育をおこなうという重要な役割があるとされる。国務院が1956年に『漢字簡化方案』を制訂した後、文字改革運動の教育への影響は『教学大綱』から見られ、その影響は『全日制教学大綱』に引き継がれることになる。

1964年3月7日にも、中国文字改革委員会、中華人民共和国文化部、中華人民共和国教育部が合同で『關於簡化字的連合通知』を発行している。これは教育部が簡化文字の推進において、重要な役割を果たしていたことをも意味し、1963年に通知された『全日制教学大綱』は簡化字教育を推進する重要な役目も担っていたこととなる。簡化字を正確に、整えて写字することを教える重要な役目が写字教育に課せられていた。だからこそ、『全日制教学大綱』において、識字と作文とともに写字教育が重視されたということができよう。

## ②『写字教学的通知』

『全日制教学大綱』が制訂される約4か月前に当たる1963年1月23日、教育部が『写字教学的通知』を制訂し、通知している。『写字教学的通知』についてはこれまで全文を収録したものがなかったため、日本語訳したものを附録して収録した。『写字教学的通知』の制訂と『全日制教学大綱』が制訂され写字教育が強化される動きは時期的にも連動している。本節では、『写字教学的通知』の要点を確認し、同通知が『全日制教学大綱』における写字教育を補強する性質のものであったことを明らかにしていきたい。まず、『写字教学的通知』通知部分の冒頭をみていく。

写字は小・中学生の一つの重要な基本的訓練である。近年、多くの学校が写字の時間を配置し、写字教学を重視し始め、学生の写字にはやや進歩がみられる。しかし、目下多くの小・中学生の文字はいまだ正しく書けておらず、筆順と間架結構に注意していない——文字が丁寧でなく、読みにくかったり、間違えた文字が多く、配置配列が整っていなかったり、紙面がきたなかったりする。こういった状況からあらゆる学校と教師全体が写字を重んじるように至らしめなければならない。

この記述によると、写字教学をめぐる状況は好転してはいるものの、いまだ不十分で

あるため、写字教学を強化するために『写字教学的通知』が制訂されたことになる。『写字教学的通知』は、6項目からなる。以下、要約し、その性質を明らかにしていきたい。

- 一、全日制小学校の低・中学年の写字の授業は毎週3時限分、高学年の写字の授業は毎週2時限分写字練習の授業を開設しなければならない。初級中学1年生は毎週1時限写字指導の授業を設置しなければならない。
- 二、正確で、はっきりと書けること、筆順が合理的であること、字形が正しいこと、配置配列が整っていることを第一の目標とし、だんだんと写字速度が速くなっていくこと、実用的であることを第二の目標とする。低学年では執筆方法と写字姿勢、文房具を正しく使用し大切にすることを教育すること。
- 三、小学校低学年では石筆と石盤、鉛筆、中、高学年では万年筆と毛筆、中学の各学年では万年筆と毛筆での文字練習をする。小字を中心に練習をし、間架結構の練習に都合がいい場合、毛筆を用いて大字<sup>23</sup>を書く練習をしてもいい。
- 四、教師は学生の写字の指導を強化しなければならない。学生のすべての各種文書作業で、文字を正確に、正しく、はっきりと、配置配列を整えて書け、紙面がきれいであるように指導しなければならない。学生に書き直しをさせたり、減点の対応をしたりしてもよく、必ず学生が真面目に写字をする習慣を養成しないとけない。
- 五、教師と学校の幹部は板書や添削作業、スローガン、掲示、通知等の写字で見本を見せていかなければならない。文字を上手く書けない各教科の教師と学校の幹部は、みな写字を練習しなければならない。各種師範学校は写字教学を重視し、十分な写字能力を持った教員の養成をしなければならない。
- 六、各地の教育行政部門は関係する部門と連携をとり、必要な字帖、紙、文房具を生産し提供できるようにしなければならない。

『写字教学的通知』の第1項では、『全日制教学大綱』で規定された写字の授業時間と同様の時間が規定される。第2項でも、『全日制教学大綱』と同様の写字の目標の明確に示され、第3項においても、写字における筆記用具、文字のサイズの指定が、『全日制教学大綱』と矛盾なく、詳細に指定される。第4項においては、『全日制教学大綱』における写字教育の強化を助けるように、写字教育に関する教師の教育責任が明確に示され、言語教育としての目標が明確に位置づけられる。そのみならず、第5項において、教師や学校幹部自身の写字能力を向上させる義務を明確にし、さらに教員養成における写字教育の重要性と教員養成における写字教育の義務を記す。そして、第6項においては、教育行政部門が写字教育のバックアップ体制をとる義務が明記されている。

このように『写字教学的通知』は、写字教育が強化された『全日制教学大綱』を補う内容であり、連動した時期に制訂されていることから、『全日制教学大綱』における写字教育の強化を助ける性質のものであり、写字教育の位置づけの高まりを示すものでもあるといえるだろう。

## 本章のまとめ

建国後、『課程暫行標準』における美しく書く写字教育から、識字教育と結びつきが強まり、『教学大綱』における正しく、上手に、速く書く写字教育へと変化する。その

なかで、写字教育は、写字教育以外の学習領域で他の内容とあわせて指導するように位置づけられ、毛筆の使用が消極的に位置づけられた。その後、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと、語文という教科が、学びの基礎、学習活動へと繋がる基礎を教える教科として位置づけられるようになり、閲読、作文の力を身につけさせるために、識字教育と強く結びつき写字教育が再び重視されるようになった。そして、写字の配当時間も『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと増えることになる。それとともに、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと、これまで最後に掲載されていた写字教育に関する記述が、識字とともに冒頭に位置づけられ、正確に、整えて、熟練して、配置配列を整えて写字をすることが目標とされ、毛筆使用による学習が第3学年から再び位置づけられ、学習段階に応じた字形学習の目標が明記されるようになった。こういった点から、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと、写字教育がより重視されるようになったことが読み取れる。

では、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと写字が強化された要因は何だったのか。本稿では、中国政府が推進していた識字教育政策と文字改革運動における簡化字の普及がその社会的背景であると論証した。つまり、両教学大綱とも、識字教育と関連しつつも『全日制教学大綱』では識字のために写字のさらなる強化が必要であったということではないか。さらに、『全日制教学大綱』における写字教育重視の動きと連携した『写字教学的通知』の制訂は、『全日制教学大綱』における写字教育重視の動きを助け、補うものであると結論づけた。

小学校教育において、非識字者をそれ以上増やさないように簡化字を用いた識字教育をしっかりと実施し、その識字教育において、正確に、整えて、熟練して、配置配列を整えて書く教育という役目を写字教育が担わされることにより、写字教育が重視されるようになっていったというのが1950年半ばから1960年代の写字教育であると結論づけたい。

表 2-3 『教学大綱』 および 『全日制教学大綱』 の学年別の目標と内容

	『小学語文教学大綱（草案）』	『全日制小学語文教学大綱（草案）』
第 1 学年	<p><b>準備課</b> 四 写字の正確な姿勢。執筆・運筆の練習。 <b>写字</b>（99 時限の他、別に 3 時限を準備課と一緒にする） 一 児童が写字の正確な姿勢を理解するように教え、実践に基づき、習慣の養成をする。 二 児童がどのように鉛筆を持つか、どのように鉛筆を削り、どのように鉛筆を保管するかを学習するように教える。 三 児童がどのように教科書と練習帳を保管するかを学び、教科書と練習帳上のマス目を熟知するように教える。 四 児童に横面を書く練習と各種点画の練習を教え、児童に前腕、手腕、指の正確な使い方と正確な視線の技術を育成する。 五 識字教学と結びつけ、児童にだんだんと漢字の各種点画を覚え、かつそれらの名称を覚えさせる。児童にだんだんと漢字の各種結構単位を覚えさせ、そのなかによくみられる偏や旁の名称を覚え、児童にだんだんと漢字の各種の結構形式を覚えさせ、各種結構の組み合わせの比率を十分に引きわめられるようにする。児童に写字の筆順を教え、未習漢字の写字練習をおこなわせる。漢字の結構を教え、点画の分析をはじめ、だんだんと結構単位での分析をおこなう。 六 閲読、漢語、作文で簡単な文章作業を写字する。</p>	<p><b>(一) 教学要求</b> 2. 識字は本学教学における重点であり、一年で約 750 文字を識字する。字形をはっきりと認識し、標準的の字音で読み、字義を理解し、すでに認識した文字をしっかりとマスターし、大部分を空で書けること。学んだ語彙をみな理解でき、大部分を運用できること。 3. 点画の名称と書き方を学び、筆順のルールを学び、鉛筆（或いは石筆を兼用する）を用いて写字し、正確に書けること。写字姿勢が整い、執筆方法も正確であること。 <b>(二) 教学内容</b> <b>初小（初級小学校）第 1 冊</b> 2. （省略）新出の文字は、単独文字から複合文字へと配列し、点画の簡単な文字から点画の複雑な文字へと配列する。（中略）識字と写字の字形が一致するように、教科書の文字は楷書体によって組版・印刷すること。 3. 写字教材は写字姿勢、執筆方法、基本点画、筆順のルール等を含む。課題ごとの後ろにみな田字格を用いて新出漢字を書け、見本の文字を臨写できるようにする。（小学校第 2 冊から 4 冊まで同様） <b>目録</b> （省略） <b>初小第 2 冊</b> 1. （省略）教科書の文字は楷書体によって組版・印刷すること。 <b>目録</b> （省略）</p>
第 2 学年	<p>一 第一学年の一～四の各種技術を強化する。 二 系統的写字教材に基づき学習を進める。 三 第一学年の五を継続し、点画と結構に限り新出の文字あるいは書くのが難しい文字は練習量も時間もみな減らす。（点画と結構は新出の書くのが難しいものはすでに写字教材にはいっており、閲読課中において必ず写字練習をおこなう必要はない） 四 だんだんと児童がさらに速く写字できる能力を育成する。 五 閲読、漢語、作文を写字する各種文書作業で、句読点や記号の写字を含める。</p>	<p><b>(一) 教学要求</b> 1. 識字は本学年教学における重点であり、一年で約 850 文字を識字する。字形をはっきりと認識し、標準的の字音で読み、字義を理解し、すでに認識した文字をしっかりとマスターし、大部分を空で書けること。本学年終了時には、しっかりと 1600 文字強の常用漢字をマスターすること。学んだ語彙をみな理解でき、多くを運用できること。 2. 鉛筆（或いは石筆を兼用する）を用いて写字し、正確に、整えて、きちんと書けること。 <b>(二) 教学内容</b> <b>初小第 3 冊</b> 1. （省略）教科書の文字は楷書体によって組版・印刷すること。 3. 練習の編集では識字の強化を重視する。間架結構の写字練習と関連ある内容を組み入れる。（省略） <b>目録</b> （省略） <b>初小第 4 冊</b> 1. （省略）教科書の文字は楷書体によって組版・印刷すること。 3. 練習の編集は識字の強化を重視する。写字練習を組み入れ、その中で結構が複雑な文字、点画が書きにくい文字、筆順が特殊な文字も入れるようにする。（省略） <b>目録</b> （省略）</p>

	『小学語文教学大綱（草案）』	『全日制小学語文教学大綱（草案）』
第3学年	<p>一 第一学年の一～四の各種技術を強化する。</p> <p>二 児童にどのように万年筆、インク、吸い取り紙をどのように学ぶかを教える。（或いは毛筆、墨、硯をどのように使用するか）</p> <p>三 系統的写字教材に基づき教学する。本学年から、児童が漢字の各種結構の形式と結構の組み合わせ時の比率の技能の把握に重点を置く。</p> <p>四 第二学年の三を継続し、量と時間は全体的に減らす。</p> <p>五 だんだんと児童がさらに写字速度が速くなるように育成する。</p> <p>六 閲読、漢字、作文の写字の各種文書作業で句読点と記号の写字を包括する。</p>	<p><b>(一) 教学要求</b></p> <p>1. 1年で約600文字を識字する。学んだ語彙をすべて理解でき、大部分が使うことができること。だんだんと小学生に適した字典を調べることができるようにする。</p> <p>2. 万年筆を用いた写字ができ、正確に、整えて、きちんと書けること。本学年から毛筆を用いた写字を学び始めてもよい。</p> <p><b>(二) 教学内容</b></p> <p><b>初小第5冊</b></p> <p>1. 本冊より、識字教材を再び取り上げず、(中略)教科書の文字は楷書体によって組版・印刷すること。</p> <p><b>目録</b> (省略)</p> <p><b>初小第6冊</b></p> <p><b>目録</b> (省略)</p>
第4学年	<p>一 第一学年の一～四と第三学年の二の各種技術を強化する。</p> <p>二 第三学年の三を継続する。</p> <p>三 第三学年の四を継続する。</p> <p>四 だんだんと児童がさらに速く写字できるように育成する。</p> <p>五 閲読課、漢語課、作文課での各種文書作業の写字で、句読点記号の写字を含む。</p>	<p><b>(一) 教学要求</b></p> <p>1. 継続して約500文字を識字する。学んだ語彙をマスターする。1人で小学生に適した字典を調べられるようにする。</p> <p>2. 万年筆を用いた写字ができ、正確に、整えて、きちんと書け、行間を整えて、書式が正確であること。毛筆を用いた写字ができ、正確に、きちんと書けること。</p> <p><b>(二) 教学内容</b></p> <p><b>初小第七冊</b></p> <p>1. (省略)教科書の文字は宋朝体によって組版・印刷すること。</p> <p><b>目録</b> (省略)</p> <p><b>初小第八冊</b></p> <p>1. (省略)教科書の文字は宋朝体によって組版・印刷すること。</p> <p><b>目録</b> (省略)</p>
第5学年	/	<p><b>(一) 教学要求</b></p> <p>1. 継続して約400文字を識字する。(省略)</p> <p>2. 万年筆を用いて写字し、正確に、整えて、きちんと、熟練して書けること。毛筆を用いて大字を書き、正確に、整えて、きちんと書けること。</p> <p><b>(二) 教学内容</b></p> <p><b>高小(高級小学校)第1冊</b></p> <p>1. (省略)教科書の文字は宋朝体によって組版・印刷する。</p> <p><b>目録</b> (省略)</p> <p><b>高小第2冊</b></p> <p>1. (省略)教科書の文字は宋朝体によって組版・印刷する。</p> <p><b>目録</b> (省略)</p>
第6学年	/	<p><b>(一) 教学要求</b></p> <p>1. 継続して約400文字を識字し、小学校6年間で3500文字の常用漢字を学ぶ任務を完成させる。(省略)</p> <p>2. 万年筆を用いた写字ができ、毛筆を用いて大字と小字が書け、正確に、整えて、きちんと、熟練して書け、行間・書式が要求にかなっていること。</p> <p><b>(二) 教学内容</b></p> <p><b>高小第3冊</b></p> <p>1. (省略)教科書の文字は宋朝体によって組版・印刷し、応用文によっては行書写字製版を用いる。</p> <p><b>目録</b> (省略)</p> <p><b>高小第4冊</b></p> <p>1. (省略)教科書の文字は宋朝体によって組版・印刷し、応用文によっては行書写字製版を用いる。</p> <p><b>目録</b> (省略)</p>

- 
- <sup>1</sup> 『中国教育年鑑』（『中国教育年鑑』編集部、中国大百科全書出版社、1984年9月）では、1949年から1981年までを、①国民経済回復時期（1950～1952）、②第一回五か年計画時期（1953～1957）、③第二回五か年計画と国民経済調整時期（1958～1965）、④第三回、第四回五か年計画時期（1966～1975）、⑤第五回五か年計画時期（1976～1980）に分類している。本研究での対象とする時期について、この分類に基づくならば、②第一回五か年計画時期後半から③第五回五か年計画と国民経済調整時期が主な対象となる。
- <sup>2</sup> 本稿では、『建国以来中小学語文教学大綱匯編（1949-1985）』（国家教委中小学教材办公室課程教材研究所、1986年2月）、『語文教学大綱匯編』（林冶金主編、青島出版社、2001年9月）掲載のものを対照し訳出している。
- <sup>3</sup> 本稿では、『建国以来中小学語文教学大綱匯編（1949-1985）』（国家教委中小学教材办公室課程教材研究所、1986年2月）、『語文教学大綱匯編』（林冶金主編、青島出版社、2001年9月）掲載のものを対照し訳出している。
- <sup>4</sup> 内容については教育部保管の文件実物の複写物および『中国教育年鑑（1949～1981）』（中国大百科全書出版社『中国教育年鑑』編集部編、中国大百科全書出版社、1984年9月）掲載の抄録をもとに訳出した拙訳「中華人民共和國『關於加強中、小学学生写字教学的通知』（1963年1月23日制訂）」（『東アジア書教育論叢』第5号、東京学芸大学書道教育研究会、2018年12月）によった。中国において、國務院や教育部等が制訂する行政法規には「条例」「規定」「規則」等があり、「意見」「決定」「通知」等もこれらに準ずる法的拘束力を持つものとされている。
- <sup>5</sup> 「語文」は日本の「国語」に相当する。中華民国では「国語」であったが、中華人民共和国では「語文」となった。
- <sup>6</sup> 中華民国においては、「国語」という教科名でおこなわれ、中華人民共和国では「語文」となった。
- <sup>7</sup> 現在の「國務院」に相当する。建国当時は「政務院」と言われていた。
- <sup>8</sup> 楠山研『現代中国初中等教育の多様化と制度改革』（東信堂、2010年2月）にて学制の変遷は詳述される。
- <sup>9</sup> 「中華人民共和國建国期の小学校における写字教育」（『中国近現代文化研究』第19号、中国近現代文化研究会）96頁において、『課程暫行標準』の写字の配当時間について、語文配当時間を誤って記載している。本稿によって訂正する。
- <sup>10</sup> 『小学（四二制）教学計画（草案）』では、1時間配当とされているが、『教学大綱』巻末の「每周教学時数分配表」では時間が配当されず、また、『教学大綱』中「教学大綱」の第6学年には写字について記載がないため、本稿では『教学大綱』に従って0時間とする。
- <sup>11</sup> 『教学大綱』中の訳語については、原文に従い「兒童」をあてた。
- <sup>12</sup> 「中華人民共和國建国期の小学校における写字教育」（『中国近現代文化研究』第19号、中国近現代文化研究会）にて詳述した。
- <sup>13</sup> 『全日制教学大綱』中の訳語については、原文に従い「学生」をあてた。
- <sup>14</sup> 現在では一般的に「簡体字」と総称されるが、この当時の文献では「簡化字」と表記されている場合もあり、本稿では各々の文献の表記に従い翻訳している。
- <sup>15</sup> 数值は、白家瑤「中国——再生産される非識字者層」（『月刊しにか』1990年8月号（第1巻第5号）、1990年8月1日、大修館書店）に基づく。
- <sup>16</sup> 前掲注に同じ。
- <sup>17</sup> 前掲注に同じ。
- <sup>18</sup> 『中国教育年鑑』編集部、中国大百科全書出版社、1984年9月。
- <sup>19</sup> 大原信一『中国の識字運動』東方書店、1997年9月。
- <sup>20</sup> 原文では「文盲」と表記されている。翻訳に当たっては「非識字者」とした。
- <sup>21</sup> 「業余教育」とは、労働の余暇を利用しておこなう教育を指す。
- <sup>22</sup> 人民出版社、1958年2月発行。
- <sup>23</sup> 『写字教学的通知』本文によると、約50ミリ四方のサイズ。





### 第3章 文化大革命～1980年代の写字教育

「プロレタリア階級文化大革命（無産階級文化大革命）」（通称「文化大革命」または「文革」という。以降「文革」と表記）とは、毛沢東主席の周辺で生じた権力闘争が、その実情を知らされていない国民にも波及し生じた混乱をともなった政治闘争であり民衆運動である。本章では、1966年から1976年まで中華人民共和国で起こった文革時期の教育と文革前後の写字教育の変化について、教育法規および『人民日報』といったメディア掲載の記事を材料とし、比較分析を進めていきたい。具体的には、『農村中、小学教育大綱（草稿、供討論）』（以降『農村教育大綱』と表記）<sup>1</sup>を主な材料とし文革期の教育についてまとめていく。加えて、前章でも取り上げた『全日制小学語文教学大綱（草案）』<sup>2</sup>（1963年5月制訂、以降『全日制教学大綱』と表記）と『全日制十年制学校 小学語文教学大綱（試行草案）』<sup>3</sup>（1978年2月第1版制訂、1980年修正版制訂、以降『十年制教学大綱』と表記）を材料とし比較することで、文革期前後における変化を考察していきたい。

## 一 文革期の教育

「中国共産党中央委員会のプロレタリア文化大革命についての決定」（1966年8月8日採択）によると、文革期において、教育は改革すべき対象として位置づけられている。以下、引用したい。

ふるい教育制度を改革し、ふるい教育方針、教育方法を改革することは、このプロレタリア文化大革命のきわめて重要な任務のひとつである。

この文化大革命のなかでは、ブルジョア知識人がわれわれの学校を支配するような現象を徹底的にあらためなければならない。

各種の学校のなかでは、かならず毛沢東同志の提起した、教育はプロレタリア階級の政治に奉仕し、教育を生産労働に結びつけるという方針を貫徹し、教育をうけるものが徳育、知育、体育のそれぞれの面で成長し、社会主義的自覚をもつ、教養のある勤労者になるようにしなければならない。

修学期間は短縮しなければならない。課目は精選しなければならない。教材は徹底的に改善しなければならない。あるものはまず繁雑なものを簡素化することから手をつけなければならない。学生は学業を主とし、あわせて他のものを学ばなければならない。つまり、学業にはげむだけでなく、工業、農業、軍事も学ばなければならない。また、いつでもブルジョア階級を批判する文化革命の闘争に参加しなければならない。

4

文革期の教育は、「ふるい教育制度」「ふるい教育方針、教育方法」とされた専門的、エリート的教育によって知識分子養成を養成するための教育ではなく、「毛沢東の教育方針はあくまで精神労働と肉体労働との統一することであり、このことが文革における教育方針の中心だったといえる。そして、この方針にもとづいて、正規の学校教育のなかに労働（工場・農場における）を義務づけ、学習と労働の結合を制度化しようとしているのである。」<sup>5</sup>というように労働のための労働と教育の結びつきを求めたものであった。そして、その方針は「教育をうけるものを、徳育、知育、体育のいずれの面でも成長させて、社会主義的自覚をもつ、教養をそなえた勤労者にそだてあげることである。」<sup>6</sup>とされた。そして、修学期間の短縮、科目の精選、教材の改善が必要であると位置づけられる。加えて、学業のみならず、工業、農業、軍事を学ぶ必要があるとされ

た。

では、文革期といういわば動乱期ともいえる時期において、学校教育は実際どのように実施されていたのだろうか。その点について、1973年1月に発行された文部省大臣官房調査統計課の作成した冊子である『中国教育の概況』では「66年夏以降、半年以上にわたって休校が続けられたが、その後、一旦授業を再開し、その上で全国各地で諸改革が進められ、その模範例が新聞・ラジオ等で紹介され、議論されている段階である。大学についての改革は更に激しく、入試延期が4年にわたって続けられたが、70年秋になってようやく一部の新生が入学するはこびとなった状況である。」<sup>7</sup>と述べられている。文革期の教育は一時期休校になりつつも、改革を進めながら授業が実施されていたと考えられる。

また、文革期の教育の大きな特徴として、それまで地方公共団体が学校の運営をおこなっていたのが、すべての学校が工場・人民公社などの各生産単位と結びつけられていたことにある。さらに、文革期における教育の第一の目標はプロレタリア階級の政治に奉仕する後継者が徳育、知育、体育の面で全面的に発達し、社会主義の自覚を持った教養ある労働者として養成することであり、知識人育成から教養ある労働者の育成へと目標が変遷していることも指摘しておきたい。

## ①『農村教育大綱』からみる文革期の教育

### 文革期の学制

まず、文革期の学制についてまとめておきたい。文革以前の中国の学制は6・3・3制だったが、毛沢東の「従来の修学年齢は長すぎ、短縮すべきである」とする五・七指示にしたがい、小学校については5年制に、農村ではそのうえに初級中学（2年）を接続させて7年一貫の体系をとった場合が多いようである。また、都市では、さらにそのうえに高級中学（2年）を接続させ5・2・2制をとっていたようである。<sup>8</sup>

### 『農村教育大綱』

では、次に『農村教育大綱（草稿、供討論）』をもとに、文革期の教育が目指した方向性についてまとめていきたい。

『農村教育大綱』は、1969年5月12日発行の『人民日報』に掲載されたものであり（写真3-1）、執筆者は吉林省梨樹県革命委員会となっている。ただ、文革期の『人民日報』に掲載されているということを考えると、その内容は政府の意をくんでいると考えられる。見出しは「公立小学校から大隊に預けられた議論について」<sup>9</sup>となっている。吉林省梨樹県革命委員会および関係方面により起草されたもので、公社の貧しい下中農<sup>10</sup>、教師、学生の意見を求め、修正をおこなったものであるという。



写真3-1 人民日報（1969年5月12日発行）1面に掲載された『農村教育大綱』（筆者撮影）

## 『農村教育大綱』からみる文革期の教育課程

『農村教育大綱』は、以下の構成からなっている。

- 第1章 総綱
- 第2章 領導
- 第3章 思想政治工作
- 第4章 学校布局和学制
- 第5章 教師
- 第6章 教学工作
- 第7章 勤工儉学

『農村教育大綱』の起草に当たっては、吉林省梨樹県革命委員会とその関係方面、貧しい下中農、教師、学生等が関わって作成したものであるということもあり、これまで発行されてきた諸課程標準、教学大綱に比べ、具体性に乏しい抽象的なものであり、教育改革の方針がまとめられたという性格のものと捉えられる。

では、『農村教育大綱』に基づく、文革期の教育課程はどのようなものであったのか。『農村教育大綱』の「第6章 教学工作」の第24条には、「毛主席の『課程設置は簡素にする必要がある。教材は徹底的に改革する必要がある、教材によってはまず複雑なものを減らし簡単にする』と『学習を主とし、併せて異なったスタイルで学ぶ』という指導に従い、課程設置上、プロレタリア階級の政治を強調し、理論と實際を連携し少なくし精密にするという原則を堅持する必要がある。」<sup>11</sup>と、教育課程をより精選し、理論だけでなく實際（労働）と結びつけた教育へと改革していくことが示される。

さらに、小学校では、同24条に政治語文課、算術課、革命文芸課、軍事体育課、労働課の5科目を設置すると具体的に示されている。中学校では、毛沢東思想教育課（中国近代史、現代史、党内の二つの路線闘争史を含む）、農業基礎課（数学、物理、化学、経済地理を含む）、革命文芸課（語文を含む）、軍事体育科（毛主席の人民戦争思想、軍備増強観念と郡司体育活動の推進を含む）、労働課の5科目を具体的に設置すると示している。異なる意見が括弧表記で示されているのも特徴で、中学校の科目設置については、毛沢東思想教育課、農業常識課、数学課、物理課、化学課、語文課、革命文芸課と軍事体育課という意見も併記されている。

これらの科目を比較すると、語文課は「政治語文課」と名前をかえ、プロレタリア階級の政治にかかわる教材を学習するものになったであろうことが推測できる。また、「政治、労働と文化基礎の知識を比べると、政治が主要で指令的な科目である。」<sup>12</sup>と、当然ながら政治課の位置づけが非常に強いものでありつつ、教育課程の配分としては、小学校では70%程度、中学校では60%程度を文化基礎の授業とするように指定される。

この文革期の教育において、写字教育がどのように実践されたかは『農村教育大綱』に何も書かれておらずはっきりとわからない。ただし、前章まで述べてきたように、写字教育は識字教育と連携しながら推進されてきた性質のものであることから、文革期の教育において、識字教育がどのように位置づけられてきたのかを資料をもとにまとめていきたい。

### ②文革期における識字教育

では、文革期の識字教育について、『人民日報』の記事をもとに明らかにしていきたい。

い。

1971年12月11日の『人民日報』には、「農村の小学校教育を強力に非識字者をなくそう」という見出しで、中国共産党山東省鄒県革命委員会核心小組の文章が載っている。以下、記事に基づき、まとめていく。

同記事によると、

プロレタリア文化大革命以前、我が県の教育事業は比較的大きな発展をしていたけれども、しかし半数以上の就学年齢の児童が入学しておらず、青年と壮年の非識字者も少なくない。このような状況を作り上げた主な原因は、裏切り者で、内通者で、労働運動の造反者である劉小奇の反革命修正主義路線の妨害と破壊であり、何度も大衆集団が学校運営しようとする積極性に打撃をあたえてきた。<sup>13</sup>

と、いまだ半数以上の児童が小学校に入学できておらず、識字ができないまま成長する子が多かったという。識字の学習については、

多くの貧しい下中農が毛主席の著作を学習したいと渴望するも、識字できないから、読めない。科学的農作業をしたいけれども、文化もなく制限を受ける。もともとの非識字者も完全のなくせておらず、新しい非識字者も出現している。<sup>14</sup>

と、毛主席の著作の学習を目標とするものの識字学習の必要性を認めている。しかし、毛主席の著作の学習を目的とした識字という場合は、文章を「読む」識字が中心ということにもなるだろう。

また、識字教育については、以下のようにその重要性を強調する。

現在、革命と生産の情勢は非常によく、我々は断固として毛主席のプロレタリア教育路線を貫徹する必要がある、農村で5年の小学校教育を強力に普及し、非識字者をなくし、一つの重大事項をつかみ成果をあげなければいけない。<sup>15</sup>

新聞というメディアに掲載されていることから、山東省鄒県の例は成功した例であるとは考えられるが、同県において、実際に以下の記事に見られるような学校教育の普及、就学人数の増加の効果はあったようである。

1年すこしで、わが県の小学校はもともと687校増え810校となり、初中（中学校に相当）は218校から238校に増加し、高中（高等学校に相当）は13校増え19校となった。学生も8万人増え12万7000人強となった。全県で小学校5年制教育の普及を実行し、県城と条件のある大隊では、7年生教育の普及を実行している。<sup>16</sup>

また、1971年12月28日発行の『人民日報』では、「毛主席のプロレタリア教育路線の指導の下、わが国農村教育事業が盛んに発展している」という見出しの下、以下の記事が掲載されている。

関連する部門統計によると、1971年の我が国の小中学校の在校学生の総数は、プロレタリア文化大革命前の1965年より30%以上増加した。適齢児童の入学率は、プロレタリア文化大革命に比べ大幅に増加した。北京、上海、天津、河北、広東、陝西、

吉林、遼寧、江蘇、山東、湖北、浙江、山西、四川等の省、市では、適齡児童の入学率は80%以上を達成した。<sup>17</sup>

地方公共団体が学校の運営をおこなうのではなく、工場・人民公社などの各生産単位と学校が結びつくという文革期特有の教育環境もあるのだろうが、文革期において、大幅に就学人数が増えてきている点は指摘しておきたい。そして、その学校において、毛沢東の著作を読むための識字教育がおこなわれたらうと考えられる。それは、いわば「読む」という目標を重視した識字教育がおこなわれたということであろう。

## 二 文革前後における写字教育の変化

では、文革の前後における写字教育の変化を比較し考察していきたい。比較に当たっては、『全日制小学語文教学大綱（草案）』<sup>18</sup>（1963年5月制訂、以降『全日制教学大綱』と表記）および『全日制十年制学校 小学語文教学大綱（試行草案）』<sup>19</sup>（以降『十年制教学大綱』と表記）を用いて比較をした。『全日制教学大綱』は前章でも考察資料として用いている。『十年制教学大綱』は、1978年2月に中華人民共和国教育部の名義で第1版が印刷発行され、1980年に修正されている。本稿においてはこの1980年12月印刷発行の第2版を底本とした。

比較を進めていくにあたり、『十年制教学大綱』時期の学制について、補足しておきたい。1978年1月に、教育部が『全日制十年制中小学教学計画（試行草案）』を発行している。同教学計画により、全日制小学校の学制が5年とされ秋季始業とされている。したがって、『十年制教学大綱』において、小学校は5年制で記載されている。

### ①『全日制教学大綱』と『十年制教学大綱』の構成比較

まず、両教学大綱の構成を比較していきたい。  
『全日制教学大綱』の構成は以下の通りである。

- 一 語文の重要性と語文教学の目的
- 二 教学要求
- 三 教学内容
  - (四) 識字、写字。
  - (五) 課文。
  - (六) 練習。
  - (七) 作文。
- 四 基準（標準）の選択
- 五 教学内容の配置
- 六 教学中注意すべきいくつかの点
- 七 各学年の教学要求と教学内容
  - 小学1年生、小学2年生、小学3年生、小学4年生、小学5年生、小学6年生

『十年制教学大綱』の構成は以下の通りである。

- 一 教学目的と要求

- 二 教材の構成原則と方法
- 三 識字、写字教学
- 四 閲読教学
- 五 作文教学
- 六 基礎訓練
- 七 全力で小学語文教学を改善する  
各学年の具体的教学要求<sup>20</sup>

両教学大綱ともに、写字は識字と並列で教学内容の冒頭に記載されており、識字、写字の位置づけに大きな変化は見られない。

## ②『全日制教学大綱』と『十年制教学大綱』における写字の位置づけ

次に、両教学大綱において、写字の位置づけがどのように変化しているかを比較分析していきたい。

『全日制教学大綱』冒頭では、「(二) 小学校における語文教学の目標は、学生に祖国の言語文字の正確な理解と運用を教え、学生たちに初歩的な閲読能力と作文能力を身に着けさせることにある」とあり、「この目的を達成するために、識字、写字と作文の訓練に重点を置く必要がある」と続く。『全日制教学大綱』では、閲読(読む)能力と作文(書く)能力を養うために、識字、写字、作文を重視する三つの柱としていると位置づけられる。

『十年制教学大綱』冒頭では、以下のように語文科の目標が示される。少し長いが重要な部分であるのですべて引用したい。

我が国はまさに社会主義現代化建設の新しい時期に差し掛かっている。求められる人材、人材育成の基礎を小学校でつくりあげる。語文は小学校の重要な学科である。学生は読書をし、作文することができることで、語文という一種の基礎的な工具を修得することは、その他の各種知識を学習することは、非常に重要なことである。

この語文という学科、その重要な特徴は思想教育と語文教学の論証の統一にある。語文教学中、教師は学生の読み書き能力を育成する過程において、文章の思想内容と表現形式の内在的關係に注意し、正確に思想教育と語文教学を実施すること。

小学語文の教科書に掲載する文章の思想内容は、学生が党を熱愛し、社会主義祖国の教育を熱愛し、伝統的で党の優良な風格の教育という革命を実施し、理想的な共産主義道徳の品質の教育という革命を実施し、小学から科学的で科学を愛し、科学を用いた教育を実施し、革命のために学習する教育を実施し、社会常識、自然常識、衛生保険の教育を実施するのに助けがあるべきである。<sup>21</sup>

『十年制教学大綱』においては、社会主義国家として、思想教育と語文教育との結びつきをより強め、実施していくことが強調される。そして、その思想教育は、社会主義教育を重視することである。また、語文のなかでも「作文」「読書」という学習領域が強調される。能力として「読み」「書き」を重視しているということである。そのことは、「みな祖国の言語文字の能力の正確な理解と運用の育成を加速させる必要があり、初歩的な読み書きの基礎ができるようにする。」<sup>22</sup>と記述されることから読み取れる。また、『十年制教学大綱』の冒頭部分においては、「写字」についての言及がなくなっ

ていることを指摘しておきたい。

### ③『全日制教学大綱』と『十年制教学大綱』の写字の目標

では、写字の目標はどのように変化しているのだろうか。比較分析していきたい。

『全日制教学大綱』「二 教学要求」には、小学校の語文は「学生に 3500 の常用漢字を認識させること」を求め、「文字は整えて書けること」を求めるとあり、「三 教学内容」には「(四) 識字、写字」と、最初に識字と写字が記される。以下、前章と重複するが大切な箇所であるので引用したい。

写字教学はしっかりと実施されなければならない。学生<sup>23</sup>に正確な写字姿勢と正確な執筆方法を教えなければならない、学生に点画の名称、筆順のルールとよく見られる偏や旁といった部首を教えなければならない。学生の写字を正確に、整えて、熟練して、配置配列を整えて書くことを求め、ならびに文房具を大切に、清潔に保つ習慣を養成しなければならない。

さらに、「三 教学内容」「(六) 練習」には、冒頭に「語文教学は大量の練習作業をおこなうことで、学生の閲読能力と作文能力をだんだんと高めることができる。練習には識字、写字、ピンイン、語彙を含む」と、写字等の練習によって閲読能力と作文能力の向上へと繋げることが位置づけられる。そして、教育内容の配置について、閲読能力と作文能力を向上させるために、識字とともに写字が必要であり、そして、小学校の初期段階において写字教育で反復して練習していくという方向性が明確に示されている。

また、「六 教学中注意すべきいくつかの点」において、以下の通り、はっきりと写字と識字は連携しておこなわれるべきもので、「正確に」「整えて」「紙面をきれいに」「配置配列を整えて」文字を書けるように写字教学をおこなっていくと示されている。

(十)基本的な訓練を強化し、学生に対し厳しく要求し、刻苦勉励する習慣を樹立すること。

識字は小学校段階の語文教学の主要な任務であり、とりわけ 1、2 年では、識字教学は語文教学の重点であり、必ず十分な認識をし、真剣に貫徹しなければならない。(中略)学生に対してははっきりと字形を認識し、基準的な文字の発音を読み、字義を理解することを厳格に要求しなければいけない。学生が文字を読み間違い、文字を書き間違い別の文字を書くのを防止しなければならない、間違いを発見したならばすぐに正さなければならない。

写字教学と識字教学は直接連携するものである。1 文字を教えるごとに、毎回学生にできるだけ何度も書かせ目で見るだけでなく、さらに手で書けなければならない。授業内で書くときも、授業外で書くときも、何度も書くことによって熟練するようにする。写字は厳しい訓練によっておこなわれる必要があり、学生に一点一画みな正確に書け、整って書けることを求め、紙面がきれいであり、配置配列が整っていることを求める。筆跡がていねいではない。責任逃れをする態度を敷衍すること、これらはかならず正さなければならない。

次に、『十年制教学大綱』において、写字の目標はどのように設定されているのだろうか。語文全体の目標が記載されている箇所を以下引用したい。



### 一 教学目的と要求

小学語文教学は必ず小さいころから学生の無産階級の世界観を育成する必要がある。この指導思想は、小学語文教学全体で実現する必要がある。

小学語文教学の目的は学生の識字、読書、作文の能力を養成することであり、正確で、はっきりとし、いきいきとした作風の初歩的な育成をする。

小学語文教学の要求は学生に常用漢字を修得し、閲読と写作の基礎の初歩を理解することである。

1. 中国語のピンインを学び、識字と普通語の学習の助けとすること。
2. 常用漢字 3000 文字程度を学び常用の語彙を修得すること。
3. 鉛筆、万年筆を用い写字し、毛筆で文字を書くことを学習すること。
4. 字典を調べられるようにする。
5. 普通語を聞き取れ、人が話すのを聞き主要な意見を捉えることができること。
6. 普通語を聞け、公衆の場で自分の考えをいうことができること。
7. 少年、児童に合った本や新聞を読んで理解でき、おもな内容を理解し、初歩的な分析をする能力があること。
8. 簡単な叙記文と常用の応用文を書け、思想的健康、言いたいことが明らかで、内容が具体的で、文脈がはっきりとし、語句の筋道が通っていて、写字した文字が整っていて、注意して間違った文字を書かず、常用の句読点が使えらること。<sup>24</sup>

『十年制教学大綱』語文科の目標において、写字の記述は「3. 鉛筆、万年筆を用い写字し、毛筆文字を書くことを学習すること。」および「写字した文字が整っていて、注意して間違った文字を書かず」とあるのみである。『十年制教学大綱』においては硬筆として鉛筆、万年筆および毛筆を使用して写字教育をおこない、文字が整っていること、正しい文字を書くことが写字の目標として設定されている。

では、『十年制教学大綱』において、写字の目標がどのように設定されているのか。識字、写字について記述されている箇所の冒頭を引用し、まとめていきたい。

### 三 識字、写字教学

識字は閲読と写作の基礎である。

小学校段階では学生の常用の 3000 文字程度を学ぶ。1、2 年生は識字を重点的におこなう。最初の 3 年で 2500 文字程度を学ぶのは、4、5 年ではすばやく読み書き能力を高め基礎を定着させるためである。

識字教学中学生には十分に字音に基づく十分に読めることを要求し、字形を明確に理解し、字義を理解し、既習の語句は意味を理解している必要があり、多くの語句を用いることができる必要がある。漢字の基本点画を、筆順のルール、偏と旁の部首の間の間架結構を修得する必要がある。

識字教学は方法を改善し、質と量を高める必要がある。学生の物事の規則、語文学習の規則と漢字本来の規則の認識に基づき学生に識字方法を教え、識字能力を育成する必要がある。教学中漢字の音や形や意味を緊密に合わせ、学生が明確に字形を理解することを重視する必要がある。<sup>25</sup>

閲読と写作（『全日制教学大綱』での「作文」）の基礎として識字が位置づけられる。識字、写字の目標部分では、まず識字についての記述がされるが、識字部分では「字形

を明確に理解し」「偏と旁の部首の間架結構を修得する必要がある」「学生が明確に字形を理解することを重視する」といったような文章がみられるのみである。

次に、『十年制教学大綱』の前述文に引き続いて記述される箇所をみていきたい。

写字と識字の関係は極めて緊密である。学生に鉛筆で文字、万年筆で文字を書かせる学習が必要である。正確な執筆方法、写字姿勢を学習する必要があり、文字を正確に端正に書け、一定の速度で、配置配列が整い、紙面がきれいで、さらに文房具を大切にすることに注意し、良好な習慣を養う必要がある。

写字教学中では学生に写字の基本知識を真剣に教える必要があり、学生に漢字の各種点画、結構の写字方法を修得させ、難易度の低い文字から高い文字へと写字教学をおこなう必要がある。教師の書く文字は規範的である必要がある。

学生に毛筆で文字を書く学習を教える必要があり、学生に毛筆を使用する方法を注意しながら指導し、描紅、仿影から臨帖へと、だんだんと学生の毛筆文字を書く能力を育成する必要がある。

学生に文字を上手に書く重要な意義を理解させ、一人でたくさん書きたくさん練習し、毎日写字を練習する習慣を養成する必要がある。<sup>26</sup>

『全日制教学大綱』では、写字と識字の連携、正確に、整えて、紙面をきれいに、配置配列を整えて文字を書けるように写字教学をおこなっていくと示されていた。そういった目標について、『十年制教学大綱』においても大きな変化は見られない。『十年制教学大綱』においては、点画、結構の学習から始まり、難易度の低い漢字から高い漢字へと学習をすすめる。また、描紅、仿影、臨帖と学習過程を踏まえた指導というのが記述される。

#### ④識字教育の一例——1971年北京三里屯第三小学校

浜口允子著『北京三里屯第三小学校』<sup>27</sup>には、著者の子供が1971年から中国の小学校に在籍した経験を詳細にまとめられている。当時の語文教育中の識字教育の実態を理解するうえで貴重な資料である。少し長いが以下引用したい。

老師はまず、迅に、北京市小学課本『語文』第1冊を与えた。これは、小学校1年生が毎年2月に入学してから7月夏休みになるまでの前期（第1学期）約5カ月間に学ぶ国語の教科書である。ここでは文字学習の基礎を教えるようになっていて、その点に限って言えばそれは「拼音」からはじまっていた。

教科書は、最初の16頁をつかってローマ字表示の声母（子音）、韻母及びその組合せの学習を行なって、あらゆる発音が読みとれるように指導していた。従ってこれを覚えると、そののちは「生字」（初出の字）があっても、そこに拼音と声調がつけてありさえすれば、その読み方を解決することができる。迅はローマ字を知っていたので、覚えるのも早く老師をよろこばせた。

つぎには、ふつう中国の1年生は、その最初の字から漢字の構造について習う。漢字が偏やつくりなどいくつかの部分から成り立っていること、更にそれを分解すると、その各部分にも名称があること、——例えば、「一」は「横」、「丨」は「豎」などで、やがて新しい字が出てきた時この筆画の名前で説明をきけば、おのずと字が書けるようになるのである。例えば「ノ」は「撇」だから「横撇」といえば「フ」、つま

り水の左側が書けるというふうに。

またこれらの部分を書いていく筆順には、一定の規則があること、——「先横後豎」（十、十の字のようなものは、左記に横をひき、あと豎をひくという意味）、「従左到右」（地、先に左、次に右）、「先里頭後封口」（国、先に中を書き次いでとじる）、「先中間後両辺」（水、先に中心を書きそれから両側を書くなど）——を勉強する。これも日本の子供はあまり問題がない。そこで、迅がもっぱらやったことは「生字本」というノートを使って、1年の教科書の一つ一つの字を拼音をたよりに読み、書き、意味を知ることだった。「生字本」というのは、1ますが田の字に点線で仕切られ、その上に更に3段の点線があって、そこに拼音が書き込めるようになったノートで、1年生はまずこれを使うのである。

ここでも述べられているように、ピンインから始まる学習過程を意識した識字教育がおこなわれていること、筆順指導があり、田字格を使用した文字学習がおこなわれていることがわかる。さらに、同書から以下を引用したい。

新しい課にはいると、まず教科書の「生字」（新しく出てきた字）を読む。大声で声をそろえて読む。次に字のつくりを口で言いながら、その字を指で書いてみる。例えば「晴」の字は、「左側に日偏、右側に青という字」と言いながら「晴」と書く。それからそれを「生字本」に鉛筆で書く。くり返し書く。その字の意味がわからない時は、老師が話すけれど、教科書に出てくる程度のものの意味は、同学はみんな知っている。

このように識字の学習がすすめられていたようである。ただし、厳密に言えば、字形指導を中心にした写字がこの識字の学習と一体化して進められているというところまでは確認できない。しかし、浜口允子『北京三里屯第三小学校』には、子供が実際に受けた教育の時間割が掲載されており、その時間割を引用すると図 3-1 の通りである。図 3-1 をみると、週 1 時間月曜日 4 限に写字（浜口は「習字」と表記）の時間が配当されていることがうかがえる。

## ⑤ 学年別指導内容

学年別の指導内容について、比較分析していきたい。両教学大綱の比較は表 3-1 にまとめた。では、表 3-1 をもとに、分析を進めていきたい。

### 第 1 学年

両教学大綱ともに、鉛筆という筆記用具を用い、写字姿勢、執筆方法についても留意し、「正確に」書くことも写字の目標としている。加えて、点画の名称、筆順のルールを学ぶことも共通する。『十年制教学大綱』では、写字の目標に「整えて」が加わり、よく使用する偏や旁の部首の学習についても加わる。

### 第 2 学年

両教学大綱ともに、鉛筆を学習する筆記用具とするも、『十年制教学大綱』では後期に「後期には毛筆を用いた描紅の練習を始める」としている。また、『全日制教学大綱』は写字の目標を、「正確に、整えて、きちんと書けること」とするも、『十年制教学大

綱』では、「正確で端正で整ってきれいに書けることを必要とする」と設定しており、『十年制教学大綱』のほうが「きれいに（整潔）」という目標が加わっている点、毛筆を教具として使用することが設定されている。

### 第3学年

両教学大綱ともに、万年筆を学習する筆記用具としている点は共通する。加えて、『全日制教学大綱』においても毛筆の学習が始まり、両教学大綱で毛筆も使用されることになる。『全日制教学大綱』では、「正確に、整えて、きちんと」書けることを目標とし、『十年制教学大綱』では、「正確で端正に」書けることを目標としている。加えて『十年制教学大綱』では、仿影による毛筆の練習についても言及がある。

### 第4学年

引き続き、両教学大綱ともに万年筆を学習する筆記用具としている点が共通する。『全日制教学大綱』では、「正確に、整えて、きちんと書け、行間を整えて、書式が正確であること」と写字の目標がより具体的になる。毛筆写字も「正確に、きちんと書けること」と具体的目標が記述される。『十年制教学大綱』では、「正確で、端正で、整ってきれいに書けること」と記載され、配置配列に関わる具体的な記述は記載されない。また、毛筆での学習について、臨帖による練習が記載されている。

### 第5学年

継続して、両教学大綱ともに万年筆を使用する。『全日制教学大綱』では「正確に、整えて、きちんと、熟練して書けること」と、「熟練して書けること」が加わる。また、毛筆での学習においても、大字という学習するサイズについても記述され、毛筆を「正確に、整えて、きちんと書けること」という目標が加わるのに対し、『十年制教学大綱』では、目標を「正確で、端正で、整ってきれいに書けること。並びに一定の速度で書けること」と速さについての目標が加わる。速さについては、『全日制教学大綱』では記載されていない。

## 本章のまとめ

文革新期において、教育は改革すべき対象として位置づけられていた。その改革の方向性はどのようなものだったのか。文革新期の教育の目標はプロレタリア階級の政治に奉仕する後継者が徳育、知育、体育の面で全面的に発達し、社会主義の自覚を持った教養ある労働者として養成することであり、古い教育と位置付けられた知識人の育成としての教育から教養ある労働者を育成する教育へと目標が変遷した。そのようななか、写字教育がどのように実施されたのかは明らかにできなかったが、『農村教育大綱』に基づくと、文革新期の教育課程はプロレタリア階級の政治を強調し、内容がより精選されたものになった。小学校の科目としては、政治語文課、算術課、革命文芸課、軍事体育課、労働課の5科目を設置すると具体的に示された。

文革新期の教育の大きな特徴としては、それまで地方公共団体が学校の運営をおこなっていたのが、すべての学校が工場・人民公社などの各生産単位と結びつけられていったことにある。そういった中、教育の質を問わなければ、大幅に就学人数は増えたといえる。そして、その学校において、毛沢東の著作を読むための識字教育がおこなわれた。いわば「読む」という目標を重視した識字教育がおこなわれたということではないか。

文革前後の写字教育を比較すると、『全日制教学大綱』から『十年制教学大綱』へと、第1学年の目標に「整えて」が加わり、第2学年後期からは毛筆を使用し「きれいに」という目標が加わる。さらに第5学年では「一定の速度」という目標が加わっている。しかし、『十年制教学大綱』は学制として5年制をとっているため、これのみにより、写字が強化されていると断定はできないだろう。また、『十年制教学大綱』冒頭には写字の記述がなくなっていた点は指摘できるが、その他、特筆すべき大きな変化はみられなかった。それは文革といういわば動乱を挟んでいたためであろうと推測はできる。

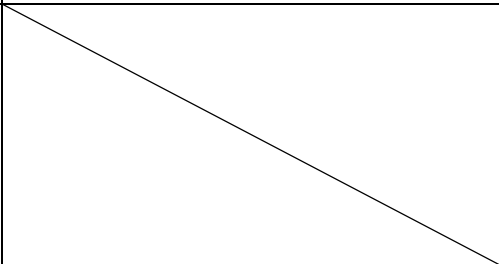
	月	火	水	木	金
7:30~7:50	朝の体操・準備・点検（衛生など）				
1 7:50~8:35	ラジオ 放送	算	算	算	算
2 8:45~9:30	算	国	国	国	政
3 9:40~10:25	国	体	国	常	国 (作文)
4 10:35~11:20	国 (習字)	常	常	国	国 (作文)
	昼休み（帰宅）				
5 2:05~2:50	政		国		体
6 3:00~3:45	自習		音	紅小兵活動	
	課外活動				

図 3-1 4年生の時間割表（夏）（浜口允子『北京三里屯第三小学校』より）

※教科名は出典通りのままの表記とした。訳語として日本の学校教育の科目名を当てはめたものと考えられる。

表 3-1 『全日制教学大綱』および『十年制教学大綱』の学年別の目標と内容

	全日制小学語文教学大綱（草案）	全日制十年制学校 小学語文教学大綱（試行草案）
第 1 学年	<p><b>(一) 教学要求</b></p> <p>2. 識字は本学教学における重点であり、一年で約 750 文字を識字する。字形をはっきりと認識し、標準的の字音で読み、字義を理解し、すでに認識した文字をしっかりとマスターし、大部分を空で書けること。学んだ語彙をみな理解でき、大部分を運用できること。</p> <p>3. 点画の名称と書き方を学び、筆順のルールを学び、鉛筆（或いは石筆を兼用する）を用いて写字し、正確に書けること。写字姿勢が整い、執筆方法も正確であること。</p>	<p>2. 700 文字程度を識字し、正確な字音を読み、字形を明確に理解し、字義を理解し、既習の語句は意味を理解し、多くを使用できることが必要である。点画の名称を学び、筆順のルールとよく使用される偏や旁の部首を学び、鉛筆を使用して写字ができ、正確に整えて書け、写字姿勢が端正で、執筆方法が正確であること。</p>
第 2 学年	<p><b>(一) 教学要求</b></p> <p>1. 識字は本学年教学における重点であり、一年で約 850 文字を識字する。事件をはっきりと認識し、標準的の字音で読み、字義を理解し、すでに認識した文字をしっかりとマスターし、大部分を空で書けること。本学年終了時には、しっかりと 1600 文字強の常用漢字をマスターすること。学んだ語彙をみな理解でき、多くを運用できること。</p> <p>2. 鉛筆（或いは石筆を兼用する）を用いて写字し、正確に、整えて、きちんと書けること。</p>	<p>2. 1000 文字程度を識字し、正確な字音で読み、字形を明確に理解し、字義を理解し、既習の語句は意味を理解し、多くを使用できることが必要である。継続して鉛筆で文字を練習し、正確で端正で整ってきれいに書けることを必要とする。後期には毛筆を用いた描紅の練習を始める。字典で調べることを学習し、前期に音序查字法<sup>28</sup>を学習し、後期に部首查字法<sup>29</sup>を学習する。</p>
第 3 学年	<p><b>(一) 教学要求</b></p> <p>1. 1 年で約 600 文字を識字する。学んだ語彙をすべて理解でき、大部分が使用できること。だんだんと小学生に適した字典を調べるができるようにする。</p> <p>2. 万年筆を用いた写字ができ、正確に、整えて、きちんと書けること。本学年から毛筆を用いた写字を学び始めてもよい。</p>	<p>2. 800 文字程度を識字し、正確な字音で読み、字形を明確に理解し、字義を理解し、既習の語句は意味を理解し、多くを使用できることが必要である。比較的熟練して鉛筆で文字を書け、万年筆を使用した写字を開始し、正確で端正に書けることを求める。毛筆を使用した仿影の練習を始め、継続して字典で調べることを練習する。</p>
第 4 学年	<p><b>(一) 教学要求</b></p> <p>1. 継続して約 500 文字を識字する。学んだ語彙をマスターする。1 人で小学生に適した字典を調べられるようにする。</p> <p>2. 万年筆を用いた写字ができ、正確に、整えて、きちんと書け、行間を整えて、書式が正確であること。毛筆を用いた写字ができ、正確に、きちんと書けること。</p>	<p>2. 300 文字程度を識字する。既習の常用の字句、語句を理解し運用できること。継続して万年筆を使用した写字をし、正確で、端正で、整ってきれいに書けること。毛筆を使用し臨帖の練習をする。継続して字典で調べることを練習する。</p> <p>4. ……写字が整っており……</p>

<p>第5学年</p>	<p>(一) 教学要求</p> <p>1. 継続して約400文字を識字する。(省略)</p> <p>2. 万年筆を用いて写字し、正確に、整えて、きちんと、熟練して書けること。毛筆を用いて大字を書き、正確に、整えて、きちんと書けること。</p>	<p>2. 200文字程度を識字する。既習の字句、語句を理解し運用できること。継続して万年筆を使用した写字をし、正確で、端正で、整ってきれいに書けること。並びに一定の速度で書けること。継続して毛筆を使用し臨帖の練習をする。比較的熟練して字典を使用できること。</p> <p>4. ……写字が整っており……</p>
<p>第6学年</p>	<p>(一) 教学要求</p> <p>1. 継続して約400文字を識字し、小学校6年間で3500文字の常用漢字を学ぶ任務を完成させる。(省略)</p> <p>2. 万年筆を用いた写字ができ、毛筆を用いて大字と小字が書け、正確に、整えて、きちんと、熟練して書け、行間・書式が要求にかなっていること。</p>	

- 
- <sup>1</sup> 『人民日報』第7612号（1969年5月12日発行）に掲載のものを底本とした。
- <sup>2</sup> 本稿では、『建国以来中小学語文教学大綱匯編（1949-1985）』（国家教委中小学教材弁公室課程教材研究所、1986年2月）、『語文教学大綱匯編』（林冶金主編、青島出版社、2001年9月）掲載のものを対照し訳出している。
- <sup>3</sup> 1978年2月中華人民共和国教育部の名義で第一版が印刷発行され、1980年に修正される。本稿では、『建国以来中小学語文教学大綱匯編（1949-1985）』（国家教委中小学教材弁公室課程教材研究所、1986年2月）、『語文教学大綱匯編』（林冶金主編、青島出版社、2001年9月）掲載の1980年12月印刷発行の第二版を底本とし、訳出する。
- <sup>4</sup> 『中国プロレタリア文化大革命資料集成 第1巻』東方書店出版部、1974年3月
- <sup>5</sup> 文部省大臣官房調査統計課『中国教育の概況』（1973年1月）
- <sup>6</sup> 毛沢東「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」（1957年2月27日）（『中国プロレタリア文化大革命資料集成 第1巻』東方書店出版部、1974年3月）
- <sup>7</sup> 文部省大臣官房調査統計課『中国教育の概況』（1973年1月）
- <sup>8</sup> 文部省大臣官房調査統計課『中国教育の概況』（1973年1月）に指摘されている。
- <sup>9</sup> 原文は「關於公辦小学下放到大隊来辦的討論」
- <sup>10</sup> 「中農」は貧農と富農の間の立場にある人で、土地または土地の一部を所有、借り入れ、自己の労働によって生活する農民を指す。その中農のなかでも、生活水準の低い者を「下中農」という。
- <sup>11</sup> 原文は次の通り。「遵照毛主席關於“課程設置要精簡。教材要徹底改革，有的首先削繁就簡”和“以学為主，兼学別樣”的教導，在課程設置上要堅持突出無產階級政治，理論聯系實際和少而精的原則。」
- <sup>12</sup> 原文は次の通り。「政治、労働和文化基礎知識相比，政治是主要的，是統師。」
- <sup>13</sup> 原文は次の通り。「無產階級文化大革命前，我縣教育事業雖然也有了較大的發展，但是還有半数以上的学齡兒童沒有入学，青壯年中文盲也還不少。造成這種情況的主要原因，是叛徒、內奸、工賊劉少奇反革命修正主義路線的乾擾和破坏，多次打擊了群衆集体辦学的積極性。」
- <sup>14</sup> 原文は次の通り。「許多貧下中農如飢似渴地要求學習毛主席著作，由于不識字，看不懂；要科学種田，沒有文化也受到限制。原来的文盲未完全掃除，新文盲又出現。」
- <sup>15</sup> 原文は次の通り。「現在，革命和生產的形勢大好，我們要堅決貫徹執行毛主席的無產階級教育路線，把大力普及農村5年小学教育，掃除文盲，作為一項大事来抓。」
- <sup>16</sup> 原文は次の通り。「一年多来，我縣小学由原来的六百八十七处增加到八百一十处，初中由二百一十八处增加到二百三十八处，高中由十三处增加到十九处。在校学生由八万人增加到十二万七千余人。全县实行普及小学五年制教育，在县城和有条件的大隊，实行普及七年制教育。」
- <sup>17</sup> 原文は以下の通り。「据有关部門統計，一九七一年我国中、小学在校学生的總人数，比無產階級文化大革命前的一九六五年增加了百分之三十以上。適齡兒童的入学率，比文化大革命前有了較大幅度的增長。北京、上海、天津、河北、広東、陝西、吉林、遼寧、江蘇、山東、湖北、浙江、山西、四川等省、市，適齡兒童的入学率達到百分之八十以上。」
- <sup>18</sup> 本稿では、『建国以来中小学語文教学大綱匯編（1949-1985）』（国家教委中小学教材弁公室課程教材研究所、1986年2月）、『語文教学大綱匯編』（林冶金主編、青島出版社、2001年9月）掲載のものを対照し訳出している。
- <sup>19</sup> 本稿では、『建国以来中小学語文教学大綱匯編（1949-1985）』（国家教委中小学教材弁公室課程教材研究所、1986年2月）、『語文教学大綱匯編』（林冶金主編、青島出版社、2001年9月）掲載のものを対照し訳出している。
- <sup>20</sup> 原文は以下の通り。
- 一 教学目的和要求



- 
- 二 教材編排原則和方法
  - 三 識字、写字教学
  - 四 閱讀教学
  - 五 作文教学
  - 六 基礎訓練
  - 七 大力改進小学語文教学
- 各年級的具体教学要求

<sup>21</sup> 原文は以下の通り。

我国正处在一個社会主义現代化建設的新時期。建設需要人才，培養人才的基礎在小学。語文是小学的一門重要学科。学生学会了看書、作文，掌握了語文這種基礎工具，对于学习其他各門知識，是非常重要的。

語文這門学科，它的重要特点是思想教育和語文教学的弁証統一。在語文教学中，教師要在培養学生讀写能力的過程中，注意課文的思想內容与表現形式的內在聯系，正確地進行思想教育和語文教学。

小学語文課本入選課文的思想內容，应当有助于向学生進行熱愛党、熱愛社会主义祖国的教育；進行革命傳統和党的優良作風的教育；進行革命理想和共產主義道德品質的教育；進行從小学科学、愛科学、用科学的教育；進行為革命而学习的教育；進行社会常識、自然常識、衛生保險的教育。

<sup>22</sup> 原文は次の通り。「要加速培養他們正確地理解和運用祖国語言文字的能力，打好初步的讀写基礎。」

<sup>23</sup> 『全日制教学大綱』中の訳語については、原文に従い「学生」をあてた。

<sup>24</sup> 原文は次の通り。

#### 一 教学目的和要求

小学語文教学必須重視從小培養学生的無產階級世界觀。這個指導思想，要体現在整個小学語文教学之中。

小学語文教学的目的是培養学生識字、看書、作文的能力，初步培養准确、鮮明、生動的文風。小学語文教学的要求是使學生掌握常用漢字，初步打好閱讀和写作的基礎。1. 学会漢語拼音，以幫助識字和学习普通話；2. 学会常用漢字 3000 個左右，掌握常用的詞匯；3. 会用鉛筆、鋼筆写字，学习写毛筆字；4. 学会查字典；5. 能聽懂普通話，聽人講話能抓住主要意見；6. 能說普通話，能当眾說清楚自己的意思；7. 能讀懂適合少年兒童閱讀的書報，理解主要內容，有初步的分析能力；8. 会写簡短的記叙文和常用的应用文，做到思想健康，中心明确，內容具体，条理清楚，語句通順，書写工整，注意不写錯別字，会用常用的標点符号。

<sup>25</sup> 原文は以下の通りである。

#### 三 識字、写字教学

識字是閱讀和写作的基礎。

在小学階段要使學生学会常用字 3000 個左右。1、2 年級以識字為重点。前三年学会 2500 個左右，為四、五年級較快地提高讀写能力打下基礎。

在識字教学中要求學生能夠讀准字音，認清字形，了解字義，学過的詞要懂得意思，大部分会用；掌握漢字的基本筆画、筆順規則、偏旁部首和間架結構。

識字教学要改進方法，提高質量。要根据學生認識事物的規律、学习語文的規律和漢字本身的規律，教給學生識字方法，培養識字能力。在教学中要把漢字的音、形、義緊密地結合起来，着重指導學生認清字形。

<sup>26</sup> 原文は以下の通り。

写字和識字的關係極為密切。要使學生学会写鉛筆字、鋼筆字。要学会正確的執筆方法、写字姿勢，把字写得正確、端正，有一定的速度，行款整齐，紙面乾净，并注意愛惜文具，養成良好習慣。

在写字教学中要認真教給學生写字的基本知識，使學生掌握漢字的各種筆画、結構的書写方法；要

---

由易到難地進行写字教学。教師写字要規範。

要教學生學習写毛筆字，注意指導學生使用毛筆的方法，從描紅、仿影到臨帖，逐步培養學生写毛筆字的能力。

要使學生認識把字写好的重要意義，自覺地下功夫多写多練，養成每天練習写字的習慣。

<sup>27</sup> 1976年5月、岩波書店（岩波新書）

<sup>28</sup> 「音序查字法」は中国語ピンインの字母順に文字を調べる方法。

<sup>29</sup> 「部首查字法」は漢字の部首で文字を調べる方法。

## 第4章 『中小学書法教育指導綱要』の研究

2013年1月18日に中華人民共和國教育部は、『中小學書法教育指導綱要』を制訂した。本綱要によって、中華人民共和國の小学校、中学校、高等学校において書法教育が推進されている。

本章では、『中小學書法教育指導綱要』に示される目標および学習内容の性質および特徴について、関連文献を分析することによって明らかにしていく。

まず、中華人民共和國の教育システムの各教育段階についてまとめる。そして、各教育段階において、写字教育、書法教育にどのような目標、学習内容が設定されているのかを、『義務教育語文課程標準（2011年版）』および『中小學書法教育指導綱要』中の記述をもとに整理していきたい。また、その際、日本の『学習指導要領』<sup>1</sup>の内容と比較することにより、中華人民共和國の写字書法教育の特徴を明らかにしたい。

次に、『中小學書法教育指導綱要』について、どのような経緯で発行されたものなのかを考察し、さらに「綱要」が中華人民共和國の教育法規において、どのような位置づけがなされるのかを確認する。そのうえで、『中小學書法教育指導綱要』以前に中華人民共和國において発行された写字書法教育に関する法規である『九年義務教育全日制小学写字教学指導綱要（試用）』（1997年制訂）『教育部關於在中小學加強写字教学的若干意見』（2002年制訂）『教育部關於中小學開展書法教育的意見』（2011年制訂）の写字教育あるいは書法教育の目標がどのような変遷を経ているのかを考察していき、『中小學書法教育指導綱要』の位置づけを試みたい。

最後に、『中華人民共和國憲法』『中華人民共和國教育法』『国家中長期教育改革和发展規劃綱要（2010—2020）』といった上位法規中の『中小學書法教育指導綱要』と共通する記述を分析し、現在の中華人民共和國のどのような教育潮流のなかで『中小學書法教育指導綱要』が制訂されたかを考察していきたい。

## 一 現在の中華人民共和國の教育システムと写字書法教育の現況

### ①中華人民共和國の教育システム

まず、中華人民共和國が現在どういう教育システムで教育がなされているのかを簡単にまとめておきたい。中華人民共和國において、1986年制訂、2006年改定の『義務教育法』によって、小学校（小学）と中学校（初中）の合計9年間の義務教育が定められた。2010年には義務教育が全国に普及したという。義務教育は一般的に小学校6年間と中学校3年で、小学校5年間と中学校4年間の9年一貫教育もみられる。中華人民共和國の学校システムを示したものが「図4-1 中華人民共和國の学校系統図」である。

では、現在の中華人民共和國の教育システムについて、「就学前教育」「初等教育」「中等教育」「高等教育」にわけて簡単に確認していきたい。

#### 就学前教育

一般的には3歳～6歳までの幼児が対象の幼稚園（日本の「幼稚園」に相当）がある。小学校付設の幼児学級もある。

#### 初等教育

日本での小学校に相当する「小学」（以降「小学校」と表記）があり、6年制である。基本は6歳での入学だが、地域によっては7歳まで遅れての入学も許可されている。

## 中等教育

日本の中学校に相当する「初級中学」<sup>2</sup>と初級中学卒業後の「高級中学」<sup>3</sup>、日本の高等学校に相当する「中等专业学校」「技工学校」「職業中学」がある。初級中学（以降「中学校」と表記）は3～4年制。高級中学（以降「高等学校」と表記）は3年で普通教育をおこない、中等专业学校は3～4年制で職業教育をおこない、技工学校は一般的に3年制、職業中学は2～3年制である。

## 高等教育

高等学校（高中）卒業後、日本の大学学部レベルに相当する4～5年の「大学本科」または2～3年の日本の短期大学レベルに相当する「大学専科（専科学校）」。また「職業技術学院」もある。大学の本科を卒業後には、大学院（修士、博士課程）の他、中国科学院や中国社会科学院といった研究所も存在する。

## ②中華人民共和国の写字書法教育の現況

次に中華人民共和国では、現在どのように写字書法教育が実施されているのか、その目標と内容を中心にまとめていきたい。写字教育は、日本の小中学校国語科書写教育に相当し、書法教育は、日本の高等学校芸術科書道教育に相当すると考えていだろう。しかし、その内容や実施学年などについては、日本と異なる点があるので確認していきたい。なお、本章で研究対象とする現代中華人民共和国の期間であるが、2011年に『義務教育語文課程標準（2011年版）』<sup>4</sup>が、2013年に『中小学書法教育指導綱要』<sup>5</sup>が制訂され、現在の中華人民共和国の写字書法教育が実施されている。したがって、2011年以降の中華人民共和国における写字書法教育の学習目標と内容を確認していくことになる。

『義務教育語文課程標準（2011年版）』は義務教育にあたる小学校（小学）、中学校（初中）での語

文課程の目標と教育内容を記載したものであり、硬筆および毛筆による学習の記載がみられる。

『中小学書法教育指導綱要』は、小学校（小学）、中学校（初中）、高等学校（高中）における書法の教育内容について記載したものであり、硬筆、毛筆による書法教育の記載がみられる。

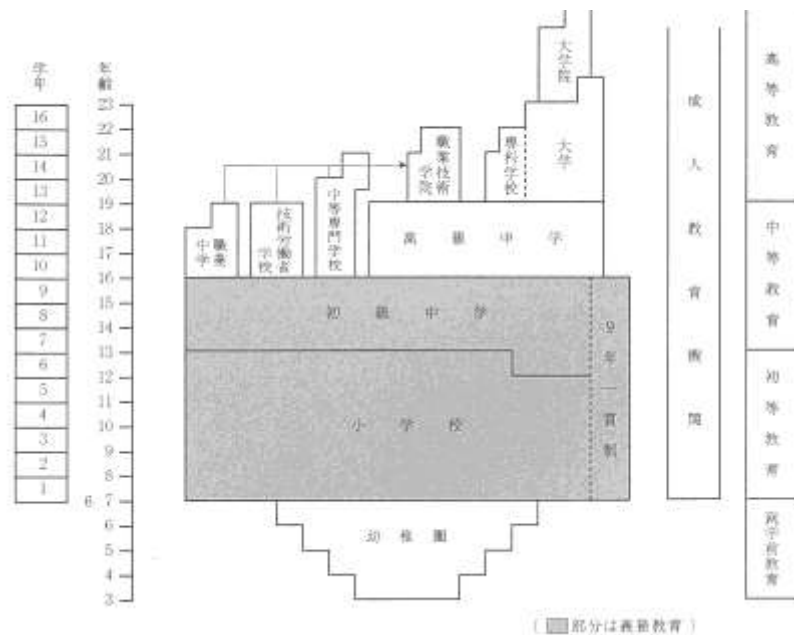


図 4-1 中華人民共和国の学校系統図

『諸外国の教育動向 2014 年度版』（文部科学省、2015 年 4 月、明石書店）253 ページより転載。

では、『義務教育語文課程標準（2011年版）』および『中小学書法教育指導綱要』に基づき、中華人民共和国では写字教育、書法教育がどのようにおこなわれているか、まとめていきたい。また、日本の『学習指導要領』<sup>6</sup>と比較することによって、日中間の差異、特徴も明らかにしていきたい。

### 写字書法教育の目標

まず、中華人民共和国における写字書法教育の目標を整理していきたい。

なお、以降『義務教育語文課程標準（2011年版）』を『義務教育課程標準』、『中小学書法教育指導綱要』を『指導綱要』と省略して表記する。

まず『義務教育課程標準』によって中華人民共和国の写字教育の目標を確認したい。『義務教育課程標準』の「第二部分 課程目標と内容」<sup>7</sup>中の写字書法教育に関わりがある箇所を以下に訳出し引用する。

1. 語文学習過程において、愛国主義、全体主義、社会主義思想の道徳的で健康的な審美情緒を育成し、個性を発展させ、精神の変革と精神的協力を養成し、だんだんと積極的な人生の態度と正確な世界観、価値観を形成していく。
2. 中華文明が豊厚博大であることを認識し、民族文化の知恵を吸収する。現代の文化生活に関心を持ち、多様な文化を尊重し、人類の優秀な文化の栄養を吸収し、文化品位を高める。
3. 祖国の言語文字を熱愛する情感を養成し、言語を学習する自信を強め、良好な言語の学習習慣を養成し、言語学習の基本的本法の初歩を身につける。
4. 言語能力を発展させると同時に、論理的思考能力を発展させ、科学的思想の方法を学習し、だんだんと实事求是（物事の真理を追究する）の学問態度、本当の知識を崇高する科学的態度を養成する。
5. 積極的に探究型の学習をおこない、想像力と創造の潜在能力をかき立て、実践において言語を学習し運用すること。
6. 中国語のピンインを学んで身につける。標準語を話すことができる。約 3500 文字程度の常用漢字を理解する。正確に整った漢字を書写できるようにし、一定の速度で書けるようにする。<sup>8</sup>

次に、『指導綱要』「二、目標と内容」<sup>9</sup>の「（一）書法教育の総体的目標と内容」<sup>10</sup>部分を引用する。

1. 漢字の硬筆書写、毛筆書写の基本的な技法を学習し身につけ、書写能力を高め、良好な書写習慣を養成する。
2. 漢字と書法の魅力を感じ、気性を陶冶し、審美能力と文化品位を高める。
3. 漢字や書法学習を熱愛する情熱を高めて、中華の優秀な伝統文化を重要視し、文化への自信と愛国心をいっそう高める。<sup>11</sup>

では、中華人民共和国の『義務教育課程標準』および『指導綱要』と日本の『小学校学習指導要領（国語）』および『中学校学習指導要領（国語）』の該当箇所を比較し、その特徴を明らかにしたい。

『小学校学習指導要領（国語）』には、その目標を「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、

国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる」とあり、『中学校学習指導要領（国語）』には、「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる」とある。

中華人民共和国の『義務教育課程標準』にみられる目標は、日本の『学習指導要領』に見られる目標と比べると細かな違いが多く見られるものの、とりわけ目立つのが、思想的、道徳的なものや価値観といったものを、写字教育を含む語文教育<sup>12</sup>で学習することを目的としている点である。こういった思想教育と結びついた語文教育は、前章で述べた文革期以降の影響であるといえる。

この点は、『指導綱要』においても、「愛国心をいっそう高める」と端的に述べられている。さらに、「中華文明」「民族文化」「人類の優秀な文化」「中華の優秀な伝統文化」と言い方の違いはあるものの、『義務教育課程標準』および『指導綱要』ともに、文化教育としての要素が内容に強く反映している。

中華人民共和国では、言語教育としての側面をもちつつも、思想教育、文化教育として、写字教育をおこなうという位置づけがなされ、愛国主義教育としての側面があることを指摘できる。<sup>13</sup>

日本では、書写教育を言語教育として位置づけ、言語教育としての目標が設定されている。『高等学校学習指導要領（芸術科書道）』で書道教育の目標をみると、書道Ⅰにおいては、「書道の幅広い活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、書写能力の向上を図り、表現と鑑賞の基礎的な能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める」とある。書道Ⅱにおいては、「書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める」とある。書道Ⅲにおいても、「書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情と書の伝統と文化を尊重する態度を育てるとともに、感性を磨き、個性豊かな書の能力を高める」とある。日本の高等学校でおこなわれる書道教育は文化教育の要素も含んでおり、この点では中華人民共和国の写字書法教育との多少の共通性は確認できる。

また、中華人民共和国の『指導綱要』では、「気性を陶冶し、審美能力と文化品位を高める」という記述が見られる。記述の後半は鑑賞能力についての記述であり、日本の『高等学校学習指導要領（芸術科書道）』との共通性も認められるが、前半の「気性を陶冶し」という要素は、日本の『学習指導要領』には見られず、『指導綱要』の特徴であるともいえる。

また、書法教育と書道教育という観点で、『指導綱要』と『高等学校学習指導要領』を比較してみると、日本の『高等学校学習指導要領』にある、「創造的な」という要素が中華人民共和国の『指導綱要』には見られない。日本の書道教育は芸術教育の一貫としておこなわれているのに対し、中華人民共和国の写字書法教育は、芸術教育としての要素が強くないことが影響しているであろう。

### 小学校低学年における目標と内容

では、次に中華人民共和国の小学校低学年（第1学年、第2学年）、中学年（第3学年、第4学年）、高学年（第5学年、第6学年）における目標と内容を順番に確認していきたい。

まず、中華人民共和国の小学校第1学年および第2学年における写字書法教育について見ていきたい。

『義務教育課程標準』の「二、各学習段階における目標と内容」<sup>14</sup>の「第一学習段階（1～2 学年）」<sup>15</sup>中の該当部分を見ると、

1. 好んで漢字を学習し、自発的に識字や写字をおこなう気持ちを持つこと。
2. 常用漢字 1600 文字程度を理解し、うち 800 文字程度を書けること。
3. 漢字の基本点画と常用の偏と旁の部首を把握し、筆順の規則に従い硬筆で文字を書け、間架結構に気をつけること。初歩的な漢字の形体美を感じることに。
4. 良好な写字習慣の養成を努力し、正しい文字を書く姿勢をし、規範的に整ってきれいに書写すること。<sup>16</sup>

とある。次に、『指導綱要』にみられる硬筆学習共通の目標についての記述部分をみていきたい。

1. 執筆要領を身につけ、写字姿勢を正確しくし、いらいらせず焦らず、一意専心に書く。正確な運筆方法を学習し、少しずつ起筆、送筆、収筆の運筆感覚を体得し、少しずつ硬筆写字の際の力の入れ具合、速度の変化を体験し、少しずつ鉛筆や万年筆での写字の特徴を体得する。「筆を手に執る時はいつも練習である」という習慣を養成する。文房具を大切にすることを理解する。<sup>17</sup>

また、『指導綱要』小学校第 1 学年、第 2 学年における目標および内容についても該当部分をみていきたい。

小学校低学年の学習では、鉛筆を用いて正しい楷書を写字し、漢字の基本的な筆画、常用する偏や旁といった部首や基本的な筆順のルールを体得する。習字格（罫線）によって漢字の筆画と間架結構を把握し、写字力に規範、端正さ、清潔さを求め、漢字の形体美について初歩的な体験をする。<sup>18</sup>

次に、日本の『小学校学習指導要領（国語）』第 1 学年および第 2 学年の記述をみていきたい。

〔第 1 学年及び第 2 学年〕

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

(1) 「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

ウ 文字に関する事項

(ア) 平仮名及び片仮名を読み、書くこと。また、片仮名で書く語の種類を知り、文や文章の中で使うこと。

(イ) 第 1 学年においては、別表の学年別漢字配当表（以下「学年別漢字配当表」という。）の第 1 学年に配当されている漢字を読み、漸次書き、文や文章の中で使うこと。

(ウ) 第 2 学年においては、学年別漢字配当表の第 2 学年までに配当されている漢字を読むこと。また、第 1 学年に配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、第 2 学年に配当されている漢字を漸次書き、文や文章の中で使うこと。



(2) 書写に関する次の事項について指導する。

- ア 姿勢や筆記具の持ち方を正しくし、文字の形に注意しながら、丁寧に書くこと。
- イ 点画の長短や方向、接し方や交わり方などに注意して、筆順に従って文字を正しく書くこと。

低学年においては、日本も中華人民共和国も硬筆による学習のみで毛筆は用いず、学習する書体は楷書である。

『義務教育課程標準』および『指導綱要』ともに筆順のルールにしたがって文字を書くこと、間架結構に注意して書くこと、漢字の形の美しさを感じることに、良好な写字習慣、正確な写字姿勢、規範的に端正に整えて写字すること等を目標にしている。

日本の『小学校学習指導要領（国語）』においては、正しい姿勢や筆記具の持ち方、点画の長短・方向・接し方、交わり方に注意して、筆順に従って書くようにとの記載があり、大きな違いは認められない。

しかし、『指導綱要』に限れば、硬筆での運筆感覚や硬筆における筆圧、速度変化等にも言及をしている。また、習字格という具体的な学習手段についても記載している。これらは、日本の『学習指導要領（国語）』にはみられず、『指導綱要』の特徴であるといえよう。

#### 小学校中学年における目標と内容

次に、小学校中学年（第3学年、第4学年）について見ていきたい。中華人民共和国では、第3学年から硬筆と毛筆を兼修することになる。硬筆と毛筆それぞれについて、目標と内容を確認していきたい。

『義務教育課程標準』から該当部分を訳出し引用したい。

1. 漢字の学習に対して強い興味を持ち、主導的に識字に取り組む習慣を養成すること。
2. 合計 2500 文字程度の漢字を理解し、そのうち 1600 文字程度を書けること。
3. 初歩的な一人での識字能力をもつこと。音序検字法（漢字音による検字法）と部首検字法を用いて字典や詞典で調べられること。
4. 硬筆を用いた正楷字の写字に熟練し、規範的で端正できちんと文字が書けるようになること。毛筆を用いて、正楷字の字帖を臨摹すること。
5. 正しい写字姿勢で、良好な書字習慣を身につけること。<sup>19</sup>

次に、『指導綱要』について見ていきたい。『指導綱要』においても、小学校第3学年以上では、硬筆および毛筆についての記述がある。まず、硬筆について該当部分を訳出し確認したい。

小学校中学年では、万年筆を用いた学習を開始し、万年筆を用いた正しい楷書の写字に熟練し、端正かつバランスのよい漢字を書き、できるだけ美しさを追求し、次第に速く書くようにしていく。<sup>20</sup>

さらに、毛筆について該当部分を訳出し確認したい。

1. 毛筆の執筆要領と正確な写字姿勢を把握し、筆、墨、紙、硯などの常用の写字用

具の常識を理解し、正確に使用し管理することを学習する。写字環境を清潔に保つことに注意する。

2. 毛筆を用いて楷書の字帖を臨摹することを学び、臨書の基本的な方法を把握する。楷書の基本点画の書き方を習得し、初歩的な起筆、送筆、収筆の基本的方法を理解する。習字格を用い、文字の筆画と間架結構を把握するよう注意しなければならない。
3. 楷書の古典碑法帖に触れはじめ、初歩的な感性の認識を獲得する。集字による練習を試みる。<sup>21</sup>

次に日本の『小学校学習指導要領（国語）』を見てみたい。

〔第3学年及び第4学年〕

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

- (1) 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

ウ 文字に関する事項

- (ア) 第3学年においては、日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、また、ローマ字で書くこと。
  - (イ) 第3学年及び第四学年の各学年においては、学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を読むこと。また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、当該学年に配当されている漢字を漸次書き、文や文章の中で使うこと。
  - (ウ) 漢字のへん、つくりなどの構成についての知識をもつこと。
- (2) 書写に関する次の事項について指導する。
    - ア 文字の組立て方を理解し、形を整えて書くこと。
    - イ 漢字や仮名の大きさ、配列に注意して書くこと。
    - ウ 点画の種類を理解するとともに、毛筆を使用して筆圧などに注意して書くこと。

中華人民共和国と日本ともに小学第3学年から、硬筆および毛筆の兼修がはじまることになる。

まず硬筆の学習内容を見ていく。『標準課程』および『指導綱要』の内容を比べると、『指導綱要』は、硬筆の指導内容に万年筆を使用するという記載がある点、集字による練習をおこなう点に『義務教育課程標準』とのちがいがあある。さらに、『指導綱要』において、第3学年より、美しさ等とともに書くスピードを求めている点に特徴がある。

日本の『小学校学習指導要領（国語）』と比べると、文字の大きさや配置配列についての記述が『義務教育課程標準』、『指導綱要』にはみられない。中華人民共和国では配置配列についての記述は第5学年、第6学年にその記述が初めてみられる。また、日本の『小学校学習指導要領（国語）』では、毛筆で筆圧を学ぶとの記述がみられるのに対し、中華人民共和国において、「筆圧」の記述は『指導綱要』の硬筆学習全体の目標として挙げられているのみで、毛筆についての記述は見られない。

また、中華人民共和国の写字書法教育では、毛筆による学習が小学校第3学年から始まる。『義務教育課程標準』では、「毛筆を用いて正楷字の字帖を臨摹すること」とあり、『指導綱要』は、楷書の字帖を臨摹すること、楷書の碑法帖に触れはじめることとの記載がある。この学習内容は、日本でいうならば、高等学校芸術科書道の学習内容で

あり、それを中華人民共和国では、語文または書法の授業で小学校第3学年からおこなうというところに特徴があるといえるだろう。

なお、『指導綱要』では、推奨する楷書の碑法帖として、欧陽詢の『化度寺碑』、『九成宮醴泉銘』、緒遂良の『雁塔聖教序』、『大字陰符経』（伝）、顔真卿の『多宝塔碑』、『顔勤礼碑』、柳公権の『玄秘塔碑』、『神策軍碑』、趙孟頫の『三門記』、『妙巖寺記』を挙げている。取りあげる碑法帖として、日本の芸術科書道ではあまり用いられない碑法帖も散見することを指摘しておきたい。

### 小学校高学年における目標と内容

次に、小学校第5学年、第6学年における写字書法教育の目標と内容をみていきたい。まず、『義務教育課程標準』の該当部分を訳出し確認する。

1. より強い1人での識字能力を身につけること。合計3000文字程度の漢字を読み、その中の2500文字程度が書けること。
2. 硬筆で楷書を写字し、字配りを整え、できるだけ美しく書き、一定の速度で書くこと。
3. 毛筆を用いて楷書を写字でき、写字において漢字の美しさを体得すること。
4. 正確な写字姿勢で、良好な写字習慣を身につけること。<sup>22</sup>

次に、『指導綱要』の硬筆学習についての該当部分を訳出し、確認したい。

小学校高学年では、横線を使ってノートへの文章の練習をする時、配置配列が整い、美しくなるようにできるだけ努め、一定の速度で書くことを求める。興味のある学生は硬筆を用いて試しに規範的行楷書、通行の行楷書を学んでもよい。<sup>23</sup>

さらに、毛筆学習についての該当部分を訳出し、確認したい。

1. 継続して毛筆を用いて楷書を書き練習する。毛筆の運筆方法をより熟練して身につけ、筆の上げ下げ、力の入れ方、リズム等の変化を体得する。習字格を用いて、点画の間隔、部首の間隔の位置関係をよく把握し、点画の規範、結構のバランス、均整のとれた美しさを次第につかむようにする。正確な写字姿勢と良好な写字習慣を維持する。
2. 楷書の古典の碑法帖の臨摹に挑戦し、その写字特徴を体得し、臨摹能力が次第に向上するようにする。臨摹やその他の写字活動中において、先に脳で考え、その後手を動かす習慣を養成する。
3. 書法作品の鑑賞の学習をする。条幅、斗方（正方形の紙）、対聯など、よく見かける書法作品の形式について理解する。書法の社会生活における応用に注意を払う。古典の碑法帖の鑑賞を通して、初めは篆書、隸書、草書、楷書、行書の五種類の書体を認識し、書体のおおよその変遷過程を理解し、次第に異なる書体の美を体験する。
4. 初歩的な書法の応用意識を持ち、学習と生活において自分の写字技能を好んで運用しようとする。<sup>24</sup>

次に、日本の『小学校学習指導要領（国語）』の該当部分を確認したい。

〔第5学年及び第6学年〕

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

ウ 文字に関する事項

(ア) 第5学年及び第6学年の各学年においては、学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を読むこと。また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、当該学年に配当されている漢字を漸次書き、文や文章の中で使うこと。

(イ) 仮名及び漢字の由来、特質などについて理解すること。

(2) 書写に関する次の事項について指導する。

ア 用紙全体との関係に注意し、文字の大きさや配列などを決めるとともに、書く速さを意識して書くこと。

イ 目的に応じて使用する筆記具を選び、その特徴を生かして書くこと。

ウ 毛筆を使用して、穂先の動きと点画のつながりを意識して書くこと。

中華人民共和国の小学校第5学年、第6学年の硬筆学習においては、『義務教育課程標準』によると、楷書による写字を一定の速度で字配りを整えて書くようにとの記載がある。『指導綱要』においては、楷書によって一定の速度で配置配列に気をつけて美しく書けるようにとの記載があり内容は共通する。また、中華人民共和国の第5学年以上においては、日本の小学校第3学年、第4学年において記載があった配置配列についても言及されている。

さらに、『指導綱要』の硬筆学習の内容を見ると、規範的な行楷書、通行の行楷書を学んでもいいとする。日本において行書の学習は中学校からである。日本の『小学校学習指導要領（国語）』では、楷書ではあるものの、筆脈を意識した執筆、書く速さについての指導の記述がみられる程度である。

中華人民共和国の小学校第5学年、第6学年の毛筆学習について、『義務教育課程標準』においては、毛筆で美しく楷書を写字するようにとの記載がある。『指導綱要』においては、碑法帖の臨書が中心の内容になり、運筆、用筆、間架結構などにおいてより高い水準での技術内容を求めている。そして、注目すべきは、小学校高学年において書法の鑑賞の初期的な記述がみられる点であろう。

『指導綱要』において挙げられている推奨鑑賞作品は、『泰山刻石』、皇象『急就章』、『石門頌』、『西狭頌』、『張遷碑』、鐘繇『宣示表』、陸機『平復帖』、王羲之『得示帖』、王献之『中秋帖』、王珣『伯遠帖』、『張猛龍碑』、智永『真草千字文』、『等慈寺碑』、孫過庭『書譜』、『靈飛經』、張旭『古詩四帖』（伝）、懷素『自叙帖』、黄庭堅『松風閣』、米芾『蜀素帖』、趙孟頫『道德經』、王鐸作品、吳昌碩作品、于右任作品、魯迅作品、沈伊默作品、郭沫若作品、毛沢東作品、林散之作品、沙孟海作品、啓功作品である。

この『指導綱要』の内容は日本においては、中学校国語科書写よりも高等学校芸術科書道の内容との共通性が強いことが確認できる。

中華人民共和国の小学校では一貫して、「正確な写字姿勢で、良好な写字習慣を身につけること」という目標として見られ、写字姿勢と写字習慣が非常に重視されている点も重要である。

## 中学校における目標と内容

次に中学校における写字書法教育の目標と学習内容についてみていきたい。『義務教育課程標準』および『指導綱要』ともに中学校全体についての記述であり学年別ではない。

では、『義務教育課程標準』から該当部分を見ていきたい。

1. 上手に字典、詞典を使用し一人で識字ができ、多様な検字方法を使えるようになること。合計 3500 文字程度の漢字を理解できること。
2. 硬筆を用いた上手な正楷字の写字の基礎のうえに、規範的、通行的な行楷字を書くことを学び、写字スピードを高める。
3. 著名な名家の書法を臨摹し、書法の審美価値を体得すること。
4. 正確な写字姿勢で、良好な写字習慣を身につけること。<sup>25</sup>

続いて『指導綱要』の硬筆の該当部分を見ていきたい。

中学校段階においては、規範的行楷書、通行の行楷書を学ぶ。<sup>26</sup>

さらに、『指導綱要』の毛筆の該当部分を見ていきたい。

1. 継続して毛筆を用いて楷書の古典碑法帖を臨摹し、できるだけ精緻にできるようにする。興味のある学生に隸書、行書など、その他の書体に挑戦し、篆刻の常識を理解する。
2. 代表的な書家や作品について理解する。基本点画、結構、章法から内包などの方面まで学び、書法作品について鑑賞し、書法的美をだんだんと感じとり、他の人と鑑賞して感じたこと分かったことを交流する。
3. クラス、学年、学校、地域社会での活動および家庭生活において、自分の写字技能を熱心に用いる。<sup>27</sup>

では、日本の『中学校学習指導要領（国語）』について見ていきたい。

〔第1学年〕

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

(2) 書写に関する次の事項について指導する。

ア 字形を整え、文字の大きさ、配列などについて理解して、楷書で書くこと。

イ 漢字の行書の基礎的な書き方を理解して書くこと。

〔第2学年〕

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

(2) 書写に関する次の事項について指導する。

ア 漢字の行書とそれに調和した仮名の書き方を理解して、読みやすく速く書くこと。

イ 目的や必要に応じて、楷書又は行書を選んで書くこと。

〔第3学年〕

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

(2) 書写に関する次の事項について指導する。

ア 身の回りの多様な文字に関心をもち、効果的に文字を書くこと。

『標準課程』には、小学校に引き続き、「正確な写字姿勢で、良好な写字習慣を身につけること」との記述が見られ、正確な姿勢での写字、良好な写字習慣を非常に重視していることが伺える。これは、これまで識字教育を強化してきたなごりであろう。

では、中国の中学校における硬筆学習について確認したい。『標準課程』においては、上手な正楷字の基礎のうえに、規範的な行書、通行的な行書を書くこととし、写字スピードに力点がおかれている。『指導綱要』においては、規範的行楷書、通行的行楷書を学ぶとの記載がある。日本の書写教育においては、「規範的」、「通行的」というかたちで「行書」を分類したり、また、行書を「行楷字」「行楷書」と分けたりすることはしておらず、この点は中華人民共和国の写字書法教育の大きな特徴であるといえよう。

日本の書写教育は、中学校から行書の学習をはじめることになっているが、中華人民共和国の写字書法教育においては、小学校第五学年より行楷字を学ぶことになっている。かつ、日本で「行書」とひとくくりにして捉える概念を「規範的行楷書」と「通行的行楷書」と分けて位置づけているのも特徴である。

次に中華人民共和国の中学校における毛筆学習について見ていきたい。『標準課程』では、著名な名家の作品の臨摹が学習内容に含まれており、臨摹により「書法の審美価値」を体得するとなっている。

また、『指導綱要』においては、精緻な古典碑法帖の臨摹が学習内容であり、学習する書体は楷書、行書、隸書、その他の書体および篆刻となっている。また、さらに代表的書家や作品について、書学書道史的な内容も学習することになっている。すでに述べた『指導綱要』掲載の推奨する臨書手本として、楷書以外の碑法帖として、行書の碑法帖には、王羲之『蘭亭序』（神龍本）、顔真卿『祭侄文稿』、蘇軾『黄州寒食詩帖』、趙孟頫『洛神賦』、隸書の臨書手本として、『乙瑛碑』、『礼器碑』、『史晨碑』、『曹全碑』が挙げられている。

中華人民共和国の中学校の毛筆による学習は、鑑賞や学習内容などの記述があり、日本の高等学校芸術科書道の学習内容と大いに共通性があるとはいえる。さらに、具体的な内容の比較については第6章、第7章でおこなっていく。

### 高等学校における書法教育

『指導綱要』は、高校における書法教育の目標と内容についても記述があるので、最後に紹介したい。

1. 義務教育段階の書法学習の成果を高め強化し、継続して毛筆を用いて古典の碑法帖を臨摹する。
2. 語文、歴史、美術、芸術等の関係する学科の学習と結びつけ、中国書法の豊富な内包と文化価値を認識し、文化修養を高める。
3. 書法の選択授業を通してさらに深く学習し長所を伸ばし、書法作品の創作などといった活動をしてよい。<sup>28</sup>

高等学校の指導内容は、中学校の記述に比べやや記述は簡単である。毛筆を用いた文化教育の側面が強くなっている点、教科横断的な内容になっている点、創作について記述がある点が中学校までの学習内容との違いであるといえる。

## 配当時間

最後に『指導綱要』において、書法の授業にどれだけの時間を配当することになっているか、記述を確認しておきたい。『指導綱要』の「三、実施の提案と要求」<sup>29</sup>中「（一）教育についての提案と要求」<sup>30</sup>に記載がある。

1. 合理的に書法教育の教育時間を割り振る必要がある。義務教育段階の書法教育は、語文の授業を主としつつも、その他の学科課程、場所、学校の授業でおこなうことができる。その中でも、小学校3年から6年までは毎週1時間の授業を設定し、毛筆を用いて文字の学習をおこなうこと。普通高校では書法の選択授業を開設することができる。<sup>31</sup>

つまり、これまで確認してきた写字書法教育の内容を、小学と初中においては、語文の授業時間を中心としつつ、小学3年以上は毎週1時間毛筆を用いた授業をおこない、高中では書法の選択授業をおこなえるとなる。

日本の小学校では、『小学校学習指導要領（国語）』によると、

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- （2）硬筆を使用する書写の指導は各学年で行い、毛筆を使用する書写の指導は第三学年以上の各学年で行うこと。また、毛筆を使用する書写の指導は硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導し、文字を正しく整えて書くことができるようにするとともに、各学年年間30単位時間程度を配当すること。

と、年間30単位時間程度を配当することとなっている。またそれとともに、「毛筆を使用する書写の指導は硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導し」<sup>32</sup>と、毛筆は硬筆の基礎を養うために実施するとなっている。この点、中華人民共和国は必ずしも毛筆は硬筆の基礎であるという位置づけにはなっていないといえるだろう。

また、日本の中学校では、『中学校学習指導要領』に「ウ 書写の指導に配当する授業時数は、第1学年及び第2学年では年間20単位時間程度、第3学年では年間10単位時間程度とすること」とされており、小学校より時間数は少なく、中華人民共和国よりも少ない時間数である。

## 二 『中小学書法教育指導綱要』について

では、次に『中小学書法教育指導綱要』（以降、『指導綱要』と表記）について、その発行の経緯、法的な位置づけを確認し、『指導綱要』以前の写字書法教育に関する法規から『指導綱要』に至る目標と学習内容の変遷を確認したい。さらに、『指導綱要』の上位法規にあたる『中華人民共和国憲法』、『中華人民共和国教育』、『国家中长期教育改革和发展规划纲要（2010—2020）』といった上位法規中の『中小学書法教育指導綱要』に関連する記述を確認していきたい。

### ①発行に至る経緯

まず、『指導綱要』が発行されるまでの経緯について、『中小学書法教育指導綱要解説』<sup>33</sup>を参考にしてみたい。

2011年5月、教育部基礎教育二司は、「中小学書法教育指導綱要專家研制工作組」を組織した。教育部基礎教育二司は、中華人民共和國教育部の教育部学前教育辦公室と教育部特殊教育辦公室を指す。

「中小学書法教育指導綱要專家研制工作組」は、首都師範大学中国書法文化研究院名誉院長である欧陽中石を代表として、華中師範大学教授であり国家基礎教育課程教材專家委員會の委員である雷実、中国教育学会書法教育專業委員會常務副理事長である張鳳民を主要メンバーとする。

さらに、郭振有、劉守安、王元軍、王亞輝、趙士英、席殊、李亮らがその名をメンバーに連ねている。首都師範大学中国書法文化研究院、華東師範大学、華中師範大学、北京師範大学の一部教員や北京市、天津市、武漢市、江蘇省、吉林省の教研員<sup>34</sup>、研究員、校長、教師も綱要の研究・制訂作業、綱要の修正作業に助言をしているという。

1年ほどかけて、研制組は書法教育、写字教育の歴史文献、書法教育の原理と理論、書法教育の現状調査をおこない、『指導綱要』の初稿を完成させ、広く意見を求めた。また、綱要の研究・制訂作業の過程においても教育部基礎教育二司は様々な段階の『指導綱要』を各地の研究組織、教師、教研員、書法教育の専門家に意見を求めた。

教育部基礎教育二司は各省の教育厅の下、2012年4月、『中小学書法教育指導綱要（征求意见稿）』を発行し、意見を求めるとともに、中国書法家協會にも意見を求めた。集まった意見をもとに、教育部基礎教育二司の鄭富芝司長、申繼亮副司長および教育部基礎教育課程改革專家委員會の朱慕菊秘書長など何回も研制小組が共同で協議をしながら綱要の修正にあたった。そして、2013年1月18日に『指導綱要』が制訂されるに至ったという。

## ②『中小学書法教育指導綱要』の教育法規における位置づけ

では、『指導綱要』は中華人民共和國の教育法規においてどういった位置づけがなされるのか整理していきたい。

日本の『学習指導要領』は、それ自体が法的な拘束をもっているわけではなく、『学校教育法施行規則』（文科省令）の委任により制訂され、法律を補充するという性質から、法的命令の性質をもつものであるということは周知の通りである。

では、『指導綱要』が中華人民共和國でどのような法的位置づけになるのだろうか。『指導綱要』の法的位置づけを確認することによって、『指導綱要』の法的な重みについて考えてみたい。

篠原清昭によると、中華人民共和國の教育法をより広義に捉えると、次の5種に分けられるという。<sup>35</sup>

- 一、全国人民代表大会が審査し公布する教育法律。
- 二、国家の行政活動を指導・監督する国務院が、憲法と法律にもとづいて制訂・公布する教育方面の行政法規。その名称は、条例・規定・方法等。
- 三、国務院内部の各部・委員会が法律と国務院の行政法規にもとづいて、その部門内部の権限内で制訂する教育方面の規則。その名称は、規定・方法・細則・大綱・綱要・守則標準等。
- 四、各省・自治区・直轄市の人民代表大会とその常務委員会が、憲法・法律・行政法規に抵触しないかぎりにおいて制訂する地方の教育法規（この場合、省・自治区の人民政府所在地の市と国務院が承認する大規模な市の人民代表大会もまた同等



の権限をもつ)。

五、省・市の人民政府が法律と國務院の行政法規を根拠として制訂する教育規則（なお、それには「国家の承認」を条件とし、国家の行政の施行規則的内容をもつことが必要）。

篠原清昭の分類に基づくと、『指導綱要』は教育部の発行した法規であり、3種目の教育規則にあたるといえる。とすると、『指導綱要』は十分に教育法たりえていると考えられる。

中華人民共和国において最高法規は『中華人民共和国憲法』であり、教育法において、最上位にあたる法律が『中華人民共和国教育法』であり、『中華人民共和国教育法』はすべての教育法の「母法」であり、教育の「根本法」として位置づけられる。

しかし、中華人民共和国の教育法が特殊であるのは、『中国教育改革と発展綱要』と『教育体制改革的決定』の位置づけである。中国共産党によってだされた「決定」、「綱要」、「指示」といった教育法は、全国人民代表大会及びその常務委員会により制訂される教育法律と同等またはそれ以上の法的地位にあるとされる。<sup>36</sup>したがって、『中国教育改革と発展綱要』と『教育体制改革的決定』は、『中華人民共和国憲法』と『中華人民共和国教育法』とともに最上位に位置づけている。

その次に位置する教育法が、「部門教育法」とよばれる教育法で、「職業教育法」、「学位条例」、「義務教育法」、「教師法」、「高等教育法」などがある。

その次にあたるのが、國務院や教育部といった中央教育行政機関によって制訂される教育行政法規や教育行政規則である。篠原清昭によると、「これらの教育行政法規や規則の多くが、部門教育法より先に数多く制訂され、教育政策の具現化のための国家規範として機能していた」という。したがって、「部門教育法」の先行法としての法的価値を持ち、「部門教育法」が未整備の状況においては、「部門教育法」の代替教育法としての法的価値が認められるという。<sup>37</sup>『指導綱要』は教育部発行のものであり、この教育行政法規に相当すると考えられる。とするならば、『指導綱要』の法的位置づけは決して低いものではないということはいえそうである。

### 三 『中小学書法教育指導綱要』に至るまでの2000年代における目標の変遷

#### ① 『九年義務教育全日制小学写字教学指導綱要（試用）』において示された写字教育の目標

中華人民共和国の写字教育を考えるうえで重要なのが、1997年に中華人民共和国教育委員会によって制訂された『九年義務教育全日制小学写字教学指導綱要（試用）』<sup>38</sup>（以降『写字教学指導綱要』と表記）である。

「写字は小学生が備えるべき重要な言語能力の一つであり、写字教育は小学校国語（語文）教育の重要な内容である。写字教育をきちんとおこなうことは、学生の学習と今後の仕事にすべからく重要な作用をおよぼす」<sup>39</sup>という前文からはじまる『写字教学指導綱要』は、その内容も具体的で、近代中国の写字書法教育の方向を決定づけたものであるといえる。その『写字教学指導綱要』は、以下の構成で記述される。

- 一、教育の目的と要求
- 二、教育の主な内容

### 三、教育の原則と注意すべき問題

#### 四、各学年における教育の内容と要求

六年制小学校の各学年における教育内容と要求

五年制小学校の各学年における教育内容と要求

#### 附録

一、教材として取りあげる主要な文字の例

二、漢字部首名称表（小学校用）

三、漢字基本点画名称表

四、写字筆順規則表<sup>40</sup>

1997年といえば、香港がイギリスから中華人民共和国に返還され、近代化に突き進んでいく転換点にもあたる年でもある。そんななか、国家教育委員会が基礎教育の改革と発展と方針として示したものが、この『写字教学指導綱要』である。

では、『写字教学指導綱要』において、写字教育の目標がどのように記述されているのか、みていきたい。原文は、『学科教育』1997年第9期<sup>41</sup>に掲載のものを用いた。

#### 一、教育の目標と要求

小学校における写字教育の目標は、次の通りである。学生が鉛筆や万年筆を用いて文字を書けるようにし、毛筆によって文字を書くことを学習し、学生が正確な漢字の写字能力を育成すること。識字教育の成果をしっかりとしたものにし、学生の祖国の言語文字を愛する嗜好を育成し、心理を陶冶し、審美能力を育成すること。真面目で注意深く調査する学習態度と良好な意志・品格を養成すること。

写字教育では以下のことを指導するよう求める。学生が正確な写字姿勢、執筆法、運筆法によって書くよう養成すること。識字教育の基礎に基づき、漢字の点画、部首、結構の特徴についてさらに深く理解すること。初歩的な漢字の写字方法について習熟すること。鉛筆で書く文字、万年筆で書く文字を次第に適切に正しくきちんと整えて書けるようになっていくこと。文字の配置を整えて一定の速度で書くこと。毛筆による文字の写字も重視し、毛筆による写字訓練を強化し、学生に描紅（文字のなぞり書き練習）や仿影（なぞり書き用の手本の文字）によって臨書させ、次第に毛筆で均整をとって書けるようになり、紙面をきれいにできること。学生の写字についての興味と審美能力の育成を重視すること。学生が真摯に写字し筆記用具を大切にしよう重視して育成すること。<sup>42</sup>

ここで述べられている目標を整理すると次の3点に集約できる。

- ①硬筆・毛筆による正確な写字。
- ②漢字を愛する嗜好、良好な心理、鑑賞能力の育成。
- ③真摯な学習態度、良好な人格の育成。

その目標を達成するために、『写字教学指導綱要』では次の6点を指導するうえで必要とする。

- ①正しい姿勢で、正しい筆記具の持ち方で、正しい筆記具の使い方を指導すること
- ②漢字の点画、部首、構成について詳しく指導すること

- ③漢字の初歩的な写字方法、適切に正しくきちんと整えて書く指導をすること
- ④配置、書く速度に気をつけた指導をすること
- ⑤描紅や仿影といった中国の伝統的な練習方法を用い、毛筆による写字の指導を強化し、毛筆でもきれいに整えて書けるようにすること
- ⑥写字について興味を引き出し、鑑賞能力を育成し、写字や筆記用具に対する真摯な態度を育成すること

1997年の段階では、当時の中華人民共和国の生徒の状況や教育環境もあり、整った正確な文字を書くという識字教育と関連した写字教育が重視される傾向にある。

学習内容として『写字教学指導綱要』に示されているものをみると、その筆頭に「情感、興味の育成」が挙げられ、「初めは学生に漢字の歴史や文化価値を紹介し、学生の祖国の文字を熱愛する情感を育成する」としている。また、続いて「学生にわが国の書法に関係する話を紹介し、学生の漢字の構造の特徴と写字を認識し、漢字使用の過程で学生の写字に対する興味と審美能力を育成する」としている。「写字教学指導綱要」では、「漢字を愛する嗜好」は、示されるもののそこまで重視されていたわけではない。

## ②『教育部关于在中小学加强写字教学的若干意见』において示された写字教育の意義

では、2002年に発行された『教育部关于在中小学加强写字教学的若干意见』（以降『写字教学的若干意见』と表記）で示された写字教育の意義について整理したい。

なぜ『写字教学的若干意见』が発行されたのか。『写字教学的若干意见』前文により、『写字教学的若干意见』発行の理由を確認したい。引用、考察に当たっては、『教育部政報』2002年6期および『中華人民共和国国务院公報』2003年7期に掲載のものを参考にした。

1998年に教育部が『九年義務教育全日制小学写字教学指導綱要（試用）』を發布し実施して以来、各地で小学校段階の写字教育についてあまねく力をいれて指導がなされてきた。しかし、一部の地域と学校での写字教育では、適切な写字教育の指導がなされてこなかった。そのことにより、学生の基本的な文化素養の普遍的な水準の向上ができず格差がでてしまった。教育部発行の『基礎教育課程改革綱要（試行）』では「義務教育段階の国語および美術課程中、写字教育に力をいれなければならない」と述べている。ここに、再び写字教育の重要性を強調する。現在、小中学校の写字教育の強化について以下の意見を提出し、小中学校の実際に関連させて、真剣に実行されることを望む。<sup>43</sup>

つまり、1998年に発行された『写字教学指導綱要』により、小学校において写字教育をおこなうようにされたが、すべての学校で適切に十分な写字教育がおこなわれるには至らなかったため、さらに写字教育を全国であまねく実施するように『写字教学的若干意见』が發布されたといえる。

『写字教学的若干意见』は、

- (一) 写字教育の目的と意義について十分に認識すること。
- (二) 写字教育の要求について明確にする。
- (三) 各課程においてすべからく写字教育を重視すべきこと。

- (四) 学生が漢字を書きやすい環境を設営すること、必要な条件を提供すること。
- (五) 写字教育の評価を改善すること。<sup>44</sup>

という構成で記述される。『写字教学的若干意見』は、『写字教学指導綱要』が全国の小中学校にしていなかったため発行されたものであるため、その目的や意義は、おおむね『写字教学指導綱要』に沿ったものになると考えられる。以下、示されている目的と意義について確認していきたい。

#### 一、写字教育の目的と意義について十分に認識すること

標準的で、正しく、整った漢字の写字は書面による交流の基礎を保証するのに有効であり、学生が国語およびその他の課程で学習するものであり、生涯にわたる学習する能力の基礎を形成するものである。祖国の文字を愛し、良好な写字習慣を養成し、習熟した写字技能を身につけ、ならびに初歩的な書法鑑賞能力を身につけることは、現代中国の国民が備えるべき基本的な素養であり、基礎教育課程の目標の一つである。

中国書法は漢字の表意性と造形芸術を融合したものであり、悠久の歴史があり、広く群衆が基礎をそなえているものであり、漢字写字の美学的価値は、国境や漢字文化圏という境界をも超越することができた。だから、写字教育は学生の心理や鑑賞能力や祖国の言葉文字への熱愛や文化的理解を育てることができるのであり、すでに写字技能の向上に有益であり、学問と教養の増進に有益であるとされている。

現在、コンピューターの漢字のタイピング技術を身につけることを重視すると同時に、必ず小・中学生は漢字をきちんと書けなければならないことを継続して強調する。中華民族の優秀な文化を継承し発揚し、写字教育を強化しなければならず、写字教育を弱めてはならない。<sup>45</sup>

『写字教学的若干意見』によると、写字教育の意義は、

- ①標準的で正しく整った漢字を書くことにより写字技能が向上し、書面による交流の基礎を保証し、国語や他の教科を通じて生涯にわたる学習の基礎を形成でき、学問と教養の増進に有益であること。
- ②祖国の文字を愛し、きちんとした写字習慣を身につけ、習熟した写字技能を身につけ、書法鑑賞能力を身につけることにより、国民がそなえるべき基本的な素養を身につけられること。
- ③学生の情操、鑑賞能力、祖国の言葉や文字への熱愛や文化理解を育成できるものであること。

にあると述べられている。『写字教学指導綱要』で記述されている目標が、

- ①硬筆・毛筆による正確な写字
- ②漢字を愛する嗜好、良好な心理、鑑賞能力の育成
- ③真摯な学習態度、良好な人格の育成

の3点にあることはすでに述べた。『写字教学的若干意見』の内容は『写字教学指導綱要』と比べて、おおむね同じであると考えていいが、いくつかの差違が確認できる。まず、『写字教学指導綱要』で述べられている「③真摯な学習態度、良好な人格の育成」

に類する記述が見られない。さらに、『写字教学指導綱要』の「②漢字を愛する嗜好の育成」に類する記述が『写字教学的若干意見』では強調されている。

確かに、『写字教学指導綱要』でも、「識字教育の成果をしっかりとしたものにし、学生の祖国の言語文字を愛する嗜好を育成し」という記述は見られる。また、教育内容としても、「初めは学生に漢字の歴史や文化価値を紹介し、学生の祖国の文字を熱愛する情感を育成する」、「学生にわが国の書法に関係する話を紹介し、学生の漢字の構造の特徴と写字を認識し、漢字使用の過程で学生の写字に対する興味と審美能力を育成する」と祖国の文字を愛する心情の育成を教育の内容に挙げてはいる。ただ、『写字教学指導綱要』から『写字教学的若干意見』になり、その表現が強くなっている。

では、どのように表現が強くなるのだろうか。『写字教学指導綱要』で示された、写字教育を通して「学生の祖国の言語文字を愛する嗜好を育成」という表現が、「写字教学的若干意見」において「祖国の文字を熱愛し、良好な写字習慣を養成し、習熟した写字技能を身につけ、ならびに初歩的な書法鑑賞能力を身につけること」が「現代中国の国民が備えるべき基本的な素養」であるとなる。さらに、「中国書法は漢字の表意性と造形芸術を融合したものであり、悠久の歴史があり、広く群衆が基礎を備えているものであり、漢字写字の美学的価値は、国境や漢字文化圏という境界をも超越することができた。だから、写字教育は学生の心理や鑑賞能力や祖国の言葉文字への愛や文化的理解を育てることができる」と、中国書法は悠久の歴史があり、様々な境界を超越するものであるから、写字教育は祖国の言葉文字への熱愛を育むことができるとする。

この写字教育と祖国の言語文字を繋げる考えは、『写字教学指導綱要』にも見られるものの、ここまでは強調されていない。また、『写字教学指導綱要』では、写字教育によって祖国の言語文字を愛する嗜好を教えることができ、また教えることが目標であると記述しているのに対し、『写字教学的若干意見』では、写字教育において祖国の文字を愛することが現代中国国民の基本的な素養であり、写字教育は祖国への言語文字への愛を育てることができる意義があるとする。さらには、「中華民族の優秀な文化を継承し発揚し、写字教育を強化しなければならず写字教育を弱めてはならない」とまで述べている。

写字教育と祖国の文字文化を愛することを強く結びつけ始めたことが、『写字教学指導綱要』から『写字教学的若干意見』への大きな変化であることといえる。これは、「祖国の文化を愛する心情を育てるために写字教育を強化する」という考えから、「祖国の文字を愛することは国民の基本的な素養であるから、写字教育を強化しなければならない」という論理への変化であり、この違いは大きい。

### ③『教育部關於中小学開展書法教育的意見』において示された書法教育の意義

では、次に、2011年に発行された『教育部關於中小学開展書法教育的意見』（以降『書法教育的意見』とする）で述べられている書法教育の意義について確認していきたい。

『書法教育的意見』は『国家中長期教育改革和發展規劃綱要（2010—2020年）』に基づき、素質教育の全面実施および中華民族の優秀な文化を継承し広めるため、小中学校での書法教育を推し進めるよう発行されたものである。内容としても、また北京師範大学出版社発行の『中小学書法教育指導綱要』に『書法教育的意見』が『指導綱要』とともに掲載されていることから、共に『国家中長期教育改革和發展規劃綱要（2010—2020年）』に基づき制訂されていることから、『書法教育的意見』は『指導綱要』

の前身にあたるものであり『指導綱要』と一組で考えるべきであろう。  
『書法教育的意見』の内容は次の通りである。

- 一、書法教育を推進することの重要な意義について十分認識すること
- 二、小中学校における書法教育の総体的要求
  1. 書法教育課開設の要求
  2. 書法教育への要求
- 三、書法教育を実施するための条件を保障すること<sup>46</sup>

この『書法教育的意見』は、中華人民共和国の写字教育、書法教育を考えるうえで非常に重要な意味を持つ。なぜならば、『書法教育的意見』によって、これまで小中学校で「写字」と言われていたものが「書法」と言い替えられているからである。2013年に発行された『書法教育指導綱要』でも「書法」と記述されている。

また、『書法教育的意見』においては書法の授業の開設が示されている。では書法の授業はどのような位置づけがされているのだろうか。『書法教育的意見』の該当部分を訳出して確認したい。訳出するに当たっては、中華人民共和国中央人民政府のホームページ<sup>47</sup>および『書法教育的実施与推广』<sup>48</sup>に掲載のものを用いた。

小中学校の主要な関係のある課程および活動を通して書法教育を推進する。義務教育段階の語文課程において、義務教育課程標準に照らした書法教育の推進を要求し、そのなかでも3年から6年生の語文課程において、毎週1回の書法の授業を設置する。義務教育段階の美術や芸術の課程において、学科の特徴に合わせて多種多様な書法教育を推進する。普通科高校の語文などの適当な課程に書法と関係する選択科目を設置する。小中学校ではさらに総合実践活動や地方の特殊課程、学校の特殊課程において書法教育を推進する。<sup>49</sup>

『書法教育的意見』においては、書法の授業開設の要求が具体的に示されている。書法の授業開設の要求とは、小中学校の語文課程において、義務教育課程標準に照らし書法教育を推進することであり、小中学校の美術、芸術などの課程において、学科の特徴に合わせ様々なかたちで書法教育を実施し推進することである。具体的には、小学校3年から6年生の語文課程において、1週1時間の書法の授業を設置することであり、小中学校の美術や芸術の課程において、学科の特徴に合わせて多種多様な書法教育を推進することである。そして、高中の語文などの適当な課程に書法と関連する選択科目を設置することである。また、小中学校においては、その他様々な課程においても、学校や地域の特色にあわせた書法教育の実践を要求している。

では、『書法教育的意見』において、書法教育の意義はどのように記述されているのだろうか。以下、確認したい。

- 一、書法教育を推進することの重要な意義について十分認識すること
- 書法は中華民族文化の宝であり、人類文明の貴重な財産であり、基礎教育の重要な内容である。書法教育を通して小中学生に写字の基本的技能の育成と書法芸術鑑賞を実施し、中華民族の優秀な文化を伝承し、愛国心を養う重要な手段である。学生の漢字写字能力を向上させ、審美嗜好を育み、情操を陶冶し、文化教養を高め、全面的な発展を促進する重要な動作である。

現在、情報技術の猛烈な発展がパソコン、携帯電話の普及に及ぶにともない、人々の交流の方法が学習方法にまで及び、いたるところで極めて大きな変化が発生し、小中学生の漢字写字能力がいたるところで低下しており、中華の優秀な文化の継承と拡大のために、国民の素質を高め、小中学校における書法教育の促進が必要である。<sup>50</sup>

書法教育の意義について、『書法教育的意見』では冒頭に書法は中華民族文化の宝であり、人類文明の貴重な財産であり、基礎教育の重要な内容であり、書法教育によって中華民族の優秀な文化である書法を伝承し、書法教育によって愛国心を養わなければいけないと示す。『書法教育的意見』において、写字という呼称から書法という呼称が使われるようになる。その『書法教育的意見』では、写字技能の育成についてその重要性を十分に認めつつも愛国心教育の手段としての写字教育をおこなうという意図がさらに強くなっている。そして、『写字教学指導綱要』で示された「真摯な学習態度、良好な人格の育成」に当たる表現が『書法教育的意見』では見られない。『書法教育的意見』では、①写字の基本的な技能、鑑賞能力、情操、文化教養の育成、②文化伝承、愛国心を養う手段、という書法教育の意義を示している。

#### ④『教育部關於印發『中小学書法教育指導綱要』的通知』において示された目標

『指導綱要』は『書法教育的意見』とともに『国家中長期教育改革和發展規劃綱要（2010—2020年）』に基づき、素質教育の全面実施および中華民族の優秀な文化を継承し広めるために発行されたものである。『書法教育的意見』で理念を示し、『指導綱要』で具体例を示したともいえる。

『指導綱要』は教育部基礎教育課程教材專家工作委員會の審議により作成され、2013年春より実施された。では、その目標はどのように記述されているだろうか。先に述べたとおり、『指導綱要』は『書法教育的意見』と一組で考えるべきであり、その目標も『書法教育的意見』と同様であるが、『指導綱要』では簡潔に以下のようにまとめている。

#### 二、目標と内容

##### （一）書法教育の全体的な目標と内容

1. 漢字の硬筆、毛筆写字の基本的な技術を学習し身につけ、写字能力を高め、良好な写字習慣を育成する。
2. 漢字と書法の魅力を感じ、情操を育成し、審美能力と文化品位を高める。
3. 漢字への熱愛や書法学習への熱意を強く引き出し、中華の優秀な伝統文化を重視し、文化への自信と愛国心をいっそう高める。<sup>51</sup>

言い方は多少かわるものの『書法教育的意見』と大きな差異はない。やはり、書法教育の目標を、写字技術の習得、写字習慣、情操、審美能力、文化教養の育成と漢字への熱愛、文化の伝承、文化への自信や愛国心を高めることとする。

『写字教学指導綱要』では、写字教育により「祖国の言語文字を愛する嗜好を育成」と表現され、『写字教学的若干意見』では、「祖国の文字を愛することが現代中華人民共和国の国民が備えるべき基本的な素養であり、写字教育という手段によっておこなう」とされた。そして、『書法教育的意見』では、書法教育は「中華民族の優秀な文化である書法を伝承し、愛国心を養う重要な手段である」とされた。『指導綱要』では、

書法教育によって、「漢字への熱愛や書法学習への熱意を強く引き出し、中華の優秀な伝統文化を重視し、文化への自信と愛国心をいっそう高める」と示された。文化の伝承、愛国心を養うことが写字教育において重視されるに当たり、「写字」という呼称から「書法」に替わった。

言い方を変えれば、写字教育と祖国の文字文化を愛するという目標を強く結びつけることにより、写字から書法という広汎な内容を教育することができる概念にその呼称が替わった。つまり、それは写字という概念によっては文化の伝承や愛国心を育てる教育内容を包括することができず、書法というより広い概念を用いた教育内容によって授業をおこなっていく必要があったということであろう。

#### 四 『憲法』『教育法』『国家中長期教育改革和發展規劃綱要』と『中小学書法教育指導綱要』

では、最後に、これまで確認していた『指導綱要』の特徴である愛国心、伝統文化の伝承の重視等の『指導綱要』に見られる特徴について、『中華人民共和國憲法』や『中華人民共和國教育法』、『国家中長期教育改革和發展規劃綱要（2010—2020）』における記述との共通点を確認していきたい。

##### ① 『中華人民共和國憲法』にみられる記述

『指導綱要』によって、『指導綱要』以前の写字書法教育の法規に比べ、文化の伝承や愛国心を育てる教育の手段としての側面を書法教育が持つようになったことはすでに述べたが、では、中華人民共和國での最高法規である『中華人民共和國憲法』（以降『憲法』と表記）では、どのような教育に関する記述があるのか、簡単にまとめたい。

なお、『憲法』を確認するにあたり、現代日本語訳は、仲田陽一訳<sup>52</sup>を用い、原文は、中華人民共和國中央人民政府ホームページ<sup>53</sup>および『中華人民共和國憲法注釈本』<sup>54</sup>によって確認した。『憲法』の教育についての条文は、「第一章 総則」<sup>55</sup>の第19条、第23条、第24条、第46条<sup>56</sup>が相当する。ここでは、該当する第24条を見ていきたい。

##### 第24条

1. 国家は、思想教育、道德教育、文化教育及び規則・遵法教育の普及を通じて、都市と農村とを問わず諸分野の大衆の間での各種の目標や規則を定め実施することにより、社会主義精神文明の建設を強化する。
2. 国家は、祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、社会主義を愛するという社会の公聴を推奨し、人民の間で愛国主義、集団主義、国家主義及び共産主義の教育を進め、弁証法的唯物論及び史的唯物論の教育を行い、資本主義、封建主義その他の腐敗した思想に反対する。<sup>57</sup>

『憲法』第24条を確認すると、前述の中華人民共和國の写字書法教育の特徴である思想教育、道德教育、文化教育といった側面が憲法にも見られる教育の目標であることがわかる。『憲法』はすべての法律の上位にある故に『指導綱要』もまた然りということであろう。また、愛国主義教育も憲法に規定された教育の方向性であると考えれば、『指導綱要』の愛国心に対する記述もまた然りであろう。



## ②『中華人民共和国教育法』に見られる記述

次に教育法の母法でもあり、根本法ともいわれる『中華人民共和国教育法』（以降『教育法』）にどのような記述があるのか見ていきたい。

なお、『教育法』を確認するにあたり、現代日本語訳は、篠原清昭のもの<sup>58</sup>を中心にし、文部科学省ホームページ<sup>59</sup>掲載のものと比較して用い、原文は、中華人民共和国中央人民政府ホームページ<sup>60</sup>および『中華人民共和国教育法』<sup>61</sup>によって確認した。

では、「第一章 総則」の該当部分を確認したい。

第6条 国家は教育を受ける者に対し愛国主義、集団主義、社会主義の教育を進行させ、理想、道徳、紀律、法制、国防と民族団結の教育を進行させる。

第7条 教育は中華民族の優秀な歴史・文化・伝統を継承し、高揚し、人類文明が生んだ一切の優秀な成果を吸収しなければならない。<sup>62</sup>

『教育法』の該当箇所をみると、愛国主義教育、集団主義教育、社会主義教育の推進とともに道徳教育、民族団結の教育を進行させると記載があることを指摘しておきたい。それとともに、教育は、中華民族の優秀な歴史・文化・伝統を継承し、高揚しなければならないとする。書法は、中華民族の優秀な歴史・文化・伝統であるとするならば、書法教育が当然、強く推進されていくべきことになるだろうし、『指導綱要』により書法教育を推進する理由となるであろう。

実際、『指導綱要』の通知部分には、「中華民族の優秀な文化を継承し広めるため」に『指導綱要』を制訂したとあり、『指導綱要』序の部分には、「漢字と漢字を媒介とした中国書法は、中華民族文化の宝であり、人類文明の貴重な財産である」と記載される。

## ③『国家中長期教育改革和發展規劃綱要（2010—2020年）』に見られる記述

中華人民共和国の教育行政においては、定期的に中期的な教育計画がたてられている。2010年に、『国家中長期教育改革和發展規劃綱要』（以降、『規劃綱要』と表記）が制訂された。『規劃綱要』には、10年という期間での到達目標が掲げられ、分野ごと改善内容が指示される。2013年に制訂された『指導綱要』も当然この『規劃綱要』に基づき制訂されたと考えられる。『指導綱要』の教育部が各省、自治区、直轄市教育庁、新疆生産建設兵団教育局宛の通知部分には、<sup>63</sup>

『国家中長期教育改革和發展規劃綱要（2010—2020）』を貫徹するため、新しい時代に対応し、素質教育への要求に全面的に実施するため、中華民族の優秀な文化を継承し広めるため、我が教育部の専門家チームは研究をすすめて『中小学書法教育指導綱要』（以下『指導綱要』と称す）を制訂し、教育部の基礎教育課程教材專家工作委員會の審議を経て、ここに発行する。2013年春期より実施することを望む。

と見られる。『指導綱要』は国の教育行政の一環として、『規劃綱要』に基づき発行されたと理解していいだろう。

『規劃綱要』の「第2章 戦略的目標と戦略的テーマ」<sup>64</sup>の「（四）戦略的テーマ」<sup>65</sup>を見ると、「愛国主義を中心にした民族精神と改革や創新を中心にした時代精神の教育

を強化すること」<sup>66</sup>、「中華民族の優秀な文化伝統教育と革命伝統教育を強化すること」<sup>67</sup>、「心理健康教育を強化すること」<sup>68</sup>、「情操教育を強化し、学生の良い審美趣向と人文素養を育成すること」<sup>69</sup>と『指導綱要』の特徴が『規劃綱要』の戦略的テーマに見られる。

## 本章のまとめ

本章においては、まず『中小学書法教育指導綱要』についてその目標と各学習段階における学習内容を整理し、日本の『学習指導要領』との比較をおこなった。

その結果、『義務教育課程標準』、『指導綱要』ともに言語教育として写字・書法教育を位置づけつつも、『憲法』『教育法』『規劃綱要』に基づき、思想教育、文化教育、愛国主義教育としての側面があることを確認できた。また、中華人民共和国の『指導綱要』では、『規劃綱要』のもと情操教育、審美教育も重視されていた。

次に、1997年発行の『写字教学指導綱要』から、2002年発行の『写字教学的若干意見』、2011年発行の『書法教育的意見』、2013年発行の『中小学書法教育指導綱要』に至る法規で示される目標の変遷を確認した。そのなかで、書法が中華民族の優秀な文化であると強く位置づけられていくようになり、文字文化を愛することが国民としての基本的素養であるとされ、書法教育は愛国心を養う重要な手段であるとされるようになってきたことが指摘できる。その目標の変化のなかで、写字教育では、写字の概念上、教育内容が不足してしまう。そこで、書法というより写字よりも広がりをもった概念を持ち出し、小中学校にて書法教育をおこなうという方向づけがなされることになった。

さらに、『規劃綱要』の序言で、「中国の未来の発展、中華民族の偉大な復興は、人材により、その基礎は教育にある」<sup>70</sup>と述べられている。

篠原清昭は、『教育法』第七条の注として、次のように述べている。<sup>71</sup>

近年、中学校ではカリキュラム上、従来の「政治課」を一部改正して国家教育委員会が編集した教科書を使用して、「民族常識課」を編成している傾向がある。全国的にも「中華民族」意識の啓蒙が叫ばれている。

『指導綱要』においても「中華民族」という言葉が散見され、書法を「中華民族の優秀な文化」と位置づけている。

中華人民共和国は56の民族からなる他民族国家であり、その民族に「中華民族」という民族は存在しない。つまり、「中華民族」は一種の国家イデオロギーである。中華人民共和国は「中華民族」という歴史的含みをもつ観念を政治において用い、国をまとめようとしていると考える。そして、そのために中華人民共和国は、「中華民族」という一種の民族イデオロギーを教育で教えることによって、目指すべき国家としての目標に向かっているのではないだろうか。

その「中華民族」の文化の最たるものが書法であり、『指導綱要』はその書法教育を強化するために制訂されている。これは国家が目指す方向性と一致しており、とするならば、今後、中華人民共和国において書法教育はますます盛んになっていくとも考えられる。

- 
- <sup>1</sup> 2022年現在、小学校、中学校の『学習指導要領』は平成29年告示版、高等学校の『学習指導要領』は平成30年告示版が最新の『学習指導要領』ではあるが、中国、日本の教育法規を同時代的に比較分析するため、執筆当時の平成20年告示版および平成21年告示版による比較のままとした。
- <sup>2</sup> 「初中」と省略していることが多い。
- <sup>3</sup> 「高中」と省略していることが多い。
- <sup>4</sup> 中華人民共和国教育部制定。人民教育出版社のHP  
(<http://www.pep.com.cn/xiaoyu/jiaoshi/tbjx/kbjd/kb2011>) 掲載のものを使用した。(2015年8月8日閲覧)
- <sup>5</sup> 中華人民共和国教育部制定。北京師範大学出版社、2013年6月発行の『中小学書法教育指導綱要』を底本とした。なお、現代日本語は、拙訳『東アジア書教育論叢』第3号(東京学芸大学書道教育研究会、2015年3月)所収「中華人民共和国『中小学書法教育指導綱要』」を用いた。
- <sup>6</sup> 日本の『学習指導要領』は、『小学校学習指導要領』平成20年3月告示(文部科学省、2009年8月、東京書籍)、『中学校学習指導要領』平成20年3月告示(文部科学省、2008年8月、東山書房)、『高等学校学習指導要領』平成21年3月告示(文部科学省、2009年9月、東山書房)を底本とした。
- <sup>7</sup> 原文は「第二部分課程目標与内容」。
- <sup>8</sup> 原文は次の通り。
1. 在語文學習過程中，培養愛國主義、集體主義、社會主義思想道德和健康的審美情趣，發展個性，培養創新精神和合作精神，逐步形成積極的人生態度和正確的世界觀、價值觀。
  2. 認識中華文化的豐厚博大，汲取民族文化知惠。關心當代文化生活，尊重多樣文化，吸收人類優秀文化的營養，提高文化品位。
  3. 培育熱愛祖國語言文字的情感，增強學習語文的自信心，養成良好的語文學習習慣，初步掌握學習語文的基本方法。
  4. 在發展語言能力的同時，發展思維能力，學習科學的思想方法，逐步養成實事求是、崇尚真知的科學態度。
  5. 能主動進行探究性學習，激發想象力和創造潛能，在實踐中學習和運用語文。
  6. 學會漢語拼音。能說普通話。認識3500個左右常用漢字。能正確工整地書寫漢字，並有一定的速度。
- <sup>9</sup> 原文は「二、目標与内容」。
- <sup>10</sup> 原文は「(一) 書法教育總體目標与内容」。
- <sup>11</sup> 原文は次の通り。
1. 學習和掌握硬筆、毛筆書寫漢字的基本技法，提高書寫能力，養成良好的書寫習慣。
  2. 感受漢字和書法的魅力，陶冶性情，提高審美能力和文化品位。
  3. 激發熱愛漢字、學習書法的熱情，珍視中華優秀傳統文化，增強文化自信与愛國情感。
- <sup>12</sup> 日本の国語教育に相当する課程。
- <sup>13</sup> 愛國主義教育については、武小燕著『改革開放後中國の愛國主義教育』(大學教育出版、2013年12月)に詳しい。
- <sup>14</sup> 原文は「二、學段目標与内容」。
- <sup>15</sup> 原文は「第1學段(1~2年級)」。
- <sup>16</sup> 原文は次の通り。なお、5および6は省略した。
1. 喜歡學習漢字，有主動識字、寫字的願望。
  2. 認識常用漢字1600個左右，其中800個左右會寫。
  3. 掌握漢字的基本筆畫和常用的偏旁部首，能按筆順規則用硬筆寫字，注意間架結構。初步感受漢

---

字的形体美。

4. 努力養成良好的寫字習慣，寫字姿勢正確，書寫規範、端正、整潔。

<sup>17</sup> 原文は次の通り。

1. 掌握執筆要領，書寫姿勢正確，不急不躁，專心致志。學習正確的運筆方法，逐步體會起筆、行筆、收筆的運筆感覺，逐步感受硬筆書寫中的力度、速度變化，逐步體會鉛筆、鋼筆書寫的特點。養成「提筆就是練字時」的習慣。懂得愛惜文具。

<sup>18</sup> 原文は次の通り。

小学低年級學習用鉛筆寫正楷字，掌握漢字的基本筆畫、常用的偏旁部首和基本的筆順規則；會借助習字格把握字的筆畫和間架結構，書寫力求規範、端正、整潔，初步感受漢字的形体美。

<sup>19</sup> 原文は次の通り。

1. 對學習漢字有濃厚的興趣，養成主動識字的習慣。
2. 累計認識常用漢字 2500 個左右，其中 1600 個左右會寫。
3. 有初步的獨立識字能力。會運用音序檢字法和部首檢字法查字典、詞典。
4. 能使用硬筆熟練地書寫正楷字，做到規範、端正、整潔。用毛筆臨摹正楷字帖。
5. 寫字姿勢正確，有良好的書寫習慣。

<sup>20</sup> 原文は「小学中年級開始學習使用鋼筆，能用鋼筆熟練地書寫正楷字，做到平正、勻稱，力求美觀，逐步提高書寫速度。」。

<sup>21</sup> 原文は次の通り。

1. 掌握毛筆的執筆要領和正確的書寫姿勢，了解筆、墨、紙、硯等常用書寫用具的常識，學會正確使用與護理。注意保持書寫環境的整潔。
2. 學習用毛筆臨摹楷書字帖，掌握臨摹的基本方法。學會楷書基本筆畫的寫法，初步掌握起筆、行筆、收筆的基本方法。注意利用習字格把握字的筆畫和間架結構。
3. 開始接觸楷書經典碑帖，獲得初步的感性認識。嘗試集字練習。

<sup>22</sup> 原文は次の通り。

1. 有較強的獨立識字能力。累計認識常用漢字 3000 個左右，其中 2500 個左右會寫。
2. 硬筆書寫楷書，行款整齊，力求美觀，有一定的速度。
3. 能用毛筆書寫楷書，在書寫中體會漢字的優美。
4. 寫字姿勢正確，有良好的書寫習慣。

<sup>23</sup> 原文は、「小学高年級，運用橫線格進行成篇書寫練習時，力求行款整齊、美觀，有一定速度；有興趣的學生可以嘗試用硬筆書寫規範、通行的行楷字」。

<sup>24</sup> 原文は次の通り。

1. 繼續用毛筆寫楷書。比較熟練地掌握毛筆運筆方法，能體會提按、力度、節奏等變化。借助習字格，較好地把握筆畫之間、部件之間的位置關係，逐步做到筆畫規範，結構勻稱，端正美觀。保持正確的書寫姿勢和良好的書寫習慣。
2. 嘗試臨摹楷書經典碑帖，體會其書寫特點，逐步提高臨摹能力。在臨摹或其他書寫活動中，養成先動腦再動手的習慣。
3. 學習欣賞書法作品。了解條幅、斗方、楹聯等常見的書法作品幅式。留意書法在社會生活中的應用。通過欣賞經典碑帖，初識篆、隸、草、楷、行五種字體，了解字體的大致演變過程，初步感受不同字體的美。
4. 有初步的書法應用意識，喜歡在學習和生活中運用自己的書寫技能。

<sup>25</sup> 原文は次の通り。

1. 能熟練地使用字典、詞典獨立識字，會用多種檢字方法。累計認識常用漢字 3500 個左右。
2. 在使用硬筆熟練地書寫正楷字的基礎上，學寫規範、通行的行楷字，提高書寫的速度。

3. 臨摹名家書法，体会書法的審美價值。

4. 写字姿勢正確，有良好的書写習慣。

<sup>26</sup> 原文は「初中階段，学写規範、通行的行楷字」。

<sup>27</sup> 原文は次の通り。

1. 繼續用毛筆臨摹楷書經典碑帖，力求準確。有興趣的學生可以嘗試學習隸書、行書等其他字体，了解篆刻常識。
2. 了解一些最具代表性的書家和作品。學習從筆画、結構、章法以及內涵等方面欣賞書法作品，初步感受書法之美，嘗試與他人交流欣賞的心得体会。
3. 願意在班級、學校、社區活動及家庭生活中積極運用自己的書写技能。

<sup>28</sup> 原文は次の通り。

1. 鞏固提高義務教育階段書法學習成果，繼續用毛筆臨摹經典碑帖。
2. 結合語文、歷史、美術、藝術等相關学科的學習，認識中国書法的豐富內涵和文化價值，提升文化修養。
3. 可以通過書法選修課深入學習，發展特長；可嘗試書法作品的創作。

<sup>29</sup> 原文は「三、實施建議与要求」。

<sup>30</sup> 原文は「（一）教學建議与要求」。

<sup>31</sup> 原文は次の通り。

1. 合理安排書法教育的教學時間。義務教育階段書法教育以語文課為主，也可在其他学科課程、地方和校本課程中進行。其中，小学 3-6 年級每周安排 1 課時用于毛筆字學習。普通高中可開設書法選修課。

<sup>32</sup> 『小学校學習指導要領』（前掲書）より。

<sup>33</sup> 『中小學書法教育指導綱要解讀』教育部『中小學書法教育指導綱要』研制組、主編雷実、張鳳民、北京師範大学出版社、2013 年 4 月。

<sup>34</sup> 地域において学科教育の中核となる人物がつく役。

<sup>35</sup> 『中華人民共和國教育法に関する研究』篠原清昭著、九州大学出版社、2001 年 10 月、38 ページ。

<sup>36</sup> 『中華人民共和國教育法に関する研究』篠原清昭著、九州大学出版社、2001 年 10 月。

<sup>37</sup> 『中華人民共和國教育法に関する研究』（篠原清昭著、九州大学出版社、2001 年 10 月）より。

<sup>38</sup> 『学科教育』1997 年第 9 期、《学科教育》編輯部主編、国家教委基礎教育司北京師範大学編輯出版学科教育編輯委員會主辦。

<sup>39</sup> 原文は「写字是小学生应具备的一项重要的語文基本功。写字教学是小学語文教学的重要組成部分。搞好写字教学，對學生的學習和今后的工作都有重要作用」。

<sup>40</sup> 原文は次の通り。

一、教學目的和要求

二、教學內容提要

三、教學原則和應注意的問題

四、各年級教學內容和要求

六年制小学各年級教學內容和要求

五年制小学各年級教學內容和要求

附錄

一、選字举例

二、漢字部首名称表(小学適用)

三、漢字筆画名称表

四、写字筆順規則表

<sup>41</sup> 『学科教育』1997年第9期、《学科教育》編輯部主編、国家教委基礎教育司北京師範大学編輯出版学科教育編輯委员会主辨。

<sup>42</sup> 原文は次の通り。

一、教学目的和要求

小学写字教学的目的:使学生会写鉛筆字和鋼筆字, 学习写毛筆字, 培养学生正确书写汉字的能力;鞏固識字教学的成果, 培养学生热爱祖国语言文字的情感;陶冶情操, 培养审美能力;養成認真細心的学习态度和良好的意志品格。

写字教学的要求:使学生養成正确的写字姿势, 掌握執筆、運筆方法, 在識字教学的基礎上進一步了解汉字筆画、偏旁、結構的特点, 初步掌握汉字的書写方法, 逐步做到鉛筆字、鋼筆字写得正确、端正、整潔, 行款整齐, 有一定的速度。要重視毛筆字的教学, 加強書写訓練, 使学生從描紅、做影到臨帖, 逐步做到毛筆字写得匀称, 紙面干淨。要重視培养学生的写字兴趣和审美能力。要重視培养学生認真写字和愛惜写字用具的習慣。

<sup>43</sup> 原文は次の通り。

一九九八年教育部《九年義務教育全日制小学写字教学指導綱要(試用)》發布实施以来, 各地普遍加強了小学階段的写字教学。但是, 也有一些地方和学校的写字教学没有得到应有的重視, 不利于学生基本文化素養的普遍提高。教育部《基礎教育課程改革綱要(試行)》特別指出:“在義務教育階段的語文、美術課中要加強写字教学”, 再次強調了写字教学的重要性。現就中小学加強写字教学提出以下意見, 請結合中小学教学實際, 認真貫徹執行。

<sup>44</sup> 原文は次の通り。

- (一) 充分認識写字教学的目的和意義
- (二) 明確写字教学的要求
- (三) 各門課程都應重視写字教学
- (四) 為学生写好汉字創設環境, 提供必要条件
- (五) 改進写字教学評估

<sup>45</sup> 原文は次の通り。

(一) 充分認識写字教学的目的和意義

規範、端正、整潔地書写汉字是有効進行書面交流的基本保証, 是学生学习語文和其他課程, 形成終身学习能力的基礎;熱愛祖国文字, 養成良好的写字習慣, 具備熟練的写字技能, 併有初步的書法欣賞能力是現代中国公民应有的基本素養, 也是基礎教育課程的目標之一。

中国書法將汉字的表意功能和造型藝術融為一体, 有着悠久的历史和広汎の群衆基礎, 汉字書写的美学價值得到了超越国界和超越汉字使用範圍的承認。因此, 写字教学可以陶冶学生情感、培养审美能力和增強对祖国语言文字的熱愛和文化的理解, 既有利于写字技能的提高, 也有利于增進学識修養。当前, 在重視学生掌握计算机汉字輸入技術的同时, 必須繼續強調中小學生写好汉字。繼承和弘揚中華民族優秀文化, 写字教学應該加強, 不應削弱。

<sup>46</sup> 原文は次の通り。

- 一、充分認識開展書法教育的重要意義
- 二、中小学書法教育的總体要求
  - 1. 開設書法課的要求
  - 2. 書法教学的要求
- 三、為落實書法教育提供条件保障

<sup>47</sup> [http://www.gov.cn/zwgk/2011-08/26/content\\_1933295.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2011-08/26/content_1933295.htm) (2015年8月8日閱覽)

<sup>48</sup> 『書法教育的实施与推广』李再湘編著、湖南師範大学出版社、2013年6月。

<sup>49</sup> 原文は次の通り。

中小學校主要通過有關課程及活動開展書法教育。在義務教育階段語文課程中，要按照課程標準要求開展書法教育，其中三至六年級的語文課程中，每周安排一課時的書法課。在義務教育階段美術、藝術等課程中，要結合學科特點開展形式多樣的書法教育。普通高中在語文等相應課程中設置與書法有關的選修課程。中小學校還可在綜合實踐活動、地方課程、校本課程中開展書法教育。

<sup>50</sup> 原文は次の通り。

#### 一、充分認識開展書法教育的重要意義

書法是中華民族的文化瑰寶，是人類文明的寶貴財富，是基礎教育的重要內容。通過書法教育對中小學生進行書寫基本技能的培養和書法藝術欣賞，是傳承中華民族優秀文化，培養愛國情懷的重要途徑；是提高學生漢字書寫能力，培養審美情趣，陶冶情操，提高文化修養，促進全面發展的重要舉措。當前，隨着信息技術的迅猛發展以及電腦、手機的普及，人們的交流方式以及學習方式都發生了極大的變化，中小學生的漢字書寫能力有所削弱，為繼承與弘揚中華優秀文化，提高國民素質，有必要在中小學加強書法教育。

<sup>51</sup> 原文は次の通り。

#### 二、目標與內容

##### （一）書法教育總體目標與內容。

1. 學習和掌握硬筆、毛筆書寫漢字的基本技法，提高書寫能力，養成良好的書寫習慣。
2. 感受漢字和書法的魅力，陶冶性情，提高審美能力和文化品位。
3. 激發熱愛漢字、學習書法的熱情，珍視中華優秀傳統文化，增強文化自信與愛國情感。

<sup>52</sup> 『知られざる中国の教育改革』仲田陽一著、かもがわ出版、2014年11月。

<sup>53</sup> [http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content\\_62714.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62714.htm) (2015年8月18日閲覧)

<sup>54</sup> 『中華人民共和國憲法注釋本』法律出版社、2011年5月。

<sup>55</sup> 原文は「総綱」。

<sup>56</sup> 第46条は第2章にある。

<sup>57</sup> 原文は次の通り。

#### 第24条

國家通過普及理想教育、道德教育、文化教育、紀律和法制教育，通過在城鄉不同範圍的群眾中制定和執行各種守則、公約，加強社會主義精神文明的建設。

國家提倡愛祖國、愛人民、愛勞動、愛科學、愛社會主義的公德，在人民中進行愛國主義、集體主義和國際主義、共產主義的教育，進行辯證唯物主義和歷史唯物主義的教育，反對資本主義的、封建主義的和其他的腐朽思想。

<sup>58</sup> 『中華人民共和國教育法に関する研究』篠原清昭著、九州大學出版會、2001年10月。

<sup>59</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020501hb.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020501hb.htm) (2015年8月18日閲覧)

<sup>60</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020501hb.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020501hb.htm) (2015年8月18日閲覧)

<sup>61</sup> 『中華人民共和國教育法』中國法制出版社、1998年2月。

<sup>62</sup> 原文は次の通り。

第6条 國家在受教育者中進行愛國主義、集體主義、社會主義的教育，進行理想、道德、紀律、法制、國防和民族團結的教育。

第7条 教育應當繼承和弘揚中華民族優秀的歷史文化傳統，吸收人類文明發展的一切優秀成果。

<sup>63</sup> 原文は次の通り。

為貫徹《國家中長期教育改革和發展規劃綱要（2010—2020年）》，適應新時期全面實施素質教育的要求，繼承與弘揚中華民族優秀文化，我部組織專家研究制定了《中小學書法教育指導綱要》（以下

---

簡称《指導綱要》), 經教育部基礎教育課程教材專家工作委員會審議, 現印發給你們, 請于 2013 年春季開始執行。

<sup>64</sup> 原文は「第 2 章 戰略目標和戰略主題」。

<sup>65</sup> 原文は「(四) 戰略主題」。

<sup>66</sup> 原文は「加強以愛國主義為核心的民族精神和以改革創新為核心的時代精神教育」。

<sup>67</sup> 原文は「加強中華民族優秀文化傳統教育和革命傳統教育」。

<sup>68</sup> 原文は「加強心理健康教育」。

<sup>69</sup> 原文は「加強美育, 培養學生良好的審美情趣和人文素養」。

<sup>70</sup> 原文は「中国未来發展、中華民族偉大復興, 關鍵靠人才, 基礎在教育」。

<sup>71</sup> 『中華人民共和國教育法に関する研究』篠原清昭著、九州大学出版会、2001 年 10 月、315 ページ。



## 第5章 『中小学書法教育指導綱要』通知以降 の写字書法教育の動向

本章においては、『中小学書法教育指導綱要』通知後の写字書法教育の動向について考察する。具体的には通知後の各省における広がりについて河南省を例にまとめ、入学試験への写字書法教育の影響を考察し、さらに『中小学書法教育指導綱要』通知後の関連する諸法規を論証の材料として取りあげ、それら関連法規の分析を通して、現在の中華人民共和国の写字書法教育がどのような性質のものになってきているのか。そして、社会がどのように写字書法教育を受容してきているかを考察し、今後の中華人民共和国における写字書法教育を展望したい。

## 一 『中小学書法教育指導綱要』通知後の写字書法教育制度と入試への影響

### ① 中華人民共和国の小学校、中学校、高等学校における写字書法教育の現状

中華人民共和国において、教育課程の方向を示すものに「課程標準」、「教学大綱」、「指導綱要」等がある。「指導綱要」は「国務院や教育部といった中央教育行政機関によって制訂される教育行政法規や教育行政規則」<sup>1</sup>であり第3位の教育法規にあたる。それに対し、「課程標準」および「教学大綱」は、日本の『学習指導要領』に相当する法的位置づけであると考えられる。

中華人民共和国においては、1912年に南京臨時政府教育部が『普通教学臨時課程標準』を発行して以来、しばらくは「課程標準」によってその方向性を示していたが、1950年代から旧ソ連の影響により「教学大綱」が用いられ始めた。そして、2001年6月に『国家基礎教育課程改革指導綱要』が発行され、応試教育から素質教育に方向転換がなされると「課程標準」の語が使用されるようになった。したがって、中華人民共和国において、小学校、中学校の語文課程は『語文課程標準』、高等学校の美術課程は『普通高中美術課程標準』によってその方向性が示されている。

まず、中華人民共和国の写字書法教育の現況を簡単に概括したい。『語文課程標準（2011年版）』の「第三部 実施に関する提案」中「一、教学に関する提案」に、次のような記述がある。<sup>2</sup>

規範にもとづきよい漢字を真面目に書くことは教学の基本的要求であり、文字の練習過程は児童・生徒の性情、態度、審美趣味を養成する過程である。各学習段階すべてにおいて児童・生徒により漢字を指導する必要がある。児童・生徒に書くときの姿勢に正確さを求め、基本的な写字技能を身につけるよう指導し、良好な写字習慣を養成し、写字品質を高めなければならない。第一、第二、第三の学習段階で毎日の語文の授業中10分間という時間を、教師の指導の下クラスで練習しなければならない。毎日練習をおこなわなければならない。日常の写字において、いつも練習であるという意識を高めなければならない。文字練習の効果を重んじなければならない。<sup>3</sup>

注目すべきは、毎日の語文の授業中10分間という時間を指定し、写字練習をおこなうようという具体的な提案がなされていることである。そして、その目標を、①写字姿勢、②基本的な写字技能の修得、③良好な写字習慣の養成、④写字品質の向上、とする。

具体的に各学習段階における写字書法教育の目標および内容について、『語文課程標準（2011年版）』および『中小学書法教育指導綱要』の記述をまとめると表5-1になる。<sup>4</sup>詳細についての比較はすでに本章までにおこなっているため、ここでは割愛し、おおまかな学習の流れにしばって見ていきたい。

中華人民共和国の写字書法教育は構造としては、日本と非常に類似した形をとっている。小学校1年から硬筆による学習が始まり、小学校3年生から毛筆を使用した学習も始まる。学習する書体は楷書からである。『中小学書法教育指導綱要』では、小学校高学年において、いわゆる行書の学習についての記述が見られ、さらに毛筆による楷書の古典の臨摹や古典の鑑賞についての記述が見られる点が日本と大きく異なっている。中学校においては、『語文課程標準（2011年版）』でも名家の作品の臨摹という学習内容が加わる。中華人民共和国においては、小学校、中学校の語文の時間において「写字」の授業がおこなわれ、さらにそれとは別に週に1時間の「語文・書法練習指導」といった授業がおこなわれることになっている。そして、その「語文・書法練習指導」においては、最初は字帖での学習がはじまるが、そこでは古典の臨書による学習も始まっていくということになる。

次に、『普通高中美術課程標準（2011年版）』の記述をまとめていきたい。『普通高中美術課程標準（2011年版）』によると、高校において、美術課程では18時間を1単位として合計3単位取得することになっている。美術課程で選択できる科目は、美術鑑賞、絵画・彫刻、デザイン・工芸、書法・篆刻、メディアアートの5つである。そのなかで書法・篆刻についての内容部分を以下訳出する。<sup>5</sup>

書法や篆刻は中国特有の伝統工具と方法を用い、漢字の芸術的形象を造形し気持ちを表現する活動である。

「書法・篆刻」は高等学校の美術課程における選択科目の一つである。書法、篆刻活動は生徒の写字能力を高め、中国の漢字芸術の独特な魅力を生徒が感じることによって、中国の伝統文化に対する認識や理解を高める。

#### 1、学習内容

選択授業「書法・篆刻」の学習内容は次の通りである。

#### 2、目標

類別	書法	篆刻
学習活動についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑賞、分析、臨摹といった方法を通し、伝統的筆法や章法、篆法、刻法等の技法および表現形式を理解し、実践し、自分の考えと個性を表現していく。</li> <li>・様々な毛筆や刻刀等の工具から宣紙や石材等の用材を使用し、様々な芸術効果を体験する。</li> <li>・口頭および書面の形式を用い、自分や他人の書法や篆刻作品について評価することを学ぶ。</li> </ul>	

選択授業「書法・篆刻」の学習を通して、生徒に次の成果を期待する。

- (1) 書法あるいは篆刻活動に積極的に参加する。
- (2) 書法あるいは篆刻の用語を適切に使用し、自分の観点で古今の2点以上の書法作品あるいは篆刻作品について評論する。
- (3) 3種類以上の書体を識別し——例えば、楷書（顔体、柳体、欧体等）や行書、隸書等——篆刻の各スタイルの特徴について識別し、わが国の書法発展の基本的過程から伝統文化との関係にいたるまでを理解する。
- (4) 1種類の書体の写字規範あるいは篆刻の一般技法の初歩的な把握をし、二点以上の書法あるいは篆刻作品を創作し、自分の考えや個性を表現する。

- (5) 多種多様な形式により展示や交流をし、口頭あるいは書面のかたちで自分や他人の書法作品あるいは篆刻作品の評価をおこなう。
- (6) 理論面の学習過程において、書法とその他の学科との関係する問題について学ぶ。

中華人民共和国においても、日本と同様、高等学校においては、語文課程からはずれ、美術課程（日本では芸術課程）の選択授業として開講される。現状、選択授業として開講されているかどうかは、義務教育課程での実施状況とともに改めて調査をしなければならぬ問題ではあるものの、ひとまず、制度として高等学校において「書法・篆刻」という選択授業が開講できることになっていることが分かった。そして、その内容は、鑑賞がとりわけ強調されている内容になっているといえる。

また、日本で篆刻は書道の一領域として教育課程に組み込まれているが、中華人民共和国では書法と並列で扱う。これは中華人民共和国での一般的な書法と篆刻の捉え方を反映しているかたちになる。

以上をもとに、中華人民共和国における写字書法教育の現況を図 5-1 のようになる。



図 5-1 中国における写字・書法教育の現状

## ②『中小学書法教育指導綱要』の広がり——河南省を例として

中華人民共和国において教育法規が発行されると、教育部が各省、自治区、直轄市の教育厅（教育委員会）、新疆生産建設兵団教育局宛にその法規を通知し、教育部より教育法規を通知された省や自治区や直轄市の教育厅（教育委員会）および新疆生産建設兵団教育局がさらにその下部組織にあたる教育局等に通知するという方法によって法規等が伝達されていくということになる。下部組織に伝える際には、さらに各教育厅が意見や文章を附す場合もあれば、教育部の通知をそのまま転送するような形で通知するというケースもあるようである。では、内容に特徴が見られる河南省を例として取りあげ、『中小学書法教育指導綱要』が教育部によって通知されてからどのような形で下部組織に伝達されていったのかを具体的に考察したい。

河南省においては、河南省教育厅が教育部の通知を受け、『中小学書法教育指導綱要』を附した『關於貫徹『中小学書法教育指導綱要』的实施意見』<sup>6</sup>（教基二〔2013〕341号）を省直轄の市や直轄の推進実験県や重点推進県（市）の教育局に通知している。

この『關於貫徹『中小学書法教育指導綱要』的实施意見』は、その冒頭において、「中華民族の優秀な文化伝承のために、小中学校における書法教育を推進し、『教育部關於小中学開展書法教育的意見』（教基二〔2011〕4号）をもとに、その精神について、わが省の小中学校の教育教学の實際に合わせ、教育部の『中小学書法教育指導綱要』を充分に実施するために、以下の実施意見を通知する」<sup>7</sup>と示している。

この河南省教育厅の『關於貫徹『中小学書法教育指導綱要』的实施意見』には「一、書法教育を発展させる重要な意義を充分に認識すること」、「二、小中学校で書法教育

を全面的に実施するための基本要求」、「三、小中学校の書法教育を強化するための基礎をつくる」、「四、小中学校の書法教育を強化するための指導と管理」と河南省教育庁による具体的な指示が続いている。「一、書法教育を発展させる重要な意義を十分に認識すること」には、「我が省の小中学校の書法教育には良好な伝統を有しており、特筆すべきは2002年からはじめた、義務教育の地方課程中において設置した書法芸術科であり、必修課程として書法教育を推進してきており、多くの地域や学校において長期にわたる教育実践の下に豊富な書法教育経験を蓄積してきた。」<sup>8</sup>とあり、河南省においては、小中学校の地方課程において、すでに書法教育を実践してきたことが窺える。しかし、情報技術の発達やパソコンや携帯電話の方法による影響で人びとの漢字写字能力が低くなってきていることや一部の学校において、いまだ写字書法教育が充分におこなわれておらず、本通知によって『中小学書法教育指導綱要』の言わんとすることを、あまねく実施するように、といった内容がその後書かれている。また、「二、小中学校で書法教育を全面的に実施するための基本要求」においては、次の4点を実施するようにいっている。要約し引用したい。

1. 小学校1年から中学校3年まで語文の授業または書法芸術の授業で少なくとも毎週1時間をおこなうこと。そのうち、小学校3年から6年までは毛筆を使った授業をおこなうこと。高等学校においては、語文課程や美術課程等で選択授業として開設すること。書法の授業を2013年秋には開始できるようにすること。
2. 課程標準通り、毎日の語文の授業で10分間の写字時間をつくり、教師の指導により毎日練習すること。
3. 教師が自身の写字技能を上げ書法鑑賞に習熟し、板書や様々な文字を書く機会に率先して見本を示せ、良好な写字習慣を身につけさせること。
4. クラブや特別授業やコンクール等多様な生涯学習活動を通じて書法教育を養う良好な環境をつくること。

ここでは、2013年秋から小・中学校における毎週1時間の書法の授業の実施および高等学校における選択授業としての実施、さらに毎日語文の授業中に10分間の写字の時間をつくるのが、河南省教育庁からの指示としてはっきり示されており、とりわけ注目に値する。さらに、「四、小中学校の書法教育を強化するための指導と管理」においては、専門または兼職で書法教育の教育研究をおこなう教研員を配置するようにという指示もある。『關於貫徹『中小学書法教育指導綱要』的实施意見』では、書法教育実施の徹底を指示する指示の通知がなされたということになる。

河南省では、河南省教育庁の『關於貫徹『中小学書法教育指導綱要』的实施意見』を受けたその下部組織にあたる各地域の教育局がさらに周知を図ることになる。河南省鄭州市教育局は、『關於貫徹落實中小学書法教育指導綱要的通知』<sup>9</sup>を各県（市、区）教育局、市教育局直轄の各小中学校、市直轄の事業所、私立の各中学校宛に発行している。また、河南省開封市も『關於貫徹『中小学書法教育指導綱要』的实施意見』<sup>10</sup>（汴教文〔2013〕149号）を各県、区の教育局や教育局直轄の各学校および各私立学校宛に通知している。鄭州市教育局、開封市教育局も河南省教育庁の『關於貫徹『中小学書法教育指導綱要』的实施意見』の内容をかえずに伝達するといった性質のものである。

このような形で教育部発行の『中小学書法教育指導綱要』は、河南省教育庁のようにさらに具体的な指示とともに通知されたり、あまり手が加えられずに転送されたりという形で中国全土にあまねく伝えられたことになる。

### ③北京市高級中等学校招生考試にみられる影響

その『中小学書法教育指導綱要』通知の後、写字書法教育をとりまく社会状況の変化も起こった。北京市にておこなわれている高校入試ともいうべき「北京市高級中等学校招生考試」（以降、「北京中考」と表記）を例に、2014年度からの変化を概観してみたい。

2014年度の「北京中考」の試験問題を見ると、筆順についての問題があるのみだった。しかし、2014年度の北京中考の語文試験の説明を見ると、「二、試験の内容と目標」の「（一）識字と写字」部分に、「2. 正確で規範的な漢字の写字をし、標準的字音で読み、はっきりとした字形で見覚え、漢字の基本的な意味を把握すること。」<sup>11</sup>と掲げられている。これは、2013年度「北京中考」の語文試験の説明と同じ記述である。ただし、記述はあるものの配点などに反映されているわけではない。

2015年度の試験から大きな変化が見られた。2015年度「北京中考」試験説明中の「Ⅱ. 試験の内容と要求」「一、基礎・運用」を見ると、「2. 規範的な正楷書あるいは行楷書で漢字を写字すること。漢字の基本的特徴を理解し、標準的字音で読み、はっきりとした字形で見覚え、漢字の基本的な意味を把握し、書法の審美的価値を理解すること。」<sup>12</sup>とあり、使用してよい書体に「行楷書」が加わった点、「書法の審美的価値の理解」という要素が加わった点に、2014年度版との差異が見られる。これは、『中小学書法教育指導綱要』や後述の『完善中華優秀傳統文化教育指導綱要』の通知を踏まえた変更と考えていい。

さらに、作文問題の採点に関して、配点合計40点中、内容の配点を36点とし、漢字の写字についての配点4点が割りふられた。4点満点は、「きちんと整った写字ができ、句読点が正確であり、漢字の間違いが2個以内で書式が規範的であること。」<sup>13</sup>であるという。3点配点は「きちんと整った写字ができ、句読点がおよそ正確であり、漢字の間違いが3~4個で、書式が規範的であること。」<sup>14</sup>とする。2点配点は、「筆跡が不鮮明で、句読点の間違いがやや多く、漢字の間違いが5~7個あり、書式がおよそ規範的であること。」<sup>15</sup>とする。1点配点は筆跡が丁寧でなく読みにくく、句読点に間違いが多く、漢字の間違いも8個以上あり、書式が規範的ではない。」<sup>16</sup>とする。必ずしも文字の写字のみでの配点とはいえはないが、採点基準に漢字の写字が配点された影響は大きい。

さらに、「北京中考」の実際の問題に、試験説明にて確認した「書法の審美的価値の理解」を問う問題が出題された。問題の「一、基礎・運用」において、毛沢東の「為人民服務」を挙げ、その書を評した説明から誤ったものを一つ選ばせる問題という問題である。配点は2点で、「為人民服務」を簡体字にて規範的な正楷書で書かせる問題にさらに1点が配当されて出題されている。これは、2015年度から見られる新しい傾向である。また、筆順を問う問題も見られるが、これは毎年出題されている。さらに、名所旧跡にある著名人による扁額4点を挙げ、現代における規範的漢字の写字という観点から不適合のものを挙げさせる問題が見られ、2点が配点された。

2016年度の「北京中考」においても、「書法の審美的価値の理解」に関する問題が出題された。春節に関連して、劉炳森、顔真卿、懷素、王羲之の「福」字が使われた4幅の倒福について、自分の家に飾りたいもの一つ選ばせ、その選んだものの書体名およびその字の書体の特徴と関連した選択理由を答えさせる3点の問題が出題されている。また、2016年度の「北京中考」の試験説明においては、「書法の審美的価値を理解す

ること」という 2015 年度の説明部分が、「代表的な書家と作品を理解し、点画、結構、章法から内包にいたる初歩的な書法の美を感じられること」<sup>17</sup>と変わり、より具体的かつ詳細な記述となっている。

このような変化は北京だけではなく、他の省でも見られる傾向である。配点としては大きいとはいえないが、高等学校の受験内容に小中学校の写字書法教育での学習内容が加わった影響は大きいと考えられるだろう。

## 二『中小学書法教育指導綱要』以降に発行された書法教育と関連する教育法規

### ①『完善中華優秀伝統文化教育指導綱要』

次に、『中小学書法教育指導綱要』制訂以降に通知された関連する教育法規を見ていきたい。

『完善中華優秀伝統文化教育指導綱要』（教科社[2014]3号）は、2014年3月26日に教育部より発行された教育法規であり、「一、中華の優秀な伝統文化教育を強化することの重要性と緊急性」、「二、中華の優秀な伝統文化教育の指導思想および基本原則と主要な内容」、「三、各学習段階において中華の優秀な伝統文化教育を推進していくこと」、「四、中華の優秀な伝統文化教育システムを学習課程と教材体系に取り入れていくこと」、「五、中華の優秀な伝統文化教育に関わる教師のレベルを全面的に向上させること」、「六、中華の優秀な伝統文化教育に力を入れるための多元的支援」、「七、中華の優秀な伝統文化教育を推進するための実施組織と条件の保証」の7つの項目から構成される。『中小学書法教育指導綱要』の冒頭は、「漢字と漢字を媒介とした中国書法は、中華民族文化の宝であり、人類文明の貴重な財産である。書法教育は児童・生徒の写字能力、審美能力と文化品位の育成に重要な作用を及ぼす。小中学校の書法教育を推進し、中華民族の優秀な文化を伝承するため、本綱要を特別に制訂する。」<sup>18</sup>という言葉から始まっており、中華民族の文化としての書法を推進する法規である。その点において、中華の伝統文化教育を推進する法規である『完善中華優秀伝統文化教育指導綱要』は、書法教育を推進する教育法規としても注目される。

『完善中華優秀伝統文化教育指導綱要』の「三、各学習段階において中華の優秀な伝統文化教育を推進していくこと」に記載されている各学習段階における伝統文化教育の教育内容について、表5-2にまとめた。<sup>19</sup>

表5-2に見えるように、小学校低学年における写字書法教育に具体的に关わる内容としては、「漢字の形体美について初歩的な経験をする」という記述が見える。高学年においては、「写字の正楷字に熟練し、漢字の文化的意義を理解し、漢字の優美な結構を体得する」とある。中学校においては、「名家の書法を臨摹し、書法の美意識とイメージを体得すること」とある。また、その他、書法という直接の呼称はないが、伝統文化、伝統芸術についての記述が高等学校、大学においても見られる。そして、これらの書法を含んだ伝統文化について、『完善中華優秀伝統文化教育指導綱要』中の「四、中華の優秀な伝統文化教育システムを家庭と教材体系に取り入れること」において、「小中学校の德育、語文、歴史、芸術、体育等の『課程標準』の修訂作業において、中華の優秀な伝統文化の内容の比重を増加させること。地理、数学、物理、化学、生物等の課程において、教育の一環として中華の優秀な伝統文化と関連する内容を結びつけておこなうこと。各地の各学校が十分に中華の優秀な伝統文化教育の材料を発掘し利用することを大いに期待し、専門の地方課程と学校課程を開設すること。職業学校における民族文化

の伝承と新しい師範系の専攻を建設すること。条件の適合する大学においては、中華優秀伝統文化についての必修の授業を開設し、広く中華の優秀な伝統文化の選択授業を開設していくこと。各種学校各学年で中華の優秀な伝統文化の精品を見る公開授業を重点的に実施していくこと。中華の優秀な伝統文化に関連する学科を強化していくこと。」<sup>20</sup>と、すべての校種学年において、伝統文化教育を取り入れていくように明確な指示が記されている。

金龍哲は、「近年、中国では『伝統文化』がブームである。『教育発展計画』では、『21世紀は中華民族が偉大な復興を果たす世紀』と位置付けている。『国学熱』という言葉に象徴されるように、『文化強国』『文化復興』が経済戦略と並ぶもう一つの国家戦略とひて位置付けられるようになったことを背景に、教育においては『中華民族の優秀な文化の伝承と発揚』が重要な課題として、改めて、しかも空前の規模で取り扱われるようになった。(中略)また、伝統文化教育の一環として『書法』(書道)も正式な教育課程に組み込まれたのである。」<sup>21</sup>と述べ、書法を伝統文化の一つをして捉え、教育への導入が進められていると指摘しているが、『完善中華優秀伝統文化教育指導綱要』という伝統文化教育に関する指導綱要において、書法教育についての記述が個別に各段階の学習内容として記載されている点は特筆すべきであろう。

## ②『中小學生芸術素質測評辦法』および『加強和改進普通高中學生綜合素質評价的意見』

『中小學生芸術素質測評辦法』は、2015年5月25日に中華人民共和國教育部より『教育部關於印發『中小學生芸術素質測評辦法』等三個文件的通知』に附された教育の通知の一つである。現在、小中学校の美術課程において書法教育は実施されることになっていないが、この『中小學生芸術素質測評辦法』に附された「中小學生芸術素質測評指標体系(試行)」(表5-3)を見てみたい。<sup>22</sup>この「中小學生芸術素質測評指標体系(試行)」は、その通知部分によると、教育部が「小中学生の芸術素質の評価方法実験区」を設け、各省(区、市)に1~2カ所程度の大きな市または2~5カ所程度の小さな市および県を推薦させ実験区とし、2015年より調査を開始するという。6月20日前に名簿を教育部の体育衛生部門と芸術教育部門に送らせ、具体的に実験調査をおこなっていくなかで、芸術素質評価指標を完成させていくという。

表5-3を見ていくと、基礎評価が40点、学業評価が50点、発展評価が20点(うち加点点評価10点)の110点満点で評価し、90点以上が優秀、75~89点以上が良好、60~74点以上が合格、60点以下が不合格となる。評価に当たっては、児童生徒の学習課題の記録、成績とともに教師の評価コメント、児童・生徒の相互評価、自己評価等を参考にしておこなったうえで、児童・生徒の総合素質調書としてとりまとめ、整理し、公文書として保管し、報告をすることとなっている。さらに、この調書は、中学校と高等学校段階の評価結果は、児童・生徒総合素質評価の重要な評価となるという。

小中学校において書法は語文領域と密接に繋がった指導がなされるため、音楽、美術といった扱いとは異なるものの、「発展評価」中の加点点項目である「6. 芸術特徴」の例の一つとして書法が挙げられたことは、課外活動における書法の学習を促す要因となり得ると思われる。また、『加強和改進普通高中學生綜合素質評价的意見』(教基二[2014]11号)が2014年2月10日に中華人民共和國教育部から通知されている。『加強和改進普通高中學生綜合素質評价的意見』も受験勉強教育に偏重する試験による評価を改善するため、生徒の総合的素質評価を全国統一で実施するものであり、思想と人徳、



表 5-3 中小生芸術素質測評指標体系（試行）

一級評価	二級評価	評価内容	評価点の割合
基礎評価	1. 課程学習	音楽、美術等の芸術課程学習の出席率、参加度と学習課題の完成状況。	25
	2. 課外学習	参加している学校組織の芸術系の部活、地域の芸術サークルと各種芸術活動での表現。	15
学業評価	3. 基礎知識	音楽や美術等の芸術課程標準が要求する基礎知識の理解状況	25
	4. 基本技能	音楽や美術等の芸術課程標準が要求する基本的技能の修得状況	25
発展評価	5. 校外学習	自主的に参加した校外芸術学習、芸術実践活動の状況（主に社区、郷里の文化芸術活動への参加や優秀な民族民間芸術の学習や高雅な文芸演出と展覧会等の鑑賞を指す）	10
	6. 芸術特徴（加点項目）	学校現場での評価において明らかになったある一つの芸術項目の特長（声楽、楽器演奏、舞踏、戯劇、戯曲、絵画、書法等）	10

学業レベル、心身の健康、芸術素養、社会实践がその評価内容として挙げられ、そのうち、「芸術素養」の主要分野として、音楽、美術、舞踏、戯劇、戯曲、映画、書法における成果が評価対象として挙げられている。<sup>23</sup>

これらのことを踏まえると、素質教育が実施されていくなかで、小学校、中学校、高等学校の各学習段階において、素質評価に書法の成果が加えられることになる。このことは、学校教育のみならず、生涯学習教育においても書法の活性化を促すことになるかもしれない。実際、中華人民共和国においては、児童・生徒向けのコンクールが盛んになってきているようである。

### 三 教科書発行とその選定・採択

#### ①教科書の選定・採択方法

中華人民共和国では1980年代半ばまで教育部直属の機関である人民教育出版社が全国共通の教科書を執筆・編集および審査をしていたが、その後、審査を国がおこなうようになり、1993年より数種類の教科書から選べるようになった。素質教育が推進されるようになってからは、各地の出版社が多様な教科書を発行するようになった。そのため、2014年9月30日に教育部は、『中小学教科書選用管理暫行辦法』（教育基二〔2014〕8号）を発行し、<sup>24</sup>小学校、中学校、高等学校の教科書選定・採択の規則を公布し、教科書の選定・採択を省レベルの教育行政機関の指導の下、地区レベルを単位としておこなうことを原則とした。以降、教科書の選定・選択は、次のような流れでおこなわれることになった。

毎年春と秋に教育部が各省の教育庁に対し、「全国初等中等教育機関の教育用書籍目録」を提供する。そして、省レベルの教育行政機関は教育部の目録を参考に省の目録を作成する。さらに、下部組織となる地方教育行政機関は、省レベルの教育行政機関の作成した目録をもとに教科書選定・採択委員会を組織し、教科書を選定・採択する。そしてそれを省レベルの教育行政機関が指導と監督をする。

小学校中学校にておこなわれる「書法練習指導」の教科書もこの例に従い、教育部が

各省レベルの教育庁にそのリストを提供し、省レベルの教育庁はそのリストを受け、省の教科書目録を作成し、省内の各地域の教育局に通知し、通知を受けた教育局は、そのリストをもとに、「書法練習指導」の選定・採択委員会を組織し、各教育局の定めた方法によって教科書の選定をしていくということになる。実際に選定・採択結果を見ると、選定・採択委員会で選定・採択してしまうところもあれば、選定・採択委員会が数を絞った後、定められた人びとによる投票がなされる場合もあるようである。

## ②「語文・書法練習」の教科書の発行

2014年に中華人民共和国教育部は『2014年中小学教学用书有关事项的通知』（教基二厅〔2014〕1号）<sup>25</sup>を通知した。本通知に、「三、義務教育3—6年の毛筆『書法練習指導』の審査はすでに終わっているが、教材の選定、採択、研修、印刷、配送などの時間がかかるため、2014年秋学期には使用せず、2015年秋学期から使用を開始する。」<sup>26</sup>とあり、書法の授業の開始が実質的に1年遅れたことになる。

翌年、『2015年義務教育書法教学用书有关事项的通知』（教基二厅〔2014〕2号）には、「義務教育の『書法練習指導』の選定・採択作業は『中小学教科書選用管理暫行辦法』に厳格に基づいておこなう。」<sup>27</sup>と通知され、2015年秋学期から小学校3年生の書法の授業において、『2015年義務教育書法教学用书目録』において公布された11種の教材から選び使用することが通知された。さらに、同通知には、「2015年6月下旬までに、2015年秋に始まる各省（区、市）の『書法練習指導』の選定・採択状況を教育部基礎教育二司に報告するように。」<sup>28</sup>とも記載され、『書法練習指導』のリストが添付されている。2016年度も同様の教科書を使用し進めていく旨が通知されている。教育部より各省級の教育庁に通知された教科書のリストは表5-4の通りである。教科書の具体的な比較研究は次章以降でおこなっていくが、北京師範大学の倪文東教授、鄧宝劍教授へのインタビュー調査<sup>29</sup>においては、秦永龍主編の北京師範大学出版社の教科書の採択が50%弱程度を占めたようである。具体的な比較分析は次章でおこなった。

## 本章のまとめ

以上、2013年に中華人民共和国教育部から『中小学書法教育指導綱要』が通知された後の中華人民共和国の写字書法教育の小学校、中学校、高等学校における制度への反映と社会の受容の状況、そして、『中小学書法教育指導綱要』通知後に出された関連する法規を取りあげ、さらには書法教育の教科書発行の状況を確認した。

従来、校長責任制が導入されている中華人民共和国において、写字書法教育の学校教育への導入は校長の資質による傾向が強かったと考えられていたが、『中小学書法教育指導綱要』以降、国家主導による書法教育の義務教育課程への導入という動きに変わった。そのことは、本研究で取りあげた諸法規の通知の動きや児童・生徒への評価への導入、入試への影響という点からも明らかであると思う。さらには、国家の教育方針が、応試教育から素質教育へと転換したことも追い風となっていることは言うまでもない。2012年より中華人民共和国は、督学（視学）制度が強化され<sup>30</sup>、政策の実施状況の調査・評価をおこなっていることもさらなる追い風となっている。

すでに、中華人民共和国においては、写字書法教育を実施するかどうかという段階ではなく、どのような写字書法教育を実施していくかという段階にきていると考えられる。近年、マカオの小学校、中学校、高等学校においても『中文科基本学力要求』において、

「識字写字」の学習領域に書法教育の内容が取り入れられ、強化されてきているようである。<sup>31</sup>

表 5-1 『語文課程標準（2011 年版）』『中小学書法教育指導綱要』に見られる各学習段階における目標および内容

		中 国	
		義務教育語文課程標準（2011年版）	中小学書法教育指導綱要
小 学 校	(第一・二学年) 低学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 好んで漢字を学習し、自発的に識字や写字をおこなう気持ちを持つこと。</li> <li>2. 常用漢字 1600 文字程度を理解し、うち 800 文字程度を書けること。</li> <li>3. 漢字の基本点画と常用の偏と旁の部首を把握し、筆順の規則に従い硬筆で文字を書け、間架結構に気をつけること。初歩的な漢字の形体美を感じる。</li> <li>4. 良好な写字習慣の養成を努力し、正確な写字姿勢で、規範的に整ってきれいに書けること。</li> </ol>	<p>鉛筆を用いて正しい楷書を書き、漢字の基本的な筆画、常用する偏や旁といった部首や基本的な筆順のルールを体得する。習字格（罫線）によって漢字の筆画と間架結構を把握し、写字力に規範、端正さ、清潔さを求め、漢字の形体美について初歩的な体験をする。</p>
	中学年 (第三・四学年)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 漢字の学習に対して強い興味を持ち、主導的に識字に取り組む習慣を養成すること。</li> <li>2. 合計 2500 文字程度の漢字を理解し、そのうち 1600 文字程度を書けること。</li> <li>3. 初歩的な独立した識字能力をもつこと。音序検字法（漢字音による検字法）と部首検字法を用いて字典や詞典で調べられること。</li> <li>4. 硬筆を用いた正楷字の写字に熟練し、規範的で端正で美しい文字が書けるようになること。毛筆を用いて、正楷字の字帖を臨摹すること。</li> <li>5. 正しい写字姿勢で、良好な写字習慣を身につけること。</li> </ol>	<p>【硬筆】 小学校中学年では、万年筆を用いた学習を開始し、万年筆を用いた正しい楷書の写字に熟練し、端正かつバランスのよい漢字を書き、できるだけ美しさを追求し、次第に速く書くようにしていく。</p> <p>【毛筆】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 毛筆の執筆要領と正確な写字姿勢を把握し、筆、墨、紙、硯などの常用の写字用具の常識を理解し、正確に使用し管理することを学習する。写字環境を清潔に保つことに注意する。</li> <li>2. 毛筆を用いて楷書の字帖を臨摹することを学び、臨書の基本的な方法を把握する。楷書の基本点画の書き方を習得し、初歩的な起筆、送筆、収筆の基本的方法を理解する。習字格を用い、文字の筆画と間架結構を把握するよう注意しなければならない。</li> <li>3. 楷書の古典碑法帖に触れはじめ、初歩的な感性の認識を獲得する。集字による練習を試みる。</li> </ol>
	高学年 (第五・六学年)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. より高いレベルでの独立した識字能力を身につけること。合計 3000 文字程度の漢字を読み、その中の 2500 文字程度が書けること。</li> <li>2. 硬筆で楷書を写字し、字配りを整え、できるだけ美しく書き、一定の速度で書くこと。</li> <li>3. 毛筆を用いて楷書を書き、写字において漢字の美しさを体得すること。</li> <li>4. 正確な写字姿勢で、良好な写字習慣を身につけること。</li> </ol>	<p>【硬筆】 小学校高学年では、横線を使ってノートへの文章の練習をする時、配置配列が整い、美しくなるようにできるだけ努め、一定の速度で書くことを求める。興味のある児童は硬筆を用いて試しに規範的行楷書、通行的行楷書を学んでもよい。</p> <p>【毛筆】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 継続して毛筆を用いて楷書を書き練習する。毛筆の運筆方法をより熟練して身につけ、筆の上げ下げ、力の入れ方、リズム等の変化を体得する。習字格を用いて、点画の間隔、部首の間隔の位置関係をよく把握し、点画の規範、結構のバランス、均整のとれた美しさを次第につかむようにする。正確な写字姿勢と良好な写字習慣を維持する。</li> <li>2. 楷書の古典の碑法帖の臨摹に挑戦し、その特徴を体得し、臨摹能力が次第に向上するようにする。臨摹やその他の写字活動中において、先に脳で考え、その後手を動かす習慣を養成する。</li> <li>3. 書法作品の鑑賞の学習をする。条幅、斗方（正方形の紙）、対聯など、よく見かける書法作品の形式について理解する。書法の社会生活における応用に注意を払う。古典の碑法帖の鑑賞を通して、初めは篆書、隸書、草書、楷書、行書の五種類の書体を認識し、書体のおおよそその変遷過程を理解し、次第に異なる書体の美を体験する。</li> <li>4. 初歩的な書法の応用意識を持ち、学習と生活において自分の写字技能を好んで運用しようとする。</li> </ol>
中 学 校	第一～三学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上手に字典、詞典を使用し一人で文字を調べることができ、多様な検字方法を使えるようになること。合計 3500 文字程度の漢字を理解できること。</li> <li>2. 硬筆を用いた上手な正楷字の写字の基礎のうえに、規範的、通行的な行楷字を書くことを学び、写字スピードを高める。</li> <li>3. 著名な名家の書法を臨摹し、書法の審美価値を体得すること。</li> <li>4. 正確な写字姿勢で、良好な写字習慣を身につけること。</li> </ol>	<p>【硬筆】 中学校段階においては、規範的行楷書、通行的行楷書を学ぶ。</p> <p>【毛筆】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 継続して毛筆を用いて楷書の古典碑法帖を臨摹し、できるだけ精緻にできるようにする。興味のある生徒は隸書、行書など、その他の書体に挑戦し、篆刻の常識を理解する。</li> <li>2. 代表的な書家や作品について理解する。基本点画、結構、章法から背景などの方面まで学び、書法作品について鑑賞し、書法の美をだんだんと感じとり、他の人と鑑賞して感じたこと分かったことを交流する。</li> <li>3. クラス、学年、学校、地域社会での活動および家庭生活において、自分の写字技能を積極的に用いる。</li> </ol>

表 5-2 『完善中華優秀傳統文化教育指導綱要』における各学習段階における傳統文化教育の内容（表中の下線は筆者による）

学習段階	『完善中華優秀傳統文化教育指導綱要』中の記載
小学校 低学年	<p>小学校低学年では、児童の中華優秀傳統文化への親密感に重点をおき育成し、啓蒙教育を展開し、児童の中華の優秀な傳統文化を熱愛する感情を育成する。常用漢字を認識し、独立した識字を学習し、<u>漢字の形体美について初歩的な経験を</u>する。具体的には、次の通りである。分かりやすい古詩を通読し、初歩的な鑑賞体験をし、言語の優れた美しさを感じ取る。愛国志士の故事を理解し、中華民族の重要な傳統的祭日について知り。故郷の生活習慣を理解し、自分が中華民族の一員であることをはっきりと自覚させる。傳統的な礼儀について初歩的な理解をし、人に接する際の基本的な礼儀作法を学ぶ。古典民間芸術の初歩的な鑑賞をおこなう。父母に孝行し、教師を尊敬し、クラスメイトと仲良くし、マナーある態度をとり、勤労節約の心を要請し、苦勞に耐え、言行一致の生活習慣と行動規範をするように児童を導き、故郷を熱愛し、生活を熱愛し、自然に親しむ気持ちを育成する。</p>
小学校 高学年	<p>小学校高学年では、児童の中華優秀傳統文化への感受性を高めることに重点を置き、認知教育を展開し、中華の優秀な傳統文化が豊富で多彩であることを理解する。<u>書写の正楷字に熟練し、漢字の文化的意義を理解し、漢字の優美な結構を体得する。</u>古代の詩文や經典の目次を通読し、作品の大意を理解し、そのイメージと心情を体得する。中華民族の歴代の仁人や志士の国家富強や民族団結のための犠牲や貢献を理解する。重要な傳統的祭日の文化的内包と故郷の生活習慣の変遷を知る。各民族芸術の豊富な表現形式と特徴を鑑賞し、好きな芸術形式により気持ちを表現することを試みる。児童の傳統体育活動の興味を育成する。児童が他人を理解することを学ぶように導き、恩を感じることを理解し、物事の是非や善悪、美醜を見分ける能力をだんだんと高め、人生の理想と遠大な志をもちはじめ、祖国の自然、悠久の歴史、貴重な文化を熱愛すること。</p>
中学校	<p>中学校では、生徒の中華の優秀な傳統文化への理解力を増強することに重点をおき、中華の優秀な傳統文化への親密さを高め、生徒の統一された多民族国家の文化傳統と基本的国情を理解するように導くこと。<u>名家の書法を臨摹し、書法の美意識とイメージを体得すること。</u>古代の詩詞を通読し、古代の詩詞の形式と韻律の初歩的理解をし、簡単な文語文を読み、蓄積させ感じ運用し、鑑賞レベルを高める。中国の歴史の重要な史実と発展の基本的手がかりを知り、国家統一と民族団結の重要性を理解し、中華文明の歴史的価値と現実的な意義を認識する。傳統音楽、戯劇、美術等の芸術作品を鑑賞し、その中に現れた感情や思想を感じる。傳統的な礼儀と祝祭日の活動に参加し、傳統習慣の文化的内包を理解すること。生徒が各民族傳統文化の習慣を尊重するように導き、各民族が共同で創造した中華の優秀な文明の成果を大事にし、中華民族の一員としての帰属感とプライドを育成すること。</p>
高等学校	<p>高等学校段階では、生徒の中華の優秀な傳統文化への理性的認識の強化を重点的におこない、生徒が中華の優秀な傳統文化の精神的内包を感じられるように導き、生徒の中華の優秀な傳統文化への自信を強化する。比較的長い傳統文化としての古典作品を読み、古典文学と傳統芸術への鑑賞能力を高める。中華文明が形成した悠久の歴史を認識し、中華文明が世界の歴史において重要な地位を占めていることを感じる。人民大衆が創造した歴史と傑出した人物の貢献について認識し、これまでの人の経験と智慧を吸収し、闊達で樂觀的な人生の態度と困難や挫折に抵抗する能力を育成する。傳統的美徳と時代とともに進化する品質を感じ、中華の傳統的美徳である自分に対して厳格であること、人格を磨き修養することを自覚する。<u>傳統芸術の豊富な表現形式と特徴を理解し、異なった時代、地域、民族の特色ある芸術風格を感じ、祖国各地の風土や人情、習慣や風習に触れ体験をし、中華民族の豊富な文化遺産を理解する。</u>生徒の中華民族の最も深い精神の追求へと理解を深めるように導き、現代中国について、さらに全面的に客観的に認識し、外部世界を取り扱い、国家の前途や命運と個人的価値の実現の統一という関係を認識し、国家の尊厳、安全と利益をまもることを自覚すること。</p>
大学	<p>大学段階では、学生が中華の優秀な傳統文化への自主的学習と探究の能力を高めることに重点を置き、学生の文化創造の意識を育成し、学生が中華の優秀な傳統文化を伝承し広めていく責任感と使命感を強化する。中国古代思想文化の重要な古典籍について深く学習し、中華の優秀な傳統文化の精髓を理解し、学生の文化主体意識と文化創造意識を強化する。中華の優秀な傳統文化は中国の特色ある社会主義の根幹であると深く認識し、中華の優秀な傳統文化の現代的価値を弁証し中華優秀傳統文化と中国版マルクス主義、社会主義の中心的価値観の関係を正確に把握すること。学生の完全な人格修養を導き、国家の命運に注意を払い、個人の思想と国家の夢、個人の価値と国家発展を結びつけて考え、中華民族の偉大なる復興という「中国の夢」を実現に向けて、怠らず奮闘する理想的信念を堅持させること。</p>

表 5-4 検定に通過した『書法練習指導』リスト

主編	編者、出版社	書名	冊数	使用学年	備考
秦永龍	北京師範大学中国書法研究中心 北京師範大学出版社	義務教育三至六年級・書法練習指導（実験）	第3学年上巻～ 第6学年下巻	第3学年～ 第6学年	教師用指導書がある
曹宝麟	広東教育出版社課程資源研発中心 広東教育出版社	義務教育三至六年級・書法練習指導（実験）	第3学年上巻～ 第6学年下巻	第3学年～ 第6学年	
于茂陽	河北美術出版社	義務教育三至六年級・書法練習指導（実験）	第3学年上巻～ 第6学年下巻	第3学年～ 第6学年	
沃興華 賈鋒	湖南美術出版社現代美術教育研究所 湖南美術出版社	義務教育三至六年級・書法練習指導（実験）	第3学年上巻～ 第6学年下巻	第3学年～ 第6学年	
欧陽中石	中国出版集团教材中心 華文出版社	義務教育三至六年級・書法練習指導（実験）	第3学年上巻～ 第6学年下巻	第3学年～ 第6学年	
尉天池	南京鳳凰母語教育科学研究所 江蘇少年儿兒童出版社	義務教育三至六年級・書法練習指導（実験）	第3学年上巻～ 第6学年下巻	第3学年～ 第6学年	
劉紹剛	青島出版社	義務教育三至六年級・書法練習指導（実験） （五・四学制用を含む）	第3学年上巻～ 第6学年下巻 （第3学年上巻～ 第5学年下巻）	第3学年～ 第6学年 （第3学年～ 第5学年）	
沈鵬	北京教育科学研究院 人民美術出版社	義務教育三至六年級・書法練習指導（実験）	第3学年上巻～ 第6学年下巻	第3学年～ 第6学年	
趙長青	山西人民出版社	義務教育三至六年級・書法練習指導（実験）	第3学年上巻～ 第6学年下巻	第3学年～ 第6学年	
張信	上海科技教育出版社	義務教育三至六年級・書法練習指導（実験）	第3学年上巻～ 第6学年下巻	第3学年～ 第6学年	
劉江	西泠印社出版社	義務教育三至六年級・書法練習指導（実験）	第3学年上巻～ 第6学年下巻	第3学年～ 第6学年	

- 1 『公益財団法人日本習字教育財団学術研究助成成果論文集』V o 1. 2、平成 28 年 3 月 31 日、公益財団法人日本習字教育財団、155 頁。
- 2 『義務教育語文課程標準 (2011 年版)』(中華人民共和国教育部制定、北京師範大学出版社、2012 年 1 月)を底本とし翻訳した。
- 3 原文は次の通り。「按照規範要求認真写好漢字是教学的基本要求，練字的過程也是学生性情、態度、審美趣味養成的過程。每個学段都要指導学生写好漢字。要求学生写字姿勢正確，指導学生掌握基本的書写技能，養成良好的書写習慣，提高書写質量。第一、第二、第三学段，要在每天的語文課中安排十分鐘，在教師指導下隨堂練習，做到天天練。要在日常書写中增強練字意識，講究練字效果。」
- 4 表に関しては、拙著「中華人民共和国『中小学書法教育指導綱要』の研究—目標の分析を中心として—」(『公益財団法人 日本習字教育財団 学術成果論文集』V o 1. 2、公益財団法人 日本習字教育財団、2016 年 3 月)所収のもとをもとにした。
- 5 『中国美術教育』2003 年第 4 期(南京師範大学)所収のものを底本とした。
- 6 河南省教育庁ホームページ (<http://www.haedu.gov.cn>、2016 年 6 月 23 日閲覧)より。
- 7 原文は次の通り。「為傳承中華民族優秀文化，推進中小學書法教育，根据《教育部關於中小學開展書法教育的意見》(教基二〔2011〕4 号，以下簡稱《意見》)有關精神，結合 我省中小學教育教學實際，現就貫徹教育部《中小學書法教育指導綱要》(以下簡稱《指導綱要》，見附件)提出以下實施意見。」
- 8 原文は次の通り。「我省中小學書法教育有着良好的傳統，特別是自 2002 年起，我省在義務教育地方課程中設置了書法藝術課，作為一門必修課程來推進書法教育，不少地方和学校在長期的教學實踐中積累了豐富的書法教育經驗。」
- 9 鄭州市教育信息網 (<http://www.zzjy.gov.cn>、2016 年 6 月 23 日閲覧)より。
- 10 開封教育網 (<http://www.kfedu.com.cn>、2016 年 2 月 23 日閲覧)より。
- 11 原文は次の通り。「正確規範地書写漢字；讀准字音，認清字形，掌握漢字的基本意義。」
- 12 原文は次の通り。「用規範的正楷或行楷書正確書写漢字；了解漢字的基本特点，讀准字音、認清字形，掌握漢字的基本意義，能体会書法的審美價值。」
- 13 原文は次の通り。「書写工整，標点正確，錯別字 2 個以下，格式規範。」
- 14 原文は次の通り。「書写工整，標点大体正確，錯別字 3~4 個，格式規範。」
- 15 原文は次の通り。「字跡不够清楚，標点錯誤較多，錯別字 5~7 個，格式大体規範。」
- 16 原文は次の通り。「字跡潦草，難以辨認，標点錯誤很多，錯別字 8 個以上，格式不規範。」
- 17 原文は次の通り。「了解一些最具代表性的書家和作品，能從筆画、結構、章法以及內涵等方面初步感受書法之美」
- 18 中華人民共和国教育部制定。北京師範大学出版社、2013 年 6 月發行的『中小學書法教育指導綱要』を底本とした。なお、現代日本語は、拙訳『東アジア書教育論叢』第 3 号(東京学芸大学書道教育研究会、2015 年 3 月)所収「中華人民共和国『中小學書法教育指導綱要』」を用いた。
- 19 原文は、中華人民共和国教育部ホームページ (<http://www.moe.edu.cn>、2016 年 6 月 23 日閲覧)掲載のものを引用し翻訳した。
- 20 原文は次の通り。「在中小學德育、語文、歷史、藝術、体育等課程標準修訂中，增加中華優秀傳統文化內容比重。地理、数学、物理、化学、生物等課程，應結合教學環節滲透中華優秀傳統文化相關內容。鼓勵各地各學校充分挖掘和利用本地中華優秀傳統文化教育資源，開設專題的地方課程和校本課程。開展職業院校民族文化傳承與創新師範專業點建設。鼓勵有条件的高等學校統一開設中華優秀傳統文化必修課，拓寬中華優秀傳統文化選修課覆蓋面。面向各級各類學校重點建設一批中華優秀傳統文化精品視頻公開課。加強中華優秀傳統文化相關學科建設。」
- 21 『教育課程の編成に関する基礎的研究 報告書六 諸外国の教育課程と資質・能力—重視する資質・能力に焦点を当てて—(改訂版)』国立教育政策研究所、2013 年 7 月。
- 22 『教育部關於印發『中小學生藝術素質測評辦法』等三個文件的通知』所収のものを翻訳した。
- 23 詳細は、『諸外国の教育動向 2015 年度版』(文部科学省編、明石書店、2016 年 5 月 26 日)に詳しい。
- 24 中華人民共和国教育部ホームページ (<http://www.moe.edu.cn>、2016 年 6 月 25 日閲覧)掲載のものを引用し、『諸外国の教育動向 2014 年度版』(文部科学省編、明石書店、2015 年 4 月 27 日)掲載の訳文を参考にした。
- 25 中華人民共和国教育部ホームページ (<http://www.moe.edu.cn>、2016 年 8 月 18 日閲覧)掲載のものを参考にした。
- 26 原文は次の通り。「三、義務教育 3-6 年級毛筆《書法練習指導》已評審結束，因教材選用、征訂、培訓、印制、配送等時間所限，2014 年秋季暫不使用，2015 年秋季開始使用，有關事宜另行通知。」
- 27 原文は次の通り。「二、義務教育《書法練習指導》選用工作應嚴格按照《中小學教科書選用管理暫行辦法》進行。」
- 28 原文は次の通り。「請于 2015 年 6 月底前將 2015 年秋季学期本省(区、市)《書法練習指導》選用情況報送我部基礎教育二司。」
- 29 インタビューは、2016 年 9 月 1 日に北京師範大学にて筆者がおこなった。
- 30 『諸外国の教育動向 2012 年度版』(文部科学省編、明石書店、2013 年 11 月 28 日)に詳しい。
- 31 教育部基礎教育改革専門委員会のメンバーである雷実名誉教授(華中師範大学)への華中師範大学

---

での 2016 年 8 月 31 日の筆者によるインタビュー調査による。



## 第6章 小学校の検定済教科書『書法練習指導』

本章では、中華人民共和国の11社から発行されている書法の検定済教科書間での比較・分析をおこない、教科書間に共通する特徴および特筆すべき差異について分析したい。そして、中華人民共和国の小学校の書法教育で用いられている11種類の現行版検定済教科書である『書法練習指導』についてその特徴を明らかにしていきたい。

## 一 現在の中華人民共和国の小学校における教育課程

まず、中華人民共和国の小学校の教育課程において、書法教育の授業がどのように位置づけられるのか確認しておきたい。

教育部の『義務教育課程設置実験方案』（教基〔2001〕28号）<sup>1</sup>によると、中華人民共和国の小学校では、表6-1のような教育課程がモデルケースとして考えられる。

『關於中小学開展書法教育的意見』<sup>2</sup>によると、「3年から6年生の語文課程において、毎週1回の書法の授業を設置する。義務教育段階の美術、芸術等の課程において、学科の特徴を合わせた多様な書法教育も進めていくこと」<sup>3</sup>とされている。また、『中小学書法教育指導綱要』<sup>4</sup>によると、「義務教育段階の書法教育は語文の授業を主とし、その他の学科課程、地方と学校の独自課程としておこなってもよい。そのなかで、小学校3年から6年までは毎週1時間の授業を設定し毛筆を用いて文字の学習をおこなうこと」<sup>5</sup>とされている。「語文」の時間について、教育部は全授業の20%~22%と基準を示しており<sup>6</sup>、その語文の3年~6年の1時間で書法の毛筆の授業をおこなうというのが中華人民共和国における書法教育のモデルである。

	年 時					
	1	2	3	4	5	6
課程の種類	品德と社会		品德と社会 歴史と社会 (或いは歴史、地理からの選択)			
			科学		科学 (或いは生物、物理、化学)	
			語文	語文	語文	語文
	数学	数学	数学	数学	数学	数学
			外国語	外国語	外国語	外国語
	体育	体育	体育	体育	体育	体育
	芸術 (或いは音楽、美術の選択)					
	総合実践活動					
	地方と学校課程					

表6-1 中華人民共和国小学校におけるモデルケースとしての教育課程

実際に、どの程度週1時間の書法教育の授業が開講

されているかという点については、向彬等の「山東省中小学書法教育調査」<sup>7</sup>によると、山東省において、71.9%の小学校は毎週1時間の書法の授業を開講しているという。また、北京市書法家協会へのインタビュー調査においても、北京市では、ほぼすべての小学校で書法の授業を実施しているという回答を得ている。<sup>8</sup>

## 二 検定済教科書『書法練習指導』発行の経緯

次に、検定済教科書である『書法練習指導』発行の経緯について簡単にまとめたい。<sup>9</sup>

2014年5月30日、中華人民共和国教育部は『教育部辦公厅關於2014年中小学教学用書有關事項的通知』（教基二厅〔2014〕1号）<sup>10</sup>を通知した。本通知中で「三、義務

教育3～6年の毛筆『書法練習指導』の審査はすでに終わっているが、教材の選定、採択、研修、印刷、配送などの時間がかかるため、2014年秋学期には使用せず、2015年秋学期から使用を開始する<sup>11</sup>と通知された。2013年1月18日に『中小学書法教育指導綱要』が制訂、通知され、その中で、2013年春季から執行が始まると記載されていたが、教科書を用いた書法の授業の開始準備が整うのが、2015年以降になったといえる。

翌年2015年3月18日、教育部は『教育部辦公庁關於2015年中小学教学用書有關事項的通知』（教基二庁〔2015〕1号）<sup>12</sup>を通知した。同通知には、「三、書法教学用の教科書は『教育部辦公庁關於2015年義務教育書法教学用書有關事項的通知』（教基二庁〔2014〕2号）に基づき執行する<sup>13</sup>と記される。『教育部辦公庁關於2015年義務教育書法教学用書有關事項的通知』（教基二庁〔2014〕2号）<sup>14</sup>は、各省、自治区、直轄市教育長（教委）、新疆生産建設兵団教育局宛に通知されており、次の言葉から始まっている。

『中小学書法教育指導綱要』を確実に実行するため、中華民族の優秀な伝統文化を継承し広めるため、小中学校における書法教育を強化し、わが教育部は教育部基礎教育課程教材専門家工作委員会に委託し義務教育3年から6年時の『書法練習指導』の審査を進めてきた。現在わが教育部の審査結果をもとに編纂した『2015年義務教育書法教学用書目録』を発行し、関連する事項について、以下通知する。<sup>15</sup>

この冒頭の言葉に続き、次の3点が記載される。

- 一、2015年秋季学期、小学3年時の書法課程において『2015年義務教育書法教学用書目録』中に公布された教材を使用する。
- 二、義務教育の『書法練習指導』の選定・採択作業は『中小学教科書選用管理暫行辦法』に厳格に基づいておこなう。
- 三、各地で新教材の使用するための育成作業をよくおこなう必要があり、教師の理解と教材を把握する能力を高め、書法課程の着実な実施を担保するように。<sup>16</sup>

この通知により、2015年秋学期から小学校3年生の書法の授業において、『2015年義務教育書法教学用書目録』において公布された11種の教材から選び使用することが通知された。さらに、同通知には、「2015年6月下旬までに、2015年秋に始まる各省（区、市）の『書法練習指導』の選定・採択状況を教育部基礎教育二司に報告するように<sup>17</sup>とも記載され、『書法練習指導』のリストが添付されている。そのリストには11社の教科書が掲載されている。（第5章表5-4）

その後も、2016年、2017年、2018年、2019年と、教育部から2015年と同様の11種の教科書が使用されるよう通知がされている。

本稿の検討で対象としている検定済教科書『書法練習指導』は、この2015年秋学期から使用が開始された2014年度に教育部の検定を通過した教科書を指す。

### 三 中華人民共和国の検定済教科書間の比較・分析

本章で比較対象とする11種の検定済教科書は、具体的には、北京師範大学出版社、広東教育出版社、河北美術出版社、湖南美術出版社、華文出版社、江蘇鳳凰少年儿童出

版社、青島出版社、人民美術出版社、山西人民出版社、上海科技教育出版社、西泠印社出版社、合計 11 社より発行されたものを指す。

本章では、これら 11 種類の検定済教科書『義務教育三至六年級・書法練習指導（実験）』について、書誌情報、構成、使用古典等の観点により、その特徴を比較・分析していきたい。

### ①各社版の基本情報の比較・分析

ここでは、中華人民共和国の教科書間の比較・分析の結果をまとめていきたい。各出版社版の基本データについては、表 6-2「11 種の教科書の基本情報」に示した。

正式な書名は『義務教育三至六年級・書法練習指導（実験）』（以降『書法練習指導』と表記）であり<sup>18</sup>、小学校第 3 学年から第 6 学年まで各学年上冊と下冊の 2 冊 1 組となっている。<sup>19</sup>書名に「（実験）」とあるが、教科書が完成前のものということではなく、中華人民共和国では初期段階のものに「（実験）」という用語が使用されることが多々ある。

発行出版社の所在地域としては、北京市が 3 社、河北省が 1 社、山西省が 1 社、山東省が 1 社、上海市が 1 社、江蘇省が 1 社、浙江省が 1 社、湖南省が 1 社、広東省が 1 社と、首都北京にすこし偏りが見られるが、その他は比較的中國大陸に分散している印象がある。

主編については、いわゆる中華人民共和国の書法界で名前の通った著名な人を起用している。

判型は B 5 判、A 4 判、A 4 判（横長使い）の三種がみられる。B 5 判は、河美版、胡美版、江蘇版、人美版、山西版、西泠版の六社。A 4 判は、北師版、華文版、青島版の三社。A 4 判（横長使い）は、広教版、上海版の二社である。数としては、B 5 判が最も多い。また、すべての教科書がカラー印刷である。

ページ数は、B 5 判の教科書はおおむね 80 ページ前後がほとんどであり、A 4 判の教科書は、多少の変動はあるが 70 ページ前後である。A 4 判（横長使い）では 60～70 ページ程度と幅が認められる。

### ②各社版の特徴の分析——構成と使用古典より

次に、各社版の特徴について、使用している古典と構成を中心に、とりわけ大きく差異が認められる点を加えて挙げていきたい。

比較・分析に当たり、本稿で使用する用語について、『中小学書法教育指導綱要』「附録 3 推薦する臨摹手本」に基づき、次のように定義し進めていく。

「欧体」は、欧陽詢「化度寺碑」「九成宮醴泉銘」によるものとする。『書法練習指導』ではすべて「九成宮醴泉銘」を使用している。「顔体」は、顔真卿「多宝塔碑」「顔勤礼碑」によるもので、『書法練習指導』では、ほとんどが「多宝塔碑」を使用している。この点は「顔氏家廟碑」を多く用いる日本の高等学校書道とは大きく異なる。「柳体」は、柳公権「玄秘塔碑」「神策軍碑」により、「趙体」は、趙孟頫「三門記」「妙巖寺記」による。

また、どの教科書も本文中または各冊最後に練習マスまたは練習ページが配置され、書き込み練習ができるようになっている。これについては、雷実が「毎学期に 16 課の練習指導があり、さらに 16 枚の毛筆練習紙が添付されており、経済的に発達していな

い地区の学生にも写字練習の教材が保証されるように、無料で学生に配布されている」<sup>20</sup>という根拠に基づく。経済格差が激しい中華人民共和国において、経済的に充実した地域は別途補助教材や練習紙等を準備し、経済的に苦しい地域においては教科書のみで完結するように配慮されたつくりということである。練習ページのマス目は米字格から始まり、学習段階に応じて変化していく。

学習内容を説明する課、いわゆる本文に相当する課を総称して学習単位とし、実際に練習する内容の課を総称して練習単位と大別する。ただし、学習単位と練習単位が別の課として分かれていない場合もある。

では、次に 11 社の教科書について、基本情報とともに各社ごとにまとめていきたい。

### 北京師範大学出版社版（北師版）<sup>21</sup>

国家教材委員会により、「全国優秀教材一等奨」に選出された教科書である。<sup>22</sup>

秦永龍が主編で、査律が執行主編、編集は北京師範大学中国書法研究中心である。判型はA4判で中学年は72ページ、高学年は76ページという構成であり、中学年は37～72ページ、高学年は41～76ページが練習ページである。

学習単元の構成は、「書写要点」「看看想想」「書法園地」からなる。練習単位である「集字練習」は「讀一讀」「学一学」「集字提示」からなる。北師版は、第5学年まで欧体、第6学年は顔体を用いる。

### 広東教育出版社版（広教版）

国家教材委員会により、「全国優秀教材二等奨」に選出された教科書である。<sup>23</sup>

曹宝麟が主編、応中偉、吳慧平が執行主編、広東教育出版社課程資源研发中心が編者、責任編者は頼曉華である。判型はA4判で、8冊すべてが60ページであり、本文中に練習用のマスやページが配置されている。

学習単元の構成は、「我来想一想」「跟着練一練」の学習単位と「快樂写一写」の練習単位から構成される。また、各課に「書法拓展空間」という文化史的内容、書法的な内容を記述するコラムが配置される。「集字練習」は古典の図版、日常における例としての写真、集字例を示し、集字例の文字を練習する構成となっている。広教版は、最初書写体、第3学年下冊第14課から欧体、第6学年から趙体を用いる。

### 河北美術出版社版（河美版）

于茂陽が主編、王凱、劉軍強、史忠平が副主編である。判型はB5判、各冊78ページで、練習ページは35～78ページである。学習単位がまずあり、各冊最後に練習単位が附される。

学習単位は、「書写指導」「書写例字」「知識鏈接」（「学習活動」「習慣養成」「鑑賞經典碑帖」等に代わる場合もある）からなる。「集字練習」は、抜き出した拓本の図版と白黒反転させ各形式に配置した図版が配置され、「知識鏈接」へと続く。また、河美版は、最初から第4学年下冊第14課まで運筆の写真を掲載する。河美版は、柳体を用いる。

### 湖南美術出版社版（湖美版）

沃興華、賈鋒が主編、黃嘯が執行主編、朱小林が執行副主編で、湖南美術出版社現代美術教育研究所が編者である。判型はB5判で、各冊本文36ページと「授業練習記録ノート」という練習ページ20枚が後ろに附されている。学習単位は、学習内容の説明

があり、「範字賞析与練習」「対比与鑑賞」からなる。また、各冊の最後に配置される「総合・探索」において、集字練習、文化史的・書法史的内容、総合実践（日常化他）等が配置される。また第3学年上册第5課から下冊第13課で運筆の写真を掲載する。湖美版は、顔体を用いる。

#### 華文出版社版（華美版）

歐陽中石が主編、葉培貴が副主編、中国出版集團教材中心が編者、羅争玉がディレクター、張力慧、尹興が編集監督、尹興、張力慧が責任編集である。判型はA4判、各冊64ページで、練習ページは、3～5年は33～64ページ、6年は31～64ページとなっている。学習単元は、学習内容の説明があり、「観察比較」「補助練習」（硬筆による練習）「書法常識」と続く。硬筆による練習が本文中に配置されるのは華美版と人美版のみである。「集字練習」においては、「出处和釈義」「単字書写提示」「整幅書写提示」「書写規格建議」と「書法常識」か「補助練習」または掲載していないという構成である。また、第3学年上册第3課から下冊第5課で運筆の写真を掲載する。華文版は、趙体を用いる。

#### 江蘇鳳凰少年儿童出版社版（江蘇版）

国家教材委員会により、「全国優秀教材二等獎」に選出された教科書である。<sup>24</sup>

尉天池が主編、齊昆、李亮が執行主編、王娟、陳佳帆が責任編集である。江蘇省書法家協会（李嘯等）、南京市珠江路小学の修訂協力についても記述がある。B5判で、3年上80ページ、3年下4年上84ページ、4年下82ページ、5年上～6年下88ページ。すべてにB4判2枚の灰色水書用紙が綴じこんである。水書用紙が附されているのは江蘇版のみである。

すべての課に見本となる文字とその説明があり、「写法提要」「観察与發現」（「比較与鑑賞」「鑑賞与探究」）「習字指導」「書法常識」、学習単元として練習ページ（切り取り可能で裏は白）がある。集字練習に相当する「学習と運用」は「書写提示」「嘗試練習」から構成される。江蘇版は顔体を用いる。

#### 青島出版社版（青島版）

劉紹剛が主編、王長水、馬東驊が副主編、『書法練習指導』編委会が編者、李星灿が責任編集である。A4判で3年が78ページ、4～6年が62ページ。

本文中に練習マスや練習ページが配置され、学習単元中に練習単元が含まれる。各課は「観察交流」「書写指導」「練習実践」から構成され、「書法故事」「知識縦覧」「名作鑑賞」を適時加える。青島版は集字練習に相当する課がなく、各冊最後に「書法活動」という日常化に相当する課があるのみである。青島版は、最初書写体、第3学年下冊から欧体、第6学年から柳体を用いる。

#### 人民美術出版社版（人美版）

国家教材委員会により、「全国優秀教材二等獎」に選出された教科書である。<sup>25</sup>

沈鵬が主編、劉守安が執行主編、楊広馨、歐京海が副主編であり、人民美術出版社、北京教育科学研究院の合編である。責任編集が張百軍、劉亜剛である。判型はB5判で、各冊76ページだが、練習ページは3年上60～76ページ、3年下は66～76ページ、4年上は65～76ページ、4年下は67～76ページ、5年上・下は65～76ページ、6年上・下は68～76ページである。

先に学習単元があり、後ろに練習単元を附すが、学習単元中にも書きこみ練習するマスを配置する。学習単元は、「我来説碑帖」「我来分析」「我来臨摹」からなる。途中「読碑賞帖」または「書法園地」を配置する。「書法園地」では「思考討論」を設ける。「集字練習」は「内容紹介」「書写提示」「我来臨摹」練習マス「準備紙張」「学習建議」と続く。人美版は欧体を用いる。また、硬筆書写練習を第3学年上冊で2ページのみ掲載する。

### 山西人民出版社版（山西版）

趙長青が主編、蘇岳明、馮昭が責任編集である。修訂作業に太原、大同、晋中の一部学校、山西省教育科学研究院の協力の記述がある。判型はB5判で各冊80ページ、練習ページが49～80ページとなっている。

学習単元は「觀察名帖」「技法指導」「範字學習指導」「練習拓展」「書法文化」「看看比比」からなる。集字練習はなく、「綜合練習」において、各単元の学習内容をまとめ復習する体裁をとる。また、第6学年以降は、文化史的・書法史的内容が主となる。山西版は欧体を用いる。

### 上海科技教育出版社版（上海版）

張信が主編、凌玲が副主編、編者は『書法練習指導』編写組。判型はA4判横使い、3年上・5年上は本文34ページ、それ以外は38ページで、各冊本文に20枚の練習ページが附される。

先に学習単元があり、後ろに練習単元を附している。学習単元は「範字解析」「一筆一劃」「觀察比較」と「文化長廊」または「書法小実践」からなる。また、集字練習はなく、「綜合練習」において、各単元の学習内容をまとめ復習するかたちをとる。上海版は、最初書写体、第4学年から顔体、第6学年上冊第5課から欧体を用いる。

### 西泠印社出版社版（西泠版）

国家教材委員会により、「全国優秀教材二等獎」に選出された教科書である。<sup>26</sup>

劉江が主編、江吟、李剛田、祝遂之、王冬齡が副主編である。判型はB5判で、44ページと練習紙16枚からなる。

学習単元は、第3学年は「試一試」「看一看」「練一練」「找一找」「知識鏈接」となっている。第4学年以上は「要領図解」「我来動筆」「練一練」「比一比」「臨習指導」「知識鏈接」という構成である。そして、第5学年下冊第1課以降は「要領図解」「比一比」「臨習指導」「拓展思考」「知識鏈接」という構成になっていく。「集字臨摹練習」は「集字解読」「臨習指導」「書写要点」「作品展示」「課外拓展」という構成である。また、第3学年上冊第3課から下冊第15課で運筆の写真を掲載する。西泠版は、最初顔体、第6学年から欧体を用いる。

### 字種および使用古典の比較・分析

以上の比較から判明した使用古典については、次の通りである。

一貫して、同一の古典を用いるのは、人美版（欧体）、山西版（欧体）、湖美版（顔体）、江蘇版（顔体）、河美版（柳体）、華美版（趙体）である。華美版のみが行書の趙体を一貫して使用する。

簡体字の写字体から学習を始めるのは、広教版、青島版、上海版である。書写体の後に繁体字を用いた学習にはいる。広教版は最初書写体を用い、第3学年下冊第14課か

ら欧体を使用し、第 6 学年から趙体を用いる。青島版は最初書写体を用い、第 3 学年下冊から欧体、第 6 学年から柳体を用いる。上海版は最初書写体を用い、第 4 学年上冊から顔体を用い、第 6 学年第 5 課から欧体を使用する。

学習順は異なるものの、欧体と顔体の二つを学習古典にしているのは、北師版と西泠版である。北師版は第 5 学年まで欧体を用い、以降顔体を用いる。西泠版は最初顔体を用い、第 6 学年から欧体を用いる。

中華人民共和国の書法の教科書において使用される文字の字種は基本的に繁体字であり、日常筆写の文字である簡単字は、広教版、青島版、上海版の 3 社教科書の第 3 学年の一部において、書写体を学習する場合にのみ用いられる点は象徴的である。

前述の通り、各社、各学年において違いはあるものの、楷書の場合は書写体、欧体、顔体、柳体のいずれかを用いる。比率としては、欧体、顔体が多い。行書の場合は趙体を用いる。これらは、山東省の小学校教員におこなわれた「学習開始段階に好ましいと思われる古典の調査」<sup>27</sup>において、1 番が「欧体」51.6%、2 番が「顔体」28.4%、3 番が「柳体」13.7%、4 番が趙体 4.2%という回答結果との相関性が認められる。

### 各社版構成の比較・分析

次に、構成の比較をおこなっていききたい。詳細な比較については表 6-3「11 社版の構成」に記した。

中華人民共和国の教科書は、学習単元と練習単元に分けられることについてはすでに述べた。この練習単元については、各冊最後にまとめているものと本文中に配置されるものに分けることができる。北師版、河美版、湖美版、華美版、山西版、上海版、西泠版が最後にまとめて配置するタイプを採用し、広教版、江蘇版、青島版が本文中に配置するタイプを採用し、人美版がそのミックスタイプを採用する。割合としては、各冊最後に附すタイプが多いといえる。

では、学習単元について比較していききたい。中華人民共和国の教科書は、基本的に結構の学習、字形の学習について、日本よりも細かく学習する。また、文化史的、書道史的内容が各課中または各冊の最後等にまとめて記述され、このスペースは日本と比べても非常に多くさかかっている。さらに、適時鑑賞のページも配置されている。そして、臨摹を中心とするが、青島版を除き、適時、集字による創作のページを含んでいる。

次に中華人民共和国の教科書の構成、学習過程について、法則性を探ってみよう。まず、11 社共通で最初の学習段階として「点画に基づく学習」を配置する。その点画は『中小学書法教育指導綱要』において示された点画であり、中華人民共和国は二八種あり、日本よりも基本とする点画の種類が多い。この点画に基づき、中華人民共和国では「点画に基づく学習」が始まる。

「点画に基づく学習」の次は、大きく 2 パターンにわかれる。広教版、河美版、華文版、上海版、西泠版の 5 社は「単独文字の学習」を配置する。青島版は、「結構のルール」の学習があり、その後に「単独文字の学習」が配置される。北師版、江蘇版、人美版、山西版の 4 社は「部首に基づく学習」を配置する。湖美版は「結構の特徴に基づく学習」の後、「部首による学習」となる。湖美版はその後も「結構の特徴に基づく学習」が改めてあり、その後、再び「部首に基づく学習」が配置される。

3 段階目として、広教版、河美版、華文版、上海版、西泠版は「単独文字の学習」の後に「複合文字の学習」が配置される。江蘇版、人美版、山西版の 3 社は「単独文字の学習」「複合文字の学習」へと続く。北師版は「結構の特徴による学習」へ続き、「結構のルールの学習」と「内外の複合文字の学習」が配置されている。そして、最後の学



習は、結構の特徴、結構のルールの学習、文化史、書道史的な内容となる。

構成について、11社とも、最初と最後の学習傾向はほぼ共通している。その過程については、大きく2つのパターンが見られる。この学習過程は、中身の濃淡の違いはあるものの、その系統性という点について、日本の小・中学校の書写教育と比較的類似した構成をとる。

学習単元で特筆すべき版の特徴は、次の3点である。

- ①運筆過程の写真を掲載している版がある点である。一部の点画に基づく学習部分で運筆過程の写真を、河美版（第3学年上冊第1課～第4学年下冊第14課）、湖美版（第3学年上冊第5課～下冊第13課）、華文版（第3学年上冊第3課～下冊第5課）、西冷版（第3学年上冊第3課～下冊第15課）は掲載している。
- ②硬筆練習を掲載している版がある。少しではあるが、人美版、華文版には、硬筆練習が設けられている。
- ③水書用紙を附している版がある。江蘇版は全冊に水書用紙を附している。

## 本章のまとめ

本章で明らかにできた点について、日本の書写書道教育と比較しながらまとめたい。

まず、中華人民共和国の検定済教科書は、硬筆の扱いが全くないまたは非常に少なく、日本に比べ日常化の意識は薄い。これは、毛筆を扱う力が高められれば、結果的に硬筆の書字力も向上するという大局的な視点に立っているからとも推察できる。

学習する教材については、日本の書写教育のようないわゆる著者による手書き教材を用いるのは、一部の版の一部段階のみであり、基本的に古典に基づき繁体字によって学習する。加えて、段階的、系統的に学習を進めていく学習過程は、中華人民共和国の教科書でも採用されており、学習過程について、日本の書写教育における方法論と非常に強い類似性が認められる。しかし、学習内容自体は日本より非常に細分化されたものを学ぶ傾向が読み取れる。

近年、日本の書写教育は、字形指導中心から運筆指導へと力点が移りつつあるが、中華人民共和国の書法教育の重点は徹底的な字形指導にある。

また、中華人民共和国の検定済教科書は、書道史・書論に関する内容が豊富であり、全体として文化教育としての性質が非常に強いものであるといえる。

表 6-2 11 種の教科書の基本情報

北京師範大学出版社	広東教育出版社	河北美術出版社
北師版	広教版	河美版
秦永龍（主編） 查律（執行主編）	曹宝麟（主編） 応中偉、呉慧平（執行主編）	于茂陽（主編） 王凱、劉軍強、史忠平（副主編）
北京師範大学中国書法研究中心	広東教育出版社課程資源研发中心	方曉東、韓文貴、胡京武、劉軍肖、陳榮娥、譚榮娥、譚秀錦、張建萍
第3学年上巻～第6学年下巻、8冊	第3学年上巻～第6学年下巻、8冊	第3学年上巻～第6学年下巻、8冊
第3学年～第6学年	第3学年～第6学年	第3学年～第6学年
A 4判	A 4判（横長）	B 5判
72（練習ページ 37～72）	60	78（練習ページ 35～78）
72（練習ページ 37～72）	60	78（練習ページ 35～78）
72（練習ページ 37～72）	60	78（練習ページ 35～78）
72（練習ページ 37～72）	60	78（練習ページ 35～78）
76（練習ページ 41～76）	60	78（練習ページ 35～78）
76（練習ページ 41～76）	60	78（練習ページ 35～78）
76（練習ページ 41～76）	60	78（練習ページ 35～78）
76（練習ページ 41～76）	60	78（練習ページ 35～78）
	各冊、本文中に練習ページを含む。	
湖南美術出版社	華文出版社	江蘇鳳凰少年儿童出版社
湖美版	華文版	江蘇版
沃興華、賈鋒（主編）、黄嘯（執行主編）、朱小林（執行副主編）	欧陽中石（主編） 葉培貴（副主編）	尉天池（主編） 齊昆、李亮（執行主編）
	中国出版集团教材中心	王娟、陳佳帆（責任編集）
第3学年上巻～第6学年下巻、8冊	第3学年上巻～第6学年下巻、8冊	第3学年上巻～第6学年下巻、8冊
第3学年～第6学年	第3学年～第6学年	第3学年～第6学年
B 5判	A 4判	B 5判
本文 36+練習ページ 20 枚	64（33～64 は練習ページ）	80 注 3
本文 36+練習ページ 20 枚	64（33～64 は練習ページ）	84
本文 36+練習ページ 20 枚	64（33～64 は練習ページ）	84
本文 36+練習ページ 20 枚	64（33～64 は練習ページ）	82
本文 36+練習ページ 20 枚	64（33～64 は練習ページ）	88
本文 36+練習ページ 20 枚	64（33～64 は練習ページ）	88
本文 36+練習ページ 20 枚	64（31～64 は練習ページ）	88
本文 36+練習ページ 20 枚	64（31～64 は練習ページ）	88
練習ページについては、「授業練習記録ノート」という呼称がつけられる。		本文中にも練習箇所を含んでいる。また、すべての冊に B 4判 2枚の水書用紙（灰色）を附す。

（次ページに続く）

青島出版社	人民美術出版社	山西人民出版社
青島版	人美版	山西版
劉紹剛（主編） 王長水、馬東驊（副主編）	沈鵬（主編）、劉守安（執行主編）、楊広馨、歐京海（副主編）	趙長青（主編） 馮昭、蘇岳明（責任編集）
『書法練習指導』編委會	人民美術出版社、北京教育科学研究院（合編）	
第3学年上巻～第6学年下巻、8冊 （第3学年上巻～第5学年下巻）	第3学年上巻～第6学年下巻、8冊	第3学年上巻～第6学年下巻、8冊
第3学年～第6学年（第3学年～第5学年）	第3学年～第6学年	第3学年～第6学年
A 4判	B 5判	B 5判
78	76（60～76は練習ページ）	80（49～80は練習ページ）
78	76（66～76は練習ページ）	80（49～80は練習ページ）
62	76（65～76は練習ページ）	80（49～80は練習ページ）
62	76（67～76は練習ページ）	80（49～80は練習ページ）
62	76（65～76は練習ページ）	80（49～80は練習ページ）
62	76（65～76は練習ページ）	80（49～80は練習ページ）
62	76（68～76は練習ページ）	80（49～80は練習ページ）
62	76（68～76は練習ページ）	80（49～80は練習ページ）
すべての冊において、本文中に練習箇所を含む。	すべての冊において、本文中に練習箇所を含む。	
上海世紀出版股份有限公司 上海科技教育出版社	西泠印社出版社	
上海版	西泠版	
張信（主編）、凌玲（副主編）	劉江（主編）、江吟、李剛田、祝遂之、王冬齡（副主編）	
『書法練習指導』編写組		
第3学年上巻～第6学年下巻、8冊	第3学年上冊～第6学年下冊	
第3学年～第6学年	第3学年～第6学年	
A 4判横長	B 5判	
本文 34+練習用紙 20 枚	44+練習紙 16 枚	
本文 38+練習用紙 20 枚	44+練習紙 16 枚	
本文 38+練習用紙 20 枚	44+練習紙 16 枚	
本文 38+練習用紙 20 枚	44+練習紙 16 枚	
本文 34+練習用紙 20 枚	44+練習紙 16 枚	
本文 38+練習用紙 20 枚	44+練習紙 16 枚	
本文 38+練習用紙 20 枚	44+練習紙 16 枚	
本文 38+練習用紙 20 枚	44+練習紙 16 枚	

注1 その他、詳細な分担者が各版に記載されているが、本稿においてはページの都合上省略した。  
注2 ページ数については、日本と数え方が異なるが、最終ページに印刷されているページおよび印刷されているページの最後から計算したページ数に従い表記した。  
注3 ページ数は奥付の記述に基づく。ただし、練習用紙はページにカウントされていないため、筆者による。ただし、ページ表記に水書用紙（4ページ相当）を含めていない。

表 6-3 11 社版の構成

北京師範大学出版社			広東教育出版社			河北美術出版社			
北師版			広教版			河美版			
3 年上 1 課～	点画に基づく学習	欧体	3 年上 1 課～	導入学習	書写体	3 年上 1 課～	点画に基づく学習	柳体	
4 年上 1 課～	部首に基づく学習		3 年上 5 課～	点画に基づく学習		5 年上 1 課～	単独文字の学習		
5 年下 9 課～	結構に基づく学習		3 年下 14 課～	欧体を学ぼう		5 年上 13 課～	複合文字の学習		
6 年上 1 課～	点画に基づく学習	顔体	3 年下 15 課～	点画に基づく学習	欧体	6 年下 4 課～	特殊な結構の学習	柳体	
6 年上 5 課～	結構に基づく学習		4 年上 11 課～	単独文字の学習		6 年下 9 課～	結構の基本ルールに基づく学習		
6 年下 5 課～	複合文字の学習		4 年下 1 課～	複合文字の学習		華文出版社			
6 年下 9 課～	結構に基づく学習	顔体	5 年上 1 課	碑と帖	欧体	華文版			
湖南美術出版社			5 年上 2 課	読帖と臨摹		3 年上 1 課～	導入学習	趙体	
湖美版			5 年上 3 課～	複合文字の学習		3 年上 3 課～	点画に基づく学習		
3 年上 1 課～	導入学習	顔体	5 年上 15 課	書体と臨摹	3 年下 10 課～	点画の組み合わせによる変化の学習			
3 年上 5 課～	点画に基づく学習		5 年下 1 課	方円妙用 (方筆と円筆)	4 年上 1 課～	単独文字の学習			
4 年下 1 課～	結構に基づく学習		5 年下 2 課～	複合文字の学習	4 年上 9 課～	部首に基づく学習			
4 年下 6 課～	部首に基づく学習	顔体	5 年下 16 課	字体と臨摹	6 年上 1 課～	結構に基づく学習	趙体		
5 年上 6 課～	結構に基づく学習		6 年上 1 課	趙体を学ぼう	6 年上 8 課	紙のサイズ			
5 年下 1 課～	部首に基づく学習		6 年上 2 課～	点画に基づく学習	6 年上 9 課	作品の書式			
6 年上 11 課～	結構に基づく学習	顔体	6 年上 5 課	臨摹での力の具合	6 年上 10 課	紙の折り方	趙体		
6 年下 5 課～	顔真卿『顔勤礼碑』節臨練習		6 年上 7 課～	点画に基づく学習	6 年上 11 課～	様々な形式での集字練習			
6 年下 8 課～	集字練習		6 年上 9 課	臨摹のリズム	6 年下 7 課	印章知識			
江蘇鳳凰少年儿童出版社			6 年上 10 課～	点画に基づく学習	趙体	6 年下 8 課	小楷鑑賞	趙体	
江蘇版			6 年上 13 課	臨摹の筆勢		6 年下 9 課	欧陽詢楷書鑑賞		
3 年上 1 課～	導入学習	6 年上 14 課	臨摹の速度	6 年下 10 課		欧体集字練習			
3 年上 4 課～	点画に基づく学習	顔体	6 年上 15 課	臨摹に求められる美	6 年下 11 課	褚遂良楷書鑑賞	趙体		
4 年上 1 課～	部首に基づく学習		6 年上 16 課	臨摹の個性	6 年下 12 課	褚体集字練習			
5 年上 1 課～	単独文字の学習		6 年下 1 課～	結構に基づく学習	6 年下 13 課	顔真卿楷書鑑賞			
5 年上 7 課～	複合文字の学習	顔体	6 年下 14 課～	『肥巴碑』試臨	6 年下 14 課	顔体集字練習	趙体		
6 年上 1 課～	結構に基づく学習		青島出版社			6 年下 15 課		柳公権楷書鑑賞	
山西人民出版社			青島版			6 年下 16 課		柳体集字練習	
山西版			3 年上 1 課	導入学習	書写体	人民美術出版社			
3 年上 1 課～	導入学習	3 年上 2 課～	点画に基づく学習	人美版					
3 年上 3 課～	点画に基づく学習	3 年下 1 課～	点画に基づく学習	3 年上 1 課		導入学習	欧体		
4 年上 1 課～	部首に基づく学習	4 年上 1 課～	結構に基づく学習	3 年上 2 課～	点画に基づく学習	欧体			
5 年上 1 課～	単独文字の学習	4 年上 6 課～	単独文字の学習	4 年下 1 課～	部首に基づく学習				
5 年上 9 課～	複合文字の学習	4 年上 9 課～	複合文字の学習	6 年上 1 課～	単独文字の学習		柳体		
6 年上 1 課～	結構に基づく学習	4 年下 4 課～	部首に基づく学習	6 年上 4 課～	複合文字の学習				
6 年上 10 課	生活の中の書法	6 年上 1 課～	点画に基づく学習	6 年下 7 課～	結構に基づく学習				
6 年上 11 課～	書体鑑賞	6 年上 9 課～	結構に基づく学習	6 年下 15 課～	臨摹と集字総合練習	柳体			
6 年上 16 課	生活の中の書法	6 年上 13 課～	部首に基づく学習	西泠印社出版社					
6 年下 1 課～	楷書の鑑賞	6 年下 12 課～	結構に基づく学習	西泠版					
6 年下 6 課	筆法の鑑賞	上海科技教育出版社			3 年上 1 課～	導入学習			

(次ページに続く)

6 年下 7 課	結構の鑑賞		上海版			3 年上 6 課～	点画に基づく学習	顔体	
6 年下 8 課～	作品鑑賞		3 年上 1 課～	導入学習		4 年上 1 課～	摹帖と臨帖		
6 年下 11 課～	創作		3 年上 5 課～	点画に基づく学習	書写体	4 年上 2 課～	単独文字の結構に基づく学習		
6 年下 13 課	生活の中の書法		4 年上 1 課～	単独文字の学習	顔体	4 年上 7 課～	部首に基づく学習		
6 年下 14 課	手紙、日記等		4 年上 9 課～	結構に基づく学習		5 年下 1 課～	複合文字の結構に基づく学習		
6 年下 15 課～	創作		4 年下 1 課～	複合文字の学習		6 年上 1 課～	結構に基づく学習		
			6 年上 1 課	欧体		6 年下 1 課～	筆法の学習		欧体
			6 年上 2 課	顔体		6 年下 9 課～	結構に基づく学習		
			6 年上 3 課	柳体		6 年下 15 課	欧体と顔体の特徴比較		
			6 年上 4 課	趙体		6 年下 16 課	書法作品鑑賞		
			6 年上 5 課～	結構に基づく学習	欧体				
			6 年下 5 課～	書体の学習					
			6 年下 9 課～	書法作品の形式					
			6 年下 13 課～	創作					

各社版  
備考

北師版	適時、「集字練習」、古典の図版（鑑賞用）を挟む。
広教版	4 年以降、「集字を書いてみよう」を配置する。5 年以降、適時「集字練習」を配置する。6 年下以降、適時「集字（諸形式）」を配置する。書写体の学習は簡体字による。
河美版	各単元の最後に適時「総合練習」「集字練習」ページを配置する。
湖美版	各冊最後に「総合・探索」（まとめの課、総合実践、練習記録ページ）の単元を配置する。また、適時、名碑名帖鑑賞のページを配す。
華文版	適時、「集字練習」、「～という字を書いてみよう」等の創作学習のページを配置する。
江蘇版	各単元の後に「学習と運用」のページを入れる。全冊に水書用紙を附す。
青島版	各冊の最後に「書法活動」のページを配置する。
人美版	適時、各単元に「読碑賞帖」「書法園地」「集字練習」を含む。
山西版	「総合練習」を適時配置し、各冊最後に「集字練習」が配置される。
上海版	各冊の最後に「総合実践活動」を、各学習内容の最後に「総合練習」を配置する。書写体の学習は簡体字による。適時、古典の図版（鑑賞用）を挟む。
西泠版	各単元の最後を中心に「集字臨摹練習」が配置される。また、学習単元の最後に顔真卿「多宝塔碑」の図版を附す。

- 
- <sup>1</sup> 中華人民共和国教育部HPより（2019年7月1日閲覧）
- <sup>2</sup> 中華人民共和国教育部『中小學書法指導綱要』（北京師範大學出版社、2013年3月）掲載のものを底本とした。
- <sup>3</sup> 原文は次の通り。「其中三至六年級的語文課程中，每周安排一課時的書法課。在義務教育階段美術、芸術等課程中，要結合学科特点開展形式多樣的書法教育」
- <sup>4</sup> 中華人民共和国教育部『中小學書法指導綱要』（北京師範大學出版社、2013年3月）掲載のものを底本とした。
- <sup>5</sup> 原文は次の通り。「義務教育階段書法教育以語文科為主，也可在其他学科課程、地方和校本課程中進行。其中，小学三-六年級每周安排一課時用于毛筆字學習」
- <sup>6</sup> 前出『義務教育課程設置實驗方案』中の表2「義務教育課程設置および比率」より。
- <sup>7</sup> 向彬等『中国中小學書法教育研究』中国社会科学出版社、2017年5月
- <sup>8</sup> 草津祐介「中華人民共和国における小・中学校の書法教員養成について—インタビューによるアプローチを中心に—」（『立教新座中学校・高等学校研究紀要』第46号、立教新座中学校・高等学校、2017年3月）で詳述した。
- <sup>9</sup> 「中華人民共和国の小学校における教科書『書法練習指導』（北師大版）について」（『書教育國際會議 日中韓三国の書教育と教科書』東京学芸大學書道教育研究会、2019年8月21日）の記述を中心にまとめた。
- <sup>10</sup> 中華人民共和国教育部HPより（2019年7月1日閲覧）
- <sup>11</sup> 原文は次の通り。「三、義務教育三-六年級毛筆《書法練習指導》已評審結束，因教材選用、征訂、培訓、印制、配送等時間所限，2014年秋季暫不使用，2015年秋季開始使用，有關事宜另行通知」
- <sup>12</sup> 中華人民共和国教育部HPより（2019年7月1日閲覧）
- <sup>13</sup> 原文は次の通り。「三、書法教學用書按照《教育部辦公庁關於二〇一五年義務教育書法教學用書有關事項的通知》（教基二庁〔2014〕2号）執行」
- <sup>14</sup> 中華人民共和国教育部HP（2019年7月1日閲覧）
- <sup>15</sup> 原文は次の通り。「為貫徹落實《中小學書法教育指導綱要》，繼承和弘揚中華民族優秀傳統文化，加強中小學書法教育，我部委託教育部基礎教育課程教材專家工作委員會對義務教育三至六年級《書法練習指導》進行了審查。現將根據我部審定結果編制的《2015年義務教育書法教學用書目錄》印發你們，並就有關事項通知如下。」
- <sup>16</sup> 原文は次の通り。「一、2015年秋季学期，小学三年級書法課程使用《2015年義務教育書法教育用書目錄》中公布的教材。二、義務教育《書法練習指導》選用工作應嚴格按照《中小學教科書選用管理暫行辦法》進行。三、各地要做好新教材使用培訓工作，提高教師理解和把握教材的能力，確保書法課程順利實施。」
- <sup>17</sup> 原文は次の通り。「請于2015年6月底前將2015年秋季学期本省（区、市）《書法練習指導》選用情況報送我部基礎教育二司」
- <sup>18</sup> 江蘇鳳凰少年儿童出版社發行的版は、奥付には『書法練習指導（實驗）』とだけ記載される。しかし、表紙には、他の教科書と同様の表記となっている。
- <sup>19</sup> 青島出版社は五・四学制にも対応したものがある。
- <sup>20</sup> 雷実他著『東アジアにおける書教育と教員養成 上』51頁
- <sup>21</sup> 北師版については、拙著「中華人民共和国の小学校における教科書『書法練習指導』（北師大版）について」（『日中韓三国の書教育と教科書』東京学芸大學書道教育研究会、2019年8月）で詳述した。
- <sup>22</sup> 「国家教材委員會關於首屆全國教材建設獎獎勵決定」（国教材〔2021〕6号）による。
- <sup>23</sup> 「国家教材委員會關於首屆全國教材建設獎獎勵決定」（国教材〔2021〕6号）による。
- <sup>24</sup> 「国家教材委員會關於首屆全國教材建設獎獎勵決定」（国教材〔2021〕6号）による。
- <sup>25</sup> 「国家教材委員會關於首屆全國教材建設獎獎勵決定」（国教材〔2021〕6号）による。
- <sup>26</sup> 「国家教材委員會關於首屆全國教材建設獎獎勵決定」（国教材〔2021〕6号）による。
- <sup>27</sup> 注9に同じ。

第7章 小学校の検定済教科書『書法練習指導』  
(北京師範大学出版社版) について

近年、中華人民共和国において、教育をとりまく大きな変化がおこった。その変化について、いくつかを以下に列挙してみたい。

- ①2016年9月13日、中国式学力観とでもいうべき『中国学生発展核心素養（中核となる素質）』が正式に発布された。この「核心素養」として、「文化的基礎」、「自主的発展」、「社会参加」の3つが挙げられ、「文化的基礎」中のポイントの一つ「人文的知識」の一要素「審美情趣」に、芸術文化に対する理解を高めることが挙げられた。
- ②2017年に、国家教科書・教材委員会（原語「国家教材委員会」）が国務院に創設、全国的な枠組みでの教科書の開発・管理がおこなわれるようになった。
- ③2017年2月から義務教育段階での教科書無償化が実施された。
- ④2017年9月から「語文」「道德と法治」「歴史」の3教科で全国版の教科書の使用が開始された。

②、③、④については、2012年の中華人民共和国共産党第18回全国代表大会で習近平政権が、全国統一の教科書制度の構築、教育部から独立して教科書について立案・決定をおこなう国家教科書・教材委員会の設立、「語文（言語・文学）」「道德と法治」「歴史」の3教科における全国統一の教科書の出版、を決定したことに基づいている。

国家教科書・教材委員会主任は国務院副総理の劉延東、2名の副主任、1名の事務局長、外交部、国家発展改革委員会等各部・委員会の副部長・副主任級22名からなる部門委員、大学教授など27名からなる専門委員の合計53名から構成されるという。教科書開発に関する立案や指導を主におこない、具体的な作業をおこなう事務局は教育部に教材局（日本の局と同等）として置かれた。2017年3月の改組で誕生し、それまで教科書の検定作業をおこなっていた基礎教育二司が教材局、義務教育担当の基礎教育一司は基礎教育司となった。

このように、中華人民共和国においては、教育全体が大きく変化しているが、とりわけ書法教育においては、本章までで述べてきたように2013年1月18日に『中小学書法教育指導綱要』が制訂されて以降、小学校を中心に大きな肯定的な変化が顕著にみられるようになってきている。

本章では、中華人民共和国の小学校における書法教育について、検定済教科書である『書法練習指導』について、北京師範大学が中心となり発行した版（以降『北師版』と表記）を考察対象として取り上げ、その特徴を明らかにするのを目的にする。『北師版』は国家教材委員会により書法教育の検定済教科書としては唯一「全国優秀教材一等獎」に選出された教科書である。<sup>1</sup>

そのために、まず『書法練習指導』が発行されるまでに経緯について教育部の通知により明らかにし、次に、『北師版』の構成について分析をし、その特徴を明らかにしていきたい。

## 一 教育部の通知からみる教科書『書法練習指導』発行の経緯

では、前章と重複するが、まず『書法練習指導』発行の経緯について、本章と密接に関わるため簡単にまとめておきたい。

2014年5月30日、中華人民共和国教育部は『教育部辦公厅關於2014年中小学教学用書有關事項的通知』（教基二厅〔2014〕1号）<sup>2</sup>を通知した。それにより、2013年1



月 18 日に『中小学書法教育指導綱要』が制訂、通知され、その中で、2013 年春季から執行が始まると記載されていたが、教科書の書法の授業の開始の準備が整うのが、2015 年以降になったといえる。

翌年 2015 年 3 月 18 日、教育部は『教育部辦公庁關於 2015 年中小学教学用書有關事項的通知』（教基二庁〔2015〕1 号）<sup>3</sup>を通知した。同通知には、次の 3 点が記載される。

- 一、2015 年秋季学期、小学 3 年時の書法課程において『2015 年義務教育書法教学用書目録』中に公布された教材を使用する。
- 二、義務教育の『書法練習指導』の選定・採択作業は『中小学教科書選用管理暫行辦法』に厳格に基づいておこなう。
- 三、各地で新教材の使用するための育成作業をよくおこなう必要があり、教師の理解と教材を把握する能力を高め、書法課程の着実な実施を担保するように。<sup>4</sup>

この通知により、2015 年秋学期から小学校 3 年生の書法の授業において、『2015 年義務教育書法教学用書目録』において公布された 11 種の教材から選び使用することが通知された。さらに、同通知には、「2015 年 6 月下旬までに、2015 年秋に始まる各省（区、市）の『書法練習指導』の選定・採択状況を教育部基礎教育二司に報告するように。」<sup>5</sup>とも記載され、『書法練習指導』のリストが添付されている。

その後も、2016 年 4 月 8 日に教育部が制訂、通知した『教育部辦公庁關於 2016 年中小学教学用書有關事項的通知』（教基二庁函〔2016〕12 号）に附された『2016 年義務教育教学用書目録』にも 11 種類の『書法練習指導』の教科書が掲載されている。

2017 年 4 月 24 日に教育部が通知した『教育部辦公庁關於 2017 年中小学教学用書有關事項的通知』（教材庁函〔2017〕2 号）には、「一、義務教育段階の国家課程に関連する学科（『道徳と法治』『語文』『歴史』と小学校『科学』を除く）は『2016 年義務教育教学用書目録』（教基二庁函〔2016〕12 号）公布の教材を使用する。」<sup>6</sup>とあり、引き続き第 5 章表 5-4 に掲載された 11 種の教科書が使用される。2018 年 4 月 25 日にも教育部は『教育部辦公庁關於 2018 年中小学教学用書有關事項的通知』（教材庁函〔2018〕5 号）を通知する。

その「一、義務教育国家課程教学用書」中で、「1. 義務教育段階の国家課程に関連する学科（『道徳と法治』『語文』『歴史』と小学校『科学』を除く）は『2016 年義務教育教学用書目録』（教基二庁函〔2016〕12 号）公布の教材を使用する。」<sup>7</sup>とある。この通知には『2018 年全国中小学教学用書目録』が添付されており、その目録中「語文・書法練習指導」学科中にも、第 5 章表 5-4 と同様のリストが掲載されている。

2019 年 5 月 14 日に教育部が制訂、通知した『教育部辦公庁關於 2019 年中小学教学用書目録的通知』（教材庁函〔2019〕5 号）では、『2019 年中小学教学用書目録』が添付され、「一、義務教育国家課程教学用書」中において、「1. 義務教育の国家課程における各学科において『義務教育国家課程教学用書目録』中の教材を使用する。『道徳と法治』、『語文』、『歴史』はすべて統一編集された教材を使用する」<sup>8</sup>と記載され、2018 年の通知と同様、「語文・書法練習指導」学科中に第 5 章表 5-4 に見られる 11 種類の『書法練習指導』が示されている。

以上、教育部の教科書に関する通知によって、2011 年 8 月 2 日に教育部より、『教育部關於中小学開展書法教育的意見』が制訂・通知され、2013 年 1 月 18 日に『中小学書法教育指導綱要』が教育部より制訂、通知されて以降、11 社の出版社により編纂された『書法練習指導』の教科書が、教育部より審査を委託された基礎教育課程教材専門

家工作委員会の審査を経て、2015年秋季学期より、義務教育3年時から使用されるようになっていて、そして検定を通過した11社による教科書『書法練習指導』の書誌情報についてまとめた。

## 二 『書法練習指導』（『北師版』）の分析

次に、北京師範大学中国書法研究中心編、北京師範大学出版社発行の『書法練習指導』（以降、『北師版』）がどのような特徴を有すのか、本章では、『北師版』の編集をした3氏の文章および『北師版』の構成を考察することにより、明らかにしていきたい。

### ①『北師版』の基本的な書誌情報

最初に『北師版』の基本的な書誌情報をまとめておきたい。『北師版』の書誌情報は表7-1の通りである。

### ②張麗娟、樊慶紅、張洪玲による『北師版』の特徴に関する記述

次に、北京師範大学出版社で編集の任にあたった張麗娟、樊慶紅、張洪玲3氏による「讓每一個學生写好漢字——北師版『書法練習指導』編写宗旨与特色」<sup>9</sup>に基づき、その特徴をまとめていきたい。

3氏は、北師版の特徴として、次の3点を挙げている。

- a. 全体を考慮し、教材が基礎的で普及的であること。<sup>10</sup>
- b. 特色を強く打ち出し、技能訓練と素養の向上を重視していること。<sup>11</sup>
- c. 規律に従い、小学生の認知特徴を尊重すること。<sup>12</sup>

では、この3点について、さらに詳しく3氏の記述をもとにまとめていきたい。

#### 全体を考慮し、教材が基礎的で普及的であること

教材の内容については、漢字の起源から造字方法、書体の変遷から多くの書法知識にいたるまで、見本の文字の結構、コラム、碑法帖の選択や見本の文字の選び方から紙の種類まで、できるかぎり内容が完全で整い、系統的であるのと同時に、説明が分かりにくかったり、特定地域の適正を欠いたり、ということが生じないように配慮している。

#### 特色を強く打ち出し、技能訓練と素養の向上を重視していること

「学習単元（学本）」と「練習単元（練本）」を組み合わせで編集した点に特色があり、その割合は、技法指導、書法文化、書法審美鑑賞（「学習単元」）が約50%、写字練習（「練習単元」）が約50%である。また、授業時間を40分とみなし、「技法指導」が10～15分間、「書法練習指導」が25～30分間という時間を想定して作成した。この時間配分が、実験では一番支持されたという。

#### 規律に従い、小学生の認知特徴を尊重すること。

教材の見本となる文字については、小学生の認知基準を十分に尊重して選択し、厳格

出版社	北京師範大学出版社	
主 編	秦永龍（主編）、查律（執行主編）	
編 者	北京師範大学中国書法研究中心	
編 著	秦永龍、查律、鄧宝劍、李洪智、史麗薇、淡文玉、李新月、邱研 賓、于樂、陶承英	
実験と討論	羅紹文、周敏、何平、李雪洁、王建波、張麗娟、鄧麗平、張洪 玲、樊慶紅、徐玥、唐正才、譚苗苗、王春美、劉東明、于小清、 李軟斐	
書名	義務教育三至六年級·書法練習指導（実験）	
冊数	第三学年上巻～第六学年下巻、8冊	
指導学年	第三学年～第六学年	
実験および 修訂作業	北京師範大学実験小学、北京市西城区北礼士路第一小学、浙江省 海寧市桃園小学、浙江省海寧市斜橋鎮中心小学、江蘇省塩城市建 軍路小学	
図版提供	故宮博物院、西安碑林博物館、王麗、朱磊、李珍珠、王蕊、紀 瀟、周立佳	
判型	A4判	
ページ数 ※本トピラ から最終ペ ージまで。 (表1～4は 除いて計算 した)	第3学年上	72
	第3学年下	72
	第4学年上	72
	第4学年下	72
	第5学年上	76
	第5学年下	76
	第6学年上	76
	第6学年下	76
備考	第7学年上～第9学年下（初中、中学校用）もある。	

表 7-1 『北師版』の書誌情報（筆者作成）

に識字量、写字量を調整した。編集にあたり、書法学習における基準と小学校語文における文字学習の両面から見本となる文字については整理した。碑法帖中から見本となる文字を抽出するにあたって、難易度、字形の種類、はっきり見えるかどうかという点に配慮し、配置や組み合わせをいった。学習学年に応じた見本の文字を選び、避けられない異体字については、簡体字によって補った。デザインをする上では、「先に法帖を読み、法帖を臨写する」、「先に考え、手を動かす」という書法の学習ルールを十分に尊重し、小学生の思考特徴を踏まえたうえで「看看想想」を設定した。

### ③ 『北師版』の構成と特徴

次に『北師版』の構成についてみていきたい。まず、『北師版』の3年上の第1課をとり上げ、その構成、内容上の特徴をまとめていきたい。（写真7-1）

## 見本とする文字——「欧体」と「顔体」

見本の文字については、第3学年から第5学年までは欧陽詢の「欧体」を用い、第6学年は顔真卿の「顔体」を用いている。この点について、張麗娟、樊慶紅、張洪玲の前掲文<sup>13</sup>では、「見本文字の選択においては、まず平正で、謹厳である欧体の楷書を選び、初めて書法を学ぶ学生に良好な用筆と結構の基礎を養うようにした。」<sup>14</sup>と述べている。顔体については、同じく張麗娟、樊慶紅、張洪玲が「小学校高学年段階では、教材は結構が広い『顔勤礼碑』を見本として選び、ある面では技巧上欧体とお互いに補うようにし、ある面では学生の書法審美能力を高めるようにした。」<sup>15</sup>と述べている。

日本の書写教育においては、碑法帖の古典の文字は見本として用いない。一方、日本の書道教育においては、碑法帖の古典はあつかうものの、用いる碑法帖の種類は『北師版』よりも多様であり、『北師版』のような写字ルールを学ぶ構成にはなっていない。また古典の図版の使用の仕方、サイズ等も日中では異なっていることをここでは指摘しておきたい。

## 全体に共通する構成

教科書の構成は第3学年から第6学年までほぼ共通している。「親愛的朋友們（親愛なる友人たちへ）」「学習単元」「練習単元」という構成である。そのなかの「学習単元」においては、適時鑑賞のページが配置される。鑑賞以外の「学習単元」は、「書写要点（写字のポイント）」、

「看看想想（見てみよう考えてみよう）」、「書法園地（書法の園）」からなる。また、途中に「集字練習」も配置される。「集字練習」は、「読一读（読んでみよう）」、「学一学（学んでみよう）」、「集字提示（集字見本）」からなる。



写真 7-1 『北師版』3年上第1課の構成例

「学習単元」で鑑賞教材として掲載されているものを挙げるならば、3年上では、九成宮醴泉銘（表紙裏）、王羲之・楽毅論（20ページ）、化度慈碑（裏表紙）が掲載され、3年下では、多宝塔碑（表紙裏）、化度慈碑、麻姑仙壇記、柳公権・金剛経、趙孟頫・妙巖寺記（20ページ）、柳公権・玄秘塔碑（29ページ）、趙孟頫・三門記（34ページ）、趙孟頫・跋秀石疏林図詩（裏表紙）と続く。古典のみならず、4年上では、郭沫若題「故宫博物院」（27ページ）といった現代中華人民共和国にみられる書——いわゆる日常の書——もとり上げられている。こういった鑑賞教材の掲載については、各冊のなかでとりあげているものに一種のテーマ性が認められ、『中小学書法教育指導綱

要』における「推奨する鑑賞作品」として挙げられているものだけでないことから、編者の考えがよく表れているともいえるだろう。

「書写要点」は、その単元・課で課題とするポイントを説明したものである。図版とともに文字・文章による説明が比較的多く記述される。3年上の第1課をとり挙げ具体的に見ていきたい。

3年上の第一課の「書写要点」のテーマは「横画」となっている。左側に欧陽詢の「欧体」の「一」および「工」、「非」が示され、右側に白黒反転した見本がそれぞれ示される。「一」については、筆路を示す線が右側の見本図版中に示される。「一」の下には、起筆、送筆、収筆の書き方、筆線の形を言葉で説明する。右側には、「横画練習歌」、筆の各部名称と「横画のほとんどは右上がりの斜めの線になっているんじゃないか」というふきだしとともに男の子が描かれている。

「看看想想」は、「書写要点」で示されたポイントを実際の文字（漢字）でどのように書かれているか示し考えさせるものである。3年上の第1課をとり上げ、具体的にみていきたい。

ここでは、「写字要点」でも取り上げられた「工」、「非」（2種類）を示している。「工」では、「横画はやや仰ぐように右にあがっていく」という説明が加えられ、「非」について、一つ目の「非」（左）では、「横画には長い横画と短い横画がある」と説明がなされ、もう一つの「非」（右）では、「横画には右に上がるものあれば、横に行くものもある」という説明が加えられる。

「書法園地」は、文字文化、書文化に関わる内容を記述しており、「書写要点」「看看想想」と関連している場合もあれば、関連していない場合もある。三年上においては、枕腕、懸腕の際の身体・腕の使い方から筆の種類を説明しているのがある。他にも墨のすり方を説明している課をはじめ、固形墨と墨汁を説明している課、宣紙、硯について



写真 7-2

「看看想想」「書法園地」「書写要点」のページ例

記述する課や楷書等書体、碑法帖などの術語を説明している課もあれば、露峰や蔵鋒といった筆法、楷書の四大家（欧陽詢、顔真卿、柳公権、趙孟頫）や顔真卿、柳公権、趙孟頫それぞれを解説した課など書道史に関わる内容を記載する課もある。3年下第10課のように、「絶対的に横画が水平で、縦画が垂直ということはない」というような内容を記載している課もある。張麗娟、樊慶紅、張洪玲は、「讓每一個學生写好漢字——北師版『書法練習指導』編写宗旨与特色」<sup>16</sup>において、「書法知識の選択においては、できるかぎり浅い知識から深い知識へといくようにし、易しいものから難しいものへと、學生が中華民族の審美伝統の道理についてだんだんと学習を深めていけるようにした。」<sup>17</sup>と述べている。3年上の第1課についてとり上げるならば、筆の持ち方について、写真付きで説明がされている。

「練習単元」は、筆と墨で直接練習できるように紙種をかえる。ページは切り取って書くようにデザインされる。「練習単元」で練習する文字は、「学習単元」でとりあげられた文字となっており、「学習単元」と「練習単元」の関連が図られている。練習単元の図版は、3年上から4年上までは、原帖、描紅、骨書き、臨写（米字格）で構成される。（写真7-3、3年上第1課写字練習）4年下からは、描紅がなくなり、原帖、骨書き、臨写（米字格）、臨写（補助線なし）が基本的な構成となる。5年上、下では、骨書きもなくなり、原帖、臨写3マス（補助線なし）が基本の構成となる。6年上、下では、練習する文字の種類が3種類から4種類になることも影響し、臨写は二マスとなるが、それ以外の大きな変化は見られない。この点については、「讓每一個學生写好漢字——北師版『書法練習指導』編写宗旨与特色」<sup>18</sup>において、「臨摹の方法という点からは、低学年は摹を主とし、臨をその補助とし、高学年では臨写の比重を常に強化した。」<sup>19</sup>と述べられていることの反映だといえよう。

また、「学習単元」に「集字練習」が逐次挟み込まれている。3年上では「求是」（第16課）、3年下では「登高」（第8課）と「持重」（第16課）、4年上では「和為貴」（第8課）と「學以致用」（第16課）、4年下では「始於足下」（第8課）と「言必信」（第16課）、5年上では「思不竭」（第8課）と「清風明月」（第16課）、5年下では「徳潤身」（第8課）と「觀物以微」（第16課）、6年上では「訥言敏行」（第8課）と「多見者博」（第16課）、6年下では「正大光明」（第8課）と「春華秋実」（第16課）といったものが「集字練習」の教材として掲載されている。（写真7-4）この「集字練習」は「読一読」、「学一学」、「集字提示」から構成される。

「集字練習」でとり上げられた文字については、他の「学習単元」でとり上げられた文字と同様、「練習単元」で写字練習がなされる構成となっている。（写真7-5）

では、具体的に、3年上の第16課「求是」をみていきたい。「読一読」では、「求是」という語の説明がされ、その後、「学一学」では、「写字要点」にもみられた拓本の文字見本と白黒反転させた見本の図版とともに写字のポイントが記される。さらに、2つの図版の間に、「看看想想」の形式で文字を書く上で押さえるべき点が図示される。

「集字提示」では、欧陽詢の文字から集字した2文字を横形式と縦形式で落款の位置を含めて図示し、配置における注意点を文章で記し、男の子のイラストの吹き出しで、「ついに一幅の作品が書けたぞ！先生に僕の作品を批評してもらおう」と誘う。

この「学習単元」の内容を踏まえた練習単元は次ページに示した通りである。「学習単元」中の他の内容と同様に、取り上げた文字「求」「是」についての練習ページあり、さらに「集字提示」で示した二例のなぞり書きによる練習ページがそれぞれ一ページずつ割かれている。「集字練習」については、様々な形式の写字がおこなわれるようになっており、今回取り上げたような縦形式、横形式の他、扇面や円窓といった形式も取り

上げられる。

### 『北師版』第3学年上～第6学年下までの各号の構成

前掲文「讓每一個學生写好漢字——北師版『書法練習指導』編写宗旨与特色」<sup>20</sup>によると、『北師版』の構成は、「臨写の実践中において、本教材は点画の写字を起点とし、結構が簡単な文字から結構が複雑な文字へと構成し、単独の文字の練習から集字の練習へとという順序で、段階を追って進むような、科学的な編集によった。」<sup>21</sup>という。

では、実際にどのような構成になっているのかまとめていきたい。構成の詳細は、表7-2「『書法練習指導』（北師版）の構成」にまとめた。3年上では、基本点画順に学習が進む構成であり、これが3年下まで続く。中華人民共和国の基本点画は、日本より数が多い。3年下の第3単元の第九課より、複数の点画の組み合わせのパターンについての学習がはじまる。4年上からは、部首による学習がはじまる。部首による学習は、5年下の第2単元の第7課まで続き、集字練習を挟んで、第3単元より、結構の特徴による学習がはじまる。6年上では、見本の文字が「顔体」になることもあり、最初は基本点画の説明が設けられる（第1単元）が、第2単元の第5課より、再び結構の特徴に基づき学習が進められていく。6年下の第3単元第10課からは、「平生」、「方整」、「厚重」等、歴代書論で用いられる術語に基づき構成されている。

### 本章のまとめ

以上、『北師版』について、教育部の通知により『書法練習指導』が発行されるまでの経緯を明らかにし、次に、『北師版』の構成について分析をした。

『北師版』によって実施される中華人民共和国の小学校における書法教育は、6年下の第3単元第10課までの構成に関しては日本の書写教育の教科書に比較的近い。日本の書写教育のように字形を学ぶルールに基づき構成されている。しかし、より細分化されたルールであり、より詳細な構成をとる。

さらに、『北師版』で用いられる文字見本は「欧体」であり、「顔体」の字帖である。また説明は日本の書写に比べ細かく、説明の難易度は高い。書法・文字文化に関する記述も日本の書写で扱う内容と比べ、高度な内容である。そういった点において、教材については、書写教育よりも、日本の書道教育に共通性が認められる。

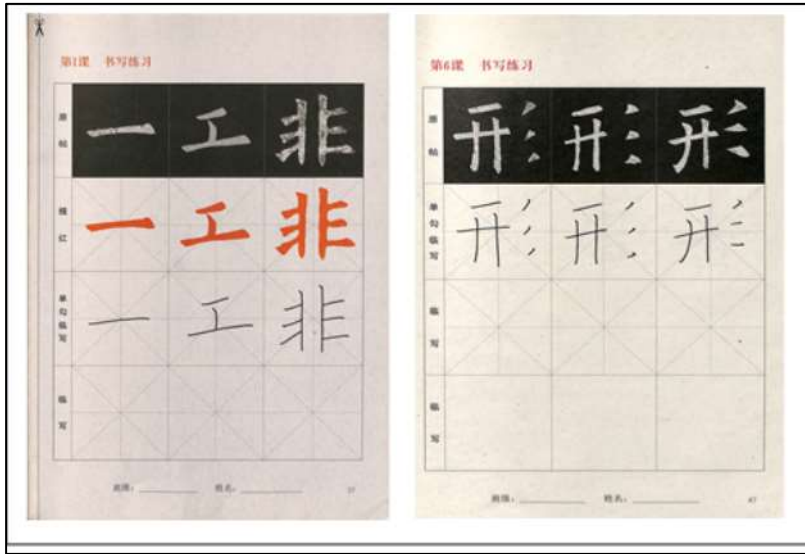


写真 7-3 3 年第 1 課練習ページ



写真 7-4 3 年上第 16 課集字練習



写真 7-5 写真 7-4 の練習单元ページ



表 7-2 『書法練習指導』（北師版）の構成

3年級上				
表1	表紙			
表2	表紙裏	九成宮醜泉銘（部分）		
1	本トピラ			
2	奥付			
3		亲爱的朋友们（親愛なる友人たちへ）		
4	目次			
5	目次			
6	2	第1単元	1. 毛筆の使用法、2. 墨汁の使用法、3. 墨のつけ方、4. 五字執筆法	
7	3			
8	4	第1課 横画		見本の点画・文字は歐体による。
9	5			
10	6	第2課 縦画（垂露）		
11	7			
12	8	第3課 縦画（懸針）		
13	9			
14	10	第4課 点		
15	11			
16	12	第2単元 第5課 左払い（短）	书写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、书法园地（書法の園）	
17	13			
18	14	第6課 左払い（長）		
19	15			
20	16	第7課 右払い		
21	17			
22	18	第8課 とめによる右払い（反捺）		
23	19			
24	20	王羲之 楽毅論（部分）		
25	21	第3単元 第9課 横画・折れ		見本の点画・文字は歐体による。
26	22			
27	23	第10課 縦画・折れ		
28	24			
29	25	第11課 横画・左払い		
30	26			
31	27	第12課 左払い・折れ	书写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、书法园地（書法の園）	
32	28			
33	29	第4単元 第13課 縦画・はね		
34	30			
35	31	第14課 曲がり・はね		
36	32			
37	33	第15課 横画・はね		
38	34			
39	35	第16課 集字練習「求是」	读一读（読んでみよう）、学一学（学んでみよう）集字提示（集字見本）	
40	36			
41	37	第1課 写字練習	横画（「一」）、「工」、「非」	異なった紙種（灰色の更紙のようなもの）を使用。各文字原帖、描紅、単勾（骨書き）、臨写の合計4マス。マス目は米字格を使用する。見本の点画・文字は歐体による。（紙種は72ページまで同じ）
42	38	白ページ		
43	39	第2課 写字練習	縦画（垂露）、「山」、「十」	
44	40	白ページ		
45	41	第3課 写字練習	縦画（懸針）、「千」、「年」	
46	42	白ページ		
47	43	第4課 写字練習	点、「下」、「玉」	
48	44	白ページ		
49	45	第5課 写字練習	左払い（短）、「千」、「生」	
50	46	白ページ		
51	47	第6課 写字練習	左払い（長）、「右」、「在」	
52	48	白ページ		
53	49	第7課 写字練習	右払い、「人」、「大」	
54	50	白ページ		
55	51	第8課 写字練習	とめによる右払い、「公」、「吳」	
56	52	白ページ		
57	53	第9課 写字練習	横画からの折れ、「日」、「田」	
58	54	白ページ		
59	55	第10課 写字練習	縦画からの折れ、「出」、「昆」	
60	56	白ページ		
61	57	第11課 写字練習	横画からの左払い、「又」、「反」	
62	58	白ページ		
63	59	第12課 写字練習	左払いからの折れ、「玄」、「去」	
64	60	白ページ		
65	61	第13課 写字練習	縦画からの折れ、「可」、「泉」	
66	62	白ページ		
67	63	第14課 写字練習	そりからの折れ、「子」、「存」	
68	64	白ページ		
69	65	第15課 写字練習	横画からの折れ、「單」、「宮」	
70	66	白ページ		
71	67	第16課 写字練習	「求」、「是」	
72	68	白ページ		
73	69		「求是」（縦書き・横形式）なぞり書き	
74	70	白ページ		
75	71		「求是」（縦書き・縦形式）なぞり書き	
76	72	白ページ		
77	裏表紙裏	あとがき		原帖、描紅×2、単勾（骨書き）、臨写×2。マス目は米字格を使用する。見本の点画・文字は歐体による。
78	裏表紙	化度慈碑（部分）		文字は歐体による。

3年級下						
表1	表紙					
表2	表紙裏	多宝塔碑（部分）				
1	本トビラ					
2	奥付					
3		亲爱的朋友们				
4	目次					
5	目次					
6	2	第1単元 第1課 そり・はね	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は歐体による。		
7	3					
8	4	第2課 ねているそり・はね				
9	5					
10	6	第3課 縦画・曲がり・はね				
11	7					
12	8	第4課 横画・折れ・はね				
13	9					
14	10	第2単元 第5課 右上払い				
15	11					
16	12	第6課 縦画・右上払い				
17	13					
18	14	第7課 左払い・点				
19	15					
20	16	第8課 集字練習「登高」	読一读（読んでみよう）、学一学（学んでみよう）集字提示（集字見本）	見本の点画・文字は歐体による。		
21	17					
22	18	第3単元 第9課 隣り合った2本の横画	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は歐体による。		
23	19					
24	20	化度意碑（部分）、麻姑仙壇記（部分）、柳公権 金剛経（部分）、趙孟頫 妙巖寺記（部分）				
25	21	第10課 隣り合った2本の縦画				
26	22					
27	23	第11課 横画と縦画の組み合わせ				
28	24					
29	25	第4単元 第12課 左払いと右払いの組み合わせ				
30	26					
31	27	第13課 左右に向かい合った点				
32	28					
33	29	柳公権 玄秘塔碑（部分）				
34	30					
35	31	第14課 左が左払いで右が点	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は歐体による。		
36	32	第15課 四点分散				
37	33					
38	34	趙孟頫 三門記（部分）				
39	35	第16課 集字練習「持重」			読一读（読んでみよう）、学一学（学んでみよう）集字提示（集字見本）	見本の点画・文字は歐体による。
40	36					
41	37	第1課 写字練習			そり・はね、「氏」、「代」	異なった紙種（灰色の更紙のようなもの）を使用。各文字原帖、描紅、単勾（骨書き）、臨写の各4マス。マス目は米字格を使用する。見本の点画・文字は歐体による。（紙種は72ページまで同じ）
42	38	白ページ				
43	39	第2課 写字練習			ねているそり・はね、「心」、「必」	
44	40	白ページ				
45	41	第3課 写字練習	縦画・曲がり・はね、「元」、「色」			
46	42	白ページ				
47	43	第4課 写字練習	横画・折れ・はね、「司」、「舟」			
48	44	白ページ				
49	45	第5課 写字練習	右上払い、「物」、「如」			
50	46	白ページ				
51	47	第6課 写字練習	縦画・右上払い、「氏」、「以」			
52	48	白ページ				
53	49	第7課 写字練習	左払い・点、「安」、「如」			
54	50	白ページ				
55	51	第8課 写字練習	「登」、「高」（米字格）	原帖、描紅×2、単勾（骨書き）、臨写×2。マス目は米字格を使用する。見本の点画・文字は歐体による。		
56	52	白ページ				
57	53		「登高」（縦書き・縦形式）なぞり書き	文字は歐体による。		
58	54	白ページ				
59	55	第9課 写字練習	「二」、「云」、「夫」	各文字原帖、描紅、単勾（骨書き）、臨写の合計4マス。マス目は米字格を使用する。見本の点画・文字は歐体による。		
60	56	白ページ				
61	57	第10課 写字練習	「其」、「亦」、「甘」			
62	58	白ページ				
63	59	第11課 写字練習	「上」、「士」、「王」			
64	60	白ページ				
65	61	第12課 写字練習	「人」、「太」、「及」			
66	62	白ページ				
67	63	第13課 写字練習	「察」、「系」、「崇」			
68	64	白ページ				
69	65	第14課 写字練習	「六」、「其」、「典」			
70	66	白ページ				
71	67	第15課 写字練習	「氣」、「炎」、「並」			
72	68	白ページ				
73	69	第16課 写字練習	「持」、「重」	原帖、描紅×2、単勾（骨書き）、臨写×2。マス目は米字格を使用する。見本の点画・文字は歐体による。		
74	70	白ページ				
75	71		「持重」（縦形式）なぞり書き	文字は歐体による。		
76	72	白ページ				
77	裏表紙裏	あとがき				
78	裏表紙	趙孟頫 跋秀石疏林図詩				

4年級上			内 容	備 考
表1	表紙			
表2	表紙裏	雁塔聖教序（部分）		
1	本トビラ			
2	奥付			
3		亲爱的朋友们		
4	目次			
5	目次			
6	2	第1単元 第1課 にんへん	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は歐体による。
7	3			
8	4	第2課 ぎょうにんべん		
9	5			
10	6	第3課 りっしんべん		
11	7			
12	8	第4課 つちへん		
13	9			
14	10	第2単元 第5課 おうへん		
15	11			
16	12	第6課 てへん	読一読（読んでみよう）、学一学（学んでみよう）集字提示（集字見本）	
17	13			
18	14	第7課 きへん		
19	15			
20	16	第8課 集字練習「和為貴」	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	
21	17			
22	18	第3単元 第9課 のぎへん		
23	19		書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	
24	20	第10課 ひとがしら、ひとやね		
25	21			
26	22	鍾繇 宣示表（部分）		
27	23	第11課 うかんむり	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は歐体による。
28	24			
29	25	第12課 くさかんむり	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は歐体による。
30	26			
31	27	郭沫若題「故宫博物院」		
32	28	第4単元 第13課 ひつじ、ひつじへん		
33	29		書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	
34	30	第14課 日		
35	31		読一読（読んでみよう）、学一学（学んでみよう）集字提示（集字見本）	
36	32	第15課 雨かんむり		
37	33		「何」、「作」、「休」 「行」、「得」、「後」 「性」、「惜」、「情」 「坤」、「地」、「城」 「玩」、「珠」、「理」 「扶」、「撿」、「握」 「相」、「杖」、「柱」 「和」、「為」、「貴」 「和為貴」（縦書き・横形式）なぞり書き 「和」、「利」、「移」 「令」、「命」、「食」 「宇」、「室」、「家」 「莫」、「茅」、「萬」 「蓋」、「羞」、「養」 「是」、「暑」、「景」 「雲」、「雲」、「霽」 「學」、「以」、「致」、「用」 「學以致用」（縦書き・縦形式）なぞり書き	異なった紙種（灰色の更紙のようなもの）を使用。各文字原帖、描紅、単勾（骨書き）、臨写の合計4マス。マス目は米字格を使用する。見本の点画・文字は歐体による。（紙種は72ページまで同じ）
38	34	第16課 集字練習「學以致用」		
39	35			
40	36	第1課 写字練習		
41	37	白ページ		
42	38	第2課 写字練習		
43	39	白ページ		
44	40	第3課 写字練習		
45	41	白ページ		
46	42	第4課 写字練習		
47	43	白ページ		
48	44	第5課 写字練習		
49	45	白ページ		
50	46	第6課 写字練習		
51	47	白ページ		
52	48	第7課 写字練習		
53	49	白ページ		
54	50	第8課 写字練習		
55	51	白ページ		
56	52	第9課 写字練習		
57	53	白ページ		
58	54	第10課 写字練習		
59	55	白ページ		
60	56	第11課 写字練習		
61	57	白ページ		
62	58	第12課 写字練習		
63	59	白ページ		
64	60	第13課 写字練習		
65	61	白ページ		
66	62	第14課 写字練習		
67	63	白ページ		
68	64	第15課 写字練習		
69	65	白ページ		
70	66	第16課 写字練習		
71	67	白ページ		
72	68	第17課 写字練習		
73	69	白ページ		
74	70	第18課 写字練習		
75	71	白ページ		
76	72	第19課 写字練習		
77	73	白ページ		
78	裏表紙裏	あとがき		
	裏表紙	元 倪瓚「題幽澗寒松図」		

4年級下				
表1	表紙			
表2	表紙裏	雲飛経(部分)		
1	本トピラ			
2	奥付			
3		亲爱的朋友们		
4	目次			
5	目次			
6	2	第1単元 第1課 くちへん	<p>書写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、書法园地(書法の園)</p>	<p>見本の点画・文字は歐体による。</p>
7	3			
8	4	第2課 ひへん		
9	5			
10	6	第3課 つきへん		
11	7			
12	8	第4課 にすい		
13	9			
14	10	第2単元 第5課 さんずい		
15	11			
16	12	第6課 さんづくり		
17	13			
18	14	第7課 口(したくち)		
19	15			
20	16	虞世南 孔子廟堂碑(部分)		
21	17			
22	18	第8課 集字練習「始於足下」	<p>读一读(読んでみよう)、学一学(学んでみよう) 集字提示(集字見本)</p>	
23	19			
24	20	第3単元 第9課 日(下)	<p>書写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、書法园地(書法の園)</p>	<p>見本の点画・文字は歐体による。</p>
25	21			
26	22	第10課 皿(下)		
27	23			
28	24	第11課 巾(下)		
29	25			
30	26	第12課 木(下)		
31	27			
32	28	第4単元 第13課 したごころ		
33	29			
34	30	王献之 洛神賦十三行		
35	31			
36	32	第14課 貝(下)	<p>書写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、書法园地(書法の園)</p>	<p>見本の点画・文字は歐体による。</p>
37	33	第15課 れっか、れんが		
38	34			
39	35	第16課 集字練習「言必信」	<p>读一读(読んでみよう)、学一学(学んでみよう) 集字提示(集字見本)</p>	<p>異なった紙種(灰色の更紙のようなもの)を使用。各文字原帖、単勾(骨書き)、臨写×2の合計4マス。マス目は、原帖、単勾(骨書き)、臨写×1は米字格を使用する。残りの臨写1マスはマスの補助線なし。見本の点画・文字は歐体による。(紙種は72ページまで同じ)</p>
40	36			
41	37	第1課 写字練習	「叶」、「唯」、「味」	
42	38	白ページ		
43	39	第2課 写字練習	「時」、「暉」、「曠」	
44	40	白ページ		
45	41	第3課 写字練習	「明」、「期」、「朝」	
46	42	白ページ		
47	43	第4課 写字練習	「冰」、「淮」、「資」	
48	44	白ページ		
49	45	第5課 写字練習	「沐」、「深」、「潤」	
50	46	白ページ		
51	47	第6課 写字練習	「形」、「形」、「形」	
52	48	白ページ		
53	49	第7課 写字練習	「后」、「唐」、「善」	
54	50	白ページ		
55	51	第8課 写字練習	「始」、「於」、「足」、「下」	
56	52	白ページ		
57	53		「始於足下」なぞり書き。	
58	54	白ページ		
59	55	第9課 写字練習	「昔」、「書」、「習」	
60	56	白ページ		
61	57	第10課 写字練習	「孟」、「盛」、「監」	
62	58	白ページ		
63	59	第11課 写字練習	「帝」、「常」、「帶」	
64	60	白ページ		
65	61	第12課 写字練習	「架」、「案」、「樂」	
66	62	白ページ		
67	63	第13課 写字練習	「思」、「慈」、「愈」	
68	64	白ページ		
69	65	第14課 写字練習	「貴」、「質」、「寶」	
70	66	白ページ		
71	67	第15課 写字練習	「無」、「然」、「照」	
72	68	白ページ		
73	69	第16課 写字練習	「言」、「必」、「信」	
74	70	白ページ		
75	71		「言必信」(縦書き・横形式)なぞり書き	
76	72	白ページ		
77	裏表紙裏	あとがき		
78	裏表紙	鄭道昭 磬雲峰山論経書詩摩崖刻石(部分)		

5年級上				
表1	表紙			
表2	表紙裏	蘭亭序(部分)		
1	本トビラ			
2	奥付			
3		親愛の朋友们		
4	目次			
5	目次			
6	2	第1単元 第1課 こととへん	書写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、書法园地(書法の園)	見本の点画・文字は歐体による。
7	3			
8	4	第2課 おおごと		
9	5			
10	6	甲骨文		
11	7	第3課 しめすへん	書写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、書法园地(書法の園)	見本の点画・文字は歐体による。
12	8			
13	9	毛公鼎銘文(部分)		
14	10	第4課 ごんべん		
15	11			
16	12	第2単元 第5課 金へん	書写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、書法园地(書法の園)	見本の点画・文字は歐体による。
17	13			
18	14	第6課 糸へん		
19	15	曹全碑(部分)		
20	16			
21	17	第7課 まだれ	書写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、書法园地(書法の園)	
22	18			
23	19	第8課 集字練習「思不竭」	読一読(読んでみよう)、学一学(学んでみよう) 集字提示(集字見本)	
24	20			
25	21			
26	22	第3単元 第9課 しかりばね		見本の点画・文字は歐体による。
27	23			
28	24	第10課 しんによう	書写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、書法园地(書法の園)	
29	25			
30	26	第11課 そうによう		
31	27			
32	28	第12課 小(しょうがしら)		
33	29			
34	30	蘭亭序		
35	31	祭侄文稿、黄州寒食詩		
36	32	第4単元 第13課 「」(けいがまえ・まきがまえ・えんがまえ・どうがまえ)		
37	33			
38	34	第14課 くにがまえ	書写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、書法园地(書法の園)	見本の点画・文字は歐体による。
39	35			
40	36	第15課 もんがまえ		
41	37			
42	38			
43	39	第16課 集字練習「清風明月」	読一読(読んでみよう)、学一学(学んでみよう) 集字提示(集字見本)	
44	40			
45	41	第1課 写字練習	「降」、「陳」、「隨	
46	42	白ページ		
47	43	第2課 写字練習	「郎」、「部」、「廊	
48	44	白ページ		
49	45	第3課 写字練習	「祥」、「神」、「禮	
50	46	白ページ		
51	47	第4課 写字練習	「訓」、「詢」、「謝	
52	48	白ページ		
53	49	第5課 写字練習	「針」、「銘」、「録	
54	50	白ページ		
55	51	第6課 写字練習	「紳」、「終」、「経	
56	52	白ページ		
57	53	第7課 写字練習	「庶」、「靡」、「應	
58	54	白ページ		
59	55	第8課 写字練習	「思」、「不」、「竭	
60	56	白ページ		
61	57		「思不竭」臨写	
62	58	白ページ		
63	59	第9課 写字練習	「居」、「居」、「屋	
64	60	白ページ		
65	61	第10課 写字練習	「通」、「運」、「運	
66	62	白ページ		
67	63	第11課 写字練習	「起」、「越」、「趙	
68	64	白ページ		
69	65	第12課 写字練習	「尚」、「當」、「賞	
70	66	白ページ		
71	67	第13課 写字練習	「内」、「同」、「同	
72	68	白ページ		
73	69	第14課 写字練習	「固」、「國」、「園	
74	70	白ページ		
75	71	第15課 写字練習	「開」、「開」、「開	
76	72	白ページ		
77	73	第16課 写字練習	「清」、「風」、「明」、「月	
78	74	白ページ		各文字原帖×1、臨写×2の合計3マス。マス目に補助線はない。見本の点画・文字は歐体による。
79	75		「清風明月」臨写	扇面
80	76	白ページ		
81	裏表紙裏	あとがき		
82	裏表紙	互当拓本「儂年無疆」		

5年級下				
表1	表紙			
表2	表紙裏	真草千字文（部分）		
1	本トビラ			
2	奥付			
3		親愛的朋友们		
4	目次			
5	目次			
6	2	第1単元 第1課 ちから		
7	3			
8	4	王羲之 遠宦帖	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は歌体による。
9	5	第2課 りっしんぺん		
10	6			
11	7	第3課 おのづくり		
12	8			
13	9	懷素 自叙帖（部分）		
14	10	第4課 ぼくによう・ぼくづくり・とまた・のぶん	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	
15	11			
16	12	孫過庭 書譜（部分）		
17	13	第2単元 第5課 あくび・かける・けんづくり	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は歌体による。
18	14			
19	15	第6課 ぼくづくり・ほこがまえ・ほこ・かのほこ		
20	16			
21	17	于右任 蘇州詩		
22	18			
23	19	第7課 おおがいがい・いちのかい	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は歌体による。
24	20			
25	21	第8課 集字練習「徳潤身」	読一読（読んでみよう）、学一学（学んでみよう）集字提示（集字見本）	
26	22			
27	23	第3単元 第9課 主次分明（大小をつける）		
28	24			
29	25	第10課 奇正相成		
30	26			
31	27	第11課 収放得宜		
32	28			
33	29	第12課 穿插謙就	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は歌体による。
34	30			
35	31	第4単元 第13課 錯落有致		
36	32			
37	33	第14課 同形異態		
38	34			
39	35	第15課 随形取態		
40	36			
41	37	呉昌碩 節臨石鼓文		
42	38			
43	39	第16課 集字練習「親物以微」	読一読（読んでみよう）、学一学（学んでみよう）集字提示（集字見本）	異なった紙を使用。原帖×1、臨写×3、マス目に補助線なし
44	40			
45	41	第1課 写字練習	「功」、「物」、「動」	
46	42	白ページ		
47	43	第2課 写字練習	「列」、「制」、「則」	
48	44	白ページ		
49	45	第3課 写字練習	「斯」、「新」、「漸」	
50	46	白ページ		
51	47	第4課 写字練習	「故」、「敢」、「改」	
52	48	白ページ		
53	49	第5課 写字練習	「欲」、「飲」、「飲」	
54	50	白ページ		
55	51	第6課 写字練習	「成」、「我」、「成」	
56	52	白ページ		
57	53	第7課 写字練習	「頂」、「頤」、「顯」	
58	54	白ページ		
59	55	第8課 写字練習	「徳」、「潤」、「身」	
60	56	白ページ		
61	57		「徳潤身」臨写	
62	58	白ページ		
63	59	第9課 写字練習	「右」、「飲」、「感」	
64	60	白ページ		
65	61	第10課 写字練習	「深」、「瑞」、「意」	
66	62	白ページ		
67	63	第11課 写字練習	「波」、「冠」、「随」	
68	64	白ページ		
69	65	第12課 写字練習	「行」、「視」、「経」	
70	66	白ページ		
71	67	第13課 写字練習	「仰」、「彼」、「昶」	
72	68	白ページ		
73	69	第14課 写字練習	「品」、「宮」、「慈」	
74	70	白ページ		
75	71	第15課 写字練習	「其」、「蕩」、「編」	
76	72	白ページ		
77	73	第16課 写字練習	「親」、「物」、「以」、「微」	
78	74	白ページ		
79	75		「親物以微」臨写	
80	76	白ページ		
81	裏表紙裏	あとがき		園窓
82	裏表紙	張旭 郎官石記（部分）		

6年級上				
表1	表紙			
表2	表紙裏	楊梅式 韭花帖(部分)		
1	本トビラ			
2	奥付			
3		亲爱的同学们		
4	目次			
5	目次			
6	2	第1単元 第1課 横画と縦画	书写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、书法园地(書法の園)	見本の点画・文字は顔体による。
7	3			
8	4	第2課 左払いと右払い		
9	5			
10	6	第3課 点と右上払い		
11	7			
12	8	第4課 はねと折れ		
13	9			
14	10	第2単元 第5課 上緊下松(上部が密集)	书写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、书法园地(書法の園)	見本の点画・文字は顔体による。
15	11			
16	12	第6課 左緊右松(左が狭く、右が広い)		
17	13			
18	14	第7課 疏密得宜(疏密を適当に)		
19	15			
20	16	王鐸 礪山峰上		
21	17			
22	18	第8課 集字練習「訥言敏行」	読一読、学一学、集字提示	
23	19			
24	20	第3単元 第9課 上寛下窄(上は広く、下は狭く)	书写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、书法园地(書法の園)	見本の点画・文字は顔体による。
25	21			
26	22	第10課 上窄下寛(上は狭く、下は広く)		
27	23			
28	24	淳化閣帖(部分)		
29	25	第11課 左寛右窄(左が広く、右が狭い)	书写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、书法园地(書法の園)	見本の点画・文字は顔体による。
30	26			
31	27	第12課 左窄右寛(左がせまく、右が広い)		
32	28			
33	29	第4単元 上大下小(上が大きく、下が小さい)		
34	30			
35	31	王羲之 快雪時晴帖		
36	32	王献之 中秋帖		
37	33	王珣 伯遠帖		
38	34			
39	35	第14課 上小下大(上が小さく、下が大きい)	书写要点(写字のポイント)、看看想想(見てみよう考えてみよう)、书法园地(書法の園)	見本の点画・文字は顔体による。
40	36			
41	37	第15課 上下等分		
42	38			
43	39	第16課 集字練習「多見者博」	读一读(読んでみよう)、学一学(学んでみよう)集字提示(集字見本)	
44	40			
45	41	第1課 写字練習	「土」、「正」、「中」、「川」	異なった紙を使用。原帖、臨写×2、マス目に補助線なし。
46	42	白ページ		
47	43	第2課 写字練習	「奉」、「天」、「故」、「道」	
48	44	白ページ		
49	45	第3課 写字練習	「文」、「江」、「以」、「長」	
50	46	白ページ		
51	47	第4課 写字練習	「外」、「官」、「出」、「玄」	
52	48	白ページ		
53	49	第5課 写字練習	「美」、「厚」、「義」、「何」	
54	50	白ページ		
55	51	第6課 写字練習	「河」、「郭」、「政」、「給」	
56	52	白ページ		
57	53	第7課 写字練習	「洗」、「質」、「集」、「姓」	
58	54	白ページ		
59	55	第8課 写字練習	「訥」、「言」、「敏」、「行」	
60	56	白ページ		
61	57		「訥言敏行」	
62	58	白ページ		
63	59	第9課 写字練習	「中」、「内」、「田」、「方」	
64	60	白ページ		
65	61	第10課 写字練習	「九」、「五」、「父」、「赤」	
66	62	白ページ		
67	63	第11課 写字練習	「工」、「牛」、「子」、「手」	
68	64	白ページ		
69	65	第12課 写字練習	「上」、「太」、「氏」、「也」	
70	66	白ページ		
71	67	第13課 写字練習	「曹」、「帝」、「監」、「賢」	
72	68	白ページ		
73	69	第14課 写字練習	「是」、「忠」、「泉」、「萬」	
74	70	白ページ		
75	71	第15課 写字練習	「益」、「李」、「學」、「楚」	
76	72	白ページ		
77	73	第16課 写字練習	「多」、「見」、「者」、「博」	
78	74	白ページ		
79	75		「多見者博」臨写	
80	76	白ページ		
81	裏表紙裏	あとがき		
82	裏表紙	趙佶 草書執扇		扇面

6年級下				
表1	ページ			
表2	表紙裏	文徵明 跋劉中使帖		
1	本トビラ			
2	奥付			
3		亲爱的朋友们		
4	目次			
5	目次			
6	2	第1単元 第1課 左小右大（左が小さく、右が大きい）	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は顔体による。
7	3			
8	4	第2課 左大右小（左が大きく、右が小さい）		
9	5			
10	6	祝允明 佛田賦（部分）		
11	7	第3課 左右均等	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は顔体による。
12	8			
13	9	第4課 左中右の結構		
14	10			
15	11	第2単元 第5課 囲む字の結構		
16	12			
17	13	第6課 半包围の文字の結構（一）		
18	14			
19	15	第7課 半包围の文字の結構（二）		
20	16			
21	17			
22	18	第8課 集字練習「正大光明」	読一读（読んでみよう）、学一学（学んでみよう）集字提示（集字見本）	
23	19			
24	20	第3単元 第9課 平正	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は顔体による。
25	21			
26	22	第10課 方整		
27	23			
28	24	王羲之 黄庭経（部分）、趙孟頫 臨黄庭経（部分）		
29	25	第11課 厚重	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は顔体による。
30	26			
31	27	金農 華山碑冊（部分）		
32	28	第12課 圓勁	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は顔体による。
33	29			
34	30	第13課 寬博舒展		
35	31			
36	32	第14課 拙中見巧		
37	33			
38	34	米芾 苕溪詩卷（部分）		
39	35			
40	36	第15課 正中見奇	書写要点（写字のポイント）、看看想想（見てみよう考えてみよう）、書法园地（書法の園）	見本の点画・文字は顔体による。
41	37			
42	38			
43	39	第16課 集字練習「春華秋実」	読一读（読んでみよう）、学一学（学んでみよう）集字提示（集字見本）	
44	40			
45	41	第1課 写字練習	「時」、「贈」、「頃」、「雅」	異なった紙を使用。原帖、臨写×2。マス目に補助線なし。
46	42	白ページ		
47	43	第2課 写字練習	「加」、「動」、「觀」、「劉」	
48	44	白ページ		
49	45	第3課 写字練習	「部」、「所」、「材」、「解」	
50	46	白ページ		
51	47	第4課 写字練習	「班」、「辯」、「傾」、「衛」	
52	48	白ページ		
53	49	第5課 写字練習	「圖」、「國」、「國」、「國」	
54	50	白ページ		
55	51	第6課 写字練習	「同」、「周」、「風」、「風」	
56	52	白ページ		
57	53	第7課 写字練習	「司」、「府」、「延」、「通」	
58	54	白ページ		
59	55	第8課 写字練習	「正」、「大」、「光」、「明」	
60	56	白ページ		
61	57	写字練習	「正大光明」臨写	円窓
62	58	白ページ		
63	59	第9課 写字練習	「直」、「夫」、「玄」、「軍」	異なった紙を使用。原帖、臨写×2。マス目に補助線なし。
64	60	白ページ		
65	61	第10課 写字練習	「得」、「詞」、「聞」、「興」	
66	62	白ページ		
67	63	第11課 写字練習	「王」、「里」、「相」、「真」	
68	64	白ページ		
69	65	第12課 写字練習	「主」、「少」、「沈」、「州」	
70	66	白ページ		
71	67	第13課 写字練習	「史」、「拜」、「代」、「使」	
72	68	白ページ		
73	69	第14課 写字練習	「月」、「白」、「門」、「河」	
74	70	白ページ		
75	71	第15課 写字練習	「温」、「訪」、「領」、「著」	
76	72	白ページ		
77	73	第16課 写字練習	「春」、「華」、「秋」、「實」	
78	74	白ページ		
79	75	「春華秋実」臨写	扁額	
80	76	白ページ		
81	裏表紙裏	あとがき		
82	裏表紙	董其昌 臨王羲之黄庭経（部分）		



- 
- <sup>1</sup> 「国家教材委员会關於首屆全國教材建設獎獎勵決定」(国教材〔2021〕6号)による。
  - <sup>2</sup> 中華人民共和國教育部ホームページより。(2019年7月1日閲覧)
  - <sup>3</sup> 中華人民共和國教育部ホームページより。(2019年7月1日閲覧)
  - <sup>4</sup> 原文は次の通り。「一、2015年秋季学期,小学三年級書法課程使用《2015年義務教育書法教育用書目録》中公布的教材。二、義務教育《書法練習指導》選用工作應嚴格按照《中小學教科書選用管理暫行辦法》進行。三、各地要做好新教材使用培訓工作,提高教師理解和把握教材的能力,確保書法課程順利實施。」
  - <sup>5</sup> 原文は次の通り。「請于2015年六月底前將2015年秋季学期本省(区、市)《書法練習指導》選用情況報送我部基礎教育二司。」
  - <sup>6</sup> 原文は次の通り。「一、義務教育國家課程各學科使用《2016年義務教育教學用書目録》(見附件)公布的教材。」
  - <sup>7</sup> 原文は次の通り。「1. 義務教育國家課程相關學科(除道德與法治、語文、歷史和小学科学之外)仍使用《2016年義務教育教學用書目録》」
  - <sup>8</sup> 原文は次の通り。「1. 義務教育國家課程各學科使用《義務教育國家課程教學用書目録》中的教材。道德與法治、語文、歷史全部使用統編教材。」
  - <sup>9</sup> 『基礎教育課程』2015年4月(上半月刊)、總第151期
  - <sup>10</sup> 原文は次の通り。「面向全体,強調教材的基礎性與普及性。」
  - <sup>11</sup> 原文は次の通り。「強調特色,偏重技能訓練與素養提升。」
  - <sup>12</sup> 原文は次の通り。「遵循規律,尊重小学生認知特点。」
  - <sup>13</sup> 「讓每一個學生写好漢字——北師版『書法練習指導』編寫宗旨與特色」(『基礎教育課程』2015年4月(上半月刊)、總第151期)
  - <sup>14</sup> 原文は次の通り。「在範本的選擇上,首先選擇了平正、謹嚴一路的歐體楷書,為初學書法的學生打下良好的用筆與結構的基礎。」
  - <sup>15</sup> 原文は次の通り。「到小学高年級階段,教材選擇了結體寬博的《顏勤禮碑》作為範本,一方面在技巧上與歐體形勢互補,一方面進一步提昇學生的書法審美能力。」
  - <sup>16</sup> 『基礎教育課程』2015年4月(上半月刊)、總第151期
  - <sup>17</sup> 原文は次の通り。「書法知識的選擇上,盡量做到由淺入深、由易到難,逐步加深學生對中華民族審美傳統的領悟。」
  - <sup>18</sup> 『基礎教育課程』2015年4月(上半月刊)、總第151期
  - <sup>19</sup> 原文は次の通り。「從臨摹的方法上,低年級以摹為主,以臨為輔,高年級則不斷加強臨寫的比重。」
  - <sup>20</sup> 『基礎教育課程』2015年4月(上半月刊)、總第151期
  - <sup>21</sup> 原文は次の通り。「在臨寫實踐中,本套教材按照以書寫筆畫為起點,從結構簡單的字到結構複雜的字,從單字練習到集字練習的順序,循序漸進、科學編排。」



## 第8章 写字書法教育を担当する教員の養成

本章は2013年に『指導綱要』が發布された後の中華人民共和国の小学校、中学校、高等学校において写字書法教育を担う教師をどのように確保しているのか、養成しているのかを明らかにすることを目的とする。

そこで、教師になる資格である教師資格証について関連法規に基づき整理し、教員養成の現状を考察する。その後、小学校、中学校、高等学校での写字書法教育を担う人材をどのように確保するのか、どのように養成していくのかについて、インタビューにより得られた情報をもとにまとめたい。そのことにより、今後の中華人民共和国における写字書法教育を担う教員養成の展望が見えてくるのではないかと考える。

では、第4、5章で述べたように、小学校、中学校、高等学校で写字書法教育が実施されることになっている中華人民共和国において、その授業を担当する教師はどのように養成されているのか考察していきたい。

## 一 中華人民共和国の教員の学歴・資格要件

### ①学歴要件

中華人民共和国の幼稚園から高等学校に至る教員の教員資格に関しては、『中華人民共和国教師法』（以降、『教師法』と表記）（1993年）、『教師資格条例』（1995年）『教師資格条例実施弁法』（2000年）によって定められている。以下、これら教育法規および通知をもとに、中華人民共和国における教員の学歴・資格要件をまとめていきたい。

『教師法』は1993年10月31日に第8回全国人民代表大会の常務委員会の第4回会議で採択され、1994年1月1日より実施となった教師に関する基本法である。同法第10条には次のようにある。<sup>1</sup>

第10条 国家は教師の資格要件の制度を実施する。

中国公民は憲法と法律を遵守し、教育事業を熱愛し、良好な思想と人格、品行を具え、本法律規定に定める学歴あるいは国家の教師資格試験に合格した者、教育教学の能力があり、合格と認定された者は、教師資格を取得することができる。

『教師法』第10条により日本の教員免許に相当する「教師資格」が位置づけられ、その「教師資格」を「教師資格試験」によって取得できることが述べられている。

その教師資格取得の学歴要件については、『教師法』第11条には次のようにある。<sup>2</sup>

第11条 教師資格を取得するために具えていなければならない学歴は、

- (一) 幼稚園の教師資格を取得するには、幼児師範学校卒業およびそれ以上の学歴を具えていなければならない。
- (二) 小学校の教師資格を取得するには、中等師範学校卒業およびそれ以上の学歴を具えていなければならない。
- (三) 初級中学教師、初級職業学校文化課・専門課の教師資格は、高等師範専門学校あるいはその他の単科大学卒業およびそれ以上の学歴を具えていなければならない。
- (四) 高級中学校（高等学校に相当）の教師資格と中等専門学校、技工学校、職業高等学校文化課、専門課の教師資格を取得するには、高等師範学校本科（学部）に相当）あるいはその他の大学の本科およびそれ以上の学歴を具えていなければならない。中等専門学校、技工学校と職業高等学校の学生実習指導の教師資格を取得するために具えていなければならない学歴は、国务院教育行政部門の規

定による。

(五) 高等学校（大学に相当）の教師資格を取得するには、研究生あるいは大学学部卒業の学歴を具えていなければならない。

(六) 成人教育の教師資格を取得するには、成人教育の段階、種類に基づき、区別して高等学校、中等学校卒業およびそれ以上の学歴を具えていなければならない。

本法規定の教師資格の学歴を具えていない公民は、教師資格の取得申請をし、かならず国家教師資格試験を通らなければならない。

国家教師資格試験制度は国務院が規定する。

このように、『教師法』第11条において、各校種の教師資格取得の学歴要件が明確に示されている。

また、『教師法』の後、『教師法』の下位法規として『教師資格条例』が制訂されている。その『教師資格条例』には次のようにある。<sup>3</sup>

第5条 教師資格を取得した公民は、該当ランクおよびそれ以下のランクの各種学校とそのほかの教育機関で教師を担当することができる。しかし、中等職業学校実習指導教師の資格を取得した公民は中等専門学校、技工学校、職業高級中学校あるいは初級職業学校の実習指導教師を担当することができる。高級中学校の教師資格と中等職業学校の教師資格は相互に通用する。

さらに、2000年9月23日公布された『教師資格条例』実施規定（中華人民共和國教育部令第十号）の第7条にも「中国公民は本規定に基づき教師資格を申請・認定するには『教師法』規定の相応の学歴を具えていなければならない。」<sup>4</sup>とある。

では、以上を基に小学校から高等学校までの教員の学歴・資格要件についてまとめたい。

小学校の教師は、中等師範学校以上の学歴を必要とする。中等師範学校とは、後期中等教育レベルであり日本の高等学校相当の学歴であると考えればいい。普通高等学校ではなく、教員養成のための中等師範学校で学ぶということが小学校教師の最低学歴・資格要件である。しかし、現在は高等教育つまり大学卒業以上の小学校教師が増えている。また、中華人民共和國の小学校は、教科担任制であり、日本のように複数教科を教えるわけではない。

中学校の教師は、大学専科、日本でいう短期大学卒業以上の学歴が必要となる。

高等学校の教師は、大学本科、日本でいう大学学部卒業（学士）以上の学歴が必要となる。

中華人民共和國では後期中等教育段階の中等専門学校、高等教育段階の大学、学院、高等専科学校として教員養成をおこなう機関が設置されている。2002年時点で、中等専門学校のうち小学校の教員養成を主としておこなう中等師範学校は383校あるという。さらに、約54万人が在籍しているという。高等教育段階における教員養成系に分類される高等教育機関は大学・学院が118校、高等専科学校が85校で、合計203校あり、在校生は合計約154万人だという。<sup>5</sup>しかし、近年、中等専門学校、高等教育段階専科課程、高等教育段階本科課程の三段階での教員養成から高等教育段階専科課程、高等教育段階本科課程の二段階への移行がすすんでいる。この学歴要件の格差が小学校、中学校の教員の社会的評価の低さを生み出しているのかもしれない。

## ②資格要件——師範類か非師範類か

『教師法』第18条に「非師範系の学校は小中学校の教師を養成し育成する任務を担う

べきである。」<sup>6</sup>ともあるように、中華人民共和国においては普通高等学校（大学）へ教員養成の開放が進んできた。そのなかで、師範系と非師範系という区別が生まれることになる。そして、その二つについて、『教師資格条例』実施規定では、「第16条 各レベル各種学校の師範教育類専攻の卒業生は卒業証書を有すことを以て、教職についた学校の所在地あるいは戸籍の所在地にある教師資格認定機構に申請し直接相応の教師資格を認定されることができる。」<sup>7</sup>ということになっている。

つまり、中華人民共和国において、教員として学校教育で教壇に立つには、2つのルートがあるということになる。一つがいわゆる師範類といわれる卒業後教師資格証（日本の教員免許状に相当）をとれる専攻を卒業するルート、もう一つが非師範類の専攻を卒業後、教師資格試験という試験をクリアして教師資格証を受け取るルートである。また、中華人民共和国では教師資格証取得後も日本の公立学校のように自治体等で統一された教員採用試験はなく、個別の学校の採用を受けなければならない。そして、学校により待遇にも大きな差があることが多い。教員になるためには、卒業後、就職活動をしなければいけないと考えればいだろう。

では、師範類と非師範類について、教員養成を主に担う師範大学についてまとめたい。中華人民共和国の高等教育機関は、中央（国、教育部）所管の大学と地方（各省および北京、上海、天津、重慶の直轄市）の大学がある。北京師範大学（北京）、華東師範大学（上海）、東北師範大学（長春）、華中師範大学（武漢）、陝西師範大学（長安）、西南師範大学（重慶）は中央所管の師範大学であり、首都師範大学、上海師範大学などその他の師範大学は、地方所管の師範大学である。予算的には一般的に中央所管の大学が有利であるといえる。しかし、中央所管の大学は研究志向が強く、教員養成教育の充実には力をいれないケースも見られるという。<sup>8</sup>一方で地方所管の師範大学は、地方教育行政と結びついた教員養成について充実した実践を行っている大学も多く見られるという。

中央所管の師範大学の一つの例を挙げると、華東師範大学は、教育部直属の高等教育機関であり、師範大学であるが、2004年段階で59の本科の専攻中40が教員養成を目的としない非師範類の専攻であるという。<sup>9</sup>

総合大学等でも教員養成がおこなわれている。例えば蘇州大学では、英語専攻とともに英語（教員養成）専攻を開設しているという。共通科目や専門基礎科目は同様であるが、英語専攻では専門教育科目としてビジネス英語の教育に力を入れ、英語（教員養成）専攻は、教育学、心理学、現代教育技術、教員口語表現といった科目が課せられているという。<sup>10</sup>

師範大学というのは、本来、教員養成を目的としていた大学ではあったものの、時間が経つにつれ、非師範類の専攻が設置され、師範大学のなかに師範類の専攻と非師範類の専攻が混在するという、師範大学の総合大学化状態になっている。実際に師範大学の半数以上は非師範類の専攻となり、師範大学は「normal university」と英訳される。そのなかで、現在、中華人民共和国の教員養成が師範大学以外にも開放されてきており、師範大学以外の一般大学においても教師資格証を卒業後取得できる教師資格課程が設置されてきているという。

## 二 「教師資格証」の今後

次に中華人民共和国の「教師資格証」について見られる新しい動きを確認し、今後の一つの方向性を確認したい。

「教師資格証」について、『教師資格条例実施弁法』（2000年）に基づいて考えると、「教師資格証」つまり、教師資格の認定は各省・直轄市の教育行政部門がおこなう試験（ペーパーテスト、面接、模擬授業等）を経ておこなわれ、非師範類専攻卒業生は各省・直轄市の試験を受験し、合格することによって教師資格証が取得できる。しかし、

師範類の卒業者は卒業証書をもって直接に教員資格が得られる。つまり、卒業すれば免許取得できるということになる。

しかし、2013年8月15日に「教育部教育部關於印發『中小學教師資格考試暫行弁法』『中小學教師資格定期注冊暫行弁法』的通知」が通知され、『中小學教師資格考試暫行弁法』（教師[2013]9号）<sup>11</sup>（以降、『暫行弁法』と表記）が公布された。この『暫行弁法』によって、今後教師資格試験の在り方が変わっていく可能性が高い。以下、『暫行弁法』に基づき今後の教師資格証の資格要件に変化について見ていきたい。

まず、『暫行弁法』について、その適応範囲はすべての地域ではなく、「第3条 教師資格試験改革を試験的におこなう役目を担う省（区、市）の組織は教師資格試験を実施するにあたり、本規定を適用する。」<sup>12</sup>とあるように、教員資格試験改革を試験的におこなうことになっている地域に適応される。その『暫行弁法』第6条で「以下の基本条件に合致する者が、教師資格試験に出願・参加できる。」<sup>13</sup>とし、その（四）に「『教師法』規定の学歴要求に合致すること。」<sup>14</sup>という条件が挙げられている。学歴要件については、前述の通り高学歴化は進みつつも必要学歴は『教師法』規定の通りである。

しかし、教師資格試験について、次のようにある。

第4条 教師資格試験に参加し合格することは教職に就くことを許可する前提条件である。幼稚園、小学校、中学校（初級中学）、普通高等学校（普通高級中学）、中等職業学校の教師と中等職業学校の実習指導教師資格を申請する者は必ず分かれて該当する類別の教師資格試験に参加しなければならない。<sup>15</sup>

この『暫行弁法』が全国的に適応されるようになったならば、この第4条により、師範類と非師範類の区別がなくなり、すべての教職を目指す者が教師資格試験を受験しなければならないことになる。それは、次の『暫行弁法』第8条を見ても明らかである。

第8条 試験的に実施する省で試験的作業の始動前にすでに入学していた全日制の普通大学師範類専攻の学生は、卒業証書を以て直接相応の教師資格認定を申請できる。試験的作業の始動後に入学した師範類専攻の学生は、中小學教師資格を申請し教師資格試験に参加しなければならない。<sup>16</sup>

この動きが試験的動きから全面実施の動きとなったならば、今後、教師資格を得るためには師範類、非師範類の専攻いずれにせよ教師資格試験を受けることになるのかもしれない。

### 三 誰が学校における写字書法教育を担うのか——インタビューによるアプローチ

前述のように、小学校、中学校、高等学校では教育法規によってきちんと写字書法教育が位置づけられている。問題はその写字書法教育をだれが担当するのか、教えるのか、ということだろう。この問題へのアプローチとしてインタビューを、2016年8月、中国北京市と武漢市で実施した。wechat等のニュースでは53万人もの書法教員が必要になるという情報が流れているが、新たに53万人の書法教員をこれから学校現場に派遣するという事は、どう考えても現実的ではない。

インタビューは、①政府、②大学、③民間（書法家協会）の各関係者へ実施した。具体的に、①は教育部基礎教育改革専門委員会委員であり『指導綱要』制訂に中心的に関わった華中師範大学の雷実教授にインタビューをおこなった。②は北京師範大学の倪文東教授、鄧宝劍教授、虞曉勇副教授、北京語言大学の朱天曙教授、首都師範大学の甘中

流教授、華中師範大学の陳龍海教授、北京城市学院常務副院長の田培源教授、北京書法学校の李佳常務副校長にインタビューをおこなった。③としては、北京書法家協会首席の林岫氏、北京書法家協会副主席の胡濱氏（北京城市学院書法師範学院院长、北京書法学校校長）、北京海淀区書法家協会首席の周持氏、北京朝陽区書法家協会副主席の劉楣洪氏にインタビューをおこなった。当然、一人で政府の委員と大学教員を兼任するような立場の人もおり、明確に大学教員か書法家協会の役員か等と分けて考えられるわけではない。しかし、可能な限り発言の立場を明確にさせたいという質問し回答をお願いした。なお、今回おこなった調査のスケジュールは表 8-1「インタビュースケジュール」にまとめた。

### ①中華人民共和国政府の取り組み

雷実教授は、中華人民共和国教育部基礎教育課程改革専門家委員会の委員であり、中華人民共和国教育部中小學教材審查委員會の委員として『書法練習指導』の審査にあたった人物でもある。雷実教授に実施したインタビューについて、政府として小学校における書法を担当する教員をどのように確保する方針なのかを中心にまとめた。

雷実教授によると、小・中学校の書法の授業の教科書は、教科書を使って練習できるように編集しており、専門の教員でなくても教えられるという。もしも教材費に余裕がある地域、学校であるならば練習帳を買ってさらに深く学習できるし、教材費に余裕がない地域、学校であるならば無償で配布される教科書によって学習ができるという。また、教員となるには教師資格証を試験によって得なければならないが、臨時の書法教師ということであるならば、教師資格証がなくても教えることができるようにされているという。高等学校においては、教師資格証がなくても専門的な内容については教えることができるという。

まずは、雷実教授へのインタビューを通して、政府として、書法を専門的に教える教員を新たに大量採用するということはなさそうであり、基本的には現職の教員が対応すると政府は考えていると考えてよさそうだと確認できた。

### ②中華人民共和国北京市の大学における書法の教員養成

次に、首都である北京の大学で書法を担当している教員の方々に実施したインタビュー中、小・中学校の書法教員の養成をどのように考えているのかという点にしぼりまとめていきたい。インタビューを実施したのは北京語言大学、首都師範大学、北京師範大学、華中師範大学である。ただし、華中師範大学には書法の授業を担当する陳龍海教授がいるものの、書法専攻または書法専攻に類するコースの学生を募集していない、つまり書法を専攻する学生がいないため、本研究においては取り上げず、残りの3校についてまとめていきたい。

#### 首都師範大学

甘中流教授は、『中国書法批評史』<sup>17</sup>を著したことで知られる。また、甘中流教授は深く関わっていないようであるが、首都師範大学は、歐陽中石氏を監修者とし、首都師範大学の学生を中心に教科書『書法練習指導』を編集発行している。北京師範大学は創立当初には、啓功氏が深く関わっているのに対し、首都師範大学は歐陽中石氏が深く関わっている。また、北京師範大学は国家重点大学なのに対し、首都師範大学は北京市の



大学である。さらに、首都師範大学の書法専攻は学部をもたず、修士、博士課程のみである。驚くべきは修士、博士の学生の人数で、現在 300 名程度が在籍しているという。教師は 12 名ということなので、教師 1 人が平均 25 名程度の学生の指導をしていることになる。

首都師範大学修士課程は、実技の授業としては、篆書、隸書、楷書、行書、草書の五体の臨書および創作をおこない、篆刻および国画（中国画）基礎の授業がある。理論の授業としては、書法史、書法古代理論（書論）、書法文献学、書法文化、書法と文字、芸術学、美術学と原理といったものがあるという。しかし、写字書法教育に関する教科教育の授業は見られない。

甘中流教授にも、小・中学校における書法の授業を担当する教員について、どう考えているのか聞いてみた。首都師範大学の卒業生はあまり義務教育課程の教員を志望しないという。それは教員の社会的地位や待遇がよくないからであるという。修士以上の学歴を持った者は小・中学校の教員になるのを避けるということだろうか。また、小中学校の書法の授業には専門の教員は必要ではなく、書法の文化的基礎をもった語文や体育の教員が書法の授業を担当すればいいと考えているようである。

### 北京語言大学

北京語言大学は、2010 年に修士の募集を開始し、2016 年に博士の募集を開始、さらには 2017 年からは学部の学生を募集している。

北京語言大学の書法教育の特徴は、①創作と理論研究の兼修、②書法と篆刻の兼修、③書法篆刻文献整理と論文執筆、④中国書法の対外教育と海外交流、にあるという。多くの文献整理や学術研究をし、自身も作品制作をしている朱天曙教授ならではの教育内容であり、北京語言大学の特徴を活かした書法教育が実施されている。

学部で実施されている書法の授業としては、篆書、隸書、楷書、行書、草書の臨書および創作、篆刻の授業としては、古璽、漢印、流行印の摹刻、理論研究としては、書法史、書論といった書法理論、篆刻史、印論といった篆刻理論、画論の授業がおこなわれるという。また、詩詞や題跋、字号、古代文化についての文化課程も開講され、学部 4 年生以降は、碑法帖についてもテーマ研究、展覧会研究、海外書法研究がおこなわれているという。

朱天曙教授に、修士課程の卒業生の卒業後を聞いたところ、美術館、出版社、オークション会社、大学教員、大学院進学が多いという。小・中学校の教員を希望する学生はこちらでも多くはなさそうである。

### 北京師範大学

北京師範大学は、芸術与伝媒学院に書法系を設置しており、毎年学部 11 人、修士 10 人程度、博士 1 人を募集している。学部は 11 人の定員に対し、約 800 人が応募するという師範類書法教育の名門校である。義務教育における教科書『書法練習指導』も編集しており、そのシェアは全体の 3 分の 1 を超えているという。

北京師範大学では書法系の授業としては、文字学（漢字学）、臨摹（篆書、隸書、楷書、行書、草書）、創作（篆書、隸書、楷書、行書、草書）、文芸美学（西洋）、書法史、古代書法理論（書論）、書法教育法、篆刻、中国画といった授業が開講されており、書法教育の授業が開講されているのは特筆すべきである。

小・中学校の書法の授業を担当する教員の養成について、北京師範大学の附属小学校、中学校では 3 人の書法を専門とする教員を置いているという。そして、他の学校でも専

門の書法の教員を置くのが理想だという。ただし、学校によって環境が違うため、一般的には語文や美術の先生が兼任で書法を教えることになるだろうという。実際、北京師範大学では継続教育と教師培訓学院が、長期休暇を利用した現職教員に対する書法教育の特別授業を実施している。

北京師範大学書法系の卒業生はどのような進路を選んでいるのだろうか。聞いてみると、小・中学校の教員、出版社、オークション会社、美術館、進学であるという。北京師範大学では小・中学校の教員に就職する卒業生もいるようである。

### 中華人民共和国の大学における教員養成

中華人民共和国で書法教育をおこなっている大学は、学院系と師範系、総合系に分けられるといい。学院系の代表格は、北京市にある中央美術学院、杭州市にある中国美術学院である。学院系は日本でいう美術大学に相当するものである。学院系の大学は基本的には芸術家、書法家を目指す学生が多く、現代的要素が強い創作をする傾向がある。創作、美学といった面は強いが、一方で文字学、歴史学、文化面は弱いという傾向がある。そのため、今回のインタビューにおいては、時間もかぎられていたこともあり、学院系の大学にインタビューはおこなわなかった。今回インタビューの対象にした師範系の大学としては、北京師範大学、首都師範大学が挙げられ、北京語言大学は総合系の大学である。

これまで中華人民共和国においては、好景気やとりまく文化環境の恩恵を受け、書法家は作品の売買によって生活ができるという経済的に恵まれた環境にある。そのため、とりわけ小・中学校の教員という道を選ぶ者は決して多くはなかった。これには、学歴要件からくる小・中学校の教員の社会的地位の低さ、経済的待遇の低さも影響しているだろう。現在、いろいろな大学が書法専攻（コース）の学生募集定員を増やしており、新しく専攻（コース）をつくる大学も見られる。こうした環境の変化や中国経済の変化や教員の社会的地位、経済的待遇の変化によって、今後、学校の教員を目指す書法専攻（コース）の学生が増えていくのかもしれないが、今回のインタビューにおいては、北京師範大学を除き、積極的に義務教育における教員を志望する書法専攻の学生は確認できなかった。

また、各大学において開設されている授業を見ると、日本に比べ篆刻の比重が高く、中国画、美学といった日本では美術に分類される内容も学ぶ点に特徴がある。最もこれらは詩書画印の四絶を至上とする中国書法の伝統を継承しているともいえる。さらに、教育法の授業が今回インタビューした大学においては、北京師範大学を除き見られなかった点も非常に興味深い。

### ③書法家協会の取り組み

林岫北京書法家協会主席、田培源北京城市学院常務副校長、胡濱北京書法学校校長他、北京市各区の書法家協会の主席、副主席等から得た情報もまとめておきたい。

北京城市学院は、民間の資金提供による私立大学である。北京に大学は60以上あり、その中でどのように特色を発揮していくか、ということに頭を悩ましている様子だった。また、北京で唯一の書法教育の教員養成を北京書法学校と連携しすすめているという発言もあった。在籍する学生は80%以上が北京市出身者であるという。

北京書法学校は、北京で唯一の教育部から許可がおりた書法を学ぶ私立の専門学校であるという。北京城市学院と連携し、北京城市学院の生徒に対する書法教育の教員教師

をおこなう。2016年は70名が在籍し、書法学校は書法技術を教育し、北京城市学院は書法以外の教養関係を担当するという。

また、北京各区の書法家協会の中に教育担当の委員会があり、さらに中国書法家協会、全国の書法家協会にも教員担当の委員会があり、その教育委員会での連携がおこなわれているということが確認できた。そして、北京市内各区の書法家協会の教育委員会に所属しているのは、学校で書法を教えている教員であるということを知ることができた。

また、すでに北京市のほとんどの小・中学校にて書法の授業が実施されており、そのため、書法の教師が圧倒的に不足しているようである。ただし、政府が出資し、北京市で20名ほどの書法の兼職教員を養成し、その教員が各学校を巡回するということも実施されているようである。

この情報交換会でまず確認できたのは、北京市では1504校のほとんどの小・中学校において書法の授業が実施されているということだった。また、北京城市学院と北京書法学校が連携して小・中学校の教員を養成しているという。書法に関する内容を専門学校である北京書法学院が担当し、その他の授業を大学である北京城市学院が担当するという連携の事例も確認できた。さらに、北京市書法家協会には、書法教育に関する委員会があり、この委員会に所属する数十名の教員が北京市の小・中学校の数校で分担して書法の授業を担当しているという。また、北京市書法家協会が1か月ごと、北京市の現職教員を集め、書法教育のセミナーを実施しているようである。

## 本章のまとめ

今回のインタビュー調査では、小・中学校の書法の授業に関しては、基本的に現職の語文、美術、体育といった、いわゆる他教科の教員が書法の授業を担当することになるのではないかと、という方向が確認できた。そして、北京師範大学では、現職教員のための書法練習のセミナーを開講し、北京書法家協会のように書法家協会が現職教員のためのセミナーを開いたり、書法家協会の書法教育委員会のメンバーを中心に複数の小・中学校の授業を分担して教えたりしているという取り組みも確認できた。この動きは政府の考える方向とも一致している。

また、中華人民共和国の大学の書法専攻は学校教育（大学を除く）における写字や書法の教員養成を目的としておらず、北京師範大学を除けば、書法専攻において写字教育、書法教育という教科教育の授業が開講されていることが確認できなかった。また、中華人民共和国では教科教育という学問領域に写字書法教育は含まれていない。しかし、北京城市学院や北京書法学校といった専科大学は書法の教員に熱心であるという構造だった。重点大学や著名な大学に進学する学生は、小、中、高等学校の教員よりもより待遇のよい職業を目指すというのは当然のことなのかもしれない。現在、多くの大学で書法専攻が開設されており、その中で単科大学や地方の師範大学を始めとする大学を中心に写字書法教育を担う教員を目指す学生が増えていくのかもしれない。

2013年1月8日に教育部より『中小学書法教育指導綱要』を附した「教育部關於印發『中小学書法教育指導綱要』的通知」が通知された。この通知部分に書法教育を担当する教員について次のように述べられている。

2. 書法教師チームづくりを強化すること。だんだんと語文の教師を主体とし、専任兼任が一緒になった書法教師チームを形成すること。書法教師の養成に力を注ぎ、教師が『指導綱要』を研究し学ぶチームを組織し、その基本的要求を把握し、教師の書法教育の教学の専門的能力を高める。小中学校の語文教師はだんだんと書

法も兼ねて教えられるようになるべきである。師範大学は学生の書法教育の能力の養成を重視する必要がある。

学校は自身の学校の優秀な書法教師の特技を十分に発揮させ、学校全体の教師の写字レベルが向上するように指導し導かなければならず、学校の書法教育の教学レベルを全体的に高めるための条件をつくらなければならない。書法教育の学術団体の作用を十分に発揮しなければならない。学校は専門の書法家、書法教育への従事者、書法の特技を有した者等を、兼任の指導教員としてもよい。<sup>18</sup>

この記述からも明らかなように、これから新しく書法の専任教員を採用するというよりも語文を中心とした現職の教員で対応する、または兼任で書法の教員を採用し書法教育を担当させるという方向が考えられる。

では、これまでまとめたことを基にし、学校教育における写字書法教育を担う人材の養成について、私見をまとめたい。目下、とりわけ小学校、中学校の写字書法教育の授業は語文の教員を中心にその他他教科の教員や時に書法を専門とする兼任教員が写字書法教育を担当することになるであろうと思われる。それにともない、現職の教員に対する教育が、国や地方行政組織や大学や書法家協会等様々な場面でおこなわれていくだろうと思われる。今後は、もちろん大学で小中学校の書法教育を中心として担う人材の養成がおこなわれるであろうが、その中心となる大学は、国家重点大学では一部の書法教育に重点をおいている大学で、その他に大学のレベルとしては上位ではない単科大学を中心とした大学、地方の師範大学や美術学院等が担っていくのではないかと推測できる。ただ、書法のみを担当する教員として専任で採用となるケースは稀で、北京市の例に見られるような、一人で複数校を担当したり、書法以外の授業も担当したりするようなかたちで、書法教育に携わっていくのではないかと思われる。重点大学や上位の大学にある書法の専攻の学生は、より小中学校の教員の待遇や社会的地位が向上しない限り、小中学校の教員に積極的になろうとするのは、当面考えられないのではないだろうかとも思われる。

表 8-1 インタビュースケジュール

※表中の肩書はインタビュー当時のものである。

月日（曜日）	インタビュー対象者およびインタビュー場所
8/27(土)	場 所：北京書法学校 中華人民共和国側参加者： 林 岫（北京書法家協会首席、北京城市学院書法師範学院名誉院長、学術委員会主任） 田培源（北京城市学院常務副院長） 胡 濱（北京書法家協会副主席、北京城市学院書法師範学院院长、北京書法学校校長） 周 持（北京海淀区書法家協会首席、北京城市学院書法師範学院客員教授） 劉楣洪（北京朝陽区書法家協会副主席、北京城市学院書法師範学院客員教授） 虞曉勇（北京師範大学芸術与伝媒学院書法系副教授、北京城市学院書法師範学院客員教授） 李 佳（北京書法学校常務副校長） 宋 璋（通訳）
8/28(日)	相 手：首都師範大学・甘中流教授 場 所：キャンパス内甘教授書斎
8/29(月)	相 手：北京語言大学・朱天曙教授 場 所：朱天曙教授別荘
8/30(火)	相 手：華中師範大学・陳龍海教授、 場 所：華中師範大学国際交流所会議室
8/31(水)	相 手：華中師範大学・雷実教授（教育部基礎教育改革専門委員会委員） 場 所：華中師範大学国際交流所会議室
9/1(木)	相 手：北京師範大学・倪文東教授、鄧宝劍教授 場 所：北京師範大学書法系研究室

<sup>1</sup> 原文は次の通り。「第十条 国家实行教师资格制度。中国公民凡遵守宪法和法律，热爱教育事业，具有良好的思想品德，具备本法规定的学历或者经国家教师资格考试合格，有教育教学能力，经认定合格的，可以取得教师资格。」翻訳に当たっては黒沢惟昭、張梅『現代中国と教師教育—日中比較教育研究序説』(明石書店、2000年5月)所収の抄訳を参考にしたが、大幅に変更を加えている。以下、『中華人民共和国教師法』の翻訳に当たっては同書を参考にしている。また、原文は、[http://www.gov.cn/banshi/2005-05/25/content\\_937.htm](http://www.gov.cn/banshi/2005-05/25/content_937.htm) (2017年8月16日閲覧)によった。

<sup>2</sup> 原文は次の通り。

第十一条 取得教师资格应当具备的相应学历是：

- (一) 取得幼儿园教师资格，应当具备幼儿师范学校毕业及其以上学历；
- (二) 取得小学教师资格，应当具备中等师范学校毕业及其以上学历；
- (三) 取得初级中学教师、初级职业学校文化、专业课教师资格，应当具备高等师范专科学校或者其他大学专科毕业及其以上学历；
- (四) 取得高级中学教师资格和中等专业学校、技工学校、职业高中文化课、专业课教师资格，应当具备高等师范院校本科或者其他大学本科毕业及其以上学历；取得中等专业学校、技工学校和职业高中学生实习指导教师资格应当具备的学历，由国务院教育行政部门规定；
- (五) 取得高等学校教师资格，应当具备研究生或者大学本科毕业学历；
- (六) 取得成人教育教师资格，应当按照成人教育的层次、类别，分别具备高等、中等学校毕业及其以上学历。

不具备本法规定的教师资格学历的公民，申请获取教师资格，必须通过国家教师资格考试。国家教师资格考试制度由国务院规定。

<sup>3</sup> 原文は次の通り。「第五条 取得教师资格的公民，可以在本级及其以下等级的各类学校和其他教育机构担任教师；但是，取得中等职业学校实习指导教师资格的公民只能在中等专业学校、技工学校、职业高级中学或者初级职业学校担任实习指导教师。高级中学教师资格与中等职业学校教师资格相互通用。」原文は以下、[http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe\\_620/200409/3178.html](http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_620/200409/3178.html) (2017年8月16日閲覧)によった。

<sup>4</sup> 原文は次の通り。「第七条 中国公民依照本法申请认定教师资格应当具备《教师法》规定的相应学历。」原文は以下、[http://www.gov.cn/bumenfuwu/2012-11/15/content\\_2600413.htm](http://www.gov.cn/bumenfuwu/2012-11/15/content_2600413.htm) (2017年8月16日閲覧)によった。

<sup>5</sup> 『世界の教員養成 I—アジア編』(日本教育大学協会編、2005年9月、学文社)のデータに基づく。

<sup>6</sup> 原文は次の通り。「非师范学校应当承担培养和培训中小学教师的任务。」

<sup>7</sup> 原文は「第十六条 各级各类学校师范教育类专业毕业生可以持毕业证书，向任教学校所在地或户籍所在地教师资格认定机构申请直接认定相应的教师资格。」

<sup>8</sup> 『世界の教員養成 I—アジア編』(日本教育大学協会編、2005年9月、学文社)より。

<sup>9</sup> 『世界の教員養成 I—アジア編』(日本教育大学協会編、2005年9月、学文社)より。

<sup>10</sup> 『世界の教員養成 I—アジア編』(日本教育大学協会編、2005年9月、学文社)より。

<sup>11</sup> 『暫行弁法』については、張月氏よりご教示いただいた。本弁法は日本語に訳すならば、「中小学教师教师资格考试暂定实施规定」と翻訳できるが、法規名でもあるので、そのまま日本漢字になおすにとどめた。

<sup>12</sup> 原文は「第三条 承担教师资格考试改革试点的省(区、市)组织实施教师资格考试，适用本弁法。」

<sup>13</sup> 原文は「符合以下基本条件的人员，可以报名参加教师资格考试：」

<sup>14</sup> 原文は「符合《教师法》规定的学历要求。」

<sup>15</sup> 原文は「第四条 参加教师资格考试合格是教师职业准入的前提条件。申请幼儿园、小学、初级中学、普通高级中学、中等职业学校教师和中等职业学校实习指导教师资格的人员须分别参加相应类别的教师资格考试。」

<sup>16</sup> 原文は「第八条 试点省份试点工作启动前已入学的全日制普通高校师范类专业学生，可以持毕业证书申请直接认定相应的教师资格。试点工作启动后入学的师范类专业学生，申请中小学教师资格应参加教师资格考试。」

<sup>17</sup> 人民美術出版社、2016年3月

<sup>18</sup> 原文は「加强书法教师队伍建设。要逐步形成以语文教师为主体、专兼职相结合的书法教师队伍。要加强书法教师的培训，组织教师研学《指导纲要》，把握其基本要求，提高教师的书法教育教学专业能力。中小学语文教师应逐步达到能兼教书法。师范院校要重视培养师范生的书法教育能力。

学校要充分發揮本校優秀書法教師的專長，指導和引領學校全體教師提高書寫水平，為整體提高學校書法教育教學水平創設條件。要充分發揮書法教育學術團體的作用。學校可以聘請書法家、書法教育工作者、有書法專長的家長等作為兼職指導教師。」

## 第9章 日本および中華人民共和国の小学校における書教育の目標の変遷とキー・コンピテンシー

本章においては、これまでの考察を踏まえた上で、日本と中華人民共和国の小学校における書教育の目標の変遷について概括し、両国の現代の書教育に至る変化の要点を明らかにしていきたい。そのうえで、中華人民共和国の小学校の写字書法教育の研究の考察を通して、これからの日本の小学校の書写教育について考えてみたい。なお、本研究で用いる書教育は、日本の書写書道教育、中華人民共和国の写字書法教育を包括した意味で用いている。

日本の小学校の書写教育の目標の変遷については、日本の昭和22年度版の『学習指導要領』から平成29年度版の『学習指導要領』までの冒頭に示された目標、各学年の硬筆、毛筆の目標にみられる用語について、該当するものをまとめた表9-1を材料としておこなっていく。表にまとめるにあたっては、各学習指導要領を参照するとともに、『明解書写教育』<sup>1</sup>中の「小学校国語科における『書写』の位置づけ」および小林比出代「日米の書字教育に関する比較研究—20世紀における活字及び印字機器の普及と書字教育—」<sup>2</sup>所収の「小学校硬筆書写指導のねらいに用いられた用語集計集」を参考にまとめた。

中華人民共和国の小学校の写字書法教育の目標の変遷については、本研究でこれまで用いた教育法規に基づき、中華民国の『小学国語課程標準』（以降『課程標準』と表記）を含め、『小学語文課程暫行標準（草案）』（以降『課程暫行標準』と表記）から『中小学書法教育指導綱要』（以降『指導綱要』と表記）までをとり上げ、冒頭に示された目標、各学年で示された硬筆、毛筆の目標にみられる用語について、該当するものをまとめた表9-2を材料としておこなっていく。

さらに、中華人民共和国の写字書法教育におけるキー・コンピテンシーを材料とし、今後を展望した。

## 一 日本の小学校における書写教育の目標の変遷

表9-1をみると、昭和22年度版『小学校学習指導要領』以降、日本の小学校における書写教育の目標に共通する用語として「正しく」が挙げられる。これは国語の学習領域として存在する書写の特徴といえる。次いで、「読みやすく」「ていねいに」「整えて」「配列」といった目標の用語がみられる。

一方、昭和22年度版、昭和26年版のころにはみられたが、後にみられなくなった目標に「美しく」がある。昭和22年度版『小学校学習指導要領』には、第1章の第2節国語科学習指導の目標中に「(四) 鉛筆・ペン・毛筆などをつかって、正しく美しくはやく書けるようにする。」と記述されるとともに、第2章の第4節の書きかたの一般目標にも、「書く技能としては、文字を正しく書くことであり、読みやすく、美しく書くことである。」と記載されている。

それが、昭和33年度版『小学校学習指導要領』においては、「第3 指導計画作成および学習指導の方針」中「(1) 毛筆による書写の目標および内容は次のとおりである。」に続いて、「(3) 毛筆による書写の学習は、書くことの指導の一環として行うものであるから、その学習によって文字の筆順や字形をよく記憶するのに役立ち、文字や文を硬筆で書写するときにも、正しく美しく書けるようにすることがたいせつである。」と記載される。ただし、同「第3 指導計画作成および学習指導の方針」中の(1)で示されている毛筆による書写の目標は以下の通りである。

### ア 初歩の段階

目標 毛筆に慣れ親しんで興味をもって文字が書けるようにする。

内容 字画の簡単な文字による短いことばを書く。

この段階では、点画の長短、始筆、終筆、はね、払いなどを指導する。

### イ 進んだ段階

目標 漢字のかい書やかなが正しく書けるようにする。



内容 短いことばを書く。

この段階では、文字のへん、つくり、かんむり、によるなどの組立方や点画の接し方を指導する。

ウ さらに進んだ段階

イの目標、内容に基いて、さらに習熟させる。

ここでは、「正しく」が強調され「美しく」はみられない。加えて、学年別の目標にも「美しく」という目標は記述されない。

昭和 43 年版『小学校学習指導要領』では、「第 3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い」において、「毛筆を使用する書写の指導は、第 3 学年以上の各学年で行ない、文字の筆順を正し、字形を正確に理解して、文字を正しく整えて書かせるようにする」と「正しく整えて」書く目標が示されている。現在の書写教育の目標である「正しく整えて」書く書写教育は、昭和 43 年版の『小学校学習指導要領』から始まり、昭和 52 年版の『小学校学習指導要領』において、「書くこと」の領域から「言語事項」に位置づけられることによって決定づけられたといえる。

このようにみると、日本の国語教育における書写教育では、文字を「美しく」書く教育は昭和 22 年度版の『小学校学習指導要領』では記述されるものの、以降「正しく」文字を書く教育へと明確に位置づけられていくことがはっきりとわかる。

逆に、以前は見られないものの近年の『小学校学習指導要領』からみられるようになった目標の用語がある。それが、「筆脈」「筆圧」「筆記具の選択」「運筆」という用語である。

「運筆」については、平成 29 年度版『小学校学習指導要領』の「第 3 指導計画の作成と内容の取扱い」中「カ 書写の指導については、第 2 の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。」に「(エ) 第 1 学年及び第 2 学年の (3) のウの (イ) の指導については、適切に運筆する能力の向上につながるよう、指導を工夫すること。」と、適切に運筆する能力が取り上げられ、同年度『小学校学習指導要領解説』で「水書用筆等」がその用具の一例として示されている。これは字形重視の書写教育から、運筆、書く動きを重視する書写に変化してきていると理解できる。そういった動向のなか「運筆」といった用語が登場したと考えられるだろう。

「筆圧」については、平成 29 年度版の『小学校学習指導要領』の「〔第 3 学年及び第 4 学年〕」「2 内容」「〔知識及び技能〕」の「(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」中「エ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。」に「(ウ) 毛筆を使用して点画の書き方への理解を深め、筆圧などに注意して書くこと。」とある。毛筆の使用が始まる小学校中学年において、毛筆という用具の特性を踏まえ、筆圧に注意して書くことが目標として示されたと理解できる。これは、毛筆が日常生活で一般的に使用されない筆記用具となっていることを踏まえ、毛筆を書写で用いる根拠の一つとして示されたものといえる。

「筆脈」については、平成 29 年度版『小学校学習指導要領』の「〔第 5 学年及び第 6 学年〕」「2 内容」「〔知識及び技能〕」の「(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」中「エ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。」に「(イ) 毛筆を使用して、穂先の動きと点画のつながりを意識して書くこと。」と示される。これは、小学校高学年において、中学校で学習する行書の書体を意識したもので、小学校と中学校の書写の接続を意識した目標であろう。

「筆記具の選択」については、平成 22 年度版『小学校学習指導要領』の「〔第 5 学年及び第 6 学年〕」「2 内容」「〔知識及び技能〕」の「(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」中「エ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。」に「(ウ) 目的に応じて使用する筆記具を選び、その特徴を生かして書くこと。」と示される。これは、日常において、相手意識、場面意識をもって手書きをおこなうという観点から「筆記具の選択」が目標に挙がっているのだろう。

書写の学習を日常に生かすことが強く意識された結果と考えられる。

このように、日本の昭和 22 年度版から平成 29 年度版の『小学校学習指導要領』における書写の目標の用語の変遷を整理すると、「正しく」書くことが不変の目標として位置づけられている一方、「美しく」書く目標は言語教育としての書写のなかで記述されなくなってきた。さらに、近年では、字形重視の書写教育から「書く」動きを重視した書写への変化、用具としての毛筆の重要性、日常化の意識の重要性等の理由から、「運筆」「筆圧」「筆脈」「筆記具の選択」といった目標が掲げられるようになってきていることをここで指摘しておきたい。

## 二 中華人民共和国の小学校における写字書法教育の目標の変遷

では、中華人民共和国の小学校において、写字書法教育の目標に使用される用語はどのように変化してきたのだろうか。日本の昭和 22 年度版から平成 29 年度版への目標の変遷を念頭に置きながら、中華人民共和国の建国から現代にいたる写字書法教育の目標の変遷を整理し分析していきたい。なお、中華人民共和国においては、前述の通り書法教育も小学校において実施されているため、写字書法教育という括りでまとめていきたい。

表 9-2 をみると、「筆脈」「筆圧」といったとりわけ近年日本で重視している要素は中華人民共和国の写字書法教育では目標として重視されていないことがわかる。その他、「読みやすく」や「ていねいに」といった日本の『小学校学習指導要領』で多く用いられている目標も、中華人民共和国の写字書法教育の目標としては設定されていない。このような点は、日中間の小学校における書教育の差異であるといえるだろう。

では、中華人民共和国の写字書法教育で共通して使用されてきた目標の用語はどのようなものがあるだろうか。中華人民共和国の目標の用語としては、統一されたタームが使用されておらず、また語文に関する「教学大綱」や「課程標準」と写字や書法に関する通知、意見、大綱とそれぞれでその趣旨が異なっているため、日本の『小学校学習指導要領』の比較のように、すべてを同一条件下で比較できるものではないが、全体的な傾向は把握できるだろうと考え比較を進めていく。

日本では一貫して重視されていた「正しく」について、中華人民共和国では「正確」または「写得対」と表記され、建国当初は語文の冒頭の語文全体の目標にも記載される等重視されていた。その後、冒頭には記載されなくなるものの、写字の目標としては記載されてきた。しかし、2011 年の『義務教育課程標準』では記載されず、その他『書法教育的意見』『指導綱要』でも記載されなくなる。

日本の『小学校学習指導要領』で昭和 43 年版以降一貫して使用されている「整えて」については、中華人民共和国では「端正」「工整」と表記され、建国当初こそ目標において使用されなかったものの、1956 年制訂の『教学大綱』以降、基本的に使用されるようになった。

昭和 26 年版、昭和 33 年版ではみられないが、それ以外の『小学校学習指導要領』ではみられる「配列」の目標については、中華人民共和国では、「位置」「行款整齐」「行距均称」といった用語が使用され、1950 年制訂『課程暫行標準』を除いた「課程標準」「教学大綱」には用いられてきている。

日本の書写の目標として用いられていないけれども、中華人民共和国の写字書法教育の目標としてはよく使用されている用語もある。「紙面をきれいに（紙面干浄）」や道具の管理や使用をしっかりとすること、文房具を大切に、清潔にすること、といった目標である。これらは日本の書写教育の目標としては、記載がされてこなかった目標であり、写字書法教育の特徴が現れている目標であるといえる。

さらに、速さについて、中華人民共和国の写字書法教育では「敏捷」「迅速」「写得快」「一定的速度」といった用語で、多く使用されている。日本では平成 29 年度版『小学校学習指導要領』において、第 5 学年第 6 学年の書写の目標として、「書く速さを意識して書くこと」と記載される例がある。この「速さ」についての目標は平成 20

年度版の『小学校学習指導要領』からの記述である。

近年みられるようになった中華人民共和国の小学校の写字書法教育における特筆すべき目標について、最後に指摘しておきたい。それは「良好な写字習慣」「気性の陶冶」「審美能力、鑑賞能力」「漢字や書法の熱愛、自国の文化への自身と愛国心を高める」といった目標の用語、記述である。これまでの研究で考察してきたように「気性の陶冶」や「審美能力、鑑賞能力」については、素質教育の影響を受けた目標であり、「漢字や書法の熱愛、自国の文化への自身と愛国心を高める」については、愛国主義教育の影響を強く受けた目標である。

### 三 「美しく」書く教育

中華人民共和国において、1950年制訂の『課程暫行標準』では、「5. 写字教学は、実用をもって原則とし、正確に（正確）、はっきりと（清楚）、きれいに（干淨）、速く（迅速）を目標とし、美しさ（美化）をあまりに重視するべきではない。」と、美しさを強く否定していた。さらに、識字教育と関連したその後の写字教育においては、目標として「美しく」書くことは用いることはなかった。しかし、近年、中華人民共和国の『義務教育課程標準』や『指導綱要』においては、表9-2にみられるように「美しく」書くことが目標として位置づけられるようになった。その理由については、第4章で詳述したが、小学校で書法教育が実施されるにあたり、「美しく」書くという目標が加わり、さらに中華民族の文化として書法教育を教えるために「美しさ」の学習が必要になったからだと考えられる。

日本においては、平成29年版『中学校学習指導要領』の第2章第1節国語の第3学年の「2 内容」「〔知識及び技能〕」「（3）我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」中「エ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。」において、「（ア）身の回りの多様な表現を通して文字文化の豊かさに触れ、効果的に文字を書くこと。」と、文字文化の豊かさに触れることが目標に加わっており、文字文化は今後重視すべき目標となる。日本の書写教育は現在、言語教育として正しく整えて書く書写教育がおこなわれているが、今後、文字文化という視点をもった書写教育を進めていくにあたり、「美しく」書く書写教育、文字の「美しさ」という文化の理解が発展的学習として位置づけられてもいいのではないだろうか。

### 四 新しい学力観と書教育の変化

次に、日本と中華人民共和国の書教育におけるキー・コンピテンシーを分析し、今後の中華人民共和国における写字書法教育を展望したい。

近年、世界的な教育の潮流として、PISA（国際学習到達度調査）等を目安として、新しい学力・能力を求める動きがある。OECD（経済協力開発機構）の「キー・コンピテンシー」<sup>3</sup>はその中心的なものだろう。まず育成すべき資質・能力を明確にした上で、その育成に必要な教育の在り方を考えようとする動きである。OECDは「キー・コンピテンシー」について、次の3つの枠組みを示している。<sup>4</sup>

- ①社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する能力（個人と社会との相互関係）
- ②多様な社会グループにおける人間関係形成能力（自己と他者との相互関係）
- ③自律的に行動する能力（個人の自律性と主体性）

こうした世界的な教育動向のなか、日本の書写書道教育はどうなっていくべきなのか。日本においても「何を」教えるかという教育から、「何が」できるようになるのかという観点へと、教育の視点・方法の見直しが進んでいる。2020年度には、日本の小学校で『学習指導要領』（平成29年告示版）が全面施行となり、「新しい」教育が実施されていくことになる。その「新しい」教育において、書写書道教育はどう変わることになっているのか。どう変わればいいのかのだろうか。

### ①日本のキー・コンピテンシー——「育成すべき資質・能力」

日本は、寺子屋などといった近世からの書教育の成果や日本語の特性から、高い識字率を誇り、毛筆による手書き文化が庶民に浸透した歴史をもっている。日本は、中華人民共和国や韓国に比べ、非常に早い段階から、紆余曲折を経て、課題を有しながらも、学校教育には書写書道教育が定着してきた。中華人民共和国に関していえば、中華人民共和国の建国直後から、識字率の向上が教育の大きな課題であり、識字率向上のために写字教育が強化されてきた。学校教育への書写書道教育の定着という点では、日本は東アジアの中華人民共和国や韓国に先んじていたと考えることもできる。

2016年12月、学習指導要領改訂の諮問を受けた中央教育審議会が、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を答申した。これにより、「育成すべき資質・能力」について、「学びに向かう力、人間性等（＝どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）」、「思考力・判断力・表現力（＝理解していること・できることをどう使うか）」、「知識・技能（＝何を理解しているか。何ができるか）」にまとめられた。

これらを踏まえ、2020年度以降実施される「学習指導要領」においては、書写書道教育の目標、育成すべき資質・能力が整理されている。

小学校、中学校の書写は、国語科の「知識・技能」という資質・能力を育成する「我が国の言語文化に関する事項」に位置づけられる。

高等学校の書道Ⅰについては、「A表現」「B鑑賞」「共通事項」の三つに大別され、さらに「A表現」は、「漢字仮名交じりの書」「漢字の書」「仮名の書」に分けられる。そのそれぞれの目標と内容が、育成すべき資質・能力「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」に振り分けられる。

つまり、これからの日本の教育、書写書道教育は、どういった「資質・能力」を育成するためにどのような学習活動をおこなうか、またその学習活動と評価の関係が問われることになる。ともすれば、これまでは、古典を教え、その古典臨書の技術修得の程度を評価するという教育活動がほとんどであった書道教育は、意識の変換を求められているのではないか。そして、これから中華人民共和国同様、文化教育の視点が重視されていくのではないだろうか。

### ②中華人民共和国のキー・コンピテンシー＝核心素養

2014年3月、中華人民共和国教育部が「關於全面深化課程改革 落實立德樹人根本任務的意見」において「核心素養」の概念を提出し、2016年9月には、委託を受けた北京師範大学を中心とする核心素養研究課題グループが、中華人民共和国版キー・コンピテンシーともいえるべき「核心素養」の研究結果を発表した。（図9-1）

「核心素養」とは、「児童・生徒・学生が生涯にわたる発達および社会発展の受容に

適応するために、必ず身につけるべき品格と鍵となる能力」と定義づけられる。その「核心素養」の三大要素の一つ「文化的基礎」のポイントの一つ「人文的知識」の要素に、「審美情趣、芸術・文化に対する深い理解」が挙げられている。中華人民共和国において、書法は文化・芸術の重要な要素であり、これにより書法教育に関わる要素が「核心素養」に加わったとみなすことができるだろう。

この「核心素養」の発表後、早速、書法界でも動きがみられた。その一つが周侃、王坤両氏の報告である。紹介したい。<sup>5</sup>

両氏は、「核心素養」に基づく書法教育について、「小中学生の中華民族に関するプライドを高め、良好な思想品德および審美能力の養成に重要な意味を有している」と述べ、以下の4点を挙げる。

- ①書を以て徳を育むこと（書法教育の核心的価値）
- ②漢字を表現すること（書法教育の基本的素養）
- ③審美能力を育成すること（書法の核心素養の重要な内容）
- ④文化の理解と伝承（書法核心の一部）

そして、これら書法の核心素養をどのように育成するのかについては、次の3点を挙げる。

- ①写字技能と書法常識（学習目標）
- ②環境づくりと書法実践の有機的結合（教育課程）
- ③表現の体験による多角的評価（教育評価）

このように今後の中華人民共和国の教育の核となる「核心素養」に、書法教育に深く関わるコンピテンシーが加わったことをここでは重要な契機として指摘しておきたい。

現在の中華人民共和国の動向を見る限り、書法教育は今後も確実に発展していくだろうことが容易に推測できるが、中華民族のアイデンティティとして書法を必要とする中華人民共和国の政治的環境に、少し助けられている感もある。現在の動きをより確実にするためには、今のうちに、日本の「学習指導要領」に相当する「課程標準」に書法教育をしっかりと記述されるように動いていくべきであり、中学・高校へと書法教育を持続的に学習する環境をつくってしまうことが重要であろう。

日本は新学習指導要領において、育成すべき資質・能力に基づき学習目標・内容が整理された。しかし、日本については、新学習指導要領において、育成すべき資質・能力に基づき学習目

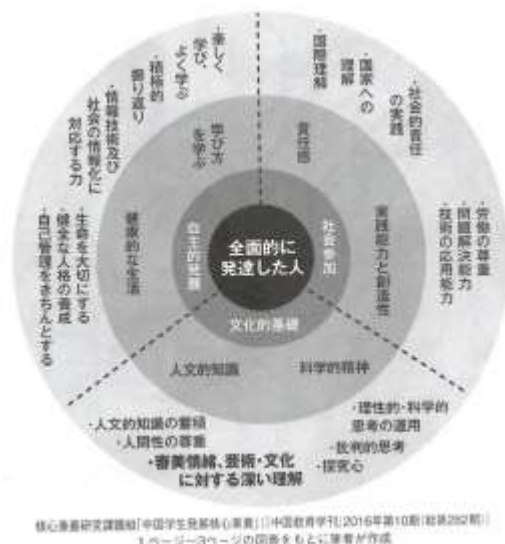


図9-1 中国の「核心素養」構成図

「日中韓書教育のゆくえ—書文化をもつ三つの国の教育をとりまく現状、未来は……—」（『墨』261号、芸術新聞社、2019年12月、pp.180-187）より転載

標・内容が整理された。これは、学習内容自体が大きく変化したわけではなく、視点、考え方の変化であることが読み取れた。

中華人民共和国の小学校、中学校では、書法は語文教育として、高等学校では、美術として位置づけられる。その教育全体におけるキー・コンピテンシーとして書法に関連する項目が位置づけられた。書法のキー・コンピテンシーについては、書法を文化・人文学と捉え、教育を進めていく方向性がみえてくる。つまり、中華人民共和国の書法教育においては、文化が重要なキーワードになるであろうことが読み取れる。

表 9-1 日本の小学校における書写教育の目標に用いられた用語

	国語科における 硬筆、毛筆の位置づけ	冒頭の目標または全学年いずれかの目標にみられる用語																
		正しく	読みやすく	美しく	きれいに	速く	わかりやすく	効果的に	よしあしを分け	ていねいに	整えて	配列	筆脈	筆圧	筆記具の選択	運筆		
昭和22年度版	硬筆は「(4)書くこと」中の「書かた」、毛筆は4学年以上で教科外の活動「自由研究」中に位置づけられる。	○	○	○		○									○			
昭和26年度版	「(d)書くこと」中の「書かた」として硬筆が位置づけられ、「習字」として毛筆が位置づけられる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
昭和33年度版	「A 書くこと」中に「書写」として硬筆書写、毛筆書写が位置づけられる。毛筆による学習は第4学年以上で適時課することができる。	○									○							
昭和43年度版	「C 書くこと」中に「(3)書写」として位置づけられる。硬筆はすべての学年、毛筆は第3学年以上の各学年でおこなう。	○	○								○	○	○					
昭和52年度版	「[言語事項]」中に「(2)書写」として位置づけられる。毛筆は硬筆の基礎として、第3学年以上の各学年でおこなう。	○	○								○	○	○	○				
平成元年度版	「[言語事項]」中に「(2)書写」として位置づけられる。毛筆は硬筆の基礎として、第3学年以上の各学年でおこなう。	○	○								○	○	○	○				
平成10年度版	「[言語事項]」中に「(2)書写」として位置づけられる。毛筆は硬筆の基礎として、第3学年以上の各学年でおこなう。	○	○								○	○	○	○				
平成20年度版	「[伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]」中に「(2)書写」として位置づけられる。	○				○					○	○	○	○	○	○		
平成29年度版	「[知識及び技能]」中の「[我が国の言語文化に関する事項]」に位置づけられる。	○				○					○	○	○	○	○	○	○	○

表 9-2 中華人民共和國の小学校における写字書法教育の目標に用いられた用語

			冒頭またはいずれかの学年の目標にみられる用語					
			正しく (正確)	上手に	はっきりと	美しく	きれいに	速く・ 速さ
			正確 写得对	写的技巧 写得好	清楚	美化	于净	敏捷、迅速、写得快、一定的速度
小学国語課程標準	中華民国 1932年	「(一)説話、(二)読書、(三)作文、(四)写字」からなる。	◎					◎
小学語文課程暫行標準(草案)	1950年	「一 閲読方面、二 写話方面、三 写字方面」からなる。	◎		○	×	○	◎
小学語文教学大綱(草案)	1956年	「準備課、識字教学、閲読教学、漢語教学、作文教学、写字教学」からなる。	○	◎	○			○
全日制小学語文教学大綱(草案)	1963年	「(四)識字、写字。(五)課文。(六)練習。(七)作文。」からなる。	○					
關於加強中小學生写字教学的通知	1963年		○		○			○
全日制十年制学校小学語文教学大綱(試行草案)	1978年	「三 識字、写字教学、四 閲読教学、五 作文教学」からなる。	○					○
九年義務教育全日制小学写字教学指導綱要(試用)	1997年		○					○
教育部關於在中小学加強写字教学的若干意見	2002年		○					
教育部關於中小学開展書法教育的意見	2011年							
九年義務教育語文課程標準(2011年版)	2011年					○		○
中小学書法教育指導綱要	2013年				○	○		○

(次ページに続く)



	冒頭またはいずれかの学年の目標にみられる用語							
	整えて	結構、 間架結構	規範 性	配列	運 筆	筆 順	姿勢 執筆法	紙面を きれいに
	端正、 工整			位置、 行款整 齊、行 距均称				紙面于淨
小学国語課程標準		○		○		○	○	
小学語文課程暫行 標準（草案）		○				○	○	
小学語文教学大綱 （草案）	○	○		○		○	○	
全日制小学語文教 学大綱（草案）	○			○		○	○	○
關於加強中小學學 生写字教学的通知				○		○	○	○
全日制十年制学校 小学語文教学大綱 （試行草案）	○	○		○		○	○	○
九年義務教育全日 制小学写字教学指 導綱要（試用）		○		○	○		○	○
教育部關於在中小 学加強写字教学的 若干意見	○		○					
教育部關於中小學 開展書法教育的意 見								
九年義務教育語文 課程標準(2011年 版)	○		○	○			○	
中小學書法教育指 導綱要	○	○	○		○	○	○	

(次ページに続く)

	冒頭またはいずれかの学年の目標にみられる用語							
	道具の管理・使用法	文房具を大切に、清潔に	熟練して	きちんと	良好な写字習慣	気性の陶冶	審美能力鑑賞能力	漢字、書法の熱愛、自国の文化への自身と愛国心を高める
			熟練して	整潔				
小学国語課程標準	○							
小学語文課程暫行標準（草案）	○							
小学語文教学大綱（草案）	○							
全日制小学語文教学大綱（草案）		○	○	○				
關於加強中小學生写字教学的通知		○						
全日制十年制学校小学語文教学大綱（試行草案）		○	○	○				
九年義務教育全日制小学写字教学指導綱要（試用）		○				○	○	△
教育部關於在中小学加強写字教学的若干意見					○		○	○
教育部關於中小学開展書法教育的意見					○	○	○	○
九年義務教育語文課程標準(2011年版)				○				(◎) ※語文として明記
中小学書法教育指導綱要	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎

(◎は冒頭に示されている目標)

- 
- <sup>1</sup> 萱原書房、2009年4月
- <sup>2</sup> 『青山杉雨記念賞 第4回 学術奨励論文選』（2001年12月、青山杉雨記念賞実行委員会）
- <sup>3</sup> キー・コンピテンシーとは、直訳では「鍵となる能力」。文部科学省HPなどでは「主要能力」とも言い換えられている。[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/sonota/1361117.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/sonota/1361117.htm)  
(2019年9月26日閲覧)
- <sup>4</sup> 文科省HP（中央教育審議会・初等中等教育分科会）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/sonota/1361117.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/sonota/1361117.htm)
- <sup>5</sup> 「中小学書法核心素養内涵及培養路径」（『中国書法』2017年10月号、総315期）」

## おわりに

では、これまで考察したことについてまとめていきたい。

第1章では、中華人民共和国建国期の小学校における写字書法教育を考察した。中華民国最後に発行された『課程標準』から中華人民共和国建国後発行された『課程暫行標準』さらに『教学大綱』へと国語または語文という教科における写字の位置づけの低下がみられた。『課程暫行標準』では、「実用をもって原則とし、正確に、はっきりと、きれいに、速くを目標とし、美しさをあまりに重視するべきではない」と記述され、『教学大綱』では、文字を「正しく、上手に、速く」書く写字教育が位置づけられた。伝統的書法教育のなごりが強い『課程標準』から『課程暫行標準』、『教学大綱』へとより明確に言語教育としての写字教育が位置づけられ、その中で『教学大綱』では毛筆は基本的に用いず、字音、字義に基づく写字の指導がおこなわれるようになったといえる。中華人民共和国建国期の小学校における写字教育は、文字改革運動と連動し、識字教育と強く結びつき、毛筆を使用しない写字教育へと変化していった点が大きな特徴であるといえる。

第2章では、1950年代半ばから1960年代のいわゆる社会主義国家建設期の小学校における写字教育について考察した。『教学大綱』における正しく、上手に、速く書く写字教育へと変化するなかで、写字教育は毛筆の使用が消極的に位置づけられたが、その後、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと、語文という教科が学びの基礎、作業へと繋がる基礎を教える教科として位置づけられ、閲読、作文の力を身につけさせるために写字教育がより重視されるようになった。それとともに、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと、これまで最後に掲載されていた写字教学に関する記述が、識字とともに最初に位置づけられ、正確に、端正に、熟練して、配置配列を整えて写字をすることが目標とされた。『全日制教学大綱』の学年別の指導内容においては、毛筆の使用が第3学年から再び位置づけられ、学習段階に応じた字形学習の目標が明記される。これらのことから明らかなように、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと、写字がより重視されるようになったといえる。その写字が強化された要因を、本研究においては、1956年から中国において推進されていた文字改革運動による簡化字の普及と識字教育の推進がその社会的背景であり、『写字教学的通知』の制訂がその直接的要因であると結論づけた。小学校教育において、非識字者を増やさないように簡化字を用いた識字教育をしっかりと実施し、その識字教育において、正確に、端正、熟練して、配置配列を整えて書く教育という役目を写字教育が担われ、写字教育が重視されるようになったのが、建国後一定期間たった1950年代半ばから1960年代の写字教育であるとした。

第3章では、プロレタリア階級文化大革命期の教育、その前後の写字教育を比較分析した。プロレタリア階級文化大革命期において、教育は改革すべき対象として位置づけられていた。つまり、プロレタリア階級の政治に奉仕する後継者が德育、知育、体育の面で全面的に発達し、社会主義の自覚を持った教養ある労働者として養成することが教育の目標として位置づけられた。そのようななか、写字教育がどのように実施されたのかは明らかにできなかったが、『農村教育大綱』に基づく、文革期の教育課程はプロレタリア階級の政治を強調し、教育内容はより精選されたものになっていた。小学校の科目としては、政治語文課、算術課、革命文芸課、軍事体育課、労働課の5科目を設置すると具体的に示されていた。また、すべての学校が工場・人民公社などの各生産単位と結びつけられていったことにより、大幅に就学人数は増え、その学校において、毛沢東の著作を読むための識字教育——「読む」という目標を重視した識字教育がおこなわ

れた。文革前後の写字教育を比較すると、『十年制教学大綱』冒頭には写字の記述がなくなっていた点は指摘できるが、その他、特筆すべき大きな変化は見られなかった。それは文革といういわば動乱を挟んでいたためであろう。

第4章では、1990年代から現代に至る写字書法教育を考察した。この時期は教育部から写字書法教育に関する教育法規が多く発行された時期である。それは1997年発行の『写字教学指導綱要』、2002年発行の『写字教学的若干意見』、2011年発行の『書法教育的意見』そして2013年発行の『指導綱要』である。これらは素質教育の推進と連動し、その結果写字書法教育が強力に推進されるようになる。これらの教育法規における目標の変遷を比較分析すると、だんだんと書法を中華民族の優秀な文化であると強く位置づけていくようになり、文字文化を愛することが国民としての基本的素養であるとされ、書法教育が愛国心を養う重要な手段であると位置づけられていくようになってきた。そこで、建国以降小学校でおこなっていた写字教育では、写字という学習領域の概念上、教育内容が不足してしまうため、書法という、写字よりもより広がりをもった概念を持ち出し、小中学校にて書法教育をおこなうという方向づけがなされることになったと結論づけた。つまり、国家イデオロギーである「中華民族」としての文化の最たるものとして書法を捉えたことにより、書法教育を強化するために『指導綱要』が制訂されたのではないかと分析した。

第5章では、『指導綱要』制訂以降の写字書法教育の動きを考察した。『完善中華優秀傳統文化教育指導綱要』が、2014年3月26日に中国教育部より発行された。そのなかで、写字書法教育に具体的に関わる内容が記述されていることを指摘した。加えて、2015年5月25日に発行された『教育部關於印發『中小學生藝術素質測評辦法』等三個文件的通知』に附された通知の一つである『中小學生藝術素質測評辦法』をとり上げ、その表中の「發展評価」中の加点項目である「6. 芸術特徴」の例の一つとして書法が挙げられていることを指摘し、課外活動における書法の学習を促す要因となり得ると指摘した。また、『加強和改進普通高中國學生綜合素質評價的意見』という高校生の素質評価に関する通知においても、「芸術素養」の主要分野のなかに書法における成果が評価対象として挙げられていることも指摘した。これらのことを踏まえ、素質教育が実施されていくなかで、小学校、中学校、高等学校の各学習段階において、素質評価に書法の成果が加えられることになり、このことは、学校教育におけるクラブ活動のみならず、生涯学習教育においても学生の書法学習の活性化を促すことになりえるとした。加えて、高校入試である「北京中考」にも書法鑑賞の問題が導入される。これは、『指導綱要』制訂以降、国家主導による書法教育の義務教育課程への導入という動きに明らかに変わったことも影響しているだろう。

第6章では全11社の教科書である『書法練習指導』を比較分析し、第7章でさらに北京師範大学出版社版のみをとりあげ、その特徴を分析した。そして、中華人民共和國の11社に共通する主な特徴を以下のように結論づけた。

- ①日本の書写教育における学習の方法論と非常に強い類似性が認められるが、その過程の内容は日本よりは非常に詳細な内容であること。
- ②学習する教材について、日本の書写教育のようないわゆる書写体を用いるのは、一部の会社の版の3年の初学段階のみであり、基本的に古典に基づき繁体字によって学習すること。その教材については、日本の書道教育の範疇に含まれるものが使われていること。
- ③日本の書写教育は、字形指導中心の教育から、運筆指導へと力点が移りつつあるが、中華人民共和國の書法教育は徹底的な字形指導がおこなわれる構成になっているこ

と。

- ④中華人民共和国の書法教育は、日常化の視点もみられるが、何よりも文化教育としての性質が非常に強いものであること。

第8章では、本章は2013年に『指導綱要』が制訂された後の中華人民共和国の小学校、中学校、高等学校において写字書法教育を担う教師をどのように確保しているのか、養成していこうとしているのかを考察した。そのために、教師になる資格である教師資格証について関連法規に基づき整理し、教員養成の現状を考察した。その結果、小学校、中学校の写字書法教育の授業は語文の教員を中心にその他教科の教員や書法を専門とする兼任教員が写字書法教育を担当することになるであろうと考えた。今後は、もちろん大学で小中学校の書法教育を中心として担う人材の養成がおこなわれるであろうが、その中心となる大学は、国家重点大学では一部の書法教育に重点をおいている大学で、その他に大学のレベルとしては上位ではない単科大学を中心とした大学、地方の師範大学や美術学院等が担っていくのではないかと推測した。ただ、書法のみを担当する教員として専任で採用となるケースは稀で、北京市の例にみられるような、一人で複数校を担当したり、書法以外の授業も担当したりするようなかたちで、書法教育に携わっていくのではないと思われる。重点大学や上位の大学にある書法の専攻の学生は、より小中学校の教員の待遇や社会的地位が向上しない限り、小中学校の教員に積極的になろうとするのは、当面考えられないのではないだろうかとも思われる。

第9章では、昭和22年度版から平成29年度版までの『小学校学習指導要領』の冒頭に示された目標、各学年の硬筆、毛筆の目標にみられる用語の変遷を分析し、さらに『課程標準』、『課程暫行標準』から『指導綱要』までをとり上げ、冒頭に示された目標、各学年で示された硬筆、毛筆の目標にみられる用語の変遷を分析した。

中華人民共和国の写字書法教育において、1950年制訂の『課程暫行標準』では美しく書くことを強く否定しており、識字教育と関連したその後の写字教育においては、目標として美しく書くことを用いることはなかった。しかし、近年、中華人民共和国の『義務教育課程標準』や『書法教育指導綱要』においては、美しく書くことが目標として位置づけられるようになっている。

日本においては、平成29年版『中学校学習指導要領』では文字文化の豊かさに触れることが目標として加わった。日本の書写教育は現在、言語教育として正しく整えて書く書写教育がおこなわれているが、今後、文字文化という視点をもった書写教育を進めていくにあたり、美しく書く書写教育、美しい文字を文化として触れる、理解する学習が発展的学習として位置づけられてもいいのではないかと展望した。

これまで中華人民共和国の写字書法教育史については、日中両国でほとんど研究がなされてこなかった。しかし、世界において、小、中、高等学校の教育課程に書教育が位置づけられているのは、中華人民共和国、大韓民国、日本のみであり、そのなかでも中華人民共和国は、日本と同等程度以上の時間が配当されている。その点からも、現代中華人民共和国の書教育の分析は、日本の書教育を考えるうえで非常に有益であると考えている。そして、現代に至る過程を踏まえて、中華人民共和国の書教育を分析することは、中華人民共和国の書教育の本質を追究するうえで重要であると考えている。

例えば、日中の教科書の比較分析から、中華人民共和国の書法教育は徹底的な字形分析にその特徴があり、字形に重点を当て、段階的、系統的に各古典の書風で文字を書けるように教育をおこなっていることが明らかにできた。加えて、中華人民共和国の書法教育は文字文化教育を重視しており、書道史、書論に関する内容が非常に充実している。この視座は日本の書写書道教育を考えるうえで重要であろう。

中華人民共和国においては、当初は識字と連動し写字教育が推進されてきたが、社会の発展、情報化が進むにつれ、識字の必要性が薄れると写字教育も停滞した。しかし、中華民族の文化として明確に書法を位置づけることにより、いわば愛国主義教育のツールとして書法を利用することにより、書法教育の今日の隆盛がみられるようになる。これはいわば、実用のための教育から文化教育への転換ともいうべきものである。

日本の小学校において実用から離れた書写教育をおこなうということではなく、現状に加え、文化として文字の美しさや豊かさを教える書写教育が発展的学習として位置づけられ、展開してもいいのではないだろうか。その方法論として、中華人民共和国の書法教育は非常に参考になるだろう。





# 附 錄

# 中華人民共和国写字書法教育年表（1949～2007）

## — 『中国書壇紀事』 をもとに —

本稿は『中国書壇紀事』（中国書法家協会編、文物出版社、2011年6月）を材料として作成した。『中国書壇紀事』は3巻よりなり、第1巻総合巻は1949年から2007年の書壇紀事、付録として重要文件、重要報告、重要指示、講話および各名簿等からなる。第2巻の滙編巻は都市ごとの紀事が省や特別自治区ごと、さらにメディア、社団ごと掲載され、「中国“現代書法”簡明紀事」が附される。第3巻当代書家巻は中国書法家協会の選抜会員の作品、略歴が掲載される。本稿は『中国書壇紀事』の第1巻をもとに作成した。第1巻中の「中国書壇紀事」は、重要紀事、展覧評奨、学術研究、組織隊伍、対外交流、教育培訓、媒体出版、団体会員、書迹新見、其他から構成されている。このなかの「教育培訓」の記述を中心に、学校教育、社会教育関わるものを抽出し、まとめたものが本稿である。中国写字書法教育のすべてを網羅できているとは言い難いが、中国書法家協会が会員からの情報および諸メディアの記事をもとにまとめた貴重な資料である。本稿によって、中華人民共和国写字書法教育史の一端を示したい。

**1949年** 中華人民共和国建国。

大学（高等学校）205校、学生11.7万人、専任教員1.6万人。中等学校5216校、学生126.8万人、専任教員8.3万人。小学校34.68万校、学生2439万人、専任教員83.6万人。

**3月22日**

華北解放区和国統区の作家・芸術家が北平に初めて集まり、全国の文芸を生業とする人の大会の準備を検討。準備委員会では郭沫若を主任、茅盾、周揚を副主任、沙可夫を秘書長に任命。

**6月30日～7月28日**

中華全国文学芸術工作者第1回代表大会が北平（同年九月到北京と改称する）で招集される。650人の代表者が出席、そのうち美術関係者は88人。大会主席の郭沫若が開幕詞を述べ、『為建設新中国的人民文芸而奋斗』の報告をする。また、毛沢東、朱徳が祝賀、講話をし、周恩来が政治報告をおこなう。

**7月19日**

中華全国文学芸術界聯合会が正式に成立。

**9月12日**

新しく發布された人民政協（中国人民政治協商会議）『共同綱領』中の第41条規定で、「中華人民共和国の文化教育は新民主主義的、つまり民族的で、科学的で、大衆の文化教育であるべきである。人民政府の文化教育工作は、人民の文化水準を高め、国家建設の人材を養成し、封建的なもの、買弁（外国の手先）、ファシズム主義思想を肅清し、人民服務の思想を主要な任務として発展すべきである」

## 10月19日

新しく発布された人民政協（中国人民政治協商会議）『共同綱領』中の第41条の規定で「中華人民共和国の文化教育方針は新民主主義的、つまり民族的、科学的で、大衆の文化教育であるべきである」とされる。第四五条の規定に「人民の服務のための文学芸術を提唱し、人民の政治覚悟を啓発し、人民の労働への熱情を鼓舞し、優秀な文学芸術作品を奨励し、人民の演劇映画事業を発展させる」とされる。

10月21日 中央人民政府政務院成立。

11月1日 中央人民政府教育部成立式典挙行。

11月17日 教育部が華北区および北京、天津の19校の高等院校の責任者会議を招聘する。

## 1950年

### 4月1日

前国立北平芸専と華北大学三部が合併し中央美術学院となり、成立式典が挙行される。郭沫若、沈雁冰が出席し、講話する。徐悲鴻が院長に任命される。

### 12月

政務院第65回政務会議『關於处理接收美国津貼的文化教育救济機関及宗教团体的方針的決定』により、人民政府は外国政府より、大学（高等学校）21校、中等学校514校、初等学校約1500校について、教育主権を取り戻すとした。1952年9月より、教育部は全国の私立小学校、中学校を公立としていく。（1956年に基本的に完了する）同年、私立高等学校についても、すべて公立と改める。

## 1951年

### 10月

政務院『關於改革学制的決定』により以下の決定をする。

- ①各種形式の幹部学校、補習学校、訓練班の地位を明確にする。
- ②師範学校を含む中等專業学校、業余中学校と業余初等学校に対する要求を明確にする。
- ③小学校の修業年を短縮。四二制を五年一貫性にする。入学年齢を7歳とする。  
（1953年11月政務院の指示により、五年一貫性を停止し、四二制に戻す）
- ④高等学校の学制を多様化する。大学と専門学院の修業年を1～2年とする。

## 1952年

沈子善が南京師範学院の政教系で書法課程を開設する。

胡小石が南京大学の研究生に「中国文字と書法」「説文解字」等の授業をおこなう。  
（1958年まで）

## 1956年

- 1月 中国共産党中央委員会が『關於文字改革工作問題的指示』を出す。
- 1月 国務院による第23回全体会議において、『国務院關於公布漢字簡化方案的決議』が通過する。
- 2月 中国文字改革委員会が『漢語拼音方案（草案）』と『漢字偏旁簡化表』を公布する。

## 1960年

### 9月

南京師範大学美術系に書法課程が開設され、書法は美術専攻の必修課程とされ、専科では三年間連続で開設し、本科（学部）は2年開設する。毎週2時間の授業があり、尉天池がこの授業を担当する。

## 1962年

広東で文史夜学院が開催され、書法班が開設される。中国における最も早い段階の書法専門班の一つとなる。

上海中国書法篆刻研究会主編、上海教育出版発行で沈尹默が著した『甲種本大楷習字帖』、『小楷習字帖』、胡同遂が著した『乙種本大楷習字帖』、潘伯鷹が著した『大楷習字帖』、単曉天が著した『小楷字帖』が出版される。

### 3月

文化部が招集して開催した全国芸術高校教材会議中、文化部は潘天寿、傅抱石等の意見を受け入れ、浙江美術学院書法篆刻の設置準備をおこなうことを決める。

8月 浙江美術学院は第四二回院務委員会拡大会議において、中国国画系に書法篆刻専攻の設置準備を始めることを決定する。

### 9月

郭沫若が『人民教育』1962年9月号で次の文を寄せる。

「培養中小學生写好字，不一定要人人都成書家，總要把字写得合乎規格，比較端正、干淨，容易認。這樣養成習慣有好处，能夠使人細心，容易集中意志，善于体貼人。草草了事、粗枝大葉、独行專斷，是容易誤事的。練習写字可以逐漸免除這些毛病。但要成為書家，那是另有一套專門的練習步驟的，不必作為對於中小學生的普遍要求。」（小中學生がよい字を書くように育成し、必ず人びとをみな書家とする必要はなく、何とかして決まりに合うように、より端正に、きれいに、読みやすく文字を書かなければならない。このように文字を書く習慣を養成すると人を注意深くさせ、気持ちを集中しやすくするという良い点があり、人を思いやるのに長じる。いいかげんに済ませ、おおざっぱとなり、独断専行になり、物事を誤りやすくなる。写字を練習することはこういった間違いをだんだんと防ぐことができる。しかし、書家となるには、別の専門的な練習の順序を踏む必要があり、小中學生の普遍的に要求するには及ばない。）

## 1963年

尉天池『怎麼写毛筆字』（上海科技電影制片廠拍攝）が出版される。

9月 浙江美術学院書法篆刻専攻に本科生2名を募集し、李文采、金鑒才が入学。中国高等学校が開設した書法篆刻専攻の始まりである。

## 1964年

5月 中国文字改革委員会が『簡化字總表』を公布する。同表に2238字の簡化字を収録する。

9月 浙江美術学院が書法専攻の本科生三名を募集し、朱関田、蔣北耿、楊永龍が入学する。

## 1975年

「第1回上海市中小學生毛筆字展」が上海美術館で展示される。

## 1977年

### 8月10日

上海市教育局と文化局は上海美術館にて「上海市中小學生毛筆字展覽」を合同で開催。展示作品は272件。この展覧会の企画段階で、多くの書法講座がひらかれ、小中学生の毛筆文字の教学が実際におこなわれる。各区・県の教育部門と教師、小中学校補導教師900人余りが参加し、毛筆文字の教学経験を得る。

## 1978年

### 12月

『常用字字帖』（5冊）が上海書画出版社より出版される。2006年までに、（一）（二）は各33回重版され、各468万冊、（三）、（四）は各22回重版され、各245万冊、（増補本）は14回重版され、55万冊発行される。

## 1980年

11月12日 「台湾書法教育階」が台北で成立する。

## 1981年

『小学生字帖』（1～6年級6冊）上海書画出版社編。小学校の写字教学に合わせ、『小学語文教学大綱』の要求に基づき、全国の小学校語文で用いる教材として内容を編集した。鉛筆、ペン字、毛筆の3種類の字帖がある。

### 3月

上海市教育局、上海中国書法篆刻研究会、上海市青少年宮が合同で「中小學生書法篆刻展覽」を開催。190 件余を展示。7 歳～9 歳の學生が参加する。

**3 月 1 日** 黒龍江省書法篆刻研究会が省業余書法院を哈爾濱にて創設し、開校式典を挙  
行する。

**5 月 5 日～9 日** 中国書法家協會第一回代表大会が北京で開催される。中国書法家協會  
が正式に成立。

**7 月** 中国書法家協會と北京市少年宮、中央電視台などが、「全国少年大字比賽獲獎作  
品展覽」を合同で開催。参加者数 8 万名強。

**1 2 月 2 3 日～2 4 日**

中国書法家協會常務委員会理事会第 2 回會議が北京でおこなわれる。

啓功、周而夏、朱丹、陳叔亮、尹瘦石、張西帆、柳倩、謝冰岩、佟韋、沈鵬、王景芬、  
劉炳森、鄧国治、周志高等 14 人が會議に出席する。舒同、趙朴初は病氣療養のため、  
代理が會議に参加する。この會議中、同志が書法教育工作を強化するべきという意見  
を出し、書協は小中学校の写字課と芸術、文科院校に書法專攻を設立するべきだとい  
う意見を提出するべきだと考え、関連部門と協議し実行可能な措置を得、青少年に書  
法を重視せしめ、いい字を書き、書法事業の後継者を養成する必要がある、とした。

**1 9 8 2 年**

江蘇省無錫市職工書法学会が業余書法高等学校（無錫書法芸術專科學校）を創設する。

2 年の学制で書法理論、書法史、書法學習、書法習作、篆刻簡介、書画簡介、詩文專讀、  
名作鑑賞等。江蘇省書法家協會副主席・徐静漁が名誉校長に任ぜられ、史可鳳が学術顧  
問となる。

南京大学が書法の研究生を募集し、南京大学中文系の候鏡昶副教授が 2 名の書法研究生  
を募集する。全国の総合大学で書法關係の研究生を始めて募集する。

**1 2 月**

中国書法家協會陝西分会は陝西省業余書法学校を設立する。劉自價、宮葆成、衛俊秀が  
教える。また、馬子雲が「關於碑帖的鑑賞（碑帖の鑑賞について）」等を講義する。

**1 9 8 3 年**

**9 月 1 1 日** 湖南省第 1 回書法篆刻研修班が長沙市の省銀行学校で始業する。

**1 9 8 4 年**

**9 月** 河南省書法家協會主催の河南書法教育中心が鄭州で成立し、後に河南書法函授院  
と名前を変える。

**1 2 月 9 日**

広西、雲南、貴州、四川四省と重慶市、桂林市の二市と『書法』雑誌が合同で「中小學生書法邀請賽暨教學經驗交流會」を舉行する。『書法』雑誌の責任者である周志高は大会に出席し、上海書畫出版社出版の小中學生用の書法字帖、教師用書等の状況について発言し、陳雲同志の指示「毛筆の文字をよく書けるよう、子供から指導を強化していこう」を實行しようと発言する。

## 1985年

### 1月11日

中国書法家協會が文化部教育局、中央教育科學研究所、美術研究所と一部大學、中學の書法教育に従事する同志および北京の書法家を招き、座談會を開催する。そのなかで陳雲同志が「小學校で毛筆文字の訓練を重視する必要がある」という意見を述べ、座談會の代表が全社會とりわけ教育部門に小學生の寫字教育を重視するように呼びかけた。

### 4月22日

中央美術學院書法篆刻研究會成立大會が中央美術學院陳列館で招集され會議がおこなわれた。この會議で、中央美術學院各リーダーの支持を得、「書法教研室」の成立着手することが決まるとともに毎年1回「中央美術學院書法篆刻展覽」を舉行することが決まった。

### 5月

浙江美術學院が書法、篆刻学科で普通班と進修班の2種の學生募集を開始する。浙江美術學院の書法、篆刻専攻は沙孟海、劉江等が教學を主に担う。

### 5月

北京師範學院教育科學研究所管理幹部培訓中心が中国書法家協會の委託を受け、中国書法藝術専業を開く。全國の書法、文物管理、文化系統が専攻の幹部から各種學校の書法教師を対象とし、年齢45歳以下の學生を募集。

### 7月11日～15日

陳雲の「小學校で毛筆文字の訓練を重視する必要がある」の指示を徹底するため、教育事業の發展を促進し、天津業餘書畫學院の提案により、北京、天津、浙江、黒龍江、広西等の12の省市自治区の書法教育院校が合同で發起し、「第1回書法教育經驗交流會」を天津にて招集し開催する。全國24の省市地区および12の師範院校と高等院校、100名あまりの代表が今回の會議に参加した。大会では、次年度は浙江で「第2回書法教育經驗交流會」を開催し、次年度は「全國書法教育成績展」を舉行することを決める。

### 9月

北京師範學院（現在の首都師範大學）中国書法藝術大專班が正式に開學する。學生は86名（そのうち11名は進修生）、學生には中国書法家協會會員は17名、書法家協會分会の會員や各地方組織の書法中核メンバーが20名あまり。大專班は歐陽中石が主たる開學の役目を担う。

### 11月26日～28日

中国書法家協会河北分会が河北省で書法教育の発展が比較的良い望都県において、河北省第一回書法教育経験交流会を開催する。今回の会議では陳雲同志の小学生は毛筆文字の訓練を重視し、大字の授業を小学校の基礎的な授業とするべきという指示を実行するために開催された。

## 1987年

北京師範大学が第一回全国教師書法育成班を始める。  
上海虹口業余大学が書法篆刻專業專科学校班を開設する。

### 4月20日～5月15日

中国水利電力文協は河南省洛陽市龍門において第1回書法芸術講習班をおこなう。全国20の省、市、自治区より四二名の書法篆刻の中核となる熱心な人びとが講習班に参加。講習班は河南省書法家協会、洛陽市書法家協会の強力な支持を受ける。

### 10月10日

重慶市中等專業学校書法教学研究会が重慶市煤墨工業学校で第1回会員大会と成立大会を召集した。主な任務は祖国の書法芸術を広め、中等專業学校中の書法活動を発展させ、書法教学研究与經驗交流を進め、徳・智・体・美・労が全面的に発展した中等專業学校の人材を育成していくことである。大会では研究会規約を採択し、王明中を理事長に推挙した。

## 1988年

### 6月3日晚

中国書法家協会副主席兼教育委员会主任委員・黄綺は北京にて召集・主宰した「第1回全国少年兒童書法習字コンクール」の指導教師座談会に参加。指導教師たちは全国20あまりの省、市、自治区の小学校より参加し、自身の豊富な書法教学の実験経験にあわせ、小学生の書法教育に関する問題を座談した。

### 11月29日

中国教育学会書法教育專業委員会（前・中国教育学会書法教育研究会）成立。同委員会は書法教育の職に就く大衆性に配慮した学術団体である。第一理事長に路達、第二理事長に劉炳森、第三理事長に郭振有、常務理事長兼秘書長に楊淑琴、駐在顧問に路棟、李大鵬とする。事務局を天津に設置する。

## 1989年

### 9月18日

北京理工大学中国書法專業證書班の開学式が北京にておこなわれ、馬広文先生が式典を主宰する。啓功、沈鵬、欧陽中石、林岫、劉正成、黄發榮が式典に参加し授業を担う。さらに專業課程で青年書法家の熊伯斉、高惠敏、田英章、張榮生、董文傑、そして班主任として王建国が授業を担う。



### 10月7日

浙江省書法教育研究会準備グループの第1回会議が省の文聯会議室で召集された。省の書法家協会副主席の劉江、朱関田、馬世暁、常務理事の章祖安、李文寛、楊西湖、省の教育学会副秘書長の鄭森林、省の教育委員会の孫同仁、王越、金家驥、沈欣等十五名の同志が会議に出席した。会議では浙江省書法教育研究会準備作業について研究と議論がおこなわれた。

### 12月9日

河北省書法教育研究会設立と第1回例会が石家荘で召集された。同会は書法教育に関わる人たちの大衆性を備えた学術団体であり、黄綺が名誉理事長を担当し、省教育委員会副主任の安効珍を理事長とした。設立大会期間、全省の中等師範学校、中学校、小学校の学生がペン字、チョーク文字、毛筆文字の作品展示をおこなった。

### 1990年

9月12日 北京大学書法芸術研究班が開学式典を挙げる。北京大学副学長の張学書、中国書法家協会副主席の沈鵬、中国書画函授大学（中国書画通信大学）副学長の欧陽中石が式典に参加した。

### 1991年

『中学生字帖』（四種）上海書画出版社編（柳体「神策軍碑」、顔体「顔勤礼碑」、趙体「三門記」「胆巴碑」、欧体「九成宮醴泉銘」）出版。『中学語文教学大綱』の要求に基づき、毛筆の大楷、小楷の字帖、鉛筆の字帖、書法鑑賞の4部からなる。

6月4日 上海師範大学第1回書法大專班30名の学生が卒業する。

9月 北京師範学院（現・首都師範大学）第1期修士の学生を募集し、指導教員に欧陽中石、王世徴が着任する。

### 11月11日

中国教育学会書法教育研究会第1回第2次理事会と第2回書法教育理論検討会が中国教育学会中国書法教育研究会と貴州省書研会の積極的な準備の下、貴陽市にて挙行される。今回の会議の中心的内容は国家教委辦公庁（1990）25号文件「關於加強義務教育階段中小學生写字教学的通知」の精神を深く学びしっかりと実行することであり、経験をもとに、今後五年の仕事の構想を研究し、書法教育理論を交流し、新編『小学写字教材』の発行を押し進め、書法の教員養成等の仕事について討論した。

### 1992年

中央電視台副台長の洪民生の提案により、北京体育大学出版社主催により「中国書法系列講座」が放映される。メインスピーカーに楊再春、趙書範、周持、薛夫彬、張永明、李松等。

5月26日 沙孟海書学院の開幕式典が開催される。

## 1993年

### 3月20日

中国書法家協会書法教育研究会が山東省青島で召集される。今回中国書法家協会成立以降初めて書法教育検討会が開催される。中国文聯の党組副書記の梁光弟、中国書法家協会副主席の劉炳森等が出席する。遼寧省、河南省、北京と中国書法家協会書法培訓中心の代表からそれぞれの地区、学院の書法教育の発展状況と実態について紹介された。  
※翌年にも同様の記載がある。本年は出典が明記されていない。

12月 國務院学位委員会により首都師範大学に美術学（書法）專業の博士授与が認められる。指導教員は歐陽中石。

## 1994年

### 3月20日～22日

中国書法家協会「書法教育検討会」が青島で召集される。これが中国書法家協会設立後、初めておこなわれた書法教育検討会である。中国文聯、中国書協は今回の会議を十分に重視している。中国文聯の党組副書記梁光弟、中国書協副主席、教育委員会主任劉炳森、顧問権希軍、秘書長謝雲、副秘書長劉正成等が参加し講話をする。会議は中国書協教育委員会副主任劉江、林岫が主催する。鄒振亞、張榮慶、張業法、倫烈賢、周永健、趙家熹、宋華平、王冬齡、劉恒、張旭光、蔡祥麟、範国強、劉欣耕、李徳運等が会議に参加した。  
※前年にも同様の記載がある。こちらは『書法通訊』（1994年第1期）の出典が記載される。

### 4月

首都師範大学に中国書法芸術研究所が設立される。1999年に中国書法文化研究所となる。中国国内で初めての院系が建設された書法教学科研單位。歐陽中石が所長である。

### 6月19日

中国教育学会書法教育研究会が北京懷柔にて第2回會員代表大會を召集する。同時に「國際書法教育學術理論検討会」および「第3回全國書法教育學術理論研究会」を召集する。

## 1995年

### 3月20日～28日

全国第三期研修班対面教学と書法創作養成班が北京国防大学大礼堂にて举行される。全国各地から557名の学生が学習に参加し、その中の創作養成班は148名、研修班は340名中、高級班が69名。開幕式には中国書協主席代理の沈鵬、副主席の李鐸、劉芸、佟韋及び北京市成人教育局所長の陳繼霞等が参加する。

## 5月中旬

中国書法家協会培訓中心が举行した対面授業が終了する。全国各地から来た 1000 人強の各班級の学生が対面授業に参加し学んだ。各対面授業は北京、沈陽、西安、広州、無錫でおこなわれた。

## 7月30日

中国書法家協会主催の「書法培訓中心第 1 回学生修了作品展」が中国美術館で開幕する。266 点が展示される。文化部常務副部長、中国文聯党組書記の高占祥、中国書協顧問の周而復、欧陽中石と中国書協副主席の李鐸、劉芸、佟韋がテープカットに参加する。秘書長の謝雲は展覧会に序文を寄せ、常務理事の夏湘平が開幕式に出席する。

9月 首都師範大学中国書法芸術研究所が第 1 回博士研究生を召集し、欧陽中石が指導教員となる。

## 1996年

### 3月22日～28日

黒龍江省書法家協会主催の「全省第 8 回書法中核創作班」が、哈爾濱華誼飯店で举行され、黒龍江省省長、中国書協名誉理事の陳雷、黒龍江省文聯主席、中国書協理事の姜玉庫、黒龍江省書協副秘書長の魏天雪、黒龍江省書法活動中心の副主任の李淑娟、哈爾濱華誼飯店総経理、黒龍江省北開芸術学院院長の宋文麟等知名人士と全国各地から四六名の書法創作中心メンバーが开班式に参加する。

6月 「台湾書法教育学会」の招待により、佟韋、蘇士樹、洪民生が台湾に行き講演をする。

## 1997年

### 3月28日

「西安国際教育書法展」が西安中国書法芸術博物館で举行される。

### 5月28日

中国書法家協会書法培訓中心がおこなった第 4 回対面教学と第 4 期創作培訓班が円満に終了した。全国各地から 512 名の研究、高、中級班の学生と 106 名の創作班の学生が対面での学習と創作養成に参加した。

## 1998年

### 4月15日～22日

中国書法家協会書法培訓中心主催の第 5 期書法創作培訓班および研修班の対面教学が北京玉泉飯店で举行される。今回参加したのは 345 名。そのうち創作班は 84 名、研修班は 261 名が全国各地から参加する。

## 1999年

北京師範大学が正式に書法專業を開設することが教育部によって承認される。  
上海師範大学書法專業本科班が開設され、20名を募集する。

**1月8日** 首都師範大学中国書法文化研究所が美術学（書法）博士後項目の設立が許可される。

**2000年**

『中国書法』雑誌が対面教育活動をおこなう。

**2001年**

**1月1日**

中国教育学会書法教育專業委員會の批准により、北京房山区南尚楽中心校、大連瓦房店市実験小学、河南濮陽市第二実験小学、江蘇靖江市城東小学、上海浦東新区塘橋第一小学、大連莊河市永記小学の6校を第一批准全国書法芸術教育実験学校とする。

**3月2日** 中国教育学会書法教育委員會主催により全国首家書法教育專業インターネットが正式に開通する。

**6月** 山東師範大学中国書法芸術研究所が成立する。

**12月** 中国人民大学中国書法教育發展基金を資金援助単位とし、中国人民大学徐悲鴻芸術学院、芸術中国連合会中国書法教育研究所が主催し、中芸瀚海（北京）文化芸術中心が引き受け第1期の「全国書法推進計画」を正式に推進する。

**2002年**

太原師範学院が書法專攻の本科生（学部生）を募集する。  
中央美術学院国画系が碩士（修士）生課程班を開設する。  
中国書法家協會書法培訓中心が第10回の学生募集をする。  
中国美術学院成人教育分院が初めて書法專攻の專科学校本科課程を開設する。  
中国教育学会書法專業委員會が貴州省貴陽市南明区写字教育実験基地について調査し担当する。

**5月8日**

中国書法家協會書法培訓中心が「全国第九期書法創作班及び研修班対面教学開学式典」が北京国防大学で举行される。全国各地から700名あまりが参加する。

**6月1日**

深圳大学書法研究所が「当代書法教育と書法創作検討会」を主宰し、深圳大学で開催される。全国の一部大学および学術研究機構の専門家、学者および深圳、香港の関係する人びと、深圳大学書法研究所の学生80名あまりが参加する。

### 7月10日～14日

全美書法教育協会、中国国家対外漢語教学辦と北京師範大学が合同で「第3回漢字書法教育国際会議」を北京師範大学伝媒学院と挙げる。アメリカ、日本、韓国および台湾、香港等さらには北京大学、北京師範大学、西安交通大学、山東大学、吉林大学、首都師範大学、聊城大学、華東政法大学、三峡大学、西安工業学院等20余りの大学、故宮博物院、沈陽故宮博物院、文物出版社等の単位の書法教育専門家80名余りが会議に参加する。会議のテーマは、「書法教育と現代教育の融合」で、国内外および会の代表は漢字書法教育の多元化と国際化、漢字書法教育の社会文化価値、漢字書法教育と漢語教学、書法教育の歴史、現状、未来への発展、二一世紀中国書法教育の展望、中国書法教育体系を考察と構築等の議題について討論された。

12月26日 中国美術学院が現代書法研究中心を設立。「臨摹理念方法—第1回書法教学実験展」を同時に主催し開催する。

### 2003年

曲阜師範大学が山東省教育庁の批准を経て、三年制書法專業（專科、芸術類）学生30名を召集する。

華東師範大学芸術系第1回書法研究方向の碩士研究生を召集する。上海地区での該領域の碩士課程の設置は初めてである。

1月19日 河南省教育学会書法教育專業委員會成立大会が鄭州市科技館礼堂にて挙行される。

### 1月

教育部の批准を経て北京師範大学芸術与伝媒学院美術与書法系が「高等書法教育講習班」を挙行し、啓功、欧陽中石、劉炳森、張颯、尉天池、鐘明善、林岫、叢文俊、徐超、王玉池、王靖憲、王連起、蘇士樹、秦永龍、倪文東、周曉陸、胡雲富等著名な学者および書法家が學術講座をおこなう。

### 2月20日

『上海書協通訊』の報道によれば、上海書法家協會剛泰書法芸術学校が設立される。初級、中級、高級書法人材の養成作業を全面的に発展させ、上海の書法教育を持続的に発展する計画である。

### 4月21日～22日

中国教育学会書法教育專業委員會2003年年会が河南省駐馬店市にて召集される。

5月1日 湖南師範大学美術学院文化芸術顧問研究所、中国書法芸術研究所が正式に設立する。

### 11月8日

北京大学が英烈交流中心で「北京大学と芸術教育學術検討会と北京大学書法芸術研究所

成立大会」開催する。

#### 11月8日～11日

中国書法家協会主催の書法培训中心が設立10周年「教学成果展」「第2回全国書法教学論文検討会」が張家界にて開催される。

#### 11月13日

中国書法家協会分党組の研究により、中国書法家協会教育委員会が甘肅省に中国書法家協会第一西部教育基地を建立する。基地に甘肅定西市芸術学校を設置する。

#### 11月21日

中国美術学院が書法專業創学40周年の祝賀活動として中国美術学院書法專業創学40周年回顧展（唐雲芸術館）と国際高等書法教育論壇が举行される。

### 2004年

#### 1月

中央美術学院で「書法と絵画比較研究中心」が設立。邱振中が主任に任命され、同時に2004年に書法に関する博士学位課程が開始することが発表される。これにより、中央美術学院の書法教育が本科、碩士、博士および聴講生と全段階が体系的に整う。

#### 2月

北京書法家協会と北京市委党校（中国共産党中央委員会中国共産党中央党校）共同で「中国書法專業本科班」を実施。3年の学制で、書法常識、現代漢語、古文字基礎、芸術概論、詩詞基礎等23の授業、学修期間を経て試験の成績合格者は、大学本科の学歴を取得し、北京市委党校が卒業証書を発行し、ふさわしい学歴の待遇を受け、成績優秀者は同時に北京書法家協会の加入が認められる。

#### 2月

山東工芸美術学院が書法裝飾芸術專業を開設する。伝統的な書法芸術と現代の科学技術裝飾を応用する技術を結合させていく専攻であり、全国の大学の芸術專業中最初に設立された。

#### 4月17日～18日

河南省教育庁は河南省駐馬店市遂平県で「河南省書法教育現場会暨河南省首屆中小学書法作品大賽表彰会」召集する。

#### 4月28日

『中国書法發展綱要』起草作業會議が北京にて举行される。中国書法家協会指導者の會議出席者は、沈鵬、劉炳森、張飆、林岫等。沈鵬は會議において、『中国書法發展綱要』の制訂のための重要な講話をする。張飆同志は中国書法家協会分党組を代表し、『中国書法發展綱要』成立の起草グループの決定を公表し、張伝凱をグループ長に新明氏、張旭光、呂如雄等の20名のメンバーで組織する。會議はさらに言恭達、周俊烈、劉恒3

人を『中国書法発展綱要』執筆および起草人として決定する。会議後3名は1年で5回ほどの修訂を繰り返し、2005年4月28日の中国書法家協会全国工作経験交流会上『中国書法発展綱要』最終稿を提出し、理事会で承認された。

5月 中国教育学会書法教育專業委員会東北大区協作組工作会が長春市で召集される。

5月 中国教育学会書法教育專業委員会 2004年度全国優秀写字課教師比武表彰大会が閉幕する。

5月9日 北京師範大学書法專業の第1回卒業生の論文試問会が、芸術楼にて举行される。

7月16日 中国書法家協会北京素質教育基地が北京市東城区北池子大街の北京化工学校で成立する。

9月25日～27日

首都師範大学中国書法文化研究所主催の「中国書法文化国際論壇——高等書法教育学科建設與發展国際検討会」が首都師範大学国際文化大廈にて举行され、中国、日本、韓国から60名余りが参加する。

9月25日～27日

首都師範大学中国書法文化研究所主催で「中国書法文化国際論壇——高等書法教育学科建設と發展国際検討会」が首都師範大学国際文化大廈で開催される。

10月3日

山東省書法家協会と山東大学が合同で初めて「文字訓詁と書法文化研究生課程進修班」が、山東大学文学院で正式に開設される。文献学、漢語史研究、漢語研究等11の授業が開設される。教学は定期的な対面授業と読書指導および學術研究の関連する方法によっておこなう。

2005年

1月 福建省漳州教育学院書法協会設立が宣告される。

2月12日 中国書法家協会北京素質教育基地が学生を迎える。

3月18日 北京書法学校が北京東城区北池子大街で成立し看板を掲げる。

5月18日 中南大学書法專業研究生課程開学式典が湖南長沙の中南大学鉄道校区国際報道庁にて举行される。

5月 北京市自考辦が中国書法專業高等教育自考（「自考」は自学考試のこと。大学卒業資格認定試験）を設立し、自学考試に書法專業がない空白を補う。

5月 蘭亭書法芸術学院が浙江省紹興市で成立する。

7月30日～31日

浙江省書法家協会教育委員会が主催する「浙江省書法教育検討会」が浙江省金華市で召集される。

8月3日 北京師範大学芸術與伝媒学院第1回書法碩士課程が正式に開始する。

9月12日

太原師範学院書法專業成立10周年記念として、「新世紀—中国高等書法教育學術検討会」が開催される。

2006年

3月8日 中国書法家協会培訓中心上海同学会成立する。

5月19日

教育部考試中心が2006年下半年から全国で中国書画等級試験をおこなうことを決める。試験は毎年2回おこなう。中国書画等級試験をおこなう目的は祖国の優秀な伝統文化を継承し、書画芸術を普及し、科学的、規範的な育成と評価、最新の学習理念を広め、だんだんと書画芸術を認知し、学習者の書画芸術の技術と審美水準を高めることにある。

7月

中芸大成文化有限公司が百万元を寄付し、中国人民大学教育基金会の下、「中国書法教育發展基金」が成立。100万元の50%で中国人民大学内に書法学科を建設し、50%を社会の書法教育を奨励するのに使用することとする。

7月11日 北京師範大学書法碩士課程が開学する。

8月26日

中国書法家協会書法培訓中心が撮影し、制作した各体臨摹教学CDが完成する。隸書（劉文華主講）、行書（張旭光、胡秋萍、張錫庚、鑒克主講）、楷書（李松、王学嶺、胡立民、張世剛主講）、草書（胡抗美、齊作声、劉月卯、崔勝輝主講）、篆書（高慶春主講）、篆刻（許雄志主講）

9月初

中国人民大学中国書法教育發展基金を財源とし、中国人民大学徐悲鴻芸術学院、芸術中国連合会書法教育研究所が主催し、中芸瀚海（北京）文化芸術中心が具体的な事業の実施を担った「第二期全国書法推進計画」が正式実施となる。計画の目標は、百万人以上の書法愛好者に書法学習を促進し、小、中学校の授業に書法教学を積極的に促進し、書法の学生に伝統的文化を学習する楽しさを体験させ、書法の学生に書法芸術を持続的に学習する条件をつくりだし、優秀な書法教師の能力を育成し、今日の技能訓練を主とする学習方法を打破し、人文修養をおもな授業の特徴とする教学方法を奨励することである。



2007年

4月14日 中国書法家協会培訓中心陝西工作站が西安で成立する。

4月30日～5月8日

中国書法家協会教育委員会が「2007年中国書協支援西部首批講師団」を組織し、寧夏銀川に赴き講義する。中国書法家協会副主席、中国書法家協会教育委員会主任、北京書法家協会主席の林岫を団長とし、中国書法家協会副主席、寧夏書法家協会主席の吳善璋を副団長とする。寧夏、甘肅、青海、陝西、内モンゴル等の学生273人が参加する。

# 關於加強中、小学学生写字教学的通知

## 解題

1963年1月23日に教育部より通知された『關於加強中、小学学生写字教学的通知』（教育部文件（63）教普教劉字41号）は1950年代後半から1960年代の写字教育を考える上で、非常に重要な「通知」<sup>1</sup>である。

『關於加強中、小学学生写字教学的通知』が通知されたのは、『小学語文教学大綱（草案）』（1956年10月）制訂後、『全日制小学語文教学大綱（草案）』（1963年5月）制訂の約4か月前というタイミングであった。

建国期の中華人民共和国は、1949年12月に開催された第一次全国教育工作会议で「1951年から、全国規模の識字運動を開始するよう努力する」ことが決められたように、識字率の向上が国としての一つの大きな課題であった。1958年にも、中国共産党中央委員会と国務院は『關於教育工作的指示』において、全国で3～5年以内に非識字者をなくし、小学校を普及する任務を基本的に完成させるように求めている。

さらに、建国期は識字運動と連動しつつ文字改革運動が推進された時期でもある。1956年、国務院は『漢字簡化方案』を制訂し、1964年3月7日にも、中国文字改革委員会、中華人民共和国文化部、中華人民共和国教育部が合同で『關於簡化字的連合通知』を発行しており、識字運動、文字改革運動が教育へ大きな影響を与えた。

こういった国策の下、1950年代1960年代は、語文教育（日本の国語教育に相当）においても識字教育が強化されていった。そして、語文教育課程の一領域である写字教育は、とりわけ識字教育と密接な繋がりを持ち、学校教育において強化されてきた。<sup>2</sup> そのような状況下で発行された『關於加強中、小学学生写字教学的通知』は、1950年代、1960年代の語文教育、写字教育を考える上で、非常に重要な通知であるが、これまで中華人民共和国はもとより、日本においてもほとんど知られてこなかった。

そういった状況を鑑み、本稿においては、『關於加強中、小学学生写字教学的通知』を広く紹介し、中国写字書法教育史に位置づけていくことの意義は十分にあると考え、訳出を試みた。

『關於加強中、小学学生写字教学的通知』の邦訳に当たっては、当初、『中国教育年鑑 1949～1981』<sup>3</sup>の「小学教育」中の135頁所収の抄録をもとに邦訳をおこなっていたが、『關於加強中、小学学生写字教学的通知』（教育部文件実物）の複製を見る機会に恵まれた。したがって、公開されている資料ではないものの、過眼できた教育部文件の複製によって、『中国教育年鑑』の不足を補い邦訳をおこなった。

## 『關於加強中、小学学生写字教学的通知』邦訳

關於加強中、小学学生写字教学的通知（小、中学生の写字教学の強化に関する通知）

各省、市、自治区教育厅、局：

写字は小・中学生の一つの重要な基本的訓練である。近年、多くの学校が写字の時間を配置し、写字教学を重視し始め、学生の写字にはやや進歩が見られる。しかし、目下多くの小・中学生の文字はいまだ正しく書けておらず、筆順と間架結構に注意していない——文字が丁寧でなく、読みにくかったり、間違えた文字が多く、配置配列が整っていない——紙面がきたなかったりする。こういった状況からあらゆる学校と教師全

体が写字を重んじるように至らしめなければならない。

小・中学生の写字教学を強化するために、以下の意見を提出し、実行する際の参考にされたい。

一、全日制小学校各学年すべてで写字練習の授業を開設しなければならない。低・中学年の写字の授業は毎週三時限分——低学年の写字は毎日の講読の授業と適度にあわせておこなうこともでき、分けておこなうこともできる。高学年の写字の授業は毎週二時限分。写字の授業時間内で、教師は具体的な写字指導をおこなわなければならない。初級中学一年生は毎週一時限写字指導の授業を設置する。中学の各学年はみな作文と文書作業等を通して写字を練習し、語文の授業の宿題で習字練習を規定してもよい。

二部制の小学生の写字の練習は、授業外でおこなってもいいが、授業内で必要な写字の指導時間を配置しなければならない。

二、小・中学生の写字についての求めるものは、第一に正確で、はっきりとしていること、筆順が合理的であること、字形が正しいこと、配置配列が整っていることであり、その次がだんだんと写字速度が速くなっていくこと、実用に都合がいいことである。低学年の学生についてはさらに執筆方法と写字姿勢の指導に注意し、学生たちに文房具を正しく使用し大切にすることを教育しなければならない。

小中学生はみな誤字を書かないように注意しなければならない。簡化漢字の使用は国务院が公布推進しているものを標準とし、勝手に作ったり省略文字を勝手に使ったりしてはならない。

三、小学校低学年では石筆と石盤を用いて写字練習をしてよく、鉛筆で文字を書いて練習してもよい。中、高学年は万年筆と毛筆で文字を書く練習すること。中学の各学年では万年筆と毛筆での文字練習を注意しながら継続する必要がある。

学生に写字の練習を指導するのに、主に鉛筆、万年筆を用い小字を書き、毛筆を用い小字を書き練習してもよい。間架結構の練習に都合がいい場合、毛筆を用いて大字（一般に練習する約五十ミリ四方の大字）を書く練習をしてもいい。

四、小・中学校の各種学科の教師は、みな学生の写字について厳しく求める必要があり、指導を強化しなければならない。学生の各種文書作業について、すべて文字を正確に、正しく、はっきりと、配置配列を整えて書けることを求め、紙面がきれいであるようにしなければならない。写字が丁寧ではないという現象は断固としてすぐに正さなければならない。必要な時は、学生にもう一度清書させてもよく、あるいは適当に点数を差し引いてもよく、必ず学生が真面目に写字をする習慣を養成しなければならない。

五、教師と学校の幹部は写字方面で見本を見せていかななければならない。特に小学校の教師は板書と添削作業の時の文字は、必ず文字を正確に、正しく、はっきりと書き、雑に書いてはいけぬ。学校のスローガン、掲示、通知等、すべて文字を正確に、整えて書かねばならず、省略字を濫用してはいけぬ。

文字を上手く書けない各教科の教師と学校の幹部は、みな写字を練習しなければならない。上述の要求に合致するようにやり遂げなければならない。誤字を間違えて書くのを避けるため、教師は辞典・字典を調べる習慣を養成する必要がある。学生の教育でもこのような習慣を養成しなければならない。学校で正確に簡化漢字を使用させる

ため、省、市、自治区の教育庁・局は国務院が公布し推進している簡化文字を、すぐに印刷しすべての学校に渡し、教師の使用に供すこと。

各種師範学校は写字教学を重視しなければならず、師範学校の学生が字を正確に書くこと、正しく書くことを厳しく求め、ならびに師範系の学生たちに写字を指導するのに必要な知識を教えること。必ず一定の写字時間を配置し、師範系の学生に写字を練習させること（板書を含む）。目下、こういった方面の基礎が比較的足りない師範系の学生はしっかりと補講をおこなう必要がある。

六、各地の教育行政部門は関係する部門と連携をとり、必要な字帖、紙、文房具を生産し提供できるようにしなければならない。

1963年1月23日



- 1 中華人民共和国において、国務院や教育部等が制訂する行政法規には「条例」「規定」「規則」等があり、「意見」「決定」「通知」があるが、これらも法令に準ずる法的拘束力を持っている。
- 2 「中華人民共和国建国期の小学校における写字教育—『小学語文課程暫行標準（草案）』『小学語文教学大綱（草案）』を中心に—」（『中国近现代文化研究』第十九号、中国近现代文化研究会、二〇一八年三月）および「一九五〇～六〇年代の中華人民共和国小学校における写字教育について—『小学語文教学大綱（草案）』『全日制小学語文教学大綱（草案）』を中心に—」（二〇一八年九月二九日「全国大学書写書道教育学会第三回滋賀大会における口頭発表」）において詳述した。
- 3 中国大百科全書出版社、『中国教育年鑑』編集部編、一九八四年九月発行、中国大百科全書出版社発行

# 中小学書法教育指導綱要

漢字と漢字を媒介とした中国書法は中華民族文化の宝であり、人類文明の貴重な財産である。書法教育は児童・生徒の写字能力、審美能力と文化品位の育成に重要な作用を及ぼす。小中学校の書法教育を推進し、中華民族の優秀な文化を伝承するため、本綱要を特別に制訂する。

## 一、基本理念

小中学校の書法教育は、語文（国語に相当）課程の識字と写字教学を基本的な内容とし、漢字の写字能力の向上を基本目標とし、写字実践を基本的な方法とし、書法審美教育と書法文化教育を適度に取り入れる。

1. 全体に配慮して、すべての児童・生徒に整った漢字を書かせる必要がある。識字・写字は、児童・生徒が系統的に受ける文化教育の端緒であり、一生にわたる学習の基礎である。小中学校の書法教育では一人一人の児童・生徒が規範的な漢字を写字するという基本的要求を達成させなければならない。
2. 硬筆と毛筆の兼修は、実用と審美によりお互いに補完する。小中学校の書法教育は硬筆写字と毛筆写字による教学を包括する。書法教育は児童・生徒の漢字写字の実用能力の育成を重視し、さらに美感教育も関連され、児童・生徒の審美能力を発展させなければならない。
3. 写字規範に従い、個性体験に注意を払う。小中学校の書法教育は児童・生徒に漢字写字の基本的規範と基本的要求を身につけさせる必要があり、さらに児童・生徒の書法練習と書法鑑賞中の体験、感受性と個性的な表現に注意を払わなければならない。
4. 技能訓練を強化し、文化的素養を高める。小中学校の書法教育は基本的な写字技術の育成を重視しなければならず、絶え間ない写字水準の向上が求められる。それと同時に教学活動中に書法文化教育を適切にすすめ、児童・生徒に漢字や書法の豊富な内包と文化価値に対して理解させ、自身の文化素養を高めなければならない。

## 二、目標と内容

### （一）書法教育の総体的目標と内容

1. 漢字の硬筆写字、毛筆写字の基本的な技法を学習し身につけ、写字能力を高め、良好な写字習慣を養成する。
2. 漢字と書法の魅力を感じ、気性を陶冶し、審美能力と文化品位を高める。
3. 漢字や書法学習を強く愛する気持ちを高め、中華の優秀な伝統文化を重視し、文化への自信と国を愛する気持ちをいっそう高める。

### （二）硬筆学習の目標と内容

1. 執筆要領を身につけ、写字姿勢を正確にし、いらいらせず焦らず、一意専心に書く。正確な運筆方法を学習し、少しずつ起筆、送筆、収筆の運筆感覚を体得し、少しずつ硬筆写字の際の力の入れ具合、速度の変化を体験し、少しずつ鉛筆やペンでの写字の特徴を体得する。「筆を手執る時はいつも練習である」という習慣を養成する。文房具を大切にすることを理解する。

2. 小学校低学年では鉛筆を用いて正楷書の写字を学習し、漢字の基本的な筆画、常用する偏や旁といった部首や基本的な筆順のルールを身につける。習字格（罫線）によって漢字の筆画と間架結構を把握し、できるだけ規範的に、端正に、清潔に写字し、漢字の形体美について初歩的な体験をする。小学校中学年では、ペンを用いた学習を開始し、ペンを用いた熟練した正楷書を写字し、端正に、バランスのとれた漢字を書き、できるだけ美しさを追求し、次第に写字速度を高めていく。小学校高学年では、横線を用いてノートに文章の練習をする時、できるだけ配置配列が整い、美しくなるように努め、一定の速度で書くことを求める。興味のある児童・生徒は硬筆を用いて試しに規範的行楷書、通行の行楷書を学んでもよい。中学校段階においては、規範的行楷書、通行の行楷書を学ぶ。高校段階においては、硬筆を用いた行書の写字を学ぶことができ、できるだけ美しく書くことを求める。

### (三) 毛筆学習の目標と内容

#### 小学校3—4年

1. 毛筆の執筆要領と正確な写字姿勢を把握し、筆、墨、紙、硯などの常用の写字用具の常識を理解し、正確に使用し管理することを学習する。写字環境を清潔に保つことに注意する。
2. 毛筆を用いて楷書の字帖を臨摹することを学び、臨摹の基本的な方法を把握する。楷書の基本点画の書き方を学び、初歩的な起筆、送筆、収筆の基本的な方法を理解する。習字格を用い文字の筆画と間架結構を把握するよう注意しなければならない。
3. 楷書の古典碑法帖に触れはじめ、初歩的な感性の認識を獲得する。集字による練習を試みる。

#### 小学校5—6年

1. 継続して毛筆を用いて楷書を書く。毛筆の運筆方法をより熟練して身につけ、筆の上げ下げ、力の入れ方、リズム等の変化を体得する。習字格によって、筆画の間隔、部首の間隔の位置関係をより把握し、筆画の規範、結構のバランス、均整のとれた美しさを次第につかむようにする。正確な写字姿勢と良好な写字習慣を維持する。
2. 楷書の古典の碑法帖の臨摹に挑戦し、その写字特徴を体得し、臨書能力が次第に向上するようにする。臨書やその他の写字活動中に、先に脳で考えその後手を動かす習慣を養成する。
3. 書法作品の鑑賞の学習をする。条幅、斗方（正方形の紙）、対聯など、よく見かける書法作品の形式について理解する。書法の社会生活における応用に注意を払う。古典の碑法帖の鑑賞を通して、最初は篆書、隸書、草書、楷書、行書の五種類の書体を認識し、書体のおおよそその変遷過程を理解し、初歩的な異なる書体の美しさを感じていく。
4. 初歩的な書法の応用意識を持ち、学習と生活において自分の写字技能を好んで運用しようとする。

#### 初級中学（中学校）段階

1. 継続して毛筆を用いて楷書の古典の碑法帖を臨書し、できるだけ精緻にできるようにする。興味のある児童・生徒に隸書、行書など、その他の書体に挑戦させ、篆刻の常識を理解する。
2. 代表的な書家や作品について理解する。筆画、結構、章法から内包などの方面まで学び書法作品を鑑賞し、さしあたり書法的美を感じ、他の人と鑑賞して感じたこ

- と得たことを交流してみる。
3. クラス、学年、学校、地域社会での活動および家庭生活において、自分の写字技能を積極的に用いようとする。
- 高級中学（高等学校）段階**
1. 義務教育段階の書法学習の成果を高め強化し、継続して毛筆を用いて古典の碑法帖を臨書する。
  2. 語文、歴史、美術、芸術等の関係する学科の学習と結びつけ、中国書法の豊富な内包と文化価値を認識し、文化修養を高める。
  3. 書法の選択授業を通してさらに深く学習し長所を伸ばし、書法作品の創作などといった発展的活動をしてもよい。

### 三、実施の提案と要求

#### （一）教学についての提案と要求

1. 合理的に書法教育の教学時間を割り振ること。義務教育段階の書法教育は語文の授業を主とし、その他の学科課程、地方や学校の授業でおこなうことができる。その中でも、小学校3年から6年までは毎週1時間の授業を設定し毛筆を用いて文字の学習をおこなうこと。普通高校では書法の選択授業を開設することができる。
2. 児童・生徒の書法の基本的な技術の育成を重視する。臨摹は書法学習の基本的な方法であり、臨摹過程では読帖、摹帖、臨写、比較、調整などの段階を含む。臨書の初期段階において、習字格は読帖と臨写過程で重要な作用を十分に発揮し、児童・生徒が手本の文字の筆画、部首の位置と比例関係の観察を導く。臨摹の過程において、読帖の習慣を養成し、「意在筆先」の意識を形成する。児童・生徒は毛筆を用いて楷書の古典の碑法帖を臨摹し、できるだけ正確に臨摹できるようにする。写字のレベルが比較的高い一部の児童・生徒はやや正確な背臨を試してもよい。
3. 良好な写字習慣と態度の養成を重視する。書法教学过程の、とりわけ学習の初期段階においては、教師は児童・生徒の写字態度、写字姿勢、写字用具の使用と写字環境を美しく保つよう指導することを厳格に要求する。
4. 書法学習の段階的に進めていく規律に従う。小学校の初期段階の写字は先ず鉛筆を用いて学習し、学年があがるに従い、だんだんとペンや毛筆を使用して学習するようにする。書法教学は筆画の写字を起点とし、一般には簡単な結構の文字から複雑な結構の文字へと学習をすすめ、単体の練習から始め、文章の練習へと進み、見本の文字の観察、描紅、仿影、臨帖からはじめ独立した写字へと進めていく。教師は、科学的、合理的、系統的に教学を進める必要があり、児童・生徒にだんだんと基本技法を把握させていき、継続した写字能力の向上に努める必要がある。硬筆の写字教学は小中学校の書法教育の全過程を通しておこなわれなければならない。
5. 写字実践を強化する。教室での練習、写字の課題や各学科の書くことが関わる課題などいろいろな種類の方法を通して、児童・生徒の写字実践活動を保証する。各学科の教師は、児童・生徒の写字実践の指導について重視しなければならない。日常の作業について明確な写字についての要求を必要とする。文字の練習と応用を機会があるごとに関連させるように努力し、児童・生徒の学業の負担を増やすことを避けなければならない。
6. 書法教育中の文字の使用についての要求を明確にする。『中華人民共和国国家通用语言文字法』の関連する規定に基づき、硬筆教学では規範的な漢字を使用しな

ればならず、毛筆臨書は古典の碑法帖を手本とするべきである。

7. 教師の模範作用を発揮する。各教科の教師はみな板書、添削作業と日常的写字において模範作用を必要とし、児童・生徒の真摯な写字の手本とならなければいけない。
8. 多様化する教学方式・方法を提唱する。書法教育は写字実践、課題の展示、鑑賞評価、ディベートなどの形式を採用し、児童・生徒の学習の興味を引き出し、教学効果を高める。学校、教師、児童・生徒は、インターネットを通して豊富な書法教育の資料を得、交流を強化し、開放的なインターネット書法教学の土台を構築し、十分に現代の情報技術を利用し生き生きとした活発な書法教学をおこなう。
9. 授業と授業以外での学びの結合を重視する。児童・生徒が生活において書法を学び、書法を用いるように導き、書法教育の実践活動を積極的に推進する。クラブ活動、グループ活動、部活、テーマ講座、コンクール、芸術祭、文化祭などといった多様な形式の活動を通して、書法学習環境と雰囲気をつくりだす。少年宮、美術館、博物館、名所旧跡等の教育資源を充分に利用し、書法学習の空間をつくりだす。条件が整う地区、学校は学校間、地区間交流を促進し、さらには国際書法教育交流活動を推進する。児童・生徒の学習、生活において書法の学習成果を応用し、実践能力を発展させる。

## (二) 評価についての提案

1. 評価の目的。小中学校での書法教育の評価は評価の発展性機能を発揮する必要があり、その趣旨は児童・生徒の書法学習の興味を引き出すことにあり、良好な写字習慣を養成し、写字水準と審美嗜好を高めることにある。
2. 評価の重点。小学校低学年、中学年の写字評価は、基本点画、結構の正確な理解を重視する必要があり、真摯な写字態度と良好な写字習慣の養成に注意する。小学校高学年は写字の美しさ、流暢さについてさらに注意する必要がある。中学校では写字練習の継続性と写字レベルの持続的向上に注意する。
3. 評価方式と方法。小中学校の書法教育の評価は教学の需要と結びつけ、柔軟に多様な評価方法を用い、圏点法、批注法、示範法、作業分析法までを用い、作品展示、反芻・総括から成長記録袋作りなどの方法までを用いることもできる。評価過程で自己評価、他者評価、相互評価などの方法を総合的に用いる必要がある。各学科の試験の写字状況を点数化することを提唱する。

小中学校の書法教育においては専門の試験をおこなわず、書法等級試験を推進しない。

## (三) 教学用教科書の編集と提案

1. 小中学校の書法教学用の教科書は児童・生徒用の『書法練習指導』と教師用の『書法教学指導』を含んでいる。教学用教科書の編纂は、『義務教育語文課程標準(2011年版)』に照らし、高級中学の語文、美術、芸術等の関連する教科の課程標準と本綱要の関連する要求に従い、次第に内容が深化していくように教育の内容を盛り込み、教学活動をデザインし、書法教育の基礎性、実践性、段階性と規範性を体現できる教学目標を確実に達成できるようにする。
2. 義務教育段階の『書法練習指導』は児童・生徒の心身の発展特徴に合わせる必要があり、写字練習を主体とし、写字技法の指導内容の要点を盛り込み、ほどよく書法審美と書法文化の内容を取り入れる。内容が適切で、難易度が適当であり、児童・生徒の学習興味を引き出すことに注意し、学習効率を高めるようにする。



小学校低学年の『書法練習指導』の編集は、『義務教育語文課程標準（2011年版）』附録4の「基本字表」を参考にし、同学期の語文教科書の識字、写字内容を参考にし、硬筆写字の見本と写字練習を主体とし、写字姿勢と写字習慣の指導内容のポイントを適度に取り入れる。

小学校中学年、高学年の『書法練習指導』の編集は、硬筆の楷書、行楷書と毛筆の楷書を主体とし、写字練習を重視し、適度に写字姿勢、写字習慣、写字技法の指導内容のポイントを適度に収録する。

初級中学の『書法練習指導』の編集は、硬筆の行楷書の写字練習と毛筆の楷書の古典碑法帖の臨摹を主体とし、適切に写字技法の指導内容を盛り込み、適切に書法審美と書法文化の内容を盛り込む。

高級中学段階では関係する課程標準によって書法選択教材を編集することを望む。

3. 教師用の『書法教学指導』は学習段階を分けて編集するべきで、教学内容、教学方法、書法文化と書法鑑賞などの方面において書法教師に見本資料と指導方法を提供する。

附録：

1. 漢字筆画名称
2. 漢字筆順の基本規則
3. 推薦する臨摹手本
4. 推薦する鑑賞作品

## 附録

### 附録1 漢字筆画名称

点画	名称	例	点画	名称	例
丶	点	六	丨	竖提	氏
一	横	十	一	横折	衣
丨	竖	中	冫	横折	口
ノ	撇	八	冫	横折折	月
ノ	捺	人	フ	横撇	水
ノ	提	虫	ㄥ	横折	去
丨	竖折	小	し	横点	好
丨	弯折	子	乙	横折弯折	九
丨	斜折	我	レ	竖折	山
丨	弯折	心	ㄣ	竖折折折	马
丨	竖弯	回	ㄣ	横折折撇	边
丨	竖弯折	儿	ㄣ	横折弯折	那
丨	横折提	话	ㄣ	横折折折折	初
丨	横折弯	船	ㄣ	竖折撇	寺

※ 点画の名称については中国語表記のままとした。

附録2 漢字筆順の基本規則

規 則	例	筆 順
横 → 縦	十	一十
	下	一丁下
左払い → 右払い	八	ノ八
	天	フ天
上 → 下	三	一ニ三
	尖	一尖
左 → 右	地	ノ地
	你	一你
外 → 内	月	ノ月
	向	ノ向
中 → 閉じる	日	一ニ日
	国	一ニ国
真ん中 → 両側	小	一ノ小
	水	一ノ水

便利で、流麗に漢字を写字するために、漢字の結構の特徴、日常で使用する写字用具、写字姿勢、写字をする際の身体の動作および筆写過程に基づき、人々の歴代の写字経験からまとめられたのが漢字の筆順の基本的な規則である。この基本規則は極めて多くの漢字の写字に当てはまるはずであるが、少数の漢字の写字筆順については当てはまらないこともあり、教師は弾力的に理解してほしい。行書、草書の写字筆順の変化は比較的多いが、それらにも規律があり、教学にあたっては古典の碑法帖と結びつけて指導をしてほしい。

附録3 推薦する臨摹手本

古典碑法帖の臨摹は毛筆学習の重要な内容と基本的な過程である。歴代の書法教育の経験から、以下の臨摹手本を推薦し、教師、学生に選択して使用するよう提供する。教師も教学の実際と結びつけて、自分でその他の古典碑法帖を選び推薦して臨摹の手本としてよい。

(一) 楷書

欧陽詢『化度寺碑』『九成宮醴泉銘』  
 褚遂良『雁塔聖教序』『大字陰符經』（伝）  
 顔真卿『多宝塔碑』『顔勤礼碑』  
 柳公権『玄秘塔碑』『神策軍碑』  
 趙孟頫『三門記』『妙巖寺記』

(二) 行書

王羲之『蘭亭序』（「神龍本」）  
 顔真卿『祭侄文稿』  
 蘇軾『黄州寒食詩帖』  
 趙孟頫『洛神賦』

(三) 隸書

『乙瑛碑』

『礼器碑』

『史晨碑』

『曹全碑』

附録4 推薦する鑑賞作品

教師が篆書、隸書、草書、楷書、行書の五種の書体を初めて知る学生を指導するのに便利なように、書体のおおよその変遷過程を理解し、代表的な書家および作品を理解し、書法の鑑賞を学習するのに、以下の作品を特別に推薦し、教師は教学の必要性に基づき選ぶように提供する。教師も教学の実際に基づき自らその他の優秀な作品を推薦してもよい。附録3で推薦した臨摹手本も鑑賞作品としてもよい。

『泰山刻石』

皇象『急就章』

『石門頌』

『西狹頌』

『張遷碑』

鐘繇『宣示表』

陸機『平復帖』

王羲之『得示帖』

王献之『中秋帖』

王珣『伯遠帖』

『張猛龍碑』

智永『真草千字文』

『等慈寺碑』

孫過庭『書譜』

『靈飛經』

張旭『古詩四帖』 (伝)

懷素『自叙帖』

黄庭堅『松風閣』

米芾『蜀素帖』

趙孟頫『道德經』

王鐸作品

吳昌碩作品

于右任作品

魯迅作品

沈尹默作品

郭沫若作品

毛沢東作品

林散之作品

沙孟海作品

啓功

## 構成および出典

本研究は、第3章と第9章を除き以下の出典に基づきまとめたが、すべての章において大幅に修正をしている。

### 第1章 中華人民共和国建国期の写字教育

初出 「中華人民共和国建国期の小学校における写字教育—『小学語文課程暫行標準（草案）』『小学語文教学大綱（草案）』を中心にして—」（『中国近現代文化研究』第19号、中国近現代文化研究会、pp. 86-103、2018年3月）

### 第2章 1950年代半ば～60年代の写字教育

初出 「1950年代半ば～60年代の中華人民共和国小学校における写字教育—『小学語文教学大綱（草案）』『全日制小学語文教学大綱（草案）』を中心にして—」（『書写書道教育研究』第33号、全国大学書写書道教育学会、pp. 1-10、2019年3月）

### 第3章 文化大革命～1980年代の写字教育

書き下ろし

### 第4章 『中小学書法教育指導綱要』の研究

初出 「中華人民共和国『中小学書法教育指導綱要』の研究—目標の分析を中心として—」（『公益財団法人日本習字教育財団 学術研究助成成果論文集』第2号、公益財団法人日本習字教育財団、pp. 141-176、2016年3月）

### 第5章 『中小学書法教育指導綱要』通知以降の写字書法教育

初出 「『中小学書法教育指導綱要』通知以降の中国における写字・書法教育の動向について—関連法規の分析を中心として—」（『書写書道教育研究』第31号、全国大学書写書道教育学会、pp. 21-31、2017年3月）

### 第6章 小学校の検定済教科書『書法練習指導』

初出 「日中比較による中華人民共和国小学校の検定教科書『書法練習指導』に関する研究」（共著、執筆部分のみ使用。『書写書道教育研究』第34号、全国大学書写書道教育学会、pp. 1-10、2020年3月）

### 第7章 小学校の検定済教科書『書法練習指導』（北京師範大学出版社版）

初出 「中華人民共和国の小学校における教科書『書法練習指導』（北師大版）について」（『日中韓三国の書教育と教科書』東京学芸大学書道教育研究会、pp. 124-172、2019年8月）

### 第8章 写字書法教育を担当する教員の養成

初出 「中華人民共和国における小・中学校の書法教員養成について—インタビューによるアプローチを中心にして—」（『立教新座中学校・高等学校研究紀要』第46号、立教新座中学校・高等学校、pp. 1-10、2017年3月）  
「教育法規に見る中国の小・中・高等学校における写字書法教育と教員養成」（『東アジアにおける書教育と教員養成』上・下、東京学芸大学書道教育研究会、上・pp5-24、2017年12月）

### 第9章 日本および中華人民共和国の小学校における書教育の目標の変遷とキー・コンピテンシー

書き下ろし

### 附録

**中華人民共和国写字書法教育年表（1949～2007）—『中国書壇紀事』をもとに—**

初出 「中華人民共和国写字書法教育関連年表（1949～2007）—『中国書壇紀事』をもとに—」（『東アジア書教育論叢』第7号、東京学芸大学書道教育研究会、pp.84-96、2021年3月）

**關於加強中、小学学生写字教学的通知**

初出 「中華人民共和国『關於加強中、小学学生写字教学的通知』（1963年1月23日制訂）」（『東アジア書教育論叢』第5号、東京学芸大学書道教育研究会、pp.73-77、2018年12月）

**中小学書法教育指導綱要**

初出 「中華人民共和国『中小学書法教育指導綱要』」（『東アジア書教育論叢』第3号、東京学芸大学書道教育研究、pp85-94、2015年3月）